

OSAKA ARTS COUNCIL

OSAKA ARTS COUNCIL

大阪アーツカウンシル設立に向けた
事例調査・フォーラム開催等
事業報告書

アートが拓く、あたらしい大阪 — 大阪アーツカウンシルに向けて

2012-2013

OSAKA
ARTS
COUNCIL

**OSAKA
ARTS
COUNCIL**

大阪アーツカウンシル設立に向けた
事例調査・フォーラム開催等
事業報告書

アートが拓く、あたらしい大阪 — 大阪アーツカウンシルに向けて

2012-2013



prologue

ごあいさつ

「大阪アーツカウンシル」がはじまります。

アーツカウンシルは、芸術をプロパガンダに用いた第二次世界大戦の反省から英国で生まれました。当時の英国といまの大阪の状況は異なりますが、グローバリゼーションが進むなか、各国、各都市がアーツカウンシルを積極的に導入するのは、都市の再生や人々の新しいつながり方に希望を見いだしているからだと思われます。

アーツカウンシルという仕組みは、文化芸術のあり方を人やもの、お金の流れから問いなおし、有形・無形を問わず多彩な表現活動を未来のよりよい社会づくりのためにどのように位置づけるかを考える、いわばローカルな自治をさぐる取り組みでもあります。

商売のまちと思われている大阪ですが、「儲かりまっか?」「ぼちぼちでんな」というやりとりは、実は大阪らしくありません。昔からの大阪人なら「儲かりまっか?」「おかげさんで」と答えるでしょう。おかげさま。世間やさまざまな他者のおかげであるというこの考え方は、おおきな宗教観に支えられたものだとも言われています。

大阪の持つ「おかげさま」とは、自治のあり方に寄与する考え方のように思われます。大阪の経済が発展してきたのも「(自分だけのためではなく、多くの) 誰かのため」という働きの積み重ねだったのかもしれない。けれどいつしか、「おかげさま」は薄れ、経済も疲弊し、格差も広がっています。

そうしたなか、大阪府と大阪市では自治体の連携により、専門性・透明性・公正性を重視しつつ大阪にふさわしい文化行政を展開することを目的に「大阪アーツカウンシル」の準備が進められてきました。

大阪アーツカウンシルでは、文化の主役は府民・市民、行政はサポート役という基本理念を持ち、広く、深い知見を有した専門家が評価、企画、調査等を行なう予定となっています。

本報告書は、大阪アーツカウンシルの設立を前に、その枠組み等について広く周知を果たした「報告会&説明会、シンポジウム」の報告、府内にある文化芸術団体のアンケート調査、助成を行なう財団等へのヒアリング、全国の自治体による文化政策のアンケート調査、大阪の文化行政の変遷やアーツカウンシルの各国の事例等をまとめました。

これから始動する大阪アーツカウンシルは、このまちに大胆に、そして細やかに働きかける仕組みであってほしいと願っています。同時にそれは府民・市民による自治の意識を高めることに他ならないと思います。

そして大阪が魅力あるまちに、「おかげさんで」と微笑む慈愛のまちになれば、世界中からたくさんの方が訪れることでしょう。人々の交流から、多くの対話が生まれ多様性が広がり、新たな価値が創造されると思います。

2013年3月末日

contents

「大阪アーツカウンシル設立に向けた事例調査・フォーラム開催等」事業報告書
アートが拓く、あたらしい大阪——大阪アーツカウンシルに向けて

pages

4	ごあいさつ	153	3 大阪アーツカウンシル設立に向けた事例調査と分析
9	special issue 巻頭特集 アーツカウンシルと市民自治をめぐる	155	3-1 大阪府域で文化事業を行っている団体等調査
10	Vol.1 対談：アーツカウンシルと大阪の市民社会 宮川康子 京都産業大学 × 山田創平 京都精華大学	199	3-2 大阪アーツカウンシル報告・説明会参加者アンケート調査
22	Vol.2 対談：表現の回復と市民自治 加藤種男 アサヒグループ芸術文化財団 × 上田假奈代 詩人、こえとことばとこころの部屋	221	3-3 芸術文化活動に対する助成制度調査
32	Vol.3 対談：アーツカウンシル・イングランドのいま 湯浅真奈美 プリティッシュ・カウンシル × 樋口貞幸 アート NPO リンク	255	3-4 助成財団、自治体分析
41	1 大阪アーツカウンシルと文化政策	256	3-4-1 企業・企業財団のメセナから考える、多様な芸術・文化振興策 荻原康子 企業メセナ協議会
42	1-1 アーツカウンシルを知る・学ぶ 山口洋典 應典院寺町倶楽部	262	3-4-2 自治体文化政策の評価を考える 野田邦弘 鳥取大学
64	1-2 大阪の文化政策の変遷 吉澤弥生 大阪大学	269	karte 巻末資料 芸術文化活動に対する助成制度調査
72	1-3 文化政策における「評価」を考える アート NPO リンク	414	おわりにかえて「飛びたつ朝に——これからはじまる大阪アーツカウンシルのために」 上田假奈代 詩人、こえとことばとこころの部屋
95	2 大阪アーツカウンシル報告・説明会事業の報告		
96	2-1 報告・説明会開催データ		
	2-2 大阪アーツカウンシルについての対談		
98	熊倉純子 東京藝術大学		
112	中川幾郎 帝塚山大学		
124	太下義之 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 聞き手：山口洋典 應典院寺町倶楽部		
136	2-3 シンポジウムレポート アサダワタル 日常編集家		

*「アート」「文化芸術」「芸術文化」「芸術」の表記について：発言者・著者により包括概念もさまざまであることから、本報告書では、表記を編集・統一しないものとした。

special issue

巻頭特集 | アーツカウンシルと市民自治をめぐって

vol.1 対談：アーツカウンシルと大阪の市民社会

宮川康子 | 京都産業大学 | ✕ 山田創平 | 京都精華大学 |

vol.2 対談：表現の回復と市民自治

加藤種男 | アサヒグループ芸術文化財団 | ✕ 上田假奈代 | こえとことばとこころの部屋 |

vol.3 対談：アーツカウンシル・イングランドのいま

湯浅真奈美 | ブリティッシュ・カウンシル | ✕ 樋口貞幸 | アート NPO リンク |

山田創平 (以下、山田): 宮川さんは近世日本思想史を専門とされていて、特に懐徳堂に関する書籍を出されています。現在大阪でアーツカウンシルをつくらうという動きがありますが、アーツカウンシルの肝は権力との距離、付かず離れずの「アームズ・レングス」な距離感だと思います。アーツカウンシルは公の資金を扱いますが、あくまでも市民団体ですから、その距離感があってはじめて存在意義を発揮することができるわけです。権力との距離の取り方、あるいはそれは成熟した市民社会や自治と言っても良いかもしれませんが、それってもともとこの大阪に伝統的にあったものなのではないかと思っています。例えば古くは石山本願寺の自治都市などが思い浮かびますが、懐徳堂もそのひとつではないでしょうか。

宮川康子 (以下、宮川): 懐徳堂って市民がつくったものなんです。今は大阪大学「懐徳堂センター」みたいに大学の一部みたいになってしまってるけど、それはやっぱり違って本当は市民がつくったものだったのね。まさに江戸幕府とは付かず離れずの関係で、幕府からはお金は一銭ももらわない。でも学校が建っている土地は公の土地と認めますと。だから誰が入っていてもいいし、税金も払わないでいいですって、それだけの関係ね。だから自由な学問が中で展開できたし、幕府は中身には口出ししなかったんです。

山田: やっぱり大学は国がつくったものだから、それとは全然違うんですね。

宮川: そうそう。だから懐徳堂記念会のお年寄りたちは大阪大学の一部になることを潔しとしなかったね。ものすごくプライドを持ってらしたし。ところが今やもう実

質、支えていた企業の寄付金もどんどん目減りするし、大学に吸収されちゃったわけ。そこらへんが、やっぱり権力との関係は難しい。

山田: 難しいですね。あっという間に取り込まれちゃう。そもそも懐徳堂を支えた市民ってどんな人たちだったんですか。

宮川: 大正時代につくられた重建懐徳堂を支えたのは大阪の町の商人たちですよ。大阪で商売してる人たちがお金を出し合ってやりましようってつくった。それも戦争で焼けちゃって今は残ってないんだけど。当時はね、西洋のことが勉強したかったらYMCAへ行け、東洋のことが勉強したかったら懐徳堂へ行けてみんな言っていたらしくて、まだ大正時代の懐徳堂に通ったことのあるっていう人も二人くらいいた。20年前くらいだからもうお亡くなりになったかもしれないけどね。

山田: その前に江戸時代の懐徳堂があったんですね。江戸時代の懐徳堂はどんな場所だったんですか。

宮川: 本当にお金持ちの商人たちが支えていて、自分の店で働く丁稚さんとか手代さんとかみんなにそこに勉強に行けよっていう場所。そして地方からはけっこう武士の息子とかも来てた。察があったから留学しに来てるんだよね。

山田: 学費とかはあったんですか。

宮川: 私いつも学生に言うんだけど、学費って概念は、近代にならないとないの。学費ってというのは、勉強して何単位かとして卒業すればそのことが将来自分に利益となって戻ってくるんだから、つまり自分が利益を得るんだから、受益者負担で学費を払ってこと。でも江戸時代は教えてくれる先生に対しての「お礼」なのね。だから「お礼」の意味が込められていれば、紙一折でも筆一本でもいいの。野菜でもいいわけ。「お礼」だから。学校の経営費用は町人たちが出し合ったお金をファンデーションとしてキープしてそれを貸し付けて利息を稼いで、それで運営するの。だから大阪じゃないとできないのよ。最初から学校で教える学主と今でいう理事にあたる預り人っていう人がいて、お店の番頭クラスの人になるんだけど、そのお

金を貸し付けて利息を取ってまわして行って運営するのよ。

山田:財団法人みたいだ。

宮川:今の私学は政府からの助成金に頼ってるでしょ。それもなしでとにかくファンデーションをつくってそれを貸し付ける。同志たちはお金を出し合って、それとともにちょっと大きなお金が必要なときに「貸してくれや」ってことができるわけね。

山田:先生たちはどのように選ばれたんですか。

宮川:それも最初はおもたのね。最初は当時の大阪で人気の高かった三宅石庵って人を呼んできて、第一代目学主ってしたんだけど石庵が死んだあと、彼らは世襲にはしないって決めたの。石庵の息子が病弱であまり学問が無かったのはあるんだけど、世襲にはしなかった。そこで石庵の愛弟子だった人たちは「何でやねん」ってことになって脱会した人は何人かいたわけ。でも結局は官許を取るときにずいぶん奔走した中井整庵(なかいしゅうあん)とその息子達が全盛期をつくり出すことになる。偉いでしょ。世襲制じゃないっていうのが。松平定信に献上した『草茅危言』という本の中で、4代目学主の中井竹山は、なぜ武士の世界がダメかっていうと世襲制だからってそうはっきり言ってるのね。だって町人はね、世襲制に固執したら平庸な息子が絶対に店をつぶすじゃない。だから優秀なやつを娘の婿にして養子にして、実の息子を勘当するってのが商人の考え方。そのへんもすごく生きてる。だからイギリスと似てるかもよ。だってイギリスってそういう新興ブルジョワジーがつくっていった一番のモデルケースだもん。実現しなかったんだよね、日本では。武士がいるから仕方がない。やっぱり江戸時代の懐徳堂って、レベルとしては日本一の先進的な学問の場だったわけ。科学も含めて。江戸の学問、特に儒学はかなりレベルが低くて。それはね、権力とあまりにも近いとそうなるのよ(笑)。

山田:儒学はレベルが低かった。

宮川:低かった。昌平黌なんていうのはまあ、時期にもよるけど玉石混淆でそんなにレベルは高くなかった。

山田:東大の前身ですよ。

宮川:そう。だから幕末には一挙に大阪から人材が引き抜かれちゃうの。洋学だと適塾が一番進んでたわけじゃない。だから緒方洪庵が嫌々引き抜かれて江戸城へ連れて行かれたみたいに、どんどん大阪の知的水準の高い人々がごそっと江戸へ持って行かれて。だから東京大学の医学部には適塾の伝統があるんです。

山田:江戸時代に懐徳堂を支えたお金持ちの商人は、何か見返りを求めてつくったわけではないんですか。

宮川:そうではないんだよね。見返りを求めないから自由な学問ができるんですよ。唯一の見返りは、自分たちは誰もやったことのない学問をしてるっていう、自分たちの学問が今一番進んでるっていう気概かしらね。だから、福沢諭吉が福翁自伝の中で書いてるんだけど、江戸の学問がダメなのは、例えば洋学やってるときに、アルファベットを書けるだけでお金稼げるようになってっちゃう。西洋の兵学の本を写すと一枚いくらってもらえちゃう。そうすると学問が墮落すると。大阪の適塾で勉強してる人は、ほんとみんな貧乏。だからこそ自分たちは誰も勉強してなかった新しい学問を勉強してるんだっていうそれだけでやってるから強いんだって、福沢諭吉がそう書いていました。福沢諭吉は適塾の塾頭だったんです。

山田:今の話は現代にも通じますね。

宮川:今でもそうだけど、新しいことをやろうとするとなかなか受け入れられないじゃない。そういうところあるよね。でも新しいことにこそ商人たちはばーっとお金を出したんだろうなあ。すごいと思う。天文学で言うと、渋川春海の映画ができたって話題になってるけど渋川のつくった暦はそれほど大したことはない。やっぱり間重富が江戸幕府の天文方に呼ばれて改暦をやったんですが、あれこそがすばらしい改暦だったんですけど、さっさとね、終わったら帰ってくるの大阪に。間重富って言ったら「十一屋^{といち}」っていう質屋の旦那なのよ。質屋さんだからお金持ってて、自分の家に天文台までつくって日夜観測をしてるっていう人で、さっさと幕府を辞めて帰ってくるのね。そのときに辞めないで、もう一人の高橋至時は残ったんだよね。

だけど息子の景保は最後、シーボルト事件で殺されちゃうのね。やっぱり権力の中に取り込まれちゃうと自由な研究はできない。大阪の商人たちはそれをよく知ってる。緒方洪庵だって江戸幕府に行くときに辞世の句を詠んでいったんだからね。だから大阪っていう距離を私は活かさなあかんと思う。中央政権からの距離というのかしら。

山田:大阪で市民が学問を支えるという伝統があるのは距離の問題が大きいんですね。

宮川:それとやっぱり最初に、徳川家康が商人を全部大阪に集めるという、そして大阪に武士は住ませないって決めた伝統が大きいと思う。だから大阪は商人の町だった。

山田:お金があったってことですね。

宮川:お金もあったし、商人としてのエートスがあった。商人のエートスのキーワードって「任侠」なんです。任侠道っていうのは、なんて言うか、信用を守ること。だって商人にとって信用が失われたらそれこそが命取りなんで、だから命にかけても手形の期限を守るとかね。今「任侠」っていったらヤクザになっちゃってるけど。そういう商人的なエートスが、大阪の町を支えてたんだと思う。

山田:そういう美徳って今の商習慣にはあんまりないですね。

宮川:全然ない。それを失わせていったのはやっぱり近代社会だよ。だから今のお金を持つてた人たちに、その美徳やエートスを求めるのは無理がある。もともと懷徳堂が一番お金を出していた大口の企業っていうのは、住友銀行と日本生命とダイキン工業だったのね。1年間300万円ずつポーンと出してくれてたのね。ところが今もうダメ。どこの企業も成果主義なんだよね。成果が現れないものにはお金は出せない。だけど成果って、何が成果なのって聞いたら、結局目に見えて、数字に現れるものしか成果として認められないんだよね。でもそれは文化にはなじまない。絶対に。

山田:文化に数字での成果評価がなじまないという意味では文楽の問題は象徴的ですよ。

宮川:ベースに資本主義的なシステムがあるから、要するにペイできるんですかってまず来ちゃうでしょ。あと観客動員数がどれくらいなんですか。だったらもうなくしましょうって。でもさっきのアームズ・レングスの話ではないけど助成金に頼りすぎてたという面も確かにあった。でも一方で本当に小さいころから訓練しないとなかなか身に付く技術じゃないんですね。だからそういう意味ではケアする必要もあるでしょうね。本当を言うともっと値段を下げて、みんなに無料で一流の舞台を見せればいいと思うのよね。そしたらどんどん好きになると思うけど。

山田:昔は文楽は市民が支えてた。町人が支えてたんですね。

宮川:そうそう。ものすごい人気だったんだから人形浄瑠璃は。

山田:市民が支えるっていうのはお金を払って見に行くってことですよ。

宮川:そうそう。人形浄瑠璃全盛期は江戸時代だよ。特に大阪だったのよ。かつては私の父親の世代だと、人形浄瑠璃の太夫さんの真似をして語れる人がそこらへんにいくらでもいました。今もうそんなことは全然ないですね。支えるっていうより市民が楽しんで文化を消費する。わあ面白ってみんなが夢中になれるようなものだったんだよね。歌舞伎もそうだったのに、いつの間にか高尚な、劇場で鑑賞するものになっちゃってるから。だいたい歌舞伎座って今飲み食いできないじゃない。見ながら。私が若い頃は弁当持込みで、お酒飲みながら見てたものなのに。そういう楽しみがもうないんです。

山田:最近休憩時間にしかダメですよ。

宮川:ダメ。みんな黙々とお弁当ひろげて。それはちょっとちがう。亡くなった勘三郎さんなんかはそれが一番分かってた役者よね。

山田:歌舞伎とか浄瑠璃とか、伝統芸能と呼ばれるものが市民の支持をだんだん失っていくっていうのは、なんでだったんでしょうね。

宮川:私、ひとつは戦争がやっぱり大きかったと思う。あそこでお客が離れちゃったよね、若い観客が育たないもの。十五年戦争だもの。すごく大きかったと思う。それで大阪の歌舞伎って本当に廃れちゃったよね。もうひとつは東京一局集中で、東京にみんなが行ってしまったでしょ。松島屋さんだって今東京に住んでるんだから。そのへんでしょうねえ。戦争は文化を壊しますよね。

ところで英国のアーツカウンシルってどのくらいの規模でやってるんですか。人員とか。

山田:人員までは把握してないですけど、2011年に年間約6億ポンド(約900億円)の予算が投じられています。

宮川:大阪のアーツカウンシルの話聞いていて心配なのは全然下から吸い上げていくっていう感じにならないんじゃないかってことです。気をつけないとトップダウンでばらまき型になりそうな気がする。江戸時代って基本教育とかそういうものに幕府はまったく無関心でした。むしろ庶民を教育したらろくなことがないという政策だったから、全て下からの要求で生まれてきてるんです。懐徳堂だってそうよね。今だって場所さえあれば、自由に使える場所があれば、いろんなことをやる人が出て来るはずじゃない。いま私達が論語を読む会をやってるカフェヌという場所だって、私たちようやく見つけたんです。ここなら3時間コーヒー1杯で好きな事をやってもいいって。

山田:権力との距離って本当に難しいですね。

宮川:でも懐徳堂設立のときにも同じ問題があったの。せっかく皆がお金を出し合って町人たちの学校をつくったのに、一部の人はそれを公的なものに認めさせるために、幕府に交渉しようとしたんです。でも多くの方はそれに反対したの。「俺たちの学校なのに、何で幕府に許しなんか得るんだ」って。それで脱退した人もいて、かなりもめるのね。だけど結果から言えば、そうやって認められて公的なものにな

らない限り、そこから発信していくこともできないんだよね。あくまでも私的な塾で終わってたと思う。大阪の人って権力が嫌いな人多いよね。だから「何でわざわざ御上の許しを得なあかんねん!俺たちは好きにやる」っていうのは昔からある。

山田:そういう大阪人の気風が変わってきたのはなぜなのでしょうね。

宮川:帝国主義的な近代化の影響はあるでしょうね。私が思うに、元禄以降の大阪にはすでにかなり近代的感觉があって、あれがあのまま伸びて行ったら市民社会になったと思うのね。ところがそうはならず帝国主義が入ってきて、帝国主義的に近代化しちゃったから、全然市民革命が起こらなかったよね。懐徳堂には市民革命の可能性はあったんだと思う。明治時代よりも、江戸時代の懐徳堂ははるかに近代的です。例えば私が専門にしている儒学ってね、古くさいもの、封建的=儒学って思われてるけど、懐徳堂では儒学の枠組みを読み替えていく中で近代的思想が生まれる。だから進化論的な思想だとか時間意識や空間意識が議論される。だって懐徳堂は地動説をちゃんと理解してたわけだし。そういう地動説的な宇宙論と、進化論的な時間論の中で新たに儒学を組み替えていく。非常に近代的なものよ。合理主義的な儒学が生まれてるっていうか。だけど儒学である限りそれは人民社会、人間がつくる社会の道德の基盤となりうるってことを目指してたわけね。天だとか神だとか、そういう超越的なものに頼らない人間社会の規範みたいなものをみんなの合意の中でつくっていくんだっていう思想よね。これって民主主義的なんですよ。ところが近代になると日本は神の国だから、天皇を中心として国民はみんな臣民だという水戸学思想で塗り固められちゃうんですよね。

山田:そうなんですか。これ重要なことですよ。もっといろんな人が知っていい事ですよ。

宮川:そうなのよ。だからがんばってんのよ(笑)。だけどみんな嘘でしょーそんなんとか言ってる。

山田:帝国主義的な近代化には水戸学の方が良かったんですね。

宮川：良かったんです。効率的だったんですね。

山田：孔子の儒学を時代に合わせて科学的に、合理的に読んでいったのが懐徳堂だったんですね。そういうことがもう元禄にはあったということですか。

宮川：元禄よりもむしろ享保以降ですが、最盛期はやっぱり寛政の頃ですね。最近、熟議民主主義の本をカルチュラルスタディーズの授業で使おうと思って、3冊くらい読んだんですよ。去年ね。読んで思うことは、「懐徳堂がやってると一緒じゃん」って。

山田：民主主義っていうのは多数決じゃなくて熟議を意味するんですよってことですよね。

宮川：そう。しかも超越的な何かを持たずっていうところが懐徳堂と重なるんです。まあ実現されてないんだけど、でもそういう中でやっぱり市民社会が民主主義であるかどうかは芸術で計られるって書いてあって、私もやっぱりそれはそうだなって思ったんだよね。だから芸術が抑圧される時っていうのは、本当に全体主義への第一歩だなんて思います。

山田：江戸時代の大阪の市民にとっての芸術っていうのはどういうものだったんですか。

宮川：それはすごく自由ですよ。たいてい儒者とか文人っていうのは絵も描きましたし、懐徳堂でも中井履軒なんかはかなり絵が上手な人だった。周囲にやっぱり画家が多いわね。例えば上田秋成と呉春もすごく仲がよかったのね。上田が讃を書いています。

山田：呉春が絵を描いて、上田が讃を書いて。

宮川：そうそう。学問の自由さと芸術の自由さはセットだと思いますね。

山田：でもここまでの話で考えると、帝国主義的な近代主義とか戦争とかで大阪の自由な市民社会とか、新しいものをみんなで楽しんでどんどん盛り上げていくみたいなエネルギーがなくなっちゃったとすると、大阪はもうどうにもならない感じですかね。

宮川：難しいですね。このままだと弊害だけが残りカスみたいに残る街になってしまうかもしれない。でも私、東京よりは可能性あるんじゃないかと思うなあ。大阪ってあぶれた人間を吸収し続けるでしょ。そういうところが私はひとつの可能性なんじゃないかなあって。

山田：あぶれた人を吸収し続けるって言うのは昔からそうですね。最近説教節^{せつきょうぶし}とかよく読んで、ハンセン病の人とか四天王寺に逃げてくるんですよ、どこにも居場所がなくて京都にも居場所がなくて、最後に大阪にやってくるんですよ。

宮川：やっぱり合邦^{がっぽうがっじ}が辻じゃないけど、けっこう街道が重なる場所なんだよね。特に天王寺のあたりはね。だからそういう人が集まってくる。大きなお寺もあるし、自然にそういう感じになるもんね。やっぱりそういう人たちが住み良いところなんじゃないのかなあ、今でも。

山田：古代には四天王寺に四箇院^{しかいん}がありましたよね。敬田院、施薬院、療病院、悲田院ですが、これらは今でいう社会福祉施設ですよ。そういう伝統は確かにある。

宮川：上田秋成が書いた、私がすごく好きな文章があるんです。ちょうど今のでんタウンのあたりが貧しい人が多く住む地域だったんだけど、その様子が書いてある。そこでは普通だったら売ってないようなものが店に並んでいて、貧しい人がそれを買いに来るんだけど、店の人は嫌がりもせずに「あーそっちの方がいいんじゃない」とか言ってちゃんと客として扱ってる。そこにどんな人が集まってくるのか書いている。すごくおもしろい文章なんだけど「ああ、昔からこういう場所だったんだ」というのがね。そういう人にも物を売ってくれる、泊めてくれる、そういう場所がここにはあったんだって。そしてひとつ筋を向こうに行けば、もう道頓

堀の芝居が、わーっと華やかになって、まるで違う世界のように思うって書いてるんです。

山田:街に深い多様性がある。そこはアートとも関わる部分かも知れませんね。表現の自由とか。そういう意味じゃまだ可能性はあるってことですかね。

宮川:あると信じたいな。大阪はね、シニシズムっていうか、みんながそういうのに陥っちゃってるね。「どうせやったって何にもならへんやろ」みたいなね。芸術は最後の砦だと思いますね。

宮川 康子 | みやがわ・やすこ | 京都産業大学文化学部 教授

1953年東京生まれ。

神戸大学文学部、大阪大学大学院文学研究科修了。博士（文学）

専門は日本思想史。特に江戸時代の町人思想をテーマに研究している。千葉大学留学生センター助教授を経て、現在京都産業大学文化学部教授。主著に『富永仲基と懐徳堂』（ペリカン社）、『自由学問都市大坂』（講談社メチエ）など。

山田 創平 | やまだ・そうへい | 京都精華大学人文学部 専任講師

1974年群馬県生まれ。京都精華大学共通教育センター導入教育部門長・人文学部専任講師。名古屋大学大学院博士課程修了。文学博士。厚生労働省所管の研究機関や民間のシンクタンク勤務を経て現職。現在、NPO法人アートNPOリンク理事、大阪市現代芸術創造事業（ブレーカープロジェクト）実行委員、京都市若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり事業（HAPS）実行委員などを兼任。著書に『ジェンダーと「自由」—理論、リベラリズム、クイア』（共著、彩流社、2013）、『ミルフィユ04—今日のつくり方』（共著、赤々舎、2012）など。



懐徳堂旧趾碑（大阪市中央区今橋3丁目）

上田假奈代 (以下、上田) :現代の企業メセナの先駆けのようなアサヒ・アート・フェスティバル¹を作られた加藤種男さんにお話を伺います。お金をばらまくのでもなく、評価するのでもなく、助成制度の運営そのものを実行委員会形式にして開き、また草の根のネットワークづくりに取り組まれてきました。

加藤種男 (以下、加藤) :アサヒ・アート・フェスティバルをやろうと提案してから、10年が経ちました。その間、主に「市民自治」について考えてきました。この「市民自治」を考えるにあたって、今から400年遡って考えてみたいと思います。

私の仮説では、日本人が「自治」の能力を持っていたのは、400年前から明治維新まで。その頃までは、自治能力が高かったという仮説を持っています。それが明治維新によって大きく壊されました。

私が自治にこだわるようになったのは、1995年の阪神淡路大震災のとき。本当に行政がアテにならないので、お互いに助け合うよりほかないということに気がついた。「ボランティア元年」と言われ、後に「NPO法(特定非営利活動促進法)」という法律になり、市民が自発的に活動できるような、自治に関する仕組みが法律の上でも整備されたわけです。

冷戦構造が解消して、この先もう大きな戦争はありえないし、世界中みんな平和で暮らそうという時代が来るだろう、市民による自治がさらに進んで良い社会が来るだろうと夢想していたんです。それが2002年になって崩された。ブッシュ大統領が「悪の枢軸」ということを言い出した。それまでの敵はソ連と中国でしたが、ソ連は崩壊して、中国も社会主義と言いながら実質的には資本主義の経済にグッ

と舵取りしてきた。もはや敵などいなくなったはずなのに、3つ目の世界には悪人国家があるということを書いて、名指しにした。ブッシュの演説した姿をときどき映像で見るといいと思うんだけど、そのとき彼は「かかってこい」と言い「十字軍」という言葉も用いた。なんて野蛮というか、品のないというか。まだまだ社会にはわれわれの「敵」がいるという状態を生み出したことによって、自治がずいぶん狭められてきたんじゃないかと思うんです。

上田:昭和40年代生まれのわたしは、子どもながらに地域の自治会などが縮小していくのは分かりました。そもそもいつ頃、自治は花咲いていたんでしょう。

加藤:日本人の自治能力はどれほどのもので、どのようにして市民自治のネットワークが発達してきたかという、これは徳川幕藩体制に由来します。幕藩体制は「士農工商」です。大多数の、様々な職種がありますが、農民を中心に農村に住んでいる人が8割ぐらい。都市に住んでいる人が2割ぐらい。圧倒的多数の市民は田舎に住んでいたと理解していいと思います。都市には町人と武士がいて、武士の人口は1割にも満たない。この1割の人たちは生産に従事しません。生産に従事しない人が1割を超えなかったから、なんとかみんなが食っていけたわけです。そのとき村の単位、あるいは町内といった町の単位で、自治が発達していったと考えています。社会学の用語をつかうと「共同体の自治」「コミュニティ・オートノミー」というものが発達していった。この近辺で言うと、大阪の堺というところに「自治都市」というものすら存在しました。もうひとつ有名なのは、山形県に酒田という町がありますが、これも市民たちが自治的に治めていた。

近世は封建社会であるとわれわれは考えているわけですが、そこでどうして自治が可能であったのか。幕府は自らの直轄領には代官を置いて治めさせていた。また、それぞれの藩は殿様を中心にして、その藩の全体を支配していた。村々には、農を中心とした暮らしをする人がたくさんいたけれど、自営農や自立した本百姓と言われる人でも、藩や幕府の代官等に年貢を納めていた。やっぱり、支配されている状態だったわけです。だから完全な自治なんていうのはなかったかもしれない。「五公五民」とか、いろいろ言い方はありますが、米の収穫量の半分ぐらいは年貢として持っていかれた。

ところが、村々まで直接支配者が年貢を取り立てにくるということはなかったん

です。武士が村に入るといことはなかった。大きな大名は城を構えるし、それほ
どでもないところは、お屋敷を構える。いずれにせよ、お屋敷なり城のある町に
支配層は住んでいた。

上田: 支配される側はどんな感じなんですか。

加藤: 年貢は一軒一軒に割り当てられていたわけではなくて、村ごとだった。それ
を村の中でどう集めるかは、村の自治によって決められた。村ごとにだいたい3人
ぐらい役人がいるんですが、それは本百姓の互選によっていた。自分たちで決め
るんです。だから役人という名前はついていて、身分はみな農民です。互選と
いったって、暗黙の了解があるんですけど。要するに、地主とか庄屋さん、富裕層
が選ばれることが多かったんです。

中にはこういうこともあります。江戸時代には「篤農家」と言われる人たちがい
ました。篤農家は自ら広い土地をもっている場合が多いんですが、とはいえ農を自
らも率先してやっていて、いろいろな農業手法を開発する。どのタイミングでどん
な肥料をやるといいとか、いつ田植えをするといいとか、この土地ではこういうふ
うにやった方がいいというようなことを、いろんな経験値から編み出していく人た
ちなんです。そうした篤農家が選ばれるようなこともあった。いずれにしても、村
方の三役と言われるような村役人は、自分たちの村から選んでいました。

村役人になるのは、だいたい中高年の人たち。若者はだいたい中高年が嫌いな
わけです。年寄りの言うことは聞きたくない、となる。だから年中交渉するんです。
若者がいちばん関心のあるのは、休暇。年間いくら休暇をもらえるかということだ
す。徹底して休暇交渉ということをやっていました。

普通よく言われる百姓の姿というのは、「朝は朝星、夜は夜星」、つまり朝早く
から夜星が出る時間まで働いて、1日も休まず働くという姿です。そういう期間も
なかったわけではない。農繁期といわれる時期はそれぐらい必死に休みなく働く
ということはある。ところが農閑期になると暇な時間が当然あって、その日数を
1日でも多くしたいわけです。専門家の研究によると、だいたい年間で80日から
120日という数字が出ています。年間50週ですから、週休2日にするとだいたい
100日。だから今とあまり変わらない状況なわけです。

これを当時の用語で「遊び日」と言います。「遊び日」の日数は、今日の休暇
と同じくらいある。しかも、休日出勤は、絶対認められなかった。そこが非常に
大事なところ。今の労働と違って、サービス残業や休日出勤なんていうことはない。
というのも、村全体でこれを決めるからです。

上田: 今の働き方からすると、驚きですね。

加藤: 若者が村芝居をやりたいとなると、1日でも多く休みがほしいから役人と交
渉する。練習に3日、片付けに2日かかるから、連続5日かどうか、となるわけ
ですが、これを抜け駆けして働いてはいけません。一度決めたことを抜け駆けすると、
村八分の対象になります。出世のために休日を返上して働くなていう輩は、村八
分になるんです。だから休まないといけません。そういう意味で、今のわれ
われの労働形態よりも、よほど余裕があったと言えるかもしれない。

上田: 労働形態以外にも自治につながる仕組みは何かあったんでしょうか。

加藤: 興味深い点は、貨幣経済に組み込まれる率が非常に小さかったらうとい
うことです。

当時は、自給自足の経済が相当の部分を占めていたといいいし、必要があっ
て何か買わなくてはいけないときは物々交換でやりとりしていた。貨幣がまったく
ないわけではありませんが、今日のわれわれと比べたら圧倒的に貨幣経済状態
ではありませんでした。しかし貨幣経済状態の人もありました、武士階級です。武士階
級は、自分たちで何もつくりませんから、ものでは対価が払えないわけです。そこ
で年貢を取り立てる。大阪だと米相場に持ってきて、年貢をお金に換える。それ
で給料を支払っていたわけです。だから武士は早くから貨幣経済で生活していた。
もちろん売買に携わる商人は貨幣経済に取り込まれているけれど、8割程度の人
はあまり貨幣経済と密着した状態ではなかったわけです。

上田: ゆるやかな市場経済だったんですね。

加藤: これが変わったのが明治維新です。明治維新によって、中央集権制が敷か

れた。それまで村々は、完全ではないにせよ、ある程度自治的に物事を決めていられたにも関わらず、中央集権化によって村の自治は相当に疎外された。県や市やらの役人の多くは、中央政府から派遣されてきた。地元の人を選ばれることがあっても、中央との連携のもとにあった。すべて東京によって物事が決められて、それを全国津々浦々まで徹底した。こういう意味で、中央集権制によってわれわれは村単位での自治能力を失っていったわけです。

これに抵抗したのが、いわゆる「自由民権運動」です。その中でいちばん最後までがんばったのが埼玉県にある秩父という地方の運動。あるいは東京の三多摩地区にも優れた自由民権運動があった。この秩父と三多摩には独自の憲法草案までありました。自分たちで国家のあり方を考えた。それぐらい自治意識が高かったわけです。

明治維新によって、貨幣経済から独立していた人々が貨幣経済に取り込まれるという問題が発生します。その転換はなにかというと「地租改正」です。地租改正は、非常に大きな意味がありました。今まで年貢を米で納める「物納」だったのが、「お金」を納めるようになった。お金を納めるためには米を売却しなければなりません。税金を払うために物を売ってお金に換えるというプロセスが必要になった。自給自足型、物々交換型の経済が相当程度疎外されていったわけです。

こうして、中央集権制度による地域の末端にまで至る権力機構の徹底と、地租改正による経済の組み替えが起きた。これによってわれわれは自治能力を失った。この状態を150年近くやってるわけです。

上田:もう150年なのか、まだ150年なのか、わかりませんが、それでも格差や貧困はなくなりませんか。

加藤:そういう中で、さすがにもうやっとなんという人たちが現れた。アサヒ・アート・フェスティバルに参加しているような人たちです。これは、すべて「自治の回復」だと、私は見えています。これらはすべて、表現活動に深く関わっています。つまり、自治を回復するためには、表現活動、表現能力を回復していかなければならないのです。幅広い意味でのアートですね。美術だけではない、音楽だとか、詩とか。

われわれが普通「表現」というとき考えるのは、誰か特定の個人が自分の思いを表現するということです。それがアーティストという人たちの仕事だというように。これはある意味でわかりやすい。ところが、アサヒ・アート・フェスティバルに集まっている、市民自治をやっている人たちが行っている事柄は、必ずしも自分の思いだけではなくて、他人の思いと一緒に表現しようということを考えている。みんなで一緒に表現するから、その多くの表現は稚拙です。テクニックが低い。こんな集めてどうするんだ、というようなものが集まってくる。

「創造 (creation)」というものは、今まで個人の思いを表現することを指していた。これからはそうじゃなくて、みんなの思いをみんなで表現する創造「co-create/co-creation」というものを、みんなで考えていかなくちゃならないんじゃないか。

最近「collaboration」という言葉をよく使いますが、なぜ「collaboration」ではなく「co-creation」としたかという、大阪市立大学の佐々木雅幸先生が、イタリア語で「labora」と「opera」とは違うという説明をされています。「labora」とは奴隷労働のことで、あんまりおもしろくないもの、しょうがなく働かされることを言うらしい。つまり、「collaboration」というとみんなで奴隷労働をすることなんだと。では、みんなで楽しい労働をすることをなんと言うかということ、「co-opera」と言う。「cooperation」という英語になっていますが、この「opera」は、楽しいものごとをつくり上げることを言うんです。

上田:なんだか楽しそうです。

加藤:「opera」という労働と、「labora」という労働には違いがある。英語でいうと「labor」と「work」の違いに似ています。そこから思いついて、もっとおもしろくするために「co-creation」というものを発明しました。

上田:加藤さんが発明されたんですね。

加藤:いや、だれかがもっと先に言っていると思いますが、とにかく「co-creation」にとって何が大事かというと、もちろん市民が主体的になるということが非常に重要だし、それから「つくり手」と「受け手」の区別をなるべくなくしていくことが大事です。もうひとつは、すべての人がクリエイティブだということ。つまり、多様な

ものをいかに認め合っていくかということが重要なんじゃないかと思います。

だから、多様な「お祭り型（フェスティバル）」のアート。お祭りというのはみんなできつってみんなで楽しむ。クリエイティブもお祭り型がいい。多様性を保障するための、多様な祭りたいなものを、われわれがつくっていく必要があるんじゃないかと思っています。これは全国にいっぱいあるので、今はそれをネットワークしてお互いにもっとおもしろくするにはどうすればいいかと研究しあっている、実験しあっているという状況下にあると思います。

上田:多様性を担保するって、とっても大変です。大変だけど、そこが現場だと思っています。

加藤:都市には貧困という課題があります。高齢者の生き方の問題もあります。これは過疎地にもありますが、田舎も都市も、今、若者たちを主にして考えすぎている。子どもたちのためのアート活動とかはあるけれど、これからは年寄りのためのアート活動というものを考えないとだめなんじゃないか。そういう意味では、NPO 法人ココルームがおじいちゃん相手に釜ヶ崎でやっている、あの発想がとてもいいと思っています。

都市の一番厄介な問題のひとつは貧困問題です。田舎のほうが貧困問題はやや少ないぐらいで、都市の方がこの問題は大きいし、孤独死の問題も圧倒的に都市のほうが多い。それらは限界集落だけの問題ではなくて、都市の問題でもある。むしろ都市のほうに顕在化している問題が非常に多い。

貧困を再生産するような状況をいつまでも放置しておく、結局どうなるかというと、社会的なコストの負担が増えるんです。今、国では、生活保護費そのものの削減をしようとしています。2004年に製造業にも派遣法が解禁されたことが大きな分かれ道であったろうと思いますが、それ以来、派遣労働を中心に働いている人の収入がますます減ってきた。もちろん働いていない人の貧困はずっと続いたままです。「最低限の文化的な生活を営む権利がある」と憲法にも書いてあるわけですから、それを保障するほうが結果的に社会のコストは削減されると思っています。お年寄りが最後まで元気に生きていくことが、医療費その他いろいろなコス

トの削減になり、全体的に経費削減になる。先にコストを削減しては、結果的にコスト削減にならないというのが、高齢者福祉に対しての私の考え方です。

上田:政府の舵取りがどうであっても、若者であるわたしたちは何に注力していけばいいでしょう。

加藤:むしろ、高齢者や貧困の状態にある人たちの表現能力を回復する、つまり自治能力を回復するために、若い者が応援していく仕組みをつくっていく必要がある。世代間の知恵や文化の伝承が失われたのが、現在の大きな課題でしょう。

そういう中で、新しい働き方、というよりは「古い働き方」をもう一度回復したほうがいいと思う。稼ぎのために働くのではなくて、自分の人生のために、毎日楽しく生きがいのあることをしていく。貨幣経済のためではない働きというものを工夫していく必要がある。そのためには、みんなで表現をしていく。全国でいろいろな方々が、いろいろな土地で、いろいろな実験を繰り返しているのは、そのためなんだろうと思います。

1 アサヒ・アート・フェスティバル (AAF)

全国の市民グループやアート NPO、アサヒビールなどが協働で開催するアートのお祭り。AAF には「未来」を展望し、「市民」が主体となって企画・運営し、「地域」の魅力を引き出し、コミュニティの再構築をめざすアート・プロジェクトが集まり、つながっている。
<http://www.asahi-artfes.net/>

参考図書——

「村の遊び日—自治の源流を探る」古川貞雄

「創造都市の経済学」佐々木雅幸

加藤種男 | かとう・たねお | 公益財団法人アサヒグループ芸術文化財団 顧問

1990 年以来、アサヒビール大山崎山荘美術館、アサヒ・アート・フェスティバルの立ち上げなど、同社の文化活動を推進。2012 年より、アサヒグループ芸術文化財団顧問。企業のメセナ活動の旗振り役として、「ニュー・コンパクト」のとりまとめをはじめ、地域振興のための文化政策を提言し、現在、公益社団法人企業メセナ協議会専務理事。アート NPO リンク理事、日本 NPO 評議員などをつとめ、アート NPO の活動を支援。横浜市を中心に創造都市の推進に携わる。東京都歴史文化財団エグゼクティブ・アドバイザー、文化審議会政策部会委員、埼玉県芸術文化振興財団理事などを兼務。著書に『社会とアートのえんむすび—つなぎ手たちの実践』（共著）、ほか。2008 年度芸術選奨文部科学大臣賞受賞。

上田假奈代 | うえだ・かなよ | 詩人、NPO 法人こえとことばとこころの部屋 代表

1969 年生まれ。3 歳より詩作、17 歳から朗読をはじめ。1992 年から詩のワークショップを手がける。2001 年「詩業家宣言」を行い、さまざまなワークショップメソッドを開発し、全国で活動をつづける。2003 年ココルームをたちあげ「表現と自律と仕事と社会」をテーマに社会と表現の関わりをさぐる。西成区（通称・釜ヶ崎）で「インフォショップ・カフェ ココルーム」、「カマン!メディアセンター」などを運営。NPO 法人こえとことばとこころの部屋（ココルーム）代表。大阪市立大学都市研究プラザ研究員。2013 年朝日新聞関西スクエア大賞受賞。<http://www.cocoroom.org>

アーツカウンシル・イングランドと政府、アート団体の三角関係

樋口貞幸 (以下、樋口)：はじめに、ブリティッシュ・カウンシルのことを教えて下さい。

湯浅真奈美 (以下、湯浅)：ブリティッシュ・カウンシルは英国の公的な国際文化交流機関です。英語、教育・社会、アートの分野で活動を展開し、英国とその他の国々の人々が知識や経験を交換しながら、双方向の関係を構築することを目的に活動しています。世界約 110 の都市に事業所を持ち、日本事務所は今年、60 周年を迎えています。

樋口：2005 年と翌 06 年に、「創造都市交流事業」¹ でロンドンとニューカッスル・ゲーツヘッドをブリティッシュ・カウンシルのサポートにより訪問させていただきました。実はアーツカウンシルの存在を知ったのは、その時が最初だったんです。

そこでは、地域でのアートプロジェクトやロイヤル・フェスティバル・ホール、テート・モダンといった公共文化施設がアーツカウンシル・イングランドから資金的な支援を受けるにあたって、事業のインパクトや経年変化などを詳細に調査し、大学などと連携して検証・分析しているということを知りました。そしてその調査結果をもとに、効果的な助成制度の立案や設計に役立てるほか、アーツカウンシルが政府に提言する際に活用しているということを知り、とても驚きました。日本の文化政策を考えるヒントがここにある！と確信したんですね。

アーツカウンシルの役割はたくさんあるはずですが、日本ではとくに資金（助成金）と評価に限って注目されているような気がします。それではアート団体とア

ーツカウンシルが一方通行の関係になってしまうのではないかと危惧しています。

湯浅：確かに、アーティストや文化機関が質の高いアート活動を行い、より多くの市民がアートに触れ、社会が豊かになって行くためには、限られた公的資金を戦略的に分配して行くことが求められます。アート活動の担い手はアーティスト、文化団体、市民グループなど多様ですが、アーツカウンシル・イングランドの助成を受けられるのは、その中でほんの一部にすぎません。アーツカウンシル・イングランドと助成を受ける文化機関—幸運にも助成を受けられた一部の団体—がパートナーとして連携し、アートセクターや社会全体に影響を及ぼして行くことを目指しているように思います。見過ごされがちかもしれませんが、アーツカウンシル・イングランドの役割で重要なのはそこですね。

アーツカウンシル・イングランドの助成を投資として位置づけ、助成をうける団体はアーツカウンシル・イングランドが掲げる戦略的目標にどのように貢献するか明示し、契約を行います。特に財政的にも組織的にも力がある団体については、業界のリーダーとしての役割も期待されます。このようにアーツカウンシルとアートの現場との関係は、助成する側／される側という関係性を超えて、協働パートナーとなることを目指しています。

樋口：当時、アーツカウンシル・イングランドの担当者に「アームズ・レングスの原則」について伺ったときの反応が忘れられません。担当者が、苦笑いを浮かべて手首ぐらいたよとジェスチャーして言うんです。「アームズ・レングス」はとても大切な理念だが、必ずしも常に政府と適切な距離が保たれているわけではない。でも、その距離を保つための努力を怠ってはいけないんだと。一方で、このような緊張関係は、アーツカウンシルとアート団体の間にも必要だと思います。

湯浅さんは、アーツカウンシル・イングランドとアート団体との関係、そして、政府あるいは文化・メディア・スポーツ省 (DCMS | The Department for Culture, Media & Sport) 等省庁とのアームズ・レングスの関係をどのようにみておられますか？

湯浅：ブリティッシュ・カウンシルも同様ですが、アーツカウンシル・イングランドは特定の省庁とは一定の距離を持った独立した機関で、Non-Governmental

Public Body（非政府公的機関）です。とはいえ、政府の方針や財政状況に大きな影響を受けるのも事実。2010年の政権交代後、政府の大規模な歳出削減策の影響を受け、DCMSの予算も2011年から2015年の4年間で大幅に削減されることになり、その影響がアーツカウンシル・イングランドによる文化機関への助成にも出ています。そのような中、政府に対して文化振興に公的資金を投入する意義を訴え、予算削減率を最低限にとどめる努力をする一方で、アートの現場に対しては公的資金に頼らない新たなビジネスモデルを確立し、業界を発展するよう働きかけています。政府とアートの現場の間に立つ、アーツカウンシル・イングランドの果たす役割はとても重要なものです。

利害を超えた、人と人の信頼関係

樋口：2009年にもニューカッスル・ゲーツヘッドを再訪する機会を頂きました。あれから5年近くを経てもなお、文化が都市政策の中核にある姿は変わりなくみえました。それどころか、ミドルズバラなど周辺都市²にもその影響が波及していて、一見して成功しているという印象を受けました。

ですが、ニューカッスル大学カルチャー・ラボを訪問してお話を伺った際には、必ずしも全てが順調なわけではなく、お役所的なアーツカウンシルでは行き届かないことがあるという意見や、アーツカウンシルからの助成を受けていないインディペンデントなプロジェクトにこそ期待を寄せているというお話を伺いました。また、コミュニティ・アート・プロジェクトの失敗事例を伺う機会にも恵まれました。正直言って、少し安心したんですね。失敗もたくさんあるんだなって（笑）。どうしてもスタディ・ツアーで伺うお話しは成功事例や美談が多くなりがちなので…。

それでも一番印象に残っているのは、アーツカウンシル・イングランド・ノース・イーストのディレクターのフットワークの軽さとネットワークの広さなんです。地場で活動しているアート団体やアーティストと対等な立場で議論しているし、まるで旧知の仲みたいな関係でした。実際にアート現場に足を運んで信頼関係を築いているんだろうと思います。

湯浅：そうですね、地域における文化振興を実現するにはアーツカウンシル・イングランドの助成金や支援だけでは不十分で、自治体や、地元の企業、教育機関、他の助成機関との連携が不可欠です。そして、アーティストやアート団体とも緊密な信頼関係を築くことが大事なんだと思います。

樋口さんと一緒にニューカッスル・ゲーツヘッドを訪問した際、あの小さな地方都市でアーツカウンシル・イングランドがそういった多様なプレーヤーと良い関係を築いているような印象を受けました。特に、アーツカウンシル・イングランド・ノース・イースト前代表のマーク・ロビンソンは、シェフの肩書きを持っていたり、ご自身も詩人だった人なのですが、彼が紹介してくれたアーティストやアート団体とは、仲間のようでしたね。

樋口：そうそう、マークさんが若いアーティストたちを気遣って話しておられた姿はすてきでしたね。

そういえば、アーツカウンシル・イングランドで、以前ダンサーだったという方にもお会いしました。アーティストとして活躍していた人がアーツカウンシルのスタッフになったり、アーツカウンシルで働いたあとに美術館やアートプロジェクトの現場に戻って一線で活躍されたりと、アーツカウンシルがまるでキャリアパスのような役割を果たしているという印象も受けました。

いずれにしても、現場とアーツカウンシルの関係は決して一方通行ではない。それどころか、現場はときにアーツカウンシルに対して批判的でありながらも、とても建設的に議論を交わしていました。アクションを分断させず、対話していこうとしているように感じました。

政治的に振る舞うこと

樋口：2009年は、創造都市やアート、創造産業を積極的に推進していた労働党政権の雲行きが怪しくなってきた時でもありました。翌年の総選挙で保守党に完敗するんですけど、そのときにさまざまなキャンペーンが行われていましたね。アート関係者のみならず広く市民に訴えかけるためにアニメを使ったキャンペーンをやっていたのも記憶しています。

さきほど DCMS の大幅な予算削減が続いていると伺いました。政権交代以降、文化政策やアーツカウンシル・イングランドを取り巻く状況はどのようになっているのでしょうか。

湯浅: DCMS の予算は、2010 年の政権交代時以降も引き続き削減され続けていて、その影響でアーツカウンシル・イングランドの予算も大幅削減となっています。2010 年の政権交代直後に 2011 年～2015 年の 5 年間で 30% 削減となったのに加えて、2013 年度、2014 年度、2015 年度も更なる予算削減が行われることになりました。

こうした状況の中、アーツカウンシル・イングランドは積極的にアートの社会的、経済的価値を訴え、政府の予算削減を最低限にとどめるためにいろいろな試みを行っています。2013 年 5 月にアドヴォカシーツールキットをリニューアル³し、ツールキットにあるデータやインフォグラフィックス、プレゼンテーションスライドを利用して、それぞれの地域の議員や政策担当やスポンサーに対し、アートの社会的、経済的価値などについてアーツセクター自らも説明するよう訴えています。

さらに、2013 年 5 月には文化芸術の英国経済への貢献についてまとめたレポートを発表⁴。2013 年 6 月には、英国を代表するアーティストや文化機関で働く人や観客が芸術の価値について語る映像、“Credit to Britain (Demonstrating the value of public investment in arts and culture)”⁵を公開するなど、さまざまなアドヴォカシーを行っています。

樋口: 政府の文化予算削減に対して、素早くスマートにかつ、戦略的にアクションを起こしている。それに文化施設やアート団体等といったアーツセクターがちゃんと呼応し、キャンペーンが展開されていく。すごいですよね。このアドヴォカシー (advocacy) 能力がアーツカウンシル・イングランドをアーツカウンシル足らしていると思います。信頼に足るシンクタンク機能があるからこそ発揮できるアドヴォカシー活動だともいえます。

日本版アーツカウンシルに期待する役割

樋口: 2013 年 3 月、国際交流基金とアーツカウンシル東京、ブリティッシュ・カウンシルが「日本におけるアーツカウンシルの役割を考える」と題したオープン・フォーラムを開催しました。20 を超える自治体関係者が参加され、とても盛会だったと伺いました。

いま日本各地で自治体主導のもとにアーツカウンシルが設立されようとしています。英国のように 60 年に及ぶ長い歴史の中で培われてきたアーツカウンシルとは異なり、まだその足取りもおぼつかない状態にありますが、これから日本でアーツカウンシルが成長していくなかで、どのような役割を期待されますか？

湯浅: フォーラムに参加したアーツカウンシル・イングランドのリチャード・ラッセル (戦略部門長) は、アーツカウンシルは助成機関ではなく Development agency だと言っていました。アート分野がより力強く発展して行くために、戦略性を持って公的資金を分配し、アートや文化機関で働く人材の育成や業界全体の底上げを目指していると。また、アートが果たすことができる社会的な役割について、文化以外の政策領域にもアドヴォカシーを行っていると言っていました。日本各地でアーツカウンシルに関する議論が高まるなか、それぞれの状況に合わせた日本型のアーツカウンシル的な機能が確立されれば良いと思いますが、その中で英国のアーツカウンシル・イングランドのような Development Agency としての役割を果たせると良いのではと思います。

樋口: とても大事なポイントだと思います。アーツカウンシル・イングランドは、芸術文化分野全般の発展、アート現場で働く人や関連産業も含めた基盤全体の下支えと底上げをするのが役割だと言っている。アドヴォカシーを日本語に訳すと「政策提言」という言い方がよくされるけれど、提言の先は政府だけじゃない。もちろん、陳情や請願でもない。政府の文化セクションのみならず、産業界や市民と、全方位に向けてアートの社会的な存在意義を説明したうえで公的資金投入の根拠を調査に基づいて示し、説得し、理解を得、アート分野全体の底上げを提案していくという。なるほど、日本のアーツカウンシルが Development Agency として役割を担えたら、その存在意味は大きいですね。

1

「2005 年日・EU 市民交流年」の一環として開催された「EU・日本創造都市交流」（2005 年度）主催：横浜市、横浜市芸術文化振興財団、ブリティッシュ・カウンシル、東京ドイツ文化センター、イタリア文化会館、アイルランド大使館、東京・横浜・日仏学院、フィンランドセンター、共催：国際交流基金）と、その翌年に横浜市芸術文化振興財団とブリティッシュ・カウンシル、横浜市が共同開催した「創造都市交流事業 2006」（2006 年度）のこと。

2

重化学工業都市ミドルズバラ市とストックトン市。現代美術館のミドルズバラ・インスティテュート・オブ・モダン・アート（Middlesbrough Institute of Modern Art）や旧市街歴史地区の建築群、英国で最も古いとされるライブハウスなどがある。

3 <http://www.artscouncil.org.uk/what-we-do/advocacy/>

4 <http://www.artscouncil.org.uk/news/arts-council-news/economic-contribution-arts-and-culture-report-publ/>

5 <http://www.artscouncil.org.uk/news/arts-council-news/arts-council-launches-new-film-credit-to-britain/>

湯浅真奈美 | ゆあさ・まなみ | ブリティッシュ・カウンシル アーツ部門マネージャー

上智大学卒業後、国際産業見本市主催会社の広報部を経て、独立系の映画配給会社の劇場宣伝部に所属。宣伝プロデューサーとして、劇場公開映画の広報宣伝を担当。1995 年、英国の公的な文化交流機関、ブリティッシュ・カウンシルのアーツチームに所属。2005 年よりアーツ部門の担当マネージャーとして現職、日本におけるブリティッシュ・カウンシルのアートプロジェクトを統括。日英の文化機関と連携し、アートを通じた日英間の文化交流プログラムを展開している。

樋口貞幸 | ひぐち・さだゆき | NPO 法人アート NPO リンク 事務局長

1976 年三重県生まれ。インディペンデント・アート・アドミニストレーター。1999 年 ARTS STAFF NETWORK 設立。以降、さまざまなアートプロジェクトに携わる。2003 年、第 1 回全国アート NPO フォーラム in 神戸事務局を担当。2004 年アート NPO リンク発足と同時に事務局長に就任。現在、NPO 法人アート NPO リンク事務局長を務める他、NAMURA ART MEETING '04-'34 事務局、NPO 法人淡路島アートセンター監事、舞台芸術制作者オープンネットワーク監事、一般社団法人ダンスアンドエンゲイロメント監事等に従事。



アーツカウンシル・イングランド・ノース・イーストのオフィスにて（2005 年撮影）



大阪アーツカウンシルと文化政策

- 1 アーツカウンシルを知る・学ぶ | 山口洋典 | 應典院寺町倶楽部 |
- 2 大阪の文化政策の変遷 | 吉澤弥生 | 大阪大学 |
- 3 文化政策における「評価」を考える | NPO法人アートNPOリンク

1-1

アーツカウンシルを知る・学ぶ

山口洋典 *Hironori Yamaguchi*

應典院寺町倶楽部 事務局長

1. はじめに

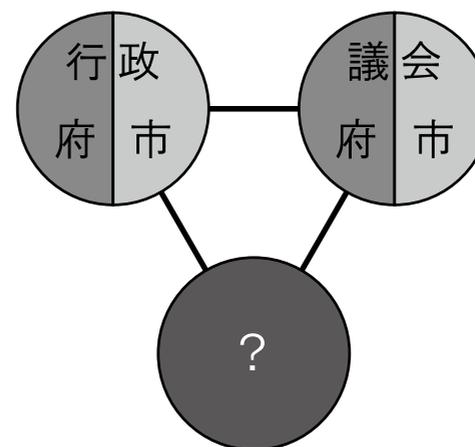
アーツカウンシルとは、「国の特性や文化政策の方針に沿った事業、運営が行われており、一概に定義するのは困難」だが、「芸術文化に対する助成を基軸に、政府と一定の距離を保ちながら、文化政策の執行を担う専門機関」である¹。平成23年12月24日の大阪市戦略会議において、就任間もない橋下徹市長は、「運営補助金を見直し」「文化団体への助成を一括して審査、評価する第三者機関」として、「行政から一定の距離を置き」「芸術の専門家が助成を審査し、事後評価も行う」大阪版のアーツカウンシルを設置する方針を示した。既に橋下市長は、就任前の12月9日には、毎日新聞の取材に対し、「文化行政での公金投入の在り方を検証」する必要があると述べていた。そして、平成24年に入ると、大阪府と大阪市の両自治体の特別顧問を務める橋爪紳也・大阪府立大学特別教授のもと、文化政策等を専門とする特別参与らによる検討チームによって、大阪府市統合本部の「都市魅力戦略会議」にアーツカウンシルワーキンググループが設けられ、具体的な制度のあり方が検討されることになった。

アーツカウンシルという専門機関にまつわる議論は、国や自治体が芸術文化の振興をどのように行うのか、さらには、なぜ国や自治体は芸術文化の振興を行うのか、こうした問いを掘り下げることになる。実際、大阪では今回の制度設計の前、平成19年4月より「大阪でアーツカウンシルをつくる会」が活動を始めた。この会は、アートNPOに活動拠点が提供されることで行政が所有する有休施設の活性化がもたらされるとして、大阪市浪速区にあったフェスティバルゲートで多彩な活動を展開してきた団体等が中心になり、公民協働による地域の芸術文化基盤の整備が図られるよう、勉強会等を重ねてきた²。そもそもアーツカウンシルは、国や自治

体によって設立されるものの、その設置根拠や管轄、また意志決定の責任者や専門部会の構成、さらには日常的な事業の執行責任者や事業内容、加えて事業の基軸とされる助成事業においても対象や助成額、その財源も多様であるため、アーツカウンシルについての総合的な理解は容易なものではない³。

そこで本稿では、まず組織論ならびに文化政策学の観点からアーツカウンシルの捉え方を概括した上で、発祥の地である英国のアーツカウンシルの変遷を追い、大阪のアーツカウンシルの特徴について整理することにする。結論から言えば、大阪のアーツカウンシルは、行政と議会の二代表制を尊重しつつ、地方自治法に基づく行政の附置機関としての審議会の部会として、大阪府と大阪市の共同で設置されるという、世界的に見ても希有な形態を取る。これは、平成23年の地方自治法改正により、対象範囲が拡張された「機関等の共同設置」という制度を利用したためである。よって、両自治体による広域行政の新たな方策として位置づけられる大阪のアーツカウンシルが、伝統的なアーツカウンシルに対してどのような可能性の検討も行うこととする。

二代表制を尊重した二自治体の共同によるアーツカウンシルが置かれる組織構図



各国のアートカウンシルの構成要素の比較 (山口、2012)

	イングランド	米国	カナダ
名称	Arts Council England	National Endowment for the Arts	Canada Council for the Arts
設立年	1946 (1994年に再編)	1965	1957
設置根拠	Royal Charter (Charity No.1036733)	National Foundation on the Arts and the Humanities Act	Canada Council for the Arts Act
管轄	文化メディアスポーツ省 (DCMS)	連邦政府 (議会・財務省等)	連邦政府 (Department of Canadian Heritage等)
意思決定責任者	National Chair (全国評議会会長)	Chairman	Chair
専門部会等の構成	全国評議会の下に4部会 文化政策(Arts policy) 芸術投資(Arts investment) 業績・監査(Performance & audit) 報酬(Remuneration)	アドバイザーボード (National Council on the Arts) 連邦政府からの資金供出の申請 支援対象・目的・妥当性の第三者評価 関係機関との協定締結の推進 基金配分や資金調達への仲介 連邦法改正に関する指示 全米芸術家率の推薦	評議会の下に4委員会 業務執行(Executive) 監査・財務(Audit and Finance) 推薦(Governance & Nominating) 資産運用(Investment)
執行責任者	Chief Executive (最高経営責任者)	Senior Deputy Chairman	Director and CEO
事業内容	助成事業 図書館・美術館支援事業 調査研究事業 先導的的事业	助成事業 景気対策法関連事業 調査研究事業 先導的的事业	助成事業 顕彰事業 調査研究事業
助成対象	Combined arts Dance Literature Music Theatre Visual arts	Literature & Arts Education Multidisciplinary Arts Partnership Performing Arts Visual Arts ※分野別ディレクターは15名	Dance Inter-arts Media Arts Music Theatre Visual Arts Writing & Publication
助成額	5億1903万 (2011年度決算額)	1億3417万US\$ (2011年度決算額)	1億4237万カナダ\$ (2011年決算額)
対総支出割合	82.7% (6億2760万)	76.6% (1億7518万US\$)	73.8% (1億9283万カナダ\$)
主な財源	政府・宝くじ等 (政府70%・宝くじ29%)	政府・繰越金等 (政府72%・寄附0.7%)	政府支出 [crown corporation]
その他関連組織	Regional Councils (9の地域評議会)	National Assembly of State Arts Agencies (州・地域パートナー)	1972年に設置のカナダ関係作品の収集と貸出等を行う「Canada Council Art Bank」が一部門で活動し歳入が有

シンガポール	韓国	文化庁	東京都
National Arts Council Singapore	Arts Council Korea	芸術文化振興基金	東京アートカウンシル
1991	2005	1990	2012 (準備機構として)
National Arts Council Act	Culture and Arts Promotion Act	国立劇場法	東京都文化振興条例
情報通信芸術省 (Ministry of Information, Communications & the Arts)	文化体育観光部 (Ministry of Culture, Sports and Tourism)	独立行政法人 日本芸術文化振興会	公益財団法人 東京都歴史文化財団
Chairman	Chairman	理事長	理事長
評議会の下に3委員会 戦略検討(strategic review) 人的資源(human resources) 監査・財務(Audit and Finance)	評議会の下に5小委員会 基金運用計画案編成 中長期経営戦略 資金支援制度 民間寄付有効化 交流協力の強化	運営委員会の下に4部会 舞台芸術等部会 映像芸術部会 地域文化・文化団体活動部会 文化財部会	アドバイザーボードが設置される予定
Chief Executive Officer	Chief Executive Officer	運営委員長	機構長 (案の段階)
助成事業 芸術創造拠点支援事業 芸術教育事業 鑑賞者開発事業 顕彰事業	助成事業 芸術創造拠点支援事業 人材育成事業 国際交流事業 普及啓発事業	助成事業 芸術創造普及活動 地域文化振興活動 文化振興普及団体活動	支援事業(助成) パイロット事業 ファンド事業(民間寄附)
Music Dance Theatre Visual Arts Literary Arts ※アドバイザーパネルは7分野63名で構成	文学 視覚芸術 演劇 ダンス 音楽 伝統芸術 多元・芸術一般 ※各分野5名ずつの委員で審議	音楽、舞踏、演劇、 伝統芸能・大衆芸能、 美術、映画祭等、 地域文化活動、 文化団体活動、 文化財保存活用	音楽、演劇、舞踊、 伝統芸能、 美術・映像、 その他
1367万シンガポール\$ (2011年決算額)	1035億3000万ウォン (2011年度決算額)	14億9740万円 (2011年度採択額)	9,000万円 (2012年度予算案)
47.7% (6141万シンガポール\$)	42.0% (2466億5225万ウォン)	93.9% (15億9,500万円)	
政府・賃借料等 (政府85%・賃借料0.7%)	政府・競輪/競艇等 (政府19%・競輪/競艇等10%)	基金運用収入 (政府・民間計653億円)	都からの補助 (今後ファンドを設置)
Esplanade (アートセンター/2002年～)	ARKO Arts Library and Information Center (アートセンター/1979年～)	総務省が主管の財団法人地域創造が地域の文化・芸術活動支援事業として地方自治体等に助成を行っている	東京芸術文化評議会 (政策審議)

2. アーツカウンシルとは

まず、アーツカウンシルは組織である。すなわち、公的に設立された機関として、構成員には役職が置かれ、それぞれに役割が与えられている。そして、役員会、専門委員会、事務局といった多重的な統治機構において、芸術家、批評家、実務家など、多様な人々が運営に携わり、芸術文化の振興に携わっている。その発祥の地、英国の役職名を見てみれば、chair（議長）、chief executive（事務局長）などの他、事業の統括責任者 program director、そして事業ごとの専門員 program officer など、実に多様な人々によって評議会が構成されていることがわかる。

アーツカウンシルという組織には、場所や時代の違いを超えて求められる、絶対的に満たさなければならない基準があるわけではない。ただ、芸術文化を評議するという性格上、評議会全体の会員（member）による全体評議会と、個別の事業を所管する各種委員会、そして事業のマネジメントに取り組む事務局の存在は欠かせない。場合によっては全国組織と地方組織との二重構図が置かれることもあろう。いずれにせよ、こうした組織の構成要件は、設置の根拠や、予算の拠出、また設立の趣旨等によって規定されることになる。

そもそも、アーツカウンシルは制度である。すなわち、設置はもとより運営に際しての目的があり、個別具体的な目標が示される。香川県高松市に事務所を置く「特定非営利活動法人高松芸術文化市民協議会」（平成 13 年設立）という民間の非営利組織が「行政や企業とのパートナーシップの形成を推進し、もって、芸術文化振興に寄与する」ことを目的に活動する際に「アーツカウンシル高松」と愛称を掲げて活動しているといった例もあるが、通常、アーツカウンシルと言えば政府・自治体によって設立された公的機関が執行する各種制度の全般を指す。とはいえ、アーツカウンシルは国や自治体に閉じた制度ではなく、営利・非営利を問わず各種民間団体との協働により、政策が形成され施策を展開する制度全般を指す。

アーツカウンシルという制度の中でも、最も注目されるのは芸術文化活動の支援という側面である。その中でも助成プログラムの提供が芸術文化振興の担い手に対する直接的な支援であることには、誰も異論を唱えないだろう。しかし、逆に言えば、アーツカウンシルによる芸術文化活動の支援の方策は助成金のみならず、実験的・先導的・先駆的な事業の企画、そして調査研究の展開

により、いわゆる芸術文化振興の基盤づくり（プラットフォーム機能の実装）を通じてなされる。ただし上述のとおり、アーツカウンシルによる芸術文化振興にあたっては設立主体が趣旨や目的等を定めるため、ある団体が多彩な支援プログラムの対象から外れることや、逆に支援を得ることによって中長期的な展開可能性を失う場合もあるかもしれない。

よって、アーツカウンシルは選択肢である。アーツカウンシルという組織を設立して新たな支援制度を必要とする国や自治体もあれば必要としない国や自治体もあるだろうし、芸術文化の担い手の側においてもアーツカウンシルを通じた支援を積極的に求める人もいれば求めない人もいるだろう。国や自治体にとっては、アーツカウンシルを設置し運営するにあたって、法令の遵守（いわゆる「コンプライアンス」）への配慮は欠かせないし、何より一定の人材の確保や資金の充当が必要とされる。また、芸術文化の担い手にとっては、継続的な助成は稀である上に、企画に参加すれば制作面の合意形成に相当の時間を割く必要もある上、申請書や応募用紙の作成段階から数字を読み込んだ上で文字を綴り、何らかの資源を得た後には、芸術文化のアウトリーチという視点から、支援が得られていない時に比して、より積極的に場を開かねばならず、事業の成果や効果に対しても厳しい評価が求められる。

言うまでもなく、アーツカウンシルという組織や制度を通じた芸術文化振興という選択肢を取ったとしても、確実な成果や効果が約束されるものではない。それでも用いられるのは、直接的に国や自治体が芸術文化関連予算を執行するよりも、アーツカウンシルという準公的機関によって意思決定を行う方が、専門性が発揮され、予算執行に透明性が担保されると同時に、公正性の確保がしやすいためである。この点は大阪でアーツカウンシルが設置されるにあたっての基本的な考え方をまとめた「大阪府市都市魅力戦略会議報告書」（平成 24 年 6 月 13 日）でも明らかとされている。それゆえに、制度の運営のための経費が必要とされたとしても、その費用を直接的な支援のための予算には充当せず、アーツカウンシルを設置することが妥当だとされているのだ。

ゆえに、アーツカウンシルは地域文化である。言い換えれば、アーツカウンシルという機関は設置された後、その国や地域の文化度や民度を反映して、組織や事業の有りがちが定まっていく。そのため、アーツカウンシルが当該国や地域の芸術文化の振興をもたらすためには、まずは表現者の技能の進化に資する事業を展

開し、それらの事業を通じて享受者の芸術文化に対する思考の深化を図り、それらの相乗効果によって芸術文化の存在の真価が実感されるよう、全ての関係当事者が努めなければならない。前述の「大阪府市都市魅力戦略会議報告書」でも、「アーティスト等の文化施策への参画機会の拡充」がポイントのひとつとして謳われていることから、芸術文化の担い手自身が、芸術文化振興の担い手となりうることへの自覚を抱き、与えられた機会を活かしていかなければ、アーツカウンシルという制度は国や自治体のものに留まるところとなる。

例えばシンガポールのように、国家戦略でアーツカウンシルが導入される場合もある。ここでは、グローバル社会における都市間交流や都市間競争の際に、物流だけではなく芸術文化においてもハブ（結節点）機能を担いうることから、アーツカウンシルの存在意義が注目されている⁴。このように、アーツカウンシルは設置された国や地域の経営モデルとも連動する機関である。では、なぜアーツカウンシルという組織が運営する多様な制度によって、国や地域の有り様が定まっていくのか、次は発祥の地である英国に焦点を定め、アーツカウンシルの歴史的背景を見ていくこととしよう。

3. なぜアーツカウンシルなのか？

アーツカウンシルの源流を辿ると、第二次世界大戦につきあたる。端的に述べるならば、英国で発祥したアーツカウンシルには、ナチス・ドイツによる芸術の政治利用からの学習という背景がある。ただ、アーツカウンシルにも前史があり、まずは1939年に設立されたCEMA（当初はCommittee for the Encouragement of Music and Arts、1940年に当時の教育大臣のデラウェア9世伯爵によりCouncil for the Encouragement of Music and Artsに改称）を取り上げなければならない。CEMAは1931年に米国の慈善家であるエドワード・ハークネス（Edward Stephen Harkness）からの20,000ポンド（当時）の寄付によって設立されたピルグリム・トラスト（The Pilgrim Trust：<http://www.thepilgrimtrust.org.uk>）という基金より25,000ポンドの支援を受け、民間の非営利団体である英国成人教育協会（The British Institute for Adult Education、1949年にNational Foundation of Adult Education formedと統合されて、現在のNational Institute

of Adult Continuing Educationとなる）による全国巡回の美術展「Art for the People」の支援に取り組み始めたのだ。

戦争により国民が芸術文化に触れる機会が喪失されることに対する支援に加えて、芸術家らの表現活動も支援する基盤を整えたのが、CEMAの二代目議長となった経済学者のジョン・メイナード・ケインズである。CEMAがもともと英国における特殊法人（Royal Charterによる設立）であったことも踏まえ、当初のピルグリム・トラストという民間からの資金による運営ではなく、教育省からの国家予算を充当し、分野別の活動支援を展開する上で大規模な組織化を図ったのだ⁵。こうして、戦時中の非常態勢の中、政府が資金を提供し、専門家が芸術文化活動の振興を推進する評議会組織の骨格が定まった英国では、第二次世界大戦終了後の1946年、ケインズが初代議長に就き、連合王国に「Arts Council of Great Britain (ACGB)」が設置されたのである。

英国におけるアーツカウンシルは、国家予算の執行にあたって専門家を起用し、芸術文化に関する政策立案と推進を担う準公的機関として、その地位を確かなものにしてきた。それは人とお金の動きを変えることによって、新しい〈何か〉が生み出されてきたためである。折しも現在、社会変革を目的とした市民出資の財団としてソーシャルファンドを設立する動き（例えば「公益財団法人京都地域創造基金」や「公益財団法人みらいファンド沖縄」）や、活動の担い手がインターネットで直接資金調達をするクラウドファンディング（例えば「READYFOR」<https://readyfor.jp> や「キャンプファイヤー」<http://camp-fire.jp> など）がある。ただ、英国を発祥とするアーツカウンシルがこうした組織や制度と異なるのは、国の単位で統括をする評議会のもと、各地に事務所を置くことによって地域の単位でも芸術文化の振興を図っていくことで、国における芸術文化の水準の維持と質の担保をもたらすという明確な役目を担っていることにある。

設立以来、65年以上の歴史を有する英国のアーツカウンシルであるが、予算編成方針の如何によって、特定の事業に集中する場合やその逆に多様な事業に分散される場合のように、組織の活動が言わば「振り子」のような状態になることがある。実際、英国のアーツカウンシルでは、設立当初はオペラやバレエに重点的な支援がなされ、そのための分野別委員会（いわゆる「パネル」）が行動的に支援を実行していった。しかし、1948年の地方自治法により、英国内各地で開催される芸術祭を地方自治体との協働で実施するようになると、アーツカウンシルは大都市

の劇場間ネットワーク (Theatre Grid) の構築を図るなど、大規模、広域、複合型の施策が展開されていった。それにより、首都による統括と地方間の連携、重点分野の設定と多分野への拡張などに、上述の振れ幅を見いだすことができるようになった。

なお、アーツカウンシルのみならず、政策形成や施策の展開を担う組織にもたらされる事業の振れ幅は、組織内での意思決定の問題だけでなく、組織を取り巻く社会情勢の変化の影響も受けることになる。英国のアーツカウンシルにおいては、1960年代以降にマスメディアの台頭もあって複製芸術が盛んとなり、自ずから方針の見直しが必要とされた。そうした中、1964年の保守党から労働党への政権交代ではアーツカウンシルへの国家予算が増額される反面で多様な分野への影響力が増大され、予算の所管も財務省から教育科学省に変更された。こうしてアーツカウンシルの存在感が高まる中、1970年に再び保守党政権に戻るが、徐々に存在感が高まるアーツカウンシルに対し、大きな財政支出を行ってきた政府の介入が強まるという事態が招かれた⁶。

英国におけるアーツカウンシルの大きな転換点は1979年のサッチャー政権の樹立にすることができる。具体的には、いわゆるネオ・リベラリズム (新自由主義) の立場から、公的な財政拠出による助成から、企業からの寄付等による私的なパトロネージュが促進されることになったのだ。また、資源の投入に対する成果も重視されることで、芸術文化そのものの振興よりも、芸術文化を通じた社会的、経済的な発展に期待と注目が高まり、地域再生をはじめとして多様な政策に対して芸術文化が取り扱われるようになった。こうして政治と芸術文化の距離が近づいたのである。

もちろん、アーツカウンシルという組織が国・自治体の芸術文化の振興のための制度である以上、政府の影響を完全に排除することは困難である。だからこそ、アーツカウンシルには、独立した機関として、既存の資源に対して時代を越えて継承すべき芸術文化をストックとして活かし、時代に環流されるべきフローとして付加価値を高めていく、そうした政策形成プロセスへの積極的な関与と貢献が求められる。ただ、英国のアーツカウンシルは、1992年の国家遺産省の設立、1994年の宝くじ (National Lottery) 基金創設など、政府の構造改革の推進の影響を直接受けることになった。そして1994年には、1946年以降続いてきた連合王国としてのアーツカウンシルを、イングランド、スコットランド、ウェールズの3つの

地域ごとに分割した上、新たに北アイルランドにも設置して、あわせて4つの地域で独立したアーツカウンシルが、地域特性にあわせた事業や組織の形態で芸術文化の振興を図ることとなった⁷。

こうして、英国のアーツカウンシルは、時代の変化を受けつつも、行政からの外部性、組織としての独立性、そして公民協働による事業の共同性を反映した芸術文化を振興する評議会として存在意義を発揮しており、多くの国・地域から先行事例として取り扱われている。王室の勅令という設置根拠を持つ準公的機関という性格は、全ての国・地域に通底するものではないかもしれないが、政府からの財政投入や政権による政策方針を組織内に反映させながらも、事業の方針等は組織内の統治機構を持ってきたこと、また国や自治体の予算を直接執行せずに、広く専門家等を起用し、名実ともに公民連携による芸術文化振興が取り組まれてきたことに、多方面からの関心が集まったのである。すなわち、都市の経営や、国家の戦略の新たな手法を模索する国や地域にとっては、アーツカウンシルという組織の設立と制度の確立が確実な選択肢として位置づけられうるのだ。そして、アーツカウンシルが国や地域の芸術文化の振興に加えて、芸術文化を通じた国や地域の振興という要素を持ちうるがゆえに、人とお金の流れを変えるアーツカウンシルの導入は、国や地域に新たな自治のルールをも成立させることにもなる。

アーツカウンシルが新たな自治のルールを生むことについては、1946年2月に英国でアーツカウンシルが設置された当初、初代議長についたケインズが主張した「アームズ・レングス原則 (arm's length principle)」が重視される傾向にあることも、その証左のひとつである。この原則は、その名の通り、「腕の長さくらいの距離を保つ」ということを意味する概念だが、これまで見てきたとおり、その距離感は時の政権や、場合によってはアーツカウンシルの機関内の意思決定の如何によって、妥当とされる距離感が大きく変えられるものである。もとより、アーツカウンシルにおいては、財政拠出をする政府・自治体と拠出された予算を執行するアーツカウンシルとの関係、そして予算を執行して支援するアーツカウンシルと芸術文化の担い手となる各種芸術団体等との関係と、適度な緊張関係を確保すべき2つの関係性が存在する。よって、アーツカウンシルという支援のつなぎ手が介在中で、「金は出す行政は、芸術団体に口は出させない」といった具合に、支援される側の論理だけが先に立たないよう、改めて発祥の地、英国のアーツカウンシルの設立と変遷に学習する点を見いだすことができる⁸。

4. 大阪のーツカウンスルはーツカウンスルか？

ここまでーツカウンスルの捉え方について政策的視点から整理した上で、発祥の地である英国のーツカウンスルの大要を述べてきたが、ここで平成 25 年度に設置される大阪のーツカウンスルの特徴をまとめてみることにしよう。その際、改めてーツカウンスルには外部性、独立性、共同性が重要とされてきたことを確認しておく。同時に、冒頭で確認したとおり、ーツカウンスルに対する絶対的な要件がないことを踏まえ、ーツカウンスルに対して重ねられる「アームズ・レンガスの原則」もひとつの原則にすぎないものとして取り扱う。その上で、大阪のーツカウンスルはーツカウンスルと言えるか、見ていくこととする。

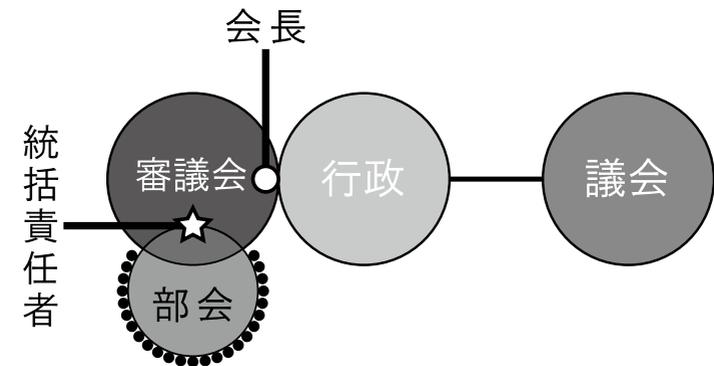
まず、ーツカウンスルの外部性について取り上げてみよう。すなわち、大阪のーツカウンスルは行政の外部に置かれた組織か否か、という点であるが、これは外部にあると位置づけてよいと捉えることができる。なぜならば大阪のーツカウンスルは、地方自治法第 257 条 7 に基づき、大阪府と大阪市が各々の議会により共同設置の規約について議決を経た上で、共同設置された機関であるためだ。この「機関等の共同設置」は古くからある制度であったが、平成 23 年の法改正により、今回のような外部委員による委員会組織も自治体を横断して共同設置できることになり、今回は専門委員を置く条項も含まれていることから、内部組織の共同設置ではなく、通常の事務機構とは別の枠組みで事務を執行するための外部機関として位置づけられるだろう⁹。

続いて、ーツカウンスルの独立性について取り上げてみよう。すなわち、専門家による自律的な組織か、という点であるが、これは法人格を得た組織として独立していないという見方もできるだろうが、独立性は規約と条例により担保されている。むしろ、複数の自治体による機関の共同設置という手法により設置される大阪のーツカウンスルは、人口減少時代における自治体の文化政策のあり方として、他地域から先行事例として位置づけられていくだろう。それは地方自治法第 138 条の 4 第 3 項で定められた「審議会等」を、「機関等の共同設置」という制度によって設置したため、通常は実行委員会形式等によって実施してきた各種事業の企画運営や、助成金制度の共同化等、予算執行を含め、効果的な自治体連携が可能となるためである¹⁰。

今回、機関の共同設置によって規約に基づき設置された大阪のーツカウンスル

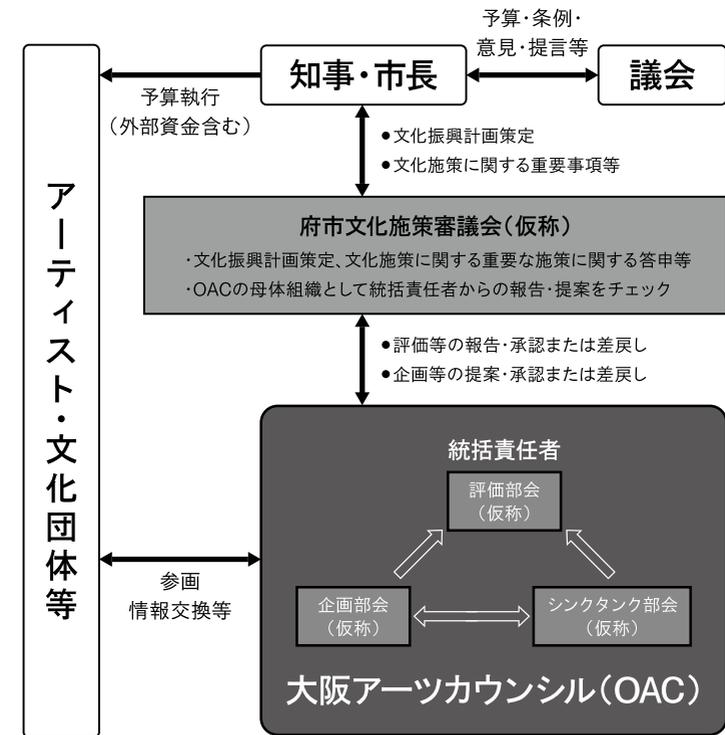
では、各自治体の条例に定められた審議会、すなわち「大阪府市文化振興会議」の「部会」として、その独立性が担保された。具体的には、審議会の委員を公募する動きが各地で見られるように、今回は大阪府市文化振興会議において「ーツカウンスル部会の長」となる委員が、「大阪ーツカウンスルの統括責任者」として公募されたことで、統括責任者に一定の権限を付与することができたのである¹¹。このような制度とすることによって、所定の手続きのもと選任された統括責任者は、専門委員を組織化していくことができ、統括責任者によって多くのアーツマネージャー（制作者等）の参画を求めることができ、実務の観点から活動環境の支援も可能となった。こうして、大阪のーツカウンスルは、言わば大阪府市における文化政策全般を審議する「大阪府市文化振興会議」（これを会議資料では「広義のーツカウンスル」と表現している）の部会として置いた「大阪府市文化振興会議アーツカウンスル部会」（これを会議資料では「狭義のーツカウンスル」と表現されている）を「大阪ーツカウンスル」として見立てたのだ¹²。

大阪のーツカウンスルにおける議会・行政に対する「審議会」と「部会」の位置づけ



続いて、アーツカウンシルの共同性について取り上げてみよう。すなわち、公民協働での組織か、という点であるが、これは繰り返し述べてきたとおり、構成メンバーが公募されるという点を鑑み、設立段階においては、一定の共同性を見出すことができるだろう。ただし、一連の制度設計は、大阪府市統合本部都市魅力戦略会議（当時）において行われ、その基本的な枠組みは、公開にて開催された平成24年6月13日の第3回会議でしか示されなかった。よって、全体像が明らかになる前から、制度について高い関心を抱く芸術家・専門家・実務家等により各種の取り組みがなされてきたが、大阪のアーツカウンシル設置を前に、平成25年3月15日には東京のアーツ千代田3331で、17日には高槻現代劇場で、そして20日には大阪府立江之子島文化芸術創造センターで、それぞれ公式に報告・説明会が開催されることになった¹³。

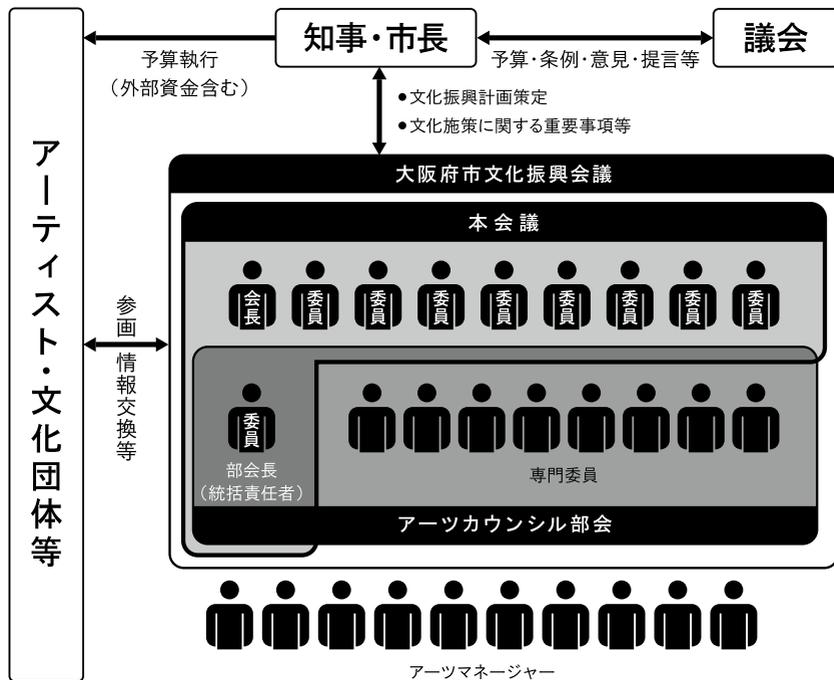
行政の審議会を母体にした大阪のアーツカウンシルに、どれだけ民間の参画が得られるか、それは他ならぬ民間の姿勢に委ねられている¹⁴。数ある行政改革のひとつにすぎないと捉える、あるいは否定的にコストカットの手段だと見る、さらに批判的に反応して芸術文化版の「仕分け」と判断して距離を置く、そうした見方であろう。ただ、設立当初は既存の自治体文化施策の評価を中心とした動きとされている「大阪アーツカウンシル」も、次年度以降は企画機能や調査機能といった新たな部門への展開が前提とされている¹⁵。また「大阪アーツカウンシル」は、アーツマネージャーなどの実務家の運営面への参画だけでなく、外部資金を含めた予算執行による支援の拡充をも示されていることから、公民協働による制度の発展は欠かすことができない。



発祥の地、英国のアーツカウンシルと比較してみれば、大阪のアーツカウンシルはアーツカウンシルか、という疑問が抱かれることもあろう。しかし、ここまで見てきたとおり、外部性、独立性、共同性、それぞれの観点が反映された、複数の自治体の連携による、芸術文化振興のための新しい組織であり、新しい制度である。何より、設置にあたって大阪市会で関連議案が審議された際にも、「アーツカウンシル部会の運営については、行政と一定の距離を保ち、その独立性・公正性・透明性が確保されるよう努めること」という附帯決議がなされている¹⁶。この「一定の距離を保ち」こそ、「アームズ・レングスの原則」を意味しているのだが、それらが規則等で明文化された上での設立ではないがゆえに、改めて組織運営や制度の運用に関係する当事者の自律的、倫理的な動きは必至である。

英国はもとより、他の国や地域において導入されているアーツカウンシルは、都市や国家の政策との深い関係を持って設立され、運営・運用されてきた。そして、歴史を重ねる中、決して組織の方針や事業の計画には一貫性が維持されてはこなかった。ただ、設立当初に「助成制度の改善」としての「狭義のアーツカウンシル」に注目を集めるだけでは、政策形成プロセスに積極的に関与することができる審議会「大阪府市文化振興会議」の部会として位置づけられた「アーツカウンシル」の展開可能性を自ら閉ざしてしまいかねない。英国を基準に「アーツカウンシル」が論じられることによって、「大阪アーツカウンシルはアーツカウンシルではない」という意見も重ねられる中、外部性、独立性、共同性、そして公正性、透明性を踏まえた組織の進化と事業の深化をもたらしてこそ、その存在の真価を示すことができるだろう。

2013年3月26日の大阪府文化振興会議で確認された「大阪アーツカウンシル」設置当初の統治機構¹⁷



5. おわりに

以上、本稿では、アーツカウンシルの多様性を確認した上で、発祥の地である英国の事例を紐解くことで政策と連動するアーツカウンシルの有り様を整理し、外部性、独立性、共同性の3つの観点から大阪のアーツカウンシルの特徴をまとめてきた。そこで稿を閉じるにあたり、大阪府都市魅力戦略会議による報告書以来、一貫して求められてきた専門性、透明性、公正性の3つの観点から、「大阪府市文化振興会議」を母体とした「大阪アーツカウンシル」の今後の展開可能性を検討することにしよう。まず、専門性については、統括責任者がどのような専門委員を起用するかにかかっていることを確認しておきたい。通常は芸術文化の分野ごとに専門委員が選出され、結果として分野ごとに審査や評価がなされていくことが慣例なのだろうが、場合によっては表現や事業の形態（例えば、子ども向けの体験学習であれば「こども」、市民参加型の芸術祭の開催であれば「協働」など）にあわせて、規定のジャンルではなく事業のスタイルに対してプロデューサーの視点から審査・評価する、などがあってもよいのではなかろうか¹⁸。

なお、「大阪アーツカウンシル」に透明性、公正性の確保が重要となることについては、設立のための決議の際に大阪市会の附帯決議でも明らかとされている。評価から着手する「大阪アーツカウンシル」における透明性とは、一連の評価にまつわる活動が、いわゆる「事業仕分け」のように、成果主義を前提にしたコスト面への査定として捉えられることのないよう、どのような評価基準を用いてどのように評価するのか、一連の評価手法の確立が必須である。平成24年10月16日、独立行政法人日本芸術文化振興会は、日本版アーツカウンシルの試行的実施と呼ばれる「トップレベルの舞台芸術創造事業」の助成において、審査基準を公表した。今後「大阪アーツカウンシル」でも、評価する側に基準の明確化が求められると共に、支援対象となる芸術団体にも評価される上で必要な素材が常に提供できるよう「キャパシティ・ビルディング」が必要となり、さらには「大阪アーツカウンシル」そのものの財政・会計・意思決定等の透明性が問われていくであろう¹⁹。

アーツカウンシルは基本的に公金（つまり、市民・企業等によって納められた税金等）という資源を民間に再配分する仕組みであるために、その運営に公正性が求められることは論を待たない。折しも、アーツカウンシルの制度設計のあいだ、平成24年11月30日付けで都市魅力戦略会議に対して住民監査請求が提出され

た²⁰。よって、アーツカウンシルの設置後は評価機能の充実の方途として、助成金に対する事業評価のみならず、組織の運営そのものへの自己評価、第三者評価、あるいはアーツマネージャーの組織化による相互評価などを、総合的に推進していかねばならないだろう²¹。今後、「大阪アーツカウンシル」が、変化の時代にも変わらぬ価値と、新たな時代を拓く価値の両面に照射することで、「アーツカウンシルがあるとき」の方が、「アーツカウンシルがないとき」よりも、「大阪で」表現、鑑賞したいという人々が増えるよう、表現者と享受者のよき「つなぎ手」となることを期待するところである。

1

この定義は、インターネットでも公開されている「文化庁月報」平成23年10月号(No.517)に掲載された吉本光宏「芸術文化のさらなる振興に向けた戦略と革新—新生『日本アーツカウンシル』への期待」による(http://www.bunka.go.jp/publish/bunkachou_geppou/2011_10/special/special_03.html)。なお、平成23年1月31日の文化審議会による答申「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)について」の用語集では「文化芸術に関する公的助成機関」とされ、「専門家による審査や評価を行い、文化芸術団体や文化芸術活動に対して助成を行うほか、文化芸術に関する調査研究なども実施する」とある。(http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/soukai/toushin_110131/pdf/toushin_110131_ver03.pdf)

2

「大阪でアーツカウンシルをつくる会」の設立の背景を見るには、吉澤弥生『芸術は社会を変えるか? : 文化生産の社会学からの接近』(青弓社、2011年)が参考になる。なお、大阪の文化政策の変遷について、大阪のアーツカウンシルの設立と関連づけた整理が別稿にまとめられているので参照されたい。(p.64-71「1-2 大阪の文化政策の変遷」)

3

各国のアーツカウンシルについての理解は、トヨタ自動車企業がメセナ協議会と連携して運営する、アートマネジメントに関する総合情報サイト総合情報サイト「ネットTAM」で展開されている「アートマネジメント事始め」のアーツカウンシル入門の第3回目「助成団体にとどまらないアーツカウンシル: 諸外国の文化政策立案・推進の〈型〉から」を参照されたい。<http://www.nettam.jp/learning/intro/arts-council/03/> 本稿ではその比較表を引用し、多様性の概括に用いる。

4

シンガポールの文化政策については『ニッセイ基礎研究所 REPORT』2001年1月号に所収された吉本光宏による「シンガポールの文化政策に学ぶ」(p.17-21)に詳しい。なお、全文がウェブで公開されている。(<http://www.nli-research.co.jp/report/report/2000/01/li0101b.pdf>)

5

第二次世界大戦と英国のアーツカウンシルの関係については、『大阪でアーツカウンシルをつくる会』の2007年度の活動報告書に所収された植木啓子「イギリスのアーツカウンシルを巡る議論: ホンマのところ、どやねん?」(p.21-29)に詳しい。なお、報告書は<http://dl.dropboxusercontent.com/u/29179291/2008osakareport.pdf>で全文が公開されている。

6

英国のアーツカウンシルの「振り子」状態を概観する上では、早稲田大学演劇博物館グローバルCOE「演劇・映像の国際的研究拠点」芸術文化環境研究コース「芸術文化を支える制度」研究会がまとめた資料「英国のアーツカウンシルは日本の芸術文化政策のモデルとなりうるか?」が参考になる。これは、Andrew Sinclairによる『Arts and Cultures: The History of the 50 Years of the Arts Council of Great Britain』(Sinclair-Stevenson, 1995)を解題したものであり、佐藤李青が筆頭者となった日本文化政策学会第3回年次大会のポスターセッションの素材が同研究会のウェブサイト <http://www.waseda.jp/prj-gcoe-enpaku/media/event/poster.pdf> で閲覧可能である。

7

1998年のブレア政権以降の変化も含め、英国のアーツカウンシルの歴史や組織体制、また主要な助成制度等については、吉本光宏による「英国アーツカウンシル：地域事務所が牽引する芸術文化の振興と地域の活性化」『雑誌「地域創造」』29号（2010年）に詳しい。

8

アーツカウンシルと「アームズ・レングス原則」については、大阪府市統合本部の「都市魅力戦略会議」のメンバーとして大阪アーツカウンシルの制度設計に参画した中川幾郎氏（帝塚山大学法学部教授）の論文「芸術文化の公的支援に関する理論的根拠について」（平成10年）に詳しい。また、同氏も指摘する「アームズ・レングス原則」の偏重がもたらす陥穽については、前掲した「ネットTAM」の「アートマネジメント事始め」のアーツカウンシル入門の第2回目「行政とアーツが適度な緊張感を持つ：アーツへの独自性・アーツの計画性」でも述べられている。<http://www.nettam.jp/learning/intro/arts-council/02/>

9

平成25年2月15日に大阪市の文教経済委員会により審議入りした、平成25年第1回定例会の議案第18号「大阪府市文化振興会議の共同設置に関する協議について」は、3月28日に議案第17号「大阪市芸術文化振興条例の一部を改正する条例案」も含めた附帯決議とあわせて可決され、翌日の3月29日の本会議でも可決された（https://www.pref.osaka.jp/gikai_giji/h2502/250322.html）。なお、大阪府では、大阪市に先だって、平成25年2月21日に平成25年2月定例府議会に提出され、平成25年3月22日に可決されている（http://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu260/result/201302_03.html）。

10

大阪府市文化振興会議共同設置規約

（<http://www.pref.osaka.jp/attach/1051/00022453/fushibunshinkiyaku.pdf>）によれば、大阪府市文化振興会議の経費については、第13条にて大阪府の一般会計の歳入歳出予算に計上されること、第12条にて必要な経費は関係府市の長の協議により定めるとある。なお、大阪府と市による共同設置機関である大阪のアーツカウンシルの参加自治体が増えた場合には、自ずからこの規約の改正がなされた上で、新たな自治体もまた、必要な経費について負担金の交付が求められることになる。

11

同第11条では、アーツカウンシル部会、すなわち「大阪アーツカウンシル」の枠組みが9項目にわたって示されている。そこでは(1)大阪府市文化振興会議はアーツカウンシル部会を擁していること、(2)必要に応じて他の部会を設置することができること、(3)部会には会長の指名によって部会長が置かれること、(4)会長が部会長を指名する際には「公募により選定された委員を指名すること」、(4)公募により部会長の候補者が選定できなかった場合には会長が指名できること、(5)「大阪アーツカウンシル」に属するメンバー（すなわち大阪府市文化振興会議の委員、新たに起用される専門委員）は会長の指名にあたり予め統括責任者の意見が尋ねられること、(6)統括責任者は「大阪アーツカウンシル」を「掌理」（すなわち必要な仕事の全容を掌握して理解して）文化振興会議に報告する職責があること、(7)統括責任者の職務代理者は予め会長が指名すること、(8)統括責任者は大阪府市文化振興会議において決議が出た場合に会長によって解職される（つまり、選任は大阪府知事だが、解任は大阪府市文化振興会議の会長である）こと、(9)「大

阪アーツカウンシル」の審議は部会としての決議が大阪府市文化振興会議の決議とすることができること、などが定められており、部会（「大阪アーツカウンシル」）の独立性が明文化されている。

12

審議会の部会を狭義のアーツカウンシルとして位置づけるという考えは、平成24年7月20日の大阪府市文教経済委員会での質問においても、ゆとりとみどり振興局文化振興担当課長の回答で示された。なお、平成24年2月11日の毎日新聞大阪版の記事「アーツカウンシル：どうなる、大阪版 独立性、どこまで」では、平成23年度から文化庁が「日本版アーツカウンシルの試行的導入」として、独立行政法人日本芸術文化振興会を対象に検討をしてきた、「助成事業を改善するため」の制度を「狭義のアーツカウンシル」として位置づけ、「助成に伴う活動を中心としながらも、民間からの寄付による自主財源を確保し学校への芸術家派遣や文化活動の調査など自主事業も行っている」諸外国の組織を「広義のアーツカウンシル」と述べている。

13

民間によるアーツカウンシルに関する取り組みの例としては、京阪電車なにわ橋駅のコンコース「アートエリアB1」にて、参加型のプログラム「ラボカフェ」の一環で開催された3回のプロジェクトミーティング「大阪のアーツカウンシルを考える公開会議」（平成24年3月4日）、「アートから政治を考える」（6月13日）、「アートから政治を考える2」（8月22日）などが挙げられる。これらの場づくりに携わって来た任意団体「大阪でアーツカウンシルをつくる会」は、平成19年4月から活動を始めており、平成24年1月9日に中之島公会堂にてシンポジウム「大阪の転機に、アーツカウンシルを」を主催し、広く関心を集めた。

14

民間から参画はメンバーだけに留まらず、パブリックコメントの機会なども含まれるだろう。ちなみに、都市魅力戦略会議による報告書「大阪府市都市魅力戦略会議報告書」の発表後に、大阪府と大阪市の共通の戦略として「大阪都市魅力創造戦略（素案）」がまとめられることとなり、平成24年9月11日から10月10日まで、素案に対してパブリックコメントが募集され、19名から26件が寄せられた内容を踏まえ、12月27日に「大阪都市魅力創造戦略」が大阪府と大阪市によって同時に発表された。

15

平成24年6月の「大阪府市都市魅力戦略会議」による設置案では、「大阪アーツカウンシル（仮称）」は「府市文化施策審議会（仮称）」から独立した別機関として存在する図解がなされていた。そのため、当初は「評価部会（仮称）」、「企画部会（仮称）」、「シンクタンク部会（仮称）」という構図が示されていたが、本稿で述べたとおり、最終的に「大阪アーツカウンシル」という組織そのものが「大阪府市文化振興会議」の部会として位置づけられることとなったため、上述の3部門は「機能」として表現されたものの、ここでは当初からのこの3つの観点のアーツカウンシルに盛り込まれるべきとされていたことを確認しておきたい。

16

この附帯決議では、「広域にかかる文化施策をより効果的に展開するためには、大阪府の広域自治体としての役割を明確にし、府が責任を十分に果たすとともに、応分の負担をすること。また、本市以外の大阪府下の市町村の文化振興も審査・評価の対象とすること。」と、「本市の文化施策の推進にあたっては、

主体性をもって進めること。」の2点に続くものとして、アーツカウンシル部会が「行政と一定の距離を保ち、その独立性・公正性・透明性が確保されるよう努めること」と述べられている。この「議案第17号「大阪市芸術文化振興条例の一部を改正する条例案」及び議案第18号「大阪府市文化振興会議の共同設置に関する協議について」に対する附帯決議」の全文はウェブサイトで公開されている。(http://www.city.osaka.lg.jp/shikai/page/0000213510.html)

17

本図は担当課との協議のもと、より精緻な表現へと修正の上、引用した。

発表当初の図は以下を参照いただきたい。

<http://www.pref.osaka.jp/attach/19726/00000000/dai3jibunkashinkoukeikaku.pdf>

18

分野ごとに専門家を起用することへの懸念については、熊倉純子・東京藝術大学音楽学部音楽環境創造科教授が明確に指摘している。別稿に収められた対談を参照いただきたい。

19

この住民監査請求では、「要綱」で設置された都市魅力戦略会議は、首長の私的諮問機関にとどまらないために、地方自治法に基づく審議会として「条例」で設置すべきであるという見方から、違法な設置と報酬の支払いであるとして、知事と決裁者が連帯して支出額を大阪府に返還するよう求められたが、最終的に設置は違法であるものの、支出にあたっては損害が発生していないとして請求は棄却された。なお、違法とされた都市魅力戦略会議は、住民監査請求に先だって、平成24年10月23日に大阪府議会で「大阪府市共同設置附属機関条例」及び「大阪府市都市魅力戦略推進会議共同設置規約」が可決、その後11月20日に大阪市会で「執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例」及び上述の規約が可決されたことで、都市魅力戦略推進会議への名称変更と共に適法化されたが、今後「大阪アーツカウンシル」が透明性と公正性を反映する上で、こうした法令遵守の観点は極めて重要となる。

20

単純な指摘として、「アーツカウンシルの運営費に予算を割くくらいなら、その額を助成に回した方がましだ」といった批判も想定できる。言うまでもなく、文化振興予算のうち芸術文化振興のための間接経費としてはどれくらいが適正かの議論は盛んになされるべきであるが、本稿ではアーツカウンシルの存在そのものを否定する議論には立ち入らないことにする。

21

アートNPO等による各種事業に対する評価のあり方については、ブリティッシュ・カウンシルが2010年9月に発行した『アートプロジェクト・マネジメントの方法 ワークショップハンドブック』が参考になる。これは、NPO法人アートNPOリンクが企画・編集したものであり、資源の投入（インプット）、計画の推進過程（プロセス）、実施内容（アウトプット）、事業の成果（アウトカム）、その後の波及効果（インパクト）の5つの要素を統合して評価することの妥当性が示されているが、この点について、本報告書の別稿でも詳述されているので、参照されたい。

山口洋典 | やまぐち・ひろのり | 應典院寺町倶楽部 事務局長

1975年静岡生まれ。学生時代の震災ボランティアやCOP3でのNGO事務局の経験をもとに、きょうとNPOセンターの設立に参画。2006年より大阪・天王寺の浄土宗應典院にて、僧侶とNPOの事務局長の立場からお寺と社会の関係づくりを担う。2011年度より立命館大学准教授で、立命館災害復興支援室のチーフディレクター。2012年には大阪府・市の特別参与としてアーツカウンシルの制度設計等に取り組んだ。

1-2

大阪の文化政策の変遷

——ここ10年の現代芸術事業の展開を中心に

吉澤弥生 *Yayoi Yoshizawa*

大阪大学 招聘研究員 | NPO法人地域文化に関する情報とプロジェクト [recip] 代表理事

大阪府		大阪市		現場からの動き
プランなど	事業、施設など	プランなど	事業、施設など	
1980		府民ギャラリーが中之島に移転し、現代美術センターに改称		
1982	大阪府、大阪市、関西経済連合会、大阪商工会議所などを中心に財団法人「大阪21世紀協会」設立			
1988	大阪府文化振興ビジョン			
1989		大阪府文化振興財団設立		
1990		大阪府現代芸術センター(仮)建設計画	大阪市立近代美術館(仮称)建設準備室が設置	
1997		大阪府現代芸術センター(仮)建設計画凍結		
1998			大阪市立近代美術館(仮称)基本計画策定 「大阪演劇祭」開始(2001年度まで)	
1999			「大阪市文化振興のための懇話会」設置 「大阪市文化振興事業実行委員会」発足、「C/P」発行開始	
2001	大阪府文化懇話会		「芸術文化アクションプラン—新しい芸術文化の創造と多彩な文化事業の推進に関する指針」 「アーツアボリア事業」含む3事業開始	
2002		現代美術センターが府庁舎に移転、直営に	「文化集客アクションプラン—来て、見て、楽しいまちづくりをめざして」 「アーツスペース創造事業(芸術創造館)」「新世界アーツパーク事業」含む7事業、「log osaka webmagazine」開始	
2003	「大阪府文化振興アクションプラン—人が集い、文化が花開く大阪」		「新世界プレーカープロジェクト」含む9事業が実施、「大阪現代芸術祭」開始(2005年度まで) 「大阪現代演劇祭」開始	

2004		大阪市芸術文化振興条例		「大阪現代演劇祭」開始 「大阪市文化振興事業実行委員会」解散、「C/P」休刊 大阪城ホール西倉庫に演劇空間「ウルトラマーケット」開館 「精華小劇場」開館 大阪市立近代美術館(仮称)心齋橋展示室開設	
2005	大阪府文化振興条例、大阪府文化振興会議設置		第三回大阪・アート・カレイドスコープ		フェスティバルゲートで「新世界アーツパーク未来計画」開催
2006	大阪府文化振興計画「おおさか文化プラン」		現代美術センターが指定管理者制度を導入	大阪・アート・カレイドスコープ(07年まで)	「大阪現代演劇祭(仮設劇場)WA」終了 「大阪アーツアボリア事業」終了 芸術創造館が指定管理者制度導入 現代芸術創造事業「アートリソースセンター by Outenin(築港ARC)」開始
2007			大阪市創造都市戦略	大阪・アート・カレイドスコープ2007	新世界アーツパーク事業終了、3NPO法人が新大阪に移転(1年間) 4月「大阪でアーツカウンシルをつくる会」設立、7月「大阪創造都市市民会議」設立
2008				大阪・アート・カレイドスコープ2008	財団法人大阪都市協会が解散、「OSAKA ARTIST FILE 見巧者」開設 「築港ARC」終了
2009	水都大阪 2009				
2010	第二次大阪府文化振興計画「自律と創意が拓く—文化自由都市、大阪」		「おおさかカンヴァス推進事業」開始		「アートインフォメーション&サポートセンター—中之島4117」開始 「ウルトラマーケット」閉館
2011			大阪市芸術文化振興プラン「魅力あふれる「芸術文化都市大阪」の創造」		財団法人大阪城ホール解散 「精華小劇場」閉館 7月「大阪でアーツカウンシルをつくる会」公開会議再開、10月「全国アートNPOフォーラム in 大阪」開催
2012			現代美術センター閉館、江之子島文化芸術創造センター開館	大阪市文化振興会議設置	「中之島4117」終了
大阪府市統合本部都市魅力戦略会議でアーツカウンシル設置の検討会議					
2013	第三次大阪府文化振興計画「新たな仕組みで花開く 文化自由都市、大阪」			大阪市文化振興計画「新たな仕組みで花開く 文化自由都市、大阪」	大阪府市文化振興会議共同設置、大阪アーツカウンシル始動

1. はじめに

前掲の表は、大阪府と大阪市の文化政策の大枠とその中の現代芸術に関する事業の変遷を大まかな年表にしたものである。記載事項はそれらに関する内容に絞られており、府市の文化政策に関する情報が網羅的に記載されているものではないことをあらかじめお断りしておく。伝統芸能や音楽に対する補助金のあり方が取りざたされる昨今だが、ここでは、そうした政策上の変化を一足先に経験していた府市の現代芸術に関する事業のここ10年ほどの歩みを振り返ることとしたい。

2. 大阪市

1990年代、大阪市は、都市政策の中に芸術文化を位置づける仕方で新しい文化政策の方向性を模索していた。1991年の「大阪市文化振興施策推進本部」の設置以降、現場関係者らを巻き込んだ勉強会が開かれ、1999年にはそれをふまえたいくつかの地域文化事業と、その広報誌「C/P (カルチャー・ポケット)」の発行が開始された。そして2001年、ここまでの方針の具体策を示す「芸術文化アクションプランー新しい芸術文化の創造と多彩な文化事業の推進に関する指針」が策定される。これは「新しい発想や柔軟な思考力を備えた機能の高い未来型の都市づくりに取り組むこと」を緊急の課題ととらえ、「創造型の文化事業」を重点化した前期5年、後期5年、計10年間の実践的なプランだった。なかでも「才能と熱意ある創造活動を続けている若い表現者」の、「まだ評価の定まらない活動を支援できる環境の開発に集中的に取り組む」ことや、商業ベースにのらない活動への支援こそが「行政の本来的役割」と明記され、大阪で活動する有能な人材との連携や遊休施設の再利用といった具体的な事業の形が示された。

そしてこれらの事業は、市のゆとりとみどり振興局文化集客部文化振興課から財団法人大阪都市協会(当時)¹に委託され、若手の「アートマネージャー」たちがここに所属する形で行政と現場をつなぐ専門家としての経験を積んでいった。各事業には行政の担当者、民間の専門家、アートマネージャーからなるワーキングチームが作られ、月例会議が開かれて頻繁に情報共有が図られた。また注目すべきは、このプランでは「手段選択の変更に活用」するために、事業評価を取り入

れていたことである。プラン全体を見渡す有識者による評価委員会が設置されるとともに、事業担当者によるチェックシートへの記入(自己評価)やヒアリング調査が行われ、それらの結果は毎年報告書としてとりまとめられていく²。

そしてこのプランにもとづき、2001年、前年度から始動していた港区の築港赤レンガ倉庫を現代芸術のアトリエとして利用する「アーツアポリア事業」³が、翌2002年には演劇と音楽の施設「芸術創造館」で若手をバックアップする事業がスタートした。また同年、大阪市の都市型遊園地「フェスティバルゲート」の空き店舗スペースを実験的芸術の拠点とする「新世界アーツパーク事業」が、翌2003年にはまちを舞台とする現代美術の事業「新世界プレーカープロジェクト」⁴が開始され、浪速区新世界で地域に根ざしたさまざまなプログラムが進められた。そして前述の「C/P」と、2002年に開設されたウェブサイト「log osaka webmagazine」が、こうした新しい事業に関する情報やインタビュー、幅広い内容のコラムといった厚みのある情報を発信していった。これらメディアは、大阪という地域文化を支える人や場所のネットワークを活性化させるだけでなく、そうした情報のアーカイヴという意味でも重要な役割を果たしていった。

なかでも新世界アーツパーク事業は、1997年にオープンしたフェスティバルゲートの空き店舗スペースに「現代芸術に関するNPO活動を複数点在させ、都市の日常にアートコミュニティを築く」ことを目的に開始された事業で、実験的芸術の振興、公設置民営方式によるNPOと行政の協働、そして公的施設のオルタナティブスペースへの転用という点で、国内では先駆的な事例だった。開始時に招聘されたのは「ダンスボックス」「ビヨンドイノセンス」「記録と表現とメディアのための組織[remo]」の3つのNPO法人で、2003年には3つの任意団体が入居、翌年その中の「こえとことばとこころの部屋」がNPO法人化した。これら団体は市の事業だけでなく自主事業を実施し、その収入や助成金によってスペースを運営していった。

ところが2002年、芸術文化アクションプランを吸収する形で、「文化集客アクションプランー来て、見て、楽しいまちづくりをめざして」が策定される。芸術創造に関する言及は劇的に減り、鑑賞や文化消費を重視する1980年代に逆行するような方針が示された。それでももとのプランは機能し各事業は継続されたものの、これ以降、市の文化事業は財政難を理由に次々と骨抜きにされていく。2003年度で「C/P」が休刊⁵、2005年度末に大阪アーツアポリア事業が終了、2006年度には民間事業者が芸術創造館の指定管理者となった。そして同年、市が新し

いアクションプラン「大阪市芸術文化創造・観光振興行動計画」を策定したことで、もとのプランの後期5年は消滅する。新世界アーツパーク事業の4NPOは市から移動の打診があった後も、行政と市民との「協働」の理念を実現すべく、開かれた対話の場を継続的に設けたり⁶、フェスティバルゲートの「公共利用案提案」に応募したりとさまざまな応答を試みたが、最終的に事業は終了する⁷。また2006年度から「アートリソースセンター by Outenin (築港 ARC)」⁸、2008年に新たなウェブサイト「OSAKA ARTIST FILE 見巧者」が開設されるなど、新たな事業も進められたが、2009年に築港 ARC の活動は終了。その活動を継承し開始された「中之島 4117」も2011年度で終了、見巧者も2012年度末で閉鎖された。この間、行財政改革の一環として、2006年度で財団法人大阪都市協会が解散、文化振興事業部門は財団法人大阪城ホールに規模を縮小して移管されたが、これも2010年度末で解散。これ以降、市の事業は直営となり、行政と現場双方に対する知識と経験を蓄積していたアートマネージャーたちは職を失った。

このように、市の現代芸術関連事業においては、財政難を理由に多くの事業が中断を余儀なくされ、計画が変更されてきたという経緯がある。評価委員会の指摘も同様の理由によって反映されなかったが、このことは、政策の中の評価の目的と役割を明確にしておかない限り評価も意味をもたないという教訓を残していよう。

3. 大阪府

大阪府は、1989年の「大阪府文化振興ビジョン」の中で「文化をもって世界に貢献する文化首都大阪」を掲げるとともに、文化振興財団を設立し大阪センチュリー交響楽団や大阪府立現代美術センターなどへの補助金支出を開始した。しかし21世紀に入る頃に方針を変え、「NPO やボランティアなど市民活動の活発化、IT化の進展など社会環境の変化を十分に踏まえ、単なる『ステータスとしての文化振興』から脱皮し、『生活の質を高めるための文化振興』を行っていく」と宣言する。

現代美術センターは、「府民ギャラリー」を前身として1980年に開設されて以降、「吉原治良賞美術コンクール」(1980～)、芸術家交流事業「ART-EX」(1993～)、関西の画廊と協同の展覧会「ギャラリズム」(2003～)といった事業を展開

してきた。2002年からは府直営となるとともに、先に挙げたような方針転換を受け、アートNPOとの連携事業やまちなかでの展示など新しい試みに挑戦していく。2005年の展覧会「第三回大阪・アート・カレイドスコープ」では、企画運営の受託者として在阪の8つのアートNPOが選定され、「コンソーシアム(協働事業体)」を組織し企画運営の主導的役割を担うとともに、それぞれ特長を活かしたプログラムを実施した⁹。そして続く2007年と2008年の大阪・アート・カレイドスコープでは、こうしたNPOとの協働の経験も活かしつつ、市内十数カ所でも複数の作品制作・展示をおこなった。

しかし2008年、弥生文化博物館や国際児童文学館といった施設の統廃合、大阪センチュリー交響楽団などへの補助金打ち切りが進められ、現代美術センターも運営費削減に加え展覧会予算がゼロとなってしまう。そしてこの後、府市・経済界・市民が一体となったイベント「水都大阪2009」において現代芸術は「新たな水辺活用による賑わい空間の形成」のためのコンテンツと位置づけられたことが象徴するように、府では芸術文化を直接振興するというより、都市政策の中に位置づける形でさまざまな事業が進められるようになっていく。この後スタートしたまちなかのアート事業「おおさかカンヴァス推進事業」では、公募の末、2010年度は23作品、2011年は43作品、2012年は11作品が府内各地に制作展示された。ただ10、11年は緊急雇用創出基金事業の枠から事業費が拠出されたため、現場スタッフは長くても半年しか雇用されず、労働条件や人材育成の面でも問題があったといわざるをえない。そして2012年4月には、現代美術センターに代わり、「江之子島文化芸術創造センター」がオープンする。コンペを通過した事業者が建物を改修、ランドスケープデザイン事務所などによる共同事業体が指定管理者として、「アートやデザインに日常的に触れる空間をつくり、そしてクリエイターと企業、府民の交流・協働の場」をつくる活動を精力的に展開している。

4. 大阪アーツカウンシルと「大阪でアーツカウンシルをつくる会」

ここまで府と市の動向を分けてみてきたが、2012年度からは府市統合本部が設置され、府市一体となった芸術文化政策の方向性が模索されている。同年6月にはその中の府市都市魅力戦略会議において「世界的な創造都市に向けて—グレー

ト・リセット」が示され、アーツカウンシル設置の検討が始まる。そして2013年3月、「第三次大阪府文化振興計画」と「大阪市文化振興計画」がそれぞれ発表され、「新たな仕組みで花開く『文化自由都市、大阪』」という共通のサブタイトルおよび理念と施策の方向性が示された（個々の事業は異なる）。そしてその中では、アーツカウンシルが今年度から施策の検証・評価に取り組むことが明言されている。

アーツカウンシル設置の大きな契機は、就任直後の市長が示した「文化行政での公金投入のあり方を検証する」との方針だった。仕組みの名称ゆえに唐突な出来事のようにみえるが、2003年以降の市の行財政改革の中で、また2008年以降府の文化政策見直しの中で、予算削減を前提とするこうした成果重視、事業評価の要請という方向性はすでに示されていた。広い文脈で見れば、国立博物館・美術館の独立行政法人化（2001～）、公立文化施設への指定管理者制度の導入決定（2003～）も、同じ動向を示すものといえる。公金の使途について市民へ説明責任を果たすことは当然のことではあるが、数値指標の過剰評価や行き過ぎた経費削減など、急速に進められた制度変更に対しては文化政策の理念との齟齬を指摘する声もあがっている。

本稿が注目した市と府の現代芸術事業の現場は、みてきたような経緯のもとで、他のジャンルより一足早く文化政策の基盤の脆弱さを自覚するほかなかったのだ¹⁰。そしてそれぞれが生き残る道を探る中で、ある者は公的文化事業から離れ、ある者は大阪を離れたが、ある者は引き続き公的文化事業に携わることを選んだ。さらにその中からは、予算削減に対抗するためという表面的な応答ではなく、文化政策の存立基盤から問い直すというドラスティックな取り組みも始まった。そのひとつが、市や府の現代芸術事業にかかわるアーティスト、マネージャー、アートNPO関係者などを中心に2007年に設立された「大阪でアーツカウンシルをつくる会」である。ここでは各地の文化政策やアーツカウンシルに関する事例調査や勉強会が開かれ、成果報告書も公表された。その後休会していたが2011年夏に再始動、現場に即したアーツカウンシルのあり方を探る連続公開会議と、秋にはNPO法人「アートNPOリンク」と共催でシンポジウム「全国アートNPOフォーラム in 大阪～文化で自治、創造するねん!」を開催していた。大阪でアーツカウンシルが設置されるというニュースが駆け巡ったのはこの約一ヶ月後のことである。出来たばかりの新たな仕組みと、この現場からの動きとが今後どう関連するのか／しないのが注目される。

1

大阪都市協会は、1925年に当時の大阪市長によって設立された。文化振興事業部門は市の文化振興財団の役割を担ってきたが、後述するように2007年度末に解散する。

2

『芸術文化アクションプラン事業報告書』、大阪市、2002～2006。

3

2002年に「大阪アーツアポリア事業」に名称変更、2003年に運営事務局がNPO法人化した。

4

2004年から実行委員会形式で運営。また活動範囲を西成区にも広げたことを受け、2007年に「プレーカープロジェクト」に名称を変更した。

5

「C/P」編集スタッフをもとにNPO法人「地域文化に関する情報とプロジェクト [recip]」が設立。recipは2007年に市がlog osaka webmagazineから撤退した後も自主事業としてサイト管理を続けている。

6

2005年、専門家や地元住民を招いた公開シンポジウム「新世界アーツパーク未来計画」を4回開催。

7

新大阪での1年の活動の後、ダンスボックスは神戸市長田区に、こえとことばとこころの部屋は西成区、remoは住之江区に移転した。

8

事業を受託したのは應典院に拠点を置くNPO 應典院寺町倶楽部。應典院は大阪市天王寺区にある寺院で、ホールとなった本堂などを使って地域の教育文化振興活動を進めている。

9

特定非営利活動法人キャズ、既出の大阪アーツアポリア、應典院寺町倶楽部、新世界アーツパーク事業の4団体とrecipを合わせた8団体。

10

この経緯は吉澤弥生『芸術は社会を変えるか?—文化生産の社会学からの接近』(2011、青弓社)に詳しい。

吉澤弥生 | よしざわ・やよい | 大阪大学 招聘研究員

追手門学院大学・京都造形芸術大学・法政大学非常勤講師
NPO法人地域文化に関する情報とプロジェクト [recip] 代表理事

1-3

文化政策における「評価」を考える

NPO 法人アート NPO リンク

1. はじめに | 評価の目的と構成

1 本稿の目的：文化政策と評価について

国、地方公共団体の財政難などを背景に、公共事業の見直しや予算削減の要請が高まっている。芸術文化振興も例外ではなく、指定管理者制度（2003年）や行政刷新会議「事業仕分け」（2009年）などが導入され、公的資金投入の意味が厳しく問われるようになった。「芸術文化の振興を図る」ことを目的に芸術文化が近代的な諸制度のひとつとして公共政策に位置づけられて以来、これほどまでに公的資金投入の根拠とその成果を求められたことはなかっただろう。そして、その潮流に後押しされるがごとく、2011年度に国（独立行政法人日本芸術文化振興会）が、2012年度に東京都（公益財団法人東京都歴史文化財団）が、そして2013年度には大阪府市が、それぞれ独自に「アーツカウンシル」を設置し、あらたな文化政策と助成制度、評価手法の開発等に取り組むことになった。英国にアーツカウンシルが設立されてから、60数年後のことである。

そもそも、国や自治体のみが文化政策を担っているわけではない。アーティストはもとよりNPOなど市民団体や民間施設、公共文化施設、教育機関や研究機関など、文化政策の一翼を担う主体は極めて多様であることは言うまでもない。

文化政策とは、伊藤裕夫氏の言葉を借りれば「文化のあるべき方向を決めることではなく、多様な文化行政に関わる主体（国や自治体といったお役所だけでなく、一般市民や企業、そして何よりも多様な文化的成果を生みだしている芸術家や芸術団体、またそれを支えその成果に多くの人々が触れる機会を保障していく文化施設や文化団体、文化産業など）のそれぞれの活動を保障し、それらの成果を社会がどのように受け取り、皆のものにし、次世代に残していくかの合意形成

の仕組みを明確化していくもの」（伊藤裕夫、「文化政策入門 日本の文化政策の状況②」ネットTAM、2008）なのだ。

本稿では、文化政策における「評価」について考えるにあたり、評価を文化事業のプレゼンスを高めるための方法として位置づけ、そのために具体的にどのような取り組みが可能かについて検討する。

また、当報告書内には「評価」について他にも言及している箇所がある。「2-3 シンポジウムレポート」（p.141-145）、「3-4-2 自治体文化政策の評価を考える」（p.262-267）もぜひ参考にさせていただきたい。

2 本稿の構成

〈文化政策における「評価」〉

- 評価の対象：PDCA サイクルとその問題点
- 政策目標と評価指数
- 「フィードバックに有効な情報」としての評価

〈大阪府市の施策（公共文化事業）に関する「評価」〉

- 「アートプロジェクト・マネジメントの方法」より

〈大阪アーツカウンシルによる助成事業に関する「評価」—助成制度〉

- アート団体の実態と助成金制度の不備
- 専門的な知識の投入

〈大阪アーツカウンシルによる助成事業に関する「評価」—助成先事業・団体〉

- 助成した事業の「評価」
- 事業者のセルフ・レビューとピア・レビューを取り入れた評価
- 「評価する側／される側」がお互いに高めあうピア・レビュー
- 相対評価ではなく到達度評価による成果の把握
- 一般社団法人社会的認証開発推進機構が開発した実践事例
- NPO のコンサルテーション
- 問われるアート団体の組織マネジメント

3 本稿の体制

本稿は、NPO 法人アート NPO リンク事務局（樋口貞幸、大澤寅雄）にて担当した。

2. 文化政策における「評価」

1 評価の対象：PDCA サイクルとその問題点

2012 年 3 月 26 日に実施された第 2 回大阪府市都市魅力戦略会議中間報告において、「大阪版アーツカウンシル」は、「大阪における文化活動の実態に合った助成制度」「PDCA サイクルの確立」を図るものとして位置づけられた¹。

大阪アーツカウンシルが PDCA サイクルを導入し、評価の対象とする事業は、つぎの通りである。

- ①大阪府市が実施する施策：大阪府 18 事業、大阪市 28 事業
- ②大阪アーツカウンシルによる助成事業：助成制度の運用による総体としての助成事業

元来、PDCA サイクル (Plan-Do-Check-Act Cycle) とは、製造業や建設業など工業分野における生産管理や品質管理などの管理業務を計画的に進めるために用いられるマネジメント手法である。それは「①実績や予測に基づく業務計画 (Plan)」「②計画に即した業務実施 (Do)」「③計画通りに実施されているかの点検・確認 (Check)」「④計画に沿っていない部分の処置改善 (Act)」の 4 つのサイクルで構成されており、このサイクルを一巡したら Act をつぎの Plan に反映して、螺旋を描くようにサイクルを向上させ、継続的に業務改善をめざすことを目的としている。

NPO 法人アート NPO リンクは、NPO 法人 recip と共同で「アサヒ・アート・フェスティバル 2006」の事業検証を担当した際に、この PDCA サイクルをとりあげ、つぎのように指摘した。

『PDCA サイクルのなかで「評価 (Check)」が重要な位置をしめることになった。だが、ここで注目すべきことはむしろ、評価のためにあらかじめ計画の存在が前提とされており「計画なしの評価はありえない」という点だ。ところが、生産性や

売上高の量的向上のように明白な目的がない場合、そもそも計画の策定自体が困難なことが少なくない。

あからさまな合目的性や陳腐な意見付与を拒むような芸術こそが現代社会における芸術固有の価値を体現する場合のあることを踏まえれば、こうしたマネジメント・モデルの内に、芸術の「評価」につきまとう困難があらかじめ示唆されていると言えるだろう。』

PDCA サイクルを導入する以上、「評価可能なかたち」で事業計画が立案されなければならない。しかし、生産管理を目的に開発されたマネジメント・モデルは、変容し続ける芸術の有り様や個人の途方もない発案から生み出される革新的で常識を覆すような表現、あるいは社会的規範に対して異議を申し立てていくような芸術表現を振興するには不向きであるし、高度に洗練された伝統を受け継ぎ伝えゆく文化的伝承と売上高の量的向上とはそもそも本質的に相容れないのである。

しかし、芸術文化が現代社会において固有の意味を有するとしても、公共文化政策に対して市場原理に基づいたマネジメント評価を求める風潮は今後も増すことが予想される。「芸術文化に評価はなじまない」「芸術文化の事業評価は不可能だ」「文化政策に PDCA サイクルを導入しても意味がない」という意見が経験則に基づいた事実であったとしても、公金分配の説明を求められている以上、その責務はなんらかの方法で果たさねばならない。

そこで、芸術文化の振興にそぐわない不当な評価（たとえば、動員数だけで評価を測定するような）にさらされないためにも、いま一度、「評価」について検証する必要がある。

ちなみに、文化政策の評価手法に関して 2012 年度文化庁「文化政策の評価手法に関する調査研究」（ニッセイ基礎研究所）が PDF で提供されている。そこでは、「施策別の評価手法と様式例」としてアンケートが設計されているので、文化政策の担当者はぜひそちらもご覧いただきたい²。

2 政策目標と評価指標

「評価可能な事業」を計画するにあたり、政策目標を基軸にした「評価指標」をあらかじめ設定しておく必要がある。このときに注意しなければならないことは、行政評価一辺倒に陥ってしまわないことだ。経営効率を改善し住民満足度を高めることを主眼とした行政評価は、入場者数といった数値目標を評価指標に設定す

ることになりかねず、芸術文化の振興になじまないばかりか、文化的多様性を損なうことが危惧される。しかしながら、前項でも述べたように、経営効率の観点から行政運営の改善を求める風潮を無視することもまた難しい。そのためにも、文化政策の効果を多様な視点から問うための方法として、政策評価のなかに行政評価を限定的に位置づけた評価手法を組み立てていくべきである。

いうまでもなく、文化施策の評価指標はひとつとは限らない。たとえば、政策目標を示したものに文化振興基本法（2001年施行）や地方自治体が設置する文化振興条例があげられる。大阪市であれば、「文化振興条例」にくわえ中期的目標を示した芸術文化振興計画（「文化自由都市、大阪」2013年度～2015年度）を独自に定めていることから、これも指標に盛り込まねばならない。また、大阪アーツカウンシルの親会議である大阪府市文化振興会議での議論なども重要な指標となるほか、文化事業ごとに異なる戦略目標が立てられている場合が多い。要するに、これら複数の目標に照らして、それぞれの目標のズレを見極め、多義的でありながら筋の通った評価指標を設定することが必要になる。

3「フィードバックに有効な情報」としての評価

くれぐれも「査定」を目的に「評価」を導入すべきではない。文化政策における評価は、「多様な文化行政に関わる主体のそれぞれの活動を保障」しうるものでなければならない。なかんずく、大阪アーツカウンシルが担う助成事業（公募等）によって採択した個別の事業の成果を、行政監査の手法を用いて「査定」してはならないし、個別の助成採択団体（事業主）同士の比較であるとか、次年度以降の助成申請の審査に査定の結果を直接関係させるべきではない。

評価を導入する意義とは、事業の実施によって収集した「フィードバックに有効な情報」（アンケート調査、インタビュー調査、実地調査などにより得たデータ）をもとに多角的な視点を交えた分析を加え、その結果をエビデンス（根拠）に政策方針や制度上の不備を明らかにし、政策のズレを正し、より有用な施策を練りあげ、あるいは利用しやすく時勢を得た助成制度を設計することにある。革新し続ける芸術表現とその多様性を保障することこそが大事だ。

さらに、ここで得た「フィードバックに有効な情報」は、個別の事業実施団体においても有用であることから、事業実施団体にフィードバックし、団体のマネジ

メント能力の向上（キャパシティ・ビルディング）につなげていくべきだ。多様な主体の活動をエンパワーし、文化施策のプレゼンスを高める「評価」が求められている。

3. 大阪府市の施策（公共文化事業）に関する「評価」

1「アートプロジェクト・マネジメントの方法」より

「フィードバックに有効な情報」には、政策レベルで有効な情報と、個別の事業のプレゼンスを高める情報の2つがある。ここでは、個別の文化事業において「フィードバックに有効な情報」を得るための評価手法を具体的に考えてみたい。

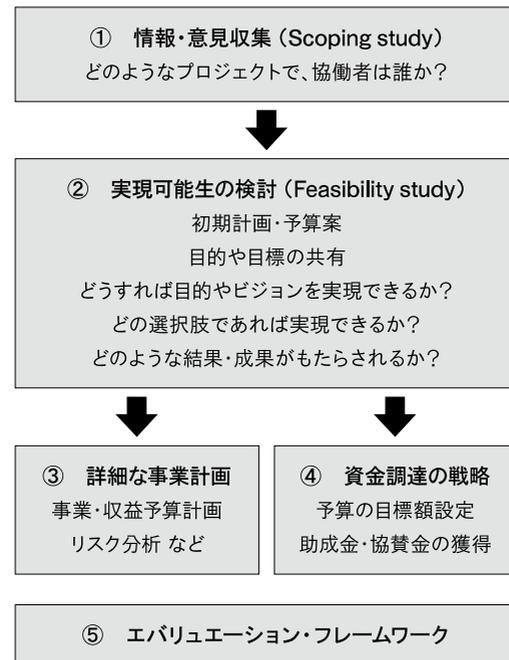
一般的に取り組まれている評価には、①企画書や申請書類、②アーティストやアート団体へのインタビュー、③スタッフ・関係者へのアンケート、④来場者アンケート、⑤実地視察調査やモニタリング、⑥事業報告書などがあるが、それらは事後評価にウェイトを置いている場合が多い。

PDCA サイクルに限らず、「評価」を導入する場合、評価可能な客観性をもった事業計画があらかじめ必要であり、それをもとに「フィードバックに有効な情報」を得ることが肝心である。

「フィードバックに有効な情報」を得るための方法として、NPO 法人アート NPO リンクがブリティッシュ・カウンシルと協働で実施した BOP コンサルティング（英国）によるワークショップ「アートプロジェクト・マネジメントの方法」が参考になる。ちなみに、このワークショップは、ロジック・モデルを用いた「評価」（エバリュエーション）の手法について紹介したものである。

通常、事業を立案・計画するには、つぎの流れを取ることが多い。(下図)

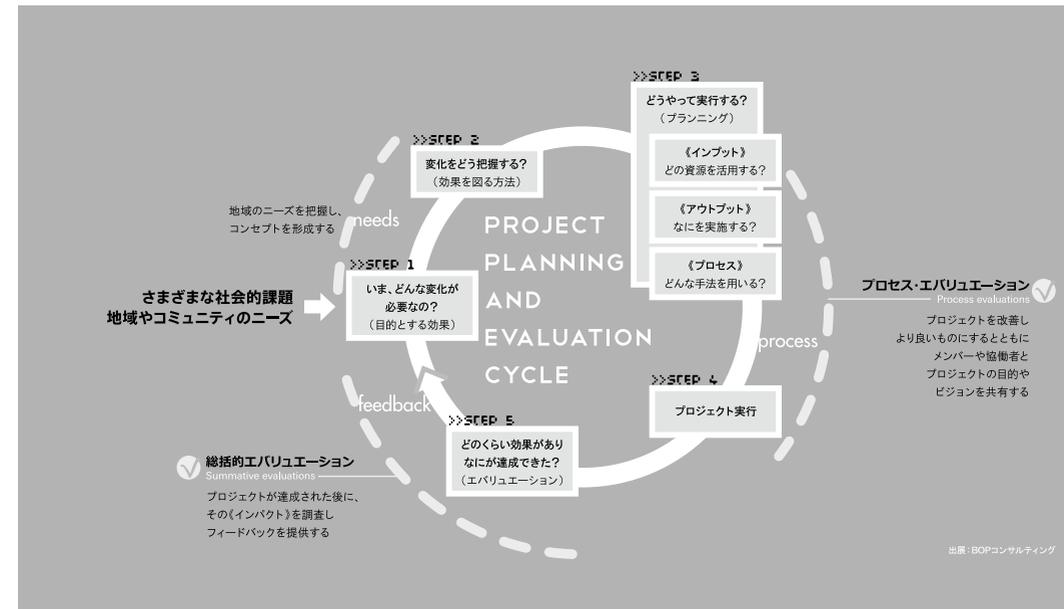
プロジェクト・プランニングの流れ



「評価可能な事業」を計画するには、この①～④の計画プロセス全体に、明瞭な評価指標を設定(⑤エバリュエーション・フレームワーク)しなければならない。

繰り返しになるが、ここで言う「評価」(エバリュエーション)とは、事業において「フィードバックに有効な情報」を集め、その情報を検証・活用することである。もう少し分かりやすくいうと、「何を達成すれば事業は成功したといえるのか？」をあらかじめ事業の関係者とともに共有・合意しておくことにより、すべての関係者が、事業の全体像や進捗状況を把握でき、事業実施にむけてどのように進めていくのか？現在の達成度はどの程度か？を判断でき、適宜方向性を確認・修正しながら事業を遂行することができるということだ。

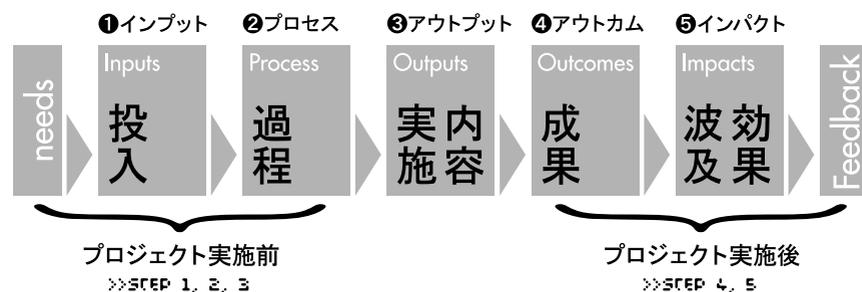
「事業達成までの過程」(プロセス・エバリュエーション)と「事業実施後の影響(インパクト)」(総括的エバリュエーション)をあらかじめ想定したうえで事業を立案・計画することにより、事業実施後にその達成度を細かく比較することができる。その比較結果をもとに、課題や目標到達点を分析し、事業あるいは組織マネジメントにフィードバックしていくというのが、「アートプロジェクト・マネジメントの方法」である。



2 ロジック・モデルを活用した評価（エバリュエーション）の方法

それでは、「評価」（エバリュエーション）の具体的な方法として、最もシンプルな5段階のロジック・モデルを活用する方法を紹介してみたい。

5 段階のロジック・モデル



①インプット Inputs	プロジェクト実施に必要な要素 例 〈資金・予算規模〉〈人材・必要なスキルや専門技能〉〈費やす時間〉など
②プロセス Process	プロジェクトの実施過程 例 〈市バスの製造業者とアーティストがコラボレーションする〉など
③アウトプット Outputs	実施するプロジェクトのアクティビティとその結果生み出されるもの 例 〈アーティストにペインティングされた路線バス5台〉など
④アウトカム Outcomes	プロジェクトを実施したことで想定される成果 例 〈路線バスの利用客が増えた〉〈路線バスに乗るのが楽になった〉 〈売上高に変化が見られた〉など
⑤インパクト Impacts	プロジェクトが地域社会にもたらす波及効果 例 〈環境問題や交通弱者の問題への理解が促進された〉 〈高齢者と子どものコミュニケーションが生まれた〉 〈バス会社への関心が高まり、廃線が回避された〉など

※上図中の〈例〉は、アーティストによって市バスをペイントするアートプロジェクトを例にした場合

- ① インプット（投入）：事業を実施するにあたってどのような資源を必要とし投入するか。
- ② プロセス（過程）：どのような行程を経て事業は構成されるか。
- ③ アウトプット（実施内容）：事業の具体的な内容とその実行方法、結果はどのようなものか。
- ④ アウトカム（成果）：事業によってコミュニティや地域社会にどのような変化や効果を期待するか。
- ⑤ インパクト（波及効果）：最終的に事業を実施したことによって、コミュニティや地域社会にどのような影響を及ぼすことになるか。

まず、事業を計画するに際して、この5段階のロジック・モデルに従って、それぞれの段階に応じた目標を設定する。複数年継続する事業の場合は、さらに何年間でどのような成果〈アウトカム〉を期待するのか、そして、どのタイミングでいつ波及効果・影響〈インパクト〉をもたらしたいかなど、ロジック・モデルを追加して計画を練っていく。これにより、毎年度事業終了時に目標達成度をはかる「指標」としても活用できるようになる。また、このロジック・モデルを使って、支援者を募るためのプレゼンテーションツールをつくることも可能だろう。

事業によっては、クライアントの行動や意識がどのように変化したのかを分析する必要があることから、モニタリングや実態調査など、定量的・定性的な専門的な調査を必要とすることが多い。このように、評価可能な科学的な明瞭性をもった事業計画を立案するためには、時間と経費、人員を見込んだ予算を検討しなければならない。また、一方では、費用対効果の分析を通して、計画した事業が目標達成に効果的であるかについても検討を加えねばならないし、そもそも取り組もうとしている事業に対してこの評価方法は妥当かどうかを協議する機会を設けることも大事だ。

いずれにしても、この評価の仕組みで大切なことは、事業の実施内容のみならず、事業の過程〈プロセス〉やその成果〈アウトカム〉、さらに影響〈インパクト〉に至るまですべてを関係者や協働者と共有し、合意を諮ることにある。当然ながら、事業が当初の計画通りに進まない場合も往々にして起こりうるだろう。そのときは、当初設定した成果や波及効果・影響を達成するために、実施内容を適宜修正、変更しなければならない。そして、事業がもたらした成果〈アウトカム〉と影響〈イ

ンパクト)とともに、それら修正点や変更点を分析し、そこで得た「フィードバックに有効な情報」をもとに、次の事業計画をブラッシュアップさせていく。それこそがロジック・モデルを導入する最大の目的である。

おさらいすると、ロジック・モデルを活用した「評価」(エバリュエーション)の手法を導入することによって、つぎのようなフィードバックが可能となる。

- ① 関係者の間で事業の目標や目的を共有する
- ② 協働者(ステークホルダー)と事業の内容や方針の合意形成をはかる
- ③ 計画から実施に至るどの時点でも、当初設定した目標や目的の達成度と、実際の進捗状況との相違点や変更点を把握することができる
- ④ 事業の進行途中にあってもフィードバックを通して内容の修正や変更役に立てることができる
- ⑤ 目標の達成度を把握することにより、次回に課題を反映させることができる
- ⑥ 事業に連続性が生まれ、さらに発展した事業へと進化させることができる
- ⑦ 組織のウイークポイントを把握することができる
- ⑧ マネジメントの問題点を明らかにし、改善を図ることができる

3. 大阪アーツカウンシルによる助成事業の「評価」一助成金制度

1 アート団体の実態と助成金制度の不備

NPO 法人アート NPO リンクが芸術文化に係る活動をしている NPO 法人(以下、アート NPO 法人)を対象に実施した活動実態調査の結果を中心に、この度実施した「3-1 大阪府域で文化事業を行っている団体等調査」(p.155-171)の結果とあわせ、アート団体の置かれている状況について、かい摘んで紹介したい。大阪アーツカウンシルが対象とする事業のクライアントは、NPO 法人に限られたものではないが、現時点で我々が参照可能な既存調査レポートは、アート NPO 法人を対象にした調査のみであることから、調査対象に偏りがある点についてはご容赦い

ただきたい。

2007 年度に実施した調査でアート NPO 法人に助成申請の経験について伺ったところ、69.7% に助成申請の経験があった。そのうち認証後 3 年以上経つ法人のうち、実に 83% 以上が申請経験をもつのに対し、認証後 3 年未満の法人の申請経験は 53% に留まることが明らかになった。また、申請経験が無い団体にその理由を聞いたところ、もっとも多く回答した理由が「どのような助成があるか知らない」(48.1%)であった。また、35.2% の法人が「活動内容にあてはまる助成分野がない」と回答し、29.6% の団体が「申請するための時間・労力が足りない」と答えている。同様に、翌 2008 年度調査で国や地方公共団体による助成事業等への関与を聞いたところ、75.0% のアート NPO 法人が「関わったことがある」と答えている。

助成制度の難点や不備のうち、どのようなことに困難を感じるかを質問したところ、「申請にかかる事務作業が煩雑である」が 38.8% ともっとも多く、「お金が後払いである」(35.4%)、「全額助成でない(自己負担が必要)」(34.8%)、「助成が単年度である」(33.7%)、「助成の対象となる分野(ジャンル)が限られている」(33.7%)、「助成金額が不十分」(23.6%)、「使途が制限されている」(20.8%)となった。回答団体の属性によって詳しくクロス集計した分析結果をみると、設立 3 年以上で申請経験のある団体ほど、「使途が制限され」「お金が後払いで」「全額助成でなく」「助成が単年度」といった、技術的な不備・問題点を選択していた。

加えて、助成金の使途に制限がなければ優先したい費目を伺ったところ、「職員給与」が圧倒的であった。これは、アート NPO 法人の約半数が常勤の職員不在または 1 人、非常勤をいれても 3 人以下で運営しており、常勤職員 1 人以上のうち給与の回答のあったものだけを集計しても 30% が年間 50 万円未満、80% が 250 万円未満だった(アート NPO データバンク 2006 より)という運営実態を反映した切実な結果と言えるだろう。

「3-1 大阪府域で文化事業を行っている団体等調査」によると、大阪府もしくは大阪市の文化事業に関わったことがあると答えた団体(49%)のうち、府市の文化事業で困ったことの筆頭に「助成金額」が、ついで「単年度である」があげられ、アート NPO 法人の調査と同じような結果となった。また、大阪府域で活動し

ている文化団体の組織規模をみると、専従職員が0人の団体は27%、10名未満の団体が62%と、小規模な団体が全体の90%近くを占めており、団体の年間総収入は、55%が500万円未満で活動している実態が明らかになった。

これまでにアートNPO法人が申請したことのある国、地方公共団体の助成制度のうち使いやすかった制度について問うたところ(2008年度調査)、「資金の前払い(分割受け取り)が可能」(45.5%)、「事業の内容に対して交付金等の金額が妥当」(42.4%)、「事務手続きが簡便」(36.4%)と回答がみられたことから、NPO法人が抱える運営体制の脆弱性を理解したうえで、助成制度を設計するよう求められていることがわかる。

同じく、2008年度にアートNPO法人を対象に実施した意識調査では、「専門家(プログラム・オフィサー)機能の必要性」についても伺っているので合わせて紹介する。

国・地方自治体の芸術文化部門に、「専門家(プログラム・オフィサー)機能を配置する必要がある」かを問うたところ、84.1%が「必要」と回答し、専門家に必要な経験として「芸術文化に関する幅広い知識」(62.2%)があげられた。そして、専門家に求める役割に「国や地方自治体の芸術に関する政策提言・立案」(73.0%)、「芸術文化に関する助成制度等の企画立案・制度設計」(67.9%)、「市民一般に対する芸術文化事業への理解の促進」(56.8%)をあげた。

2006年度の調査でも、「アートNPOの特性をふまえた助成制度が整備されていない」「アートNPOの活動が行政や企業に十分に理解されていない」と多くが回答しており、「芸術文化に関する幅広い知識」を有する専門家によって、アート団体の実態に即した「政策提言・政策立案」「助成制度の設計」を希求している姿が浮かび上がる。

2 専門的な知識の投入

大阪アーツカウンシルがこれから取り組む助成事業の評価には、【①助成制度そのものの運用による総体として事業の「評価」】と、【②助成採択を決定した個別の事業の「評価」】がある。助成制度そのものの評価については、本稿「2. 大阪市の施策(公共文化事業)に関する『評価』」で述べたように、多様な主体をエンパワー

し、文化事業のプレゼンスを高めることを目的に、制度を固定化することなく、つねに現場の声を反映させて制度をつくり変えていかねばならない。

言うまでもなく、アーティストやアート団体などの活動実態を把握した専門的な知識をもった委員を大阪アーツカウンシルに配置するのは、助成金の適正使用をチェックする「監査」のためではなく、制度と現場の距離を少しでも近づけ、支援策を有効に機能させるべく、アート団体の実態に即した「政策提言・政策立案」「助成制度の設計」に取り組むためであり、「多様な文化行政に関わる主体のそれぞれの活動を保障」し、それらの成果を社会に還元し、次世代に残していくための合意を得ていくためである。

4. 大阪アーツカウンシルによる助成事業の「評価」—助成先事業・団体

1 助成した事業の「評価」

行政や基金、財団などから提供される公的な活動資金を得て、アーティストやアート団体が芸術文化活動(事業)に取り組む場合、その活動の意義や目的および公益性をあらかじめ明確にしたうえで、立案した計画に基づいた活動(事業)を実施し、その成果を助成元に報告するよう求められる場合が多い。

「3-3 芸術文化活動に対する助成制度調査」(p.221-253)において明らかになったように、事前評価(申請書類・資料の審査、選考など)とモニタリング(事業の活動状況の把握、現地視察)、事後評価(活動報告、成果の把握、アンケート)をくみあわせた評価手法に取り組む財団は多いが、それ以外の評価手法については、あまり取り組まれていない。

本来的なソーシャル・マーケティングの手法によれば、「組織運営に必要な情報として、マクロな外部環境や世界の動向から、ごくごく身近な自らの組織に留保し得る資金やマンパワーのレベル、組織統治(ガバナンス)のあり方までを細かく査定する必要があるとされる。その上で、事業運営にあたってはクライアントの規模とニーズを調査し、評価可能な形でプログラムを立案せねばならない。」(山田創平、2009「アートNPO データバンク 2009 | 地域基盤的NPOにおける調査研究の重要性」NPO法人アートNPOリンク)という。しかしながら、前項で指摘したように、

高度な調査能力やソーシャル・マーケティングの専門知識をもった人材をアーティストやアート団体内に抱える体力はなく、現状では、複雑な事前調査を事業者に強いることは不可能と言わざるを得ない。また、助成財団にとっても複雑な評価を取り入れることによって生じる負担は、決して小さくないことも無視できない。

2013年3月15日に東京で開催した、「大阪アーツカウンシル設立に関するフォーラム」にご登壇いただいた熊倉純子氏は、アーツカウンシルにおける専門家の役割に関してコンサルティングの可能性について指摘した。（全発言は、「2-2 アーツカウンシルに期待すること（p.98-111）」参照）

アーツカウンシルがコンサルティングを引き受けるかどうかにはさまざまな意見があると思うが、本稿では先の発言を受けて、アート団体のインセンティブを引き出しうるようなコンサルティングを導入した評価手法について検討してみたい。

2 事業者のセルフ・レビューを取り入れた評価

助成事業において、定量的な実績（入場者数や収支バランスといった数値結果）のみが評価指数となる場合、その制度による事業者や活動の質の誘導が、結果として文化の多様性を損なうことにつながりかねない。ここで一貫して述べているように、助成事業においても、「多様な主体のそれぞれの活動を保障」することが大事だ。助成事業としての目的を踏まえたうえで、事業者の主体性を尊重し、文化の多様性を促すためには、評価指標において事業の個別性を認識し、事業者自身が主体的に評価指標を設定することが肝要だと考える。

具体的には、個別の事業者に対して事前評価の段階で「どのような目標を達成したいのか」について問いかけ、その目標を大阪アーツカウンシル（文化振興会議）が共有できるかどうか、選考において重視されるべきであろう。

また、モニタリングに際しては、事業者自らが設定した目標に向けて努めているかを把握し、事後評価では、目標に対してどの程度達成が可能であったかを把握する。事業者の主体的な目標設定とセルフ・レビュー（自己評価）を指標に組み入れることが重要である。

3 「評価する側／される側」がお互いに高めあうピア・レビュー

既存の助成制度の場合、助成プログラムには、例えば審査委員や選考委員といっ

た「評価者」と、助成申請者である「被評価者」は明確に立場が異なり、「評価する側」と「評価される側」の間で評価の意義を共有することは容易ではない。

大阪アーツカウンシルでは、その特徴として、統括責任者のもとに「専門委員」が配置され、さらに現場を訪問してレポートする「アーツマネージャー」が設けられることが決定している。アーツマネージャーの具体的な役割はまだ協議中であるとのことだが、アーツマネージャーは、アートの現場での活動を実践している人が想定されている。つまり、助成申請者であるアート団体と同じ立場でもあることから、「評価する側／される側」を往来することが考えられる。行政との一定の距離を保つというアーツカウンシルの原則（アームズ・レングスの原則）、さらには評価の公正性にとって、このアーツマネージャーの存在は、極めて重要な意味を帯びることになる。たとえば、学術研究分野で広く導入されている「ピア・レビュー」（研究者仲間や同分野の専門家による評価や検証のこと）モデルを参考に、アーツマネージャーが評価に関わる方法を開発することも出来るだろう。

ピア・レビューによって、「評価する側／される側」が、自己の活動の優位性を主張するだけの利己的な評価に終始せず、多様性を尊重しながらもお互いの活動の質を高めるために、利他的な評価ができるかどうか、大阪アーツカウンシルの成否につながる。いわば、文化における市民自治の実践が試されているといえる。

4 相対評価ではなく到達度評価による成果の把握

大阪府域で持続的なアート活動を促進するためには、アーティストやアート団体（事業者）が活動する地域の文化環境や、地理的な違い、事業者の成長過程などを踏まえた支援をおこなう必要がある。よって、個別の事業の定量的・定性的な評価指標を安易に相対化させることはできない。たとえば、目的や内容が異なる2つの事業について、入場者数や収支バランスの多寡といった定量評価、あるいは公演の感想や批評といった定性評価にしてもそれらを対比させて相対的に評価することは、本質的な評価にはなり得ない。また、注意すべきことは、事業の内容や作品の善し悪しについて評価するのではないということだ。

相対評価ではない評価の考え方として、目標の「達成度」と「組織マネジメント」を基本的な評価指標として、前述したセルフ・レビューとピア・レビューの両輪、つまり、当事者同士が互いに評価しあう手法の開発が求められる。セルフ・レビューとピア・レビューという自己評価と第三者評価を組み合わせることによって、目標

の到達度を見極め、組織マネジメントの向上をはかり、互いにエンパワーし合いながら、事業者自らが社会的信頼を得るべく努力していかなければならないのである。

5 一般財団法人社会的認証開発推進機構 (AAC)³ が開発した実践事例

芸術文化に公的資金を投入することの根拠を示すのは、行政の側だけの役目ではない。そもそも、当事者であるアート団体自らが、幅広く社会の理解を得ながら芸術文化の環境を醸成していく役割を担うべきである。とはいえ、その役割を実践するには、多大な労力をそこに注がねばならず、個々の団体で取り組むには限界がある。

中間支援機能を有する組織である一般財団法人社会的認証開発推進機構 (以下、AAC) が、セルフ・レビュー (自己評価) とピア・レビュー (対等評価) を用いて個別の団体をエンパワーしながら、社会的信頼度を高めていく手法を開発したので、先駆的な実践事例として紹介したい。

■ケース・スタディ：一般財団法人社会的認証開発推進機構 (AAC)

「自分たちの評価は、自分たちで決める」

AAC が開発した『社会的認証システム-第三者認証「STEP3」』認証制度は、第三者の目でNPOの信頼性を保障するシステム評価の手法である。この「STEP3」を通じて認証を受けた団体は、信頼性のある公共性の高いNPOとして、支援者が寄付をする際の判断材料に活用しようというものである。NPOの信頼を「可視化」することにより支援者が安心してNPOに寄付をできることから、寄付マーケットの基盤整備としても一役かっている。

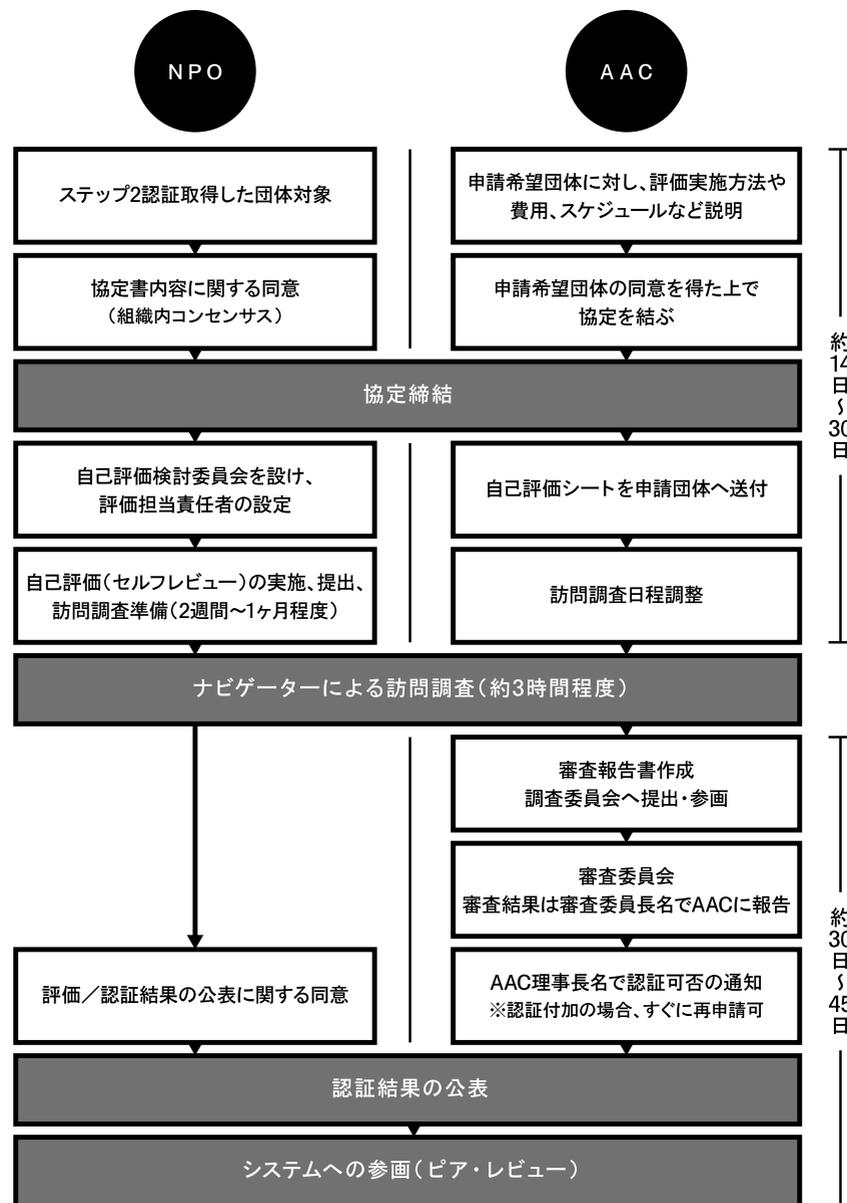
■「STEP3」の評価・認証の仕組み

「STEP3」は、その名前が示す通り、STEP1からSTEP3へと段階をへて第三者認証を取得する構成になっている。

「STEP1」は〈ガイダンス認証〉と呼び、京都の場合は、NPO法人きょうとNPOセンターが提供する「きょうえん」(ポータルサイト)に、団体の基礎情報や年次決算書類、活動報告書をアップし、団体の情報開示を求めるものであり、いわゆる団体自らの努力による「自己発信」を評価するものである。

「STEP2」は〈ヒアリング認証〉と呼び、きょうとNPOセンター等の事務局がヒ

STEP3 ナビゲートシート



アリングによって団体が開示した情報の範囲に基づいて、活動内容を客観的に「第三者の視線で確認する」する手法である。

そして、最終段階の「STEP3」では、先に STEP3 の認証を受けた NPO が、同じく STEP2 を達成した別の NPO の事業所を訪問調査し、事前の自己評価（セルフ・レビュー）に基づいて、団体としての信頼性や組織基盤、ガバナンス・マネジメント状態を評価する。監査的な手法ではなく、組織の現時点における課題や達成度を自ら確認でき、明確な目標を設定できるよう「エンパワメント的手法」を採用している。さらに STEP3 では、前述の通り同じ立場の者同士が評価しあうピア・レビュー型システムを取り入れていることが特徴的だ。そのため、NPO 同士が課題を共有したり、自分たちの団体を振り返ってシミュレーションすることができる。

つまり、組織状態を数値的に可視化する科学的な明瞭性に基づいた評価であるのみならず、当事者団体同士で支え合い、マネジメント能力を相互に高め合うキャパシティ・ビルディングの仕組みとしても機能しているのである。

■ NPO のコンサルテーション

AAC は、組織のマネジメントやサービスを生み出すシステム評価に特化しており、事業の中身に関する評価（事業評価）は、原則として、市場（マーケット）に任せるというスタンスをとっている。しかしながら、NPO の社会的サービスに関する市場が成熟していないことに注意を払う必要があると指摘する。AAC が実施する STEP3 によって得た評価の結果は、評価を受けた団体がその結果を受けて組織体制を見直せるようにしている（「評価結果の帰属」）という。したがって、第三者評価でありながら、組織改善に取り組む土台をつくることになる。STEP3 のシステム評価を通じて、直接的な組織改善の機会（キャパシティ・ビルディング）としても役立つよということだ。

コンサルテーションの考え方は、たとえば、「3つの箱」を用意して課題を整理していくような場面をイメージしてみると良い。ひとつ目の箱は、課題ではあるが課題として認識せず放ったままにして蓋をしてしまう箱。つぎは、課題を課題としてちゃんと認識し、今後その課題をどのように位置づけるかを捉え直すための箱。そして、最後に、組織的意思決定のうえ実際に改善する課題をいれる箱だ。間違ったコンサルテーションというのは、全てが課題だとしてしまうことにある。それでは、何から手をつけていいかわからなくなり、優先順位もみえない。それでは評価の

結果が団体側に帰属していかない。

このように、抽出した課題をひとつひとつ整理・分別し、着実に改善に取り組む筋道を示していくことにより、エンパワーしながら組織のキャパシティをあげていくことが可能になる。また、評価者と被評価者がともに同じ立場の当事者であることから、「協働構築者」となり信頼関係を醸成していくことができるという利点がある。

民間同士、同じ立場の団体同士がともに評価をしあうことにより、互いのマネジメントの能力のみならず NPO の信頼度を高めていくための方法論が「STEP3」というシステム評価である。

6 問われるアート団体の組織マネジメント

全域が都市圏を構成し、条件不利地域⁴を有しない大阪府にあっても、高齢化や低所得者層の拡大など現代日本が抱える社会課題と無縁ではない。年々社会的コストが増加していくなかで、地方自治体が公的資金を芸術文化に投資していくことに対して、社会的合意をどのように得ていくのかは、行政のみならず、アート団体においても共通の課題だ。市民の鋭い目は、アート団体へも注がれていることを忘れてはならない。

先に紹介した AAC によるセルフ・レビューとピア・レビューを用いた評価手法は、市民団体自らが率先して組織の評価に取り組み、組織的な課題に対して改善を図ることによって社会的信頼を得ていこうというものである。ここで参考にすべきことは、その仕組みもさることながら、それ以上に、組織の透明性を自ら積極的に開示することによって、〈事業〉に対する行政の介入を最小限に留めるという、「市民自治の理念」の実現であろう。だがしかし、組織の情報開示のためには、組織に基礎体力が必要なことも事実であり、残念ながらアート団体にはそのための余力のない団体が多いことは先に述べた。芸術文化には、組織的な活動を得意とする分野もあれば、卓越した個人プレーであるからこそ、その特性が際立つ活動もある。組織の規模もさまざまであれば、その経験値も、活動領域もすべて異なる。一律に「評価」を導入することは極めて困難であるということを前提に、大阪アーツカウンシルには、文化的多様性と表現の自由を保障するべく、志高く「評価」に取り組んでほしい。

5. おわりに

2011年10月、世界芸術文化サミット（World Summit on Arts and Culture 2011）がメルボルン（豪）で開催された。国際的なアーツカウンシルのネットワーク組織である International Federation of Arts Councils and Culture Agencies (IFACCA) が3年に1回開催する世界サミットで、5回目となる当会に80以上の国と地域から500人以上が参加したという。2011年度の分科会をみると、極めて幅広い分野の議論をアーツカウンシルが担っていることがわかる。「地球環境問題」「教育」「健康」「社会的包摂」「非行・犯罪」「コミュニティの再建」「都市の活性化」「アジアの時代の文化政策」「先住民の知恵」「芸術と先端技術」「創造産業とアーティスト」などがテーマに掲げられ、当サミットに参加した吉本光宏氏のレポートによると、「コミュニティの再建をテーマにした分科会では、チリ地震の際に開発された文化救済のキット、オーストラリア西部の小さな町でアボリジニの青年の集団自殺を機に始まった数々の文化的なプロジェクト、文化観光によって活性化を図ろうとするアフリカ西部のトーゴ共和国、ベニン共和国の事例が紹介された。」（吉本光宏、「世界芸術文化サミット—社会的な課題と対峙するアートを巡って」ニッセイ基礎研究所、2011⁵⁾）という。

このように、アーツカウンシルをマクロな視点で見ると、アーツカウンシルが担う文化政策は、芸術文化の振興のみに留まらなくなっている。

大阪アーツカウンシルも、いち早く文化政策を研究する総合的なシンクタンク機能を有することが望まれる。この度実施した「調査」を副次的なものに終わらせるのではなく、調査研究を継続し、革新性に富む施策の開発や柔軟な助成制度の設計、アドヴォカシー等に活用されることを切に願う。

1

<http://www.pref.osaka.jp/attach/15641/00094670/01%20dai2kaikaigisiryoku%20tyuukannhoukoku.pdf>

2

http://www.bunka.go.jp/bunka_gyousei/torikumi/pdf/bunka_houkoku.pdf

3

<http://withtrust.jp>

4

豪雪地帯、特別豪雪地帯、離島地域等、半島地域、進行山村、過疎地域等を指す。国土交通省都市・地域整備局「都市・地域レポート2007」による分類。

5

http://www.nli-research.co.jp/report/researchers_eye/2011/eye111111-2.html

2

大阪アーツカウンシル報告・説明会事業の報告 |
アートが拓く、あたらしい大阪
——『大阪アーツカウンシル』への期待

1 報告・説明会開催データ

2 大阪アーツカウンシルについての対談

1. 熊倉純子 | 東京藝術大学 |
 2. 中川幾郎 | 帝塚山大学 |
 3. 太下義之 | 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング |
- 聞き手：山口洋典 | 應典院寺町倶楽部 |

3 シンポジウムレポート

アサダワタル

アートが拓く、新しい大阪 ——『大阪アーツカウンシル』への期待 説明・報告会&シンポジウム

大阪府と大阪市では自治体連携により、専門性・透明性・公平性を重視しつつ、大阪にふさわしい文化行政を展開することを目的に「大阪アーツカウンシル」を2013年度に設立すべく、準備が進められてきました。

2013年3月、大阪アーツカウンシルの設立を前に、その枠組み等について広く周知するために、大阪府市統合本部による「都市魅力戦略会議」や「大阪府市文化振興会議」を通じて検討が重ねられてきた内容について中間報告を兼ねた説明会及びシンポジウムを開催しました。

【第2部】は、2013年3月15日から20日にかけて、東京都、高槻市、そして大阪府で、説明報告会、シンポジウムを開催した記録を収録しています。

東京都、高槻市、大阪市の3会場では、大阪府文化振興会議・大阪市文化振興会議委員で大阪アーツカウンシルの制度設計に関わられた山口洋典氏（應典院寺町倶楽部事務局長）を聞き手に、国内外の文化政策に造詣が深く、東京都が設置したアーツカウンシルに詳しい熊倉純子氏（東京藝術大学音楽学部音楽環境創造科教授）、同じく大阪府文化振興会議・大阪市文化振興会議委員の中川幾郎氏（帝塚山大学法政策学部公共政策学科教授）、同委員の太下義之氏（三菱UFJリサーチ&コンサルティング主席研究員）を招き、今なぜアーツカウンシルが求められているのか、海外や日本の文化政策の状況も交えて、お話を伺いました。

また大阪府では、『アートが拓く、あたらしい大阪 —大阪アーツカウンシルへの期待』と題したシンポジウムを開催し、大阪の文化政策に詳しい研究者や現場で活動するアートマネージャー等をパネリストに招き、大阪における芸術文化の歴史をふりかえり、大阪に求められるアーツカウンシル像、行政との距離感、お金、人材といった具体的なことからミッションまで、率直な意見が交わされました。まるで実際のアーツカウンシル会議が行なわれているかのような熱を帯びた時間となりました。

大阪府・大阪市

「大阪アーツカウンシル設立に向けた事例調査・フォーラムの開催等」 事業 報告・説明会・シンポジウム実施概要

東京会場

日時：平成25年3月15日[金] 15:00～17:30

会場：3331 Arts Chiyoda（東京都千代田区外神田6丁目11-14）| 地下1F・B105

ゲスト：熊倉純子 | 東京藝術大学音楽学部音楽環境創造科教授

山口洋典 | 應典院寺町倶楽部事務局長、大阪府文化振興会議・大阪市文化振興会議委員

説明：大阪府・大阪市、担当者

参加者：20名

高槻会場

日時：平成25年3月17日[日] 14:00～16:30

会場：高槻現代劇場（大阪府高槻市野見町2-33）| 2F・集会室207号

ゲスト：中川幾郎 | 帝塚山大学法政策学部教授、大阪府文化振興会議・大阪市文化振興会議委員

山口洋典 | 應典院寺町倶楽部事務局長、大阪府文化振興会議・大阪市文化振興会議委員

説明：大阪府・大阪市、担当者

参加者：23名

大阪会場

日時：平成25年3月20日[水・祝] 13:15～16:00

会場：江之子島文化芸術創造センター（大阪府西区江之子島2丁目1-34）| 4F・ルーム1

ゲスト：太下義之 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング主席研究員、大阪府文化振興会議・大阪市文化振興会議委員

山口洋典 | 應典院寺町倶楽部事務局長、大阪府文化振興会議・大阪市文化振興会議委員

吉本光宏 | ニッセイ基礎研究所主席研究員、アーツカウンシル東京カウンシルボード委員

説明：大阪府・大阪市、担当者

参加者：121名

シンポジウム『アートが拓く、あたらしい大阪 —大阪アーツカウンシルへの期待』

日時：平成25年3月20日[水・祝] 16:30～19:00

会場：江之子島文化芸術創造センター（大阪府西区江之子島2丁目1-34）| 4F・ルーム1

ゲスト：太下義之 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング主席研究員、大阪府文化振興会議・大阪市文化振興会議委員

木ノ下智恵子 | 大阪大学コミュニケーションデザイン・センター（CSCD）特任准教授

弘本由香里 | 大阪ガス（株）エネルギー・文化研究所特任研究員、大阪府文化振興会議・大阪市文化振興会議委員

福本年雄 | ウイングフィールド代表

吉本光宏 | ニッセイ基礎研究所主席研究員、アーツカウンシル東京カウンシルボード委員

進行：アサダワタル | 事編 kotoami 代表、日常編集家、神戸女学院 CDP 非常勤講師

参加者：121名

2-2

対談1

アーツカウンシルに期待すること



2013年3月15日[金] 会場：3331 Arts Chiyoda

ゲスト：熊倉純子 | 東京藝術大学音楽学部音楽環境創造科 教授

聞き手：山口洋典 | 應典院寺町倶楽部 事務局長

山口洋典 (以下、山口) :アーツカウンシルの議論は、大阪だけでなく、国、東京、沖縄でもにわかに関心されています。国や地方自治体の文化政策全般におけるアーツカウンシルに寄せられる期待について、熊倉先生にお話を伺いたと思います。

アーツカウンシルという得体の知れない機関

熊倉純子 (以下、熊倉) :日本でのアーツカウンシルの動きが各地で活発になってきていますが、私が企業メセナ協議会に在籍していた十数年前から、英国のアーツカウンシルのような専門機関が必要ではないかと言いつけてきた者としては、感慨無量です。大阪では、どのような検討がされていたのか、今日はじめて話を伺ったわけですが、大変勉強になりました。

アーツカウンシルという、これまで日本には存在しなかった、いわば「得体の知れない」機関を日本の行政に位置づけるのは大変なことです。かつて、ある都道府県の文化振興ビジョンを再編するにあたって、アーツカウンシルの設置を提案したものの、行政からは明確に冷たい反応が返ってきたことがありました。

大阪アーツカウンシルの説明を伺った感想になりますが、ひとつは法律の存在が大きいと思いました。国が文化芸術振興基本法を2002年に施行したわけですが、それ以前も文化審議会というものはあったものの、法的な実行力がなかったために、審議の内容も、審議の結果が政策に反映されているのかも不明でした。それが、文化芸術振興基本法が成立したことによって、文化審議会の中に文化政策部会ができて、行政内部とは少し違う角度から意見が言えるようになり、少しずつ政策に反映されるようになってきた気がします。

国（独立行政法人日本芸術文化振興会）の場合

熊倉 :文化庁の場合は、独立行政法人日本芸術文化振興会を通じて芸術文化振興基金という部門をアーツカウンシル化しました。従来、この機関では大規模な助成を行ってこられましたし、私自身も何度か審査員を務めさせていただきました。し

かし、完全に書類審査だけなので、全体がいったいどのような状況なのか、よくわからない。そこで、業界がどうなっているのかを把握しながら政策を進めるべきではないか、ということでプログラムディレクター、プログラムオフィサーという立場が設置されることになりました。しかし、勤務形態は非常勤です。

私が大阪アーツカウンシルの説明を聞いた印象では、行政が設置した審議会に付属する調査機関を設けるというように聴こえました。また、行政内部を説得するためには、「得体の知れないもの」をそのように説明せざるを得なかったのではないかと、とも思いました。国も、新しい機関をつくるわけではなく、従来からあった芸術文化振興基金に、助成を受ける人たちとのパイプ役として、いわゆる専門職員を非常勤職員として置いたということになります。アーツカウンシルとは言うものの、制度設計としては「ただの審議会ではないか」という見方は、その通りだと思います。しかし、今の日本の行政では、これが精一杯なのではないか、とも思います。

東京都（公益財団法人東京都歴史文化財団）の場合

熊倉：東京都の場合は、公益財団法人東京都歴史文化財団の中にアーツカウンシル東京という組織が昨年11月に発足しました。東京都の場合、東京都文化振興条例によって定められた、知事の附属機関としての東京芸術文化評議会があり、その下部に専門委員が任命されています。そこでは、東京都の助成事業だけでなく、文化政策全般を検討しています。私もその一員です。東京芸術文化評議会の専門部会では、芸術ジャンルを代表する人は一人もいません。全員が文化政策と文化環境の専門家です。これが、大阪との大きな違いかな、と思います。

東京都の文化政策の流れが大きく変化したのは、アーツカウンシル東京が発足する前段階に、東京文化発信プロジェクト室が設置されたことでした。総予算が約15億円（平成23年度）で、新しい形の文化事業を行ってきましたが、プロジェクトの大きな柱の一つが「NPOとの協働」です。そうした流れの中で小さく生まれたのが、狭義のアーツカウンシルである、アーツカウンシル東京です。

生まれたてのアーツカウンシル東京ですが、現状では助成機関としての組織設計になっていますが、今後、東京文化発信プロジェクト室の規模の大きな事業がアーツカウンシル東京の事業に移行されます。

大阪アーツカウンシルで懸念される課題

熊倉：大阪アーツカウンシルに話を戻しますと、アーツカウンシルに配置される8人の専門家の分野分けについて、私としては懸念を感じます。アーツカウンシルの機動力を考えれば、8人の専門家が配置されることは理解できるけれども、この8人が助成事業を評価するとは言うものの、結局のところ、内容の良い悪いではなく、行政が事業を止める際にアーツカウンシルの口を借りて言わせただけなのか、とも考えたくなくなってしまいます。助成金の分配を決めるために、芸術ジャンルの各分野の代表者を、たった2年の任期で1人ずつ公募しても、「なりたい」と思う優秀な人材がいるのでしょうか。

研究者としての理想論から言えば、アーツカウンシルのディレクターにどのくらいの報酬が用意されるのか、任期2年というのは単なる審議会の委員ではないか、ということと、ディレクターにどのような権限を持たせるのか、ということがポイントだと思います。この機関には、フルタイムで、命がけで務める人間が必要なのではないでしょうか。アーツカウンシルの中に位置づけられる8人の委員は、いわゆる審議会の委員のように見えるのですが、仮に、月に1回くらい集まって合議するだけのようなイメージだとすると、それでいいんだろうか、というのが研究者としての見方です。

また、既得権益の問題があります。各ジャンルの代表として8人の専門家に委員を務めていただくという仕組みは、限られたパイの奪い合いになり、その調整役としてディレクターがいるように見えて、審議会の構成の考え方としては古いタイプだと思います。

行政と仲良く寄り添いながら補助金を受けてきた団体と、なかなかお金が回ってこないNPO、文化政策には縁がないと思っている人たち、それらが同居しているのが日本の芸術界の特徴ではないでしょうか。

各分野の利権を調整するための構造として見ると、後進的だと言わざるを得ない。「既得権」が悪く言われるけれども、文化政策が不在の中で、仕方なくお互いにもたれ合ってきた状態が、縦割り化し、既得権化してしまったわけです。そこに行政も責任を負いながら、縦割りになっている状況にどのように横串を刺すのか。そして、芸術文化を使った新しい社会のあり方を、どうイメージしていくのか。それをみんなで考えていくことが大事です。それについて、各分野の専門家に委ねる

ことで考えないようにしてきたのが、今までのシステムだったのではないのでしょうか。でも、それでもとりあえずつくるだけでもいいことだとは思いますが。ただし、どの行政も、アーツカウンシルの助成金の分配機関としての部分だけをみただけなのですが、リグラント（再助成）機能だけではないのが、英国のアーツカウンシルの存在の意味だと思えます。

改めてアームズ・レングスを考える

熊倉:ただし、日本の行政がアーツカウンシルをつくらなくなった場合に、アームズ・レングスが確保されるのかという議論は「どうでもいい」というのが個人的な実感です。

アーツカウンシルが行政の内部につくられようと、外郭団体として設置されようと、そこに雇用されるスタッフは行政にとっての職員と同じ扱いとして見なされることが多いと感じます。行政としての制約が非常に強いために、協働相手のNPOに行政的な負荷がかかりますが、それがNPOを育てる側面もあって、いい部分もあります。

そういった実状から「アームズ・レングスって何だろう？」と考えてしまうこともあります。まったく別の第三者機関を行政が設置することは、先ほど述べたように現状では非現実的ですし、行政が組織をつくれればそこに行政職員も派遣されて、行政の「支所」的な扱いをする。それは良い部分もあれば、弊害もあります。

ただ、現在の日本の場合には、英国のアーツカウンシルの初代会長であるケインズが心配していた、ナチス政権下のドイツのような状況にはならないと思えます。

山口:それは単純に言う「文化の政治利用」ということですか。

熊倉:「政治的プロパガンダによって文化に表現の自由が許されないような状況」ということですね。実際のところ、アーツカウンシルの存在自体が「文化の政治利用」以外の何物でもありません。そういった意味で、英国ではアーツカウンシルに対する批判もあります。特に2000年前後のブレア政権以降、英国ではアートによる社会活動的な動きがアーツカウンシルのイニシアティブもあって目立つよう

になって、それが結果的にアート業界を息苦しくしたという声もありました。

大阪アーツカウンシルの将来像

熊倉:しかし、とにかく行政がアーツカウンシルをつくることから始まりますし、大阪アーツカウンシルの今後に期待したいと思っています。ただ、職員は常勤ではなく非常勤だということで、その良し悪しはあると思いますが、将来的にはどうあるべきなんでしょうか。

山口:難しいところですね。非常勤職員でスタートして当面はその体制で進むと思いますが、池末さんはどうお考えですか。

池末浩規 [大阪府・市文化振興会議委員]:池末でございます。今回の説明の中では、どのような形でとりあえずスタートするか、ということが中心に書かれていますが、実際には、アーツカウンシルの中に「評価」以外に「企画」と「シンクタンク」という3つの機能を揃えて設計されたアーツカウンシルになることを期待しています。「評価」は、英国アーツカウンシルで言えばグラントに近い。つまり1年ごとに、事業に対して助成金をどのように分配するのかについて専念します。「企画」は、メインのファンドにあたる部分で、3年、5年といった少し長い視点で、リスクを負いながら育成することになると思います。「シンクタンク」は、税金の使途として事実や状況を把握し、文化と政治の間を翻訳しながら、明確な考え方に基づいて全体を議論しながら次の政策を考えていく。そのように考えています。

シンクタンクが動き出さないと、ご指摘があったように、既存の割り振りを簡単には変えられないでしょう。おそらく既得権的なものを中心とした調整程度になる可能性が高いかもしれません。当初、分野別の考え方が大きく変わらないことを前提に考えると、その分野の中で、ピア・レビュー的に評価し、少なくとも各分野の中でおもしろいものに助成をしていこうと考えています。

また企画については、先進的なアートは、役所が手掛けるものからは生まれてこないですね。でも、そういった先進的な活動に助成したいとなれば、ある種、失敗をする覚悟がない限りは、面白いものが生まれるはずがありません。では、

税金を使いながら失敗をさせていいのか、という議論に必ずなります。そうすると、おそらく税金以外の資金を投入しながらチャレンジすることも考えなければいけない。例えば、その財源をどうするのかを踏まえながら、企画部会が動かなければいけないと考えています。

かなりの議論をした結果、当初はこの形で進むほかないと思います。現状はこのような形になっていますが、おそらく、一度決めた形をずっと守るものではないと思っています。今のスタートの形は仮の姿だけれども、動き出して様々なことを実施しながら、中身が詰まってくるものと考えています。シンクタンク機能がない、税金以外の財源がない、という中で、少なくとも、行政職員が前年度の実績に従って淡々と決めていくという状態は止めて、議論を始めていこう。そういう認識で我々は動いています。

熊倉：大阪だけではなく、アーツカウンシル東京もそうですが、とりあえず枠組みを立ち上げることで精一杯なのかな、という感じもしますね。

アーツカウンシルにビジョンをつくることができるのか？

山口：ちなみに、熊倉先生のアーツカウンシル東京でのお立場は？

熊倉：アーツカウンシル東京に関しては、何も立場はありません。

山口：今後の関わりなどは？

熊倉：「アーツカウンシルがこれでいいのか？」ということ、東京都に対してつきつけていくのが、私たち東京芸術文化評議会の専門部会の役割ですから、直接的にアーツカウンシル東京の活動に責任を負うものではありません。ただ、どうなんでしょうね。一緒にアーツカウンシルを立ち上げた実感は十分あるのですが、立ち上がってしまうと、勝手にやっている感じもします。

山口：それは、プログラムディレクター、プログラムオフィサーのみなさんが勝手にやっているということですか？

熊倉：いや、それならいいんですけどね。プログラムディレクター、プログラムオフィサーのみなさんはフルタイムで雇われているので、自らビジョンを作り、提言ができて、それが私たち専門部会に上がって、「そうだね、それならこうしたほうがいいんじゃないか」と協働しながら行政を動かしていけるようになるといいのですが。逆に、行政の向こう側に囲い込まれた感じがするのは、私の気のせいでしょうか。どうですか、鈴木さん？

鈴木一彦 [アーツカウンシル東京・プログラムオフィサー] (以下、鈴木)：鈴木でございます。アーツカウンシルの大枠に関しては、たしかに都庁の考えやミッションがありますが、細かい個別の業務については完全に任されていますので、そういう意味では自分たちの専門性を生かした仕事ができていると思います。

熊倉：いま、アーツカウンシル東京には「こうしていきたい」というビジョンがありますか？

鈴木：正直なところ、その辺りの明確なビジョンや統一的な考え方がまだできていないということはありません。また、都庁、芸術文化評議会、それからカウンシルボードという組織もあって、それぞれに「こうあるべき」という考えがみなさんであって、議論している段階ではないかと私は思っています。

熊倉：内部のプログラムオフィサーの方々はどうしたいと思っていらっしゃいますか？

鈴木：私の個人的な考えを言いますと、まさに調査研究機能、シンクタンク機能を充実させたいと思っています。実際私が担当している部分ですが、例えば、どのようにアーティストはステップアップするのか、どういう段階で、どのような助成が必要なのか。お金だけではなく、どのような支援が必要なのか。レジデンスが必要なのか、それとも制作や練習の場所が必要なのか。そういった調査をしております。

もう一点、私は国際交流の担当でもあります。先日も英国アーツカウンシルのリチャード・ラッセルさんをお招きしましてフォーラムを開催しました。そういった活動で、国際的なネットワークやアーツカウンシル同士のネットワークをつくり、そのような場をつくっていくこともやっています。幅広く文化政策に貢献し、議論を高めていけるような活動ができと思っています。

「プログラムオフィサー」と「アーツマネージャー」

熊倉:アーツカウンシル東京には、いま専門職が何人いるんですか？

鈴木:プログラムオフィサーは4人います。

熊倉:プログラムオフィサーが4人いれば、東京の芸術環境・文化環境をどうしていくのかという視点が反映されやすいということはありませんね。

ところで、大阪アーツカウンシルの第一歩の実践である「評価」ですが、評価をするための人材が、どのような理由で「アーツマネージャー」という呼称になったんですか？このような中間支援団体、インターメディアリーで働く専門職は、通常「プログラムオフィサー」と呼ばれると思うんですが、「アーツマネージャー」は、支援を受ける側で事業主体になる人だと思うので、とても違和感があります。

山口:これは私も提案した側なんです。現場の人を起用したいということがあります。3つの柱のひとつ、アーティスト等の文化政策への参画機会の拡充を目指すために「アーツマネージャー」と呼ぼうと。

熊倉:そういう人たちに入って来て欲しいということですね。

山口:はい。そのような主旨が3年前の文化審議会のレポートにもあったので、そのまま拝借させていただこうということで名前を使いました。

熊倉:1本の公演や展覧会を評価すると、どのくらいの報酬が支払われるんですか？

江島芳孝〔大阪府府民文化部・文化課長〕（以下、江島）：予算上は6,000円です。

熊倉:それはまさか、レポートの書式があって、報告書みたいなものを書いて、それで終わりじゃないですね。

山口:公演や展覧会の現場に赴くだけではなく、制作プロセスも観に行きます。

熊倉:何回くらい行くイメージですか？公演を観に行くだけじゃないってことですね？

江島:現場に行き、ヒアリングもして、アーツマネージャーが部会に参加してもらい、それに応じてヒアリングをしたアーツマネージャーが報告する。さらに、文化振興会議にも出てきていただく場合もあります。

必要なのは「評価」なのか「コンサルティング」なのか

熊倉:大口の助成団体に関しては、そこまで評価する必要はあるかもしれませんが。でも、やはり現実的に、アーツマネージャーに他の助成団体の欠点やネガティブな内状を言わせることは難しいと思うのですが……そのように個別の団体や文化事業を評価していくのは危険を感じます。大阪府市からの説明で、アーツカウンシル部会は部会長であるディレクターが「組閣する」という表現があったけれども、たった8人の委員とディレクターが、事実上、助成金の配分を決定するというのは、夜道を歩けないですよ（笑）。文化の世界の中ですごく禍根を残すのではないかと。先日、文化審議会で報告があって、芸術文化振興基金のプログラムディレクター、プログラムオフィサーの話聞いたのですが、敢えて言えば、彼らの仕事は必ずしも活動や作品の内容の良し悪しを評価することではなく、悪いのであれば、その原因を考える。要するに、マネジメントに関するコンサルティングのようなものなんです。

私はアーツカウンシルでもっとも重要なのはこの機能だと思っています。単に書類を審査することでもなく、内容の良し悪しを言うのでもありません。芸術の中身

の序列を付けるということは、反二十一世紀的でしょう。二十世紀には一部の専門家が「これはすばらしいものだから、公金を投じて支援をすべきだ」という風潮がありました。もうそのような時代ではありません。多くのアーツマネージャーたちが関わって、時間をかけてあるビジョンを作り、それを元に、次の本格的なアーツカウンシルづくりへの足がかりとしようとするおつもりだろうとは思いますが。

山口:先ほど池末さんが、ピア・レビューということをお話になりました。相互評価という日本語訳が使われますが。○はできるだけ◎にする、×はできるだけ△や○にしていくことも必要ではないか。ピア・レビューの前には自己評価もできていなくてはいけない、第三者評価を受け入れるだけの土俵がないと、それはコンサルティングにならずに単なる「いちゃもん」で終わっています。評価に慣れていく、評価する主体になるということが、評価される対象にもなるし、逆に評価される主体にもなれる。経験値をどうやって高めていけるか、というために評価から入っていくのが大阪のアーツカウンシルです。

熊倉:「評価」と「コンサルティング」はまったく別物だと思います。評価は、アドバイザー的な、あくまでテーブルを挟んで向かい合って話をするということになってしまふ。コンサルティングというのは、事業の実施者、助成を受ける側に立って考えることです。それをアーツカウンシルがすべきかどうかは、賛否両論で考えが分かれるところだと思います。

二律背反したものを抱え込める人でなければできない

熊倉:政策としての効果を、どうやって出していくのか一だからこそ危うい面もあるんですが、アーツマネージャーたちが考える政策ビジョンと政治が主導する政策との距離の取り方、この二律背反するものを抱え込んだ人たちじゃないとできないんです。

先ほどの「都市魅力」の考え方で言えば、「効率化」と「魅力」は、そもそも二律背反していますよね。「無駄のない」「無駄を省き」「効率を高める」と書いてあるけど、「無駄」とは何でしょう?「自由文化都市」というのは「無駄だらけ」とい

うことではないでしょうか。ただ、「効果を上げる」ことは、自己満足でやるのではなく、社会とのレスポンスみたいなことを含めて、すごく必要だと思います。

会場に文化政策の専門家の友岡さんがいらっしゃいますが、何かありますか?各地の自治体の審議会などにも参加されていらっしゃるご経験から、ご意見を伺いたいのですが。

友岡邦之〔高崎経済大学地域政策学部地域づくり学科教授〕(以下、友岡):お二人のやり取りの中でいろいろと話された中で印象的だったのは、熊倉先生がお話されたコンサルティングのお話と関連するところです。シンクタンク機能についても「後からチャレンジしていく」とのことで、ウェブサイトで公開されていた情報も確認したのですが、少し難しい気がしています。「夜道を歩けない」という話と関わることだと思っているのですが。

例えばアメリカのNEA(National Endowment for the Arts、全米芸術基金)という、主に連邦政府の財源による助成機関があります。NEAは以前から「シール機能」を持っていると言われていました。要するにお墨付き機能です。NEAから助成されるということは非常に権威があり、芸術性が高く評価されるということが社会的に認知されています。それだけにNEAは、助成するだけではなく、助成を通じてある種の「お墨付き=シール」効果を持っている。なぜそうなるかと言えば、NEAには情報と判断能力のストックが十分に備わっているからだと思うのです。

情報と判断能力の蓄積としてのシンクタンク機能

友岡:それを新しく立ち上げていくアーツカウンシルが備えるために何が必要かという、やはりシンクタンク機能だと思います。情報を蓄積させて、判断を達成するための根拠。それがベースとしてあれば「大阪アーツカウンシルがどのように助成金の配分を決めたのなら仕方がない」という認知が広まる契機にもなると思います。コンサルティングしかり、シンクタンク、リサーチ機能というものが無視できないのではと思いました。

熊倉:何年くらいでシンクタンク機能は実現できると思いますか? 本来は、お金を

配分することと、マネジメントのコンサルティングを一緒に考えていくことは両輪だと思うのです。とは言うものの、実際には時間をかけたやりとりが必要だとも思うのですが、構造的な悩みは深いですから。

山口:この4月に立ち上げて、次の年度には企画とシンクタンクを立ち上げるというシナリオを想定していました。

熊倉:スピード感が「売り」の大阪ですね。そこをぜひ期待しましょう。あまり仕組みにこだわらず、とにかく立ち上げて、大阪の方々のノリで集まって、お互いに評価をして、まずはその蓄積を作る。その実績をもとに、なるべく早く、単なるお金の分配機関や文化事業団でもない機関として、そこに相応しい人材を育てていただくことが重要だと思います。

大阪アーツカウンシルが動き出すのは、これから

山口:どのようにして他の政策領域に文化という横串をさすのか。アーツカウンシルが無かった時代の蓄積や財産を、どう受け止めていくのか。単に変えていくだけでなく、組織が何を生み出し、残せて、組織の周辺でどのような動きが起こるのか。先ほど私は緊張感という言葉を使いました。担い手は、公的な資金へのまなざしを持っていることを自覚し、「評価」という言葉の持つ強さと怖さを自覚していきたいと思います。ほどなく大阪版のアーツカウンシルの人員が公募されると思いますので、ぜひご参加ください。

江島:ありがとうございました。いろいろなお意見を賜り、感謝申し上げます。大阪アーツカウンシルは、これまでは制度設計で、来月から動き出します。今までにいただいた議論を十分に活かしていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

熊倉純子 | くまくら・すみこ | 東京藝術大学音楽学部音楽環境創造科 教授

パリ第十大学、慶應義塾大学卒業。1992年から2002年まで(社)企業メセナ協議会に勤務。企業のメセナ活動や芸術普及プログラムなどの研究・開発に携わる。専門は文化環境論(文化支援)、アートマネジメント。2002年4月より東京芸術大学に新設された音楽環境創造科で社会と芸術を結ぶ人材を養成する。著書に「社会とアートのえんむすび 1996-2000 つなぎ手たちの実践」(共編、ドキュメント2000 プロジェクト実行委員会発行、トランスアート)

山口洋典 | やまぐち・ひろのり | 應典院寺町倶楽部 事務局長

1975年静岡生まれ。学生時代の震災ボランティアやCOP3でのNGO事務局の経験をもとに、きょうとNPOセンターの設立に参画。2006年より大阪・天王寺の浄土宗應典院にて、僧侶とNPOの事務局長の立場からお寺と社会の関係づくりを担う。2011年度より立命館大学准教授で、立命館災害復興支援室のチーフディレクター。2012年には大阪府・市の特別参与としてアーツカウンシルの制度設計等に取り組んだ。

2-2

対談 2

大阪アーツカウンシルとはなにか



2013年3月17日〔日〕会場：高槻現代劇場

ゲスト：中川幾郎 | 帝塚山大学法学部 教授

聞き手：山口洋典 | 應典院寺町倶楽部 事務局長

山口洋典（以下、山口）：中川先生と一緒に、私はアーツカウンシルの制度設計をしてきました。大阪アーツカウンシルの理念と内容、その設立の経緯をお話させていただきます。中川先生、この春から始動するアーツカウンシルに対するご関心や問題提起などありますか。

大阪アーツカウンシルの独自性

中川幾郎（以下、中川）：ひとつは、この方式で作られるアーツカウンシルは、日本で初めてだという事です。東京都認定のアーツカウンシルは、東京都歴史文化財団への委託です。事実上の判断は、東京都歴史文化財団の中でやって下さい、というやり方です。これって、一方で財政的なパイの制約は全部、行政がコントロールしているんですから、新たな提案、調査設計などは全くできません。つまりパイの再配分機能を任しているだけです。そこにアドバイス機能とか政策提案機能を導入するような余地はない。従って、私は東京都方式は採るべきではないと主張しました。それから、もうひとつの方式に文化庁の芸術文化振興会のような仕組みがあります。これも独立行政法人に任せているので、文化庁とすれば、荷が軽い。また文化庁は財政的に脆弱という問題もあります。

大阪の場合は、大阪府、大阪市の共同設置という形に至りましたが、私は大阪府も市も、それぞれ単独であっても、アーツカウンシルは設置するべきだと言ってきました。条例に基づいて設置し、市民とアーティストが関わることができ、共同合意に基づく政策決定審議機関において、その中の部門として、助成金審査をするという方法をとるべきだと思っていました。

山口：アーツカウンシルの、カウンシルという言葉は「芸術評議会」と訳されるように、協議会とか評議会とか審議会という意味です。ただ、もうひとつの意味があるんですね。それは何かというと、議会なんですね。通常シティカウンシルと言うと、いわゆる市議会を指す。議員は通常公募されて、そして役割があって、委員会が組織されていく、というような位置づけがあります。アーツカウンシルのメンバーは議員なのか、それとも評議会って言われるくらいだから会員なのか。これは今後、日本で初めての行政設置である大阪型の、外郭団体に出さない、信任会

方式で回して行くメンバーの位置づけが問われてくるんですね。

そもそも、なぜ大阪にアーツカウンシルは必要なのか

山口: 芸術文化に限ったことではないですが、行政による単年度の予算編成においては、どうしてもハコモノが中心になってくると思うんです。ハコとモノにお金が出ていく中で、人やイベント、アートプロジェクトなどの出来事に、お金が出るような動きが少しずつ生まれています。大阪市も芸術文化振興プランをつくり、そして大阪府もおおさかカンヴァス事業で、まち全体を芸術文化の場にしていこうという動きがありました。

また例えば、大阪の現代舞台芸術協会の人たちは、ドーンセンターの指定管理者業務をとったりしています。表現者と鑑賞者を繋ぐ支援者が、当事者の中から出てくるという変化もあります。また、産業界では90年代からコミュニティ財団という歴史の長い組織が人とお金の動きを変えていこうとしてきました。

そして、維新の会が府と市の首長となり、大阪都という枠組みの中で、都市魅力戦略会議というものが動きました。そこで会議のメンバーである我々は「グレート・リセット」という報告書を作成しました。この報告書では、3つのものを作ろうとしています。1つ目が、アーツカウンシル。2つ目が、観光のエンジン。3つ目が、水と光のまちづくり。その3つをもって、都市魅力を高めていこうとしています。

そもそも、無駄を省けばいいものができると思えられない、と思うからこそ、お金の流れをちゃんと考えましょう、と考える立場もあります。いろいろな大事なものを見ていく際に、そもそも何を今変えなければならないのか、なぜ変えなければならないのか、それらを丁寧に見つめましょう、とリチャード・フロリダさんが創造都市論の中で論じられています。とりわけ、そこではクリエイティブ・クラスという人たちが重要になり、その人たちが、アーツカウンシルを担っていったらいいのではないかと述べられています。中川先生、なぜ大阪にアーツカウンシルが必要なのか、その背景にどのようなことがあるのか、もう少し説明して頂けませんか。

中川: 簡単な質問のように見えて、物凄く難しい質問ですね。ひとつは、大阪府、あるいは大阪市は京都と比較しても、遜色のない歴史都市です。それからセンター

性という点で、京都を一步リードするくらいのセンター性があると思うんですね。ただ、インフェオリティー・コンプレックス（劣等感）が常に首都圏を向いているんですね。1985年以降、ずっとこの現象は起こっています。大阪対東京の対抗軸で考えるのではなく、もっと足元を見ようや、ってことです。それから、その中にいっぱいある、我々のクリエイティブな要素を解放するアーツカウンシルは近代の仕組みとして大事なんじゃないかと思っています。社会学者のリチャード・フロリダ、都市文化戦略の権威であるチャールズ・ランドリーが言うクリエイティブ・シティ論というのは、随分前から知られています。これは何も、昨日今日と始まった話ではなくて、十数年間の長いスパンを経て、支持層を獲得してきました。そのセオリーが、このクリエイティブ・シティ論、つまり創造都市論をざっくりとした形でつくってきたんですね。アーツカウンシルはこのクリエイティブ・クラスを集合化させる契機、触媒にもなりえます。

大阪アーツカウンシルの枠組み

山口: とりわけ、大阪府と大阪市、府と市の議会、という二重×2の構造、つまり4元構造がある訳ですね。府と市の行政と議会との間で、対等な関係を持ちながら、税金をどのように文化振興に使っていくのか。あるいは税金を使うだけではなくて、大阪というまち、都市の歴史や未来を繋いでいく文化的な蓄積をするために、中川先生は機関の共同設置がよからうというご提案をされたんですね。府と市、2つ以上の自治体が一緒に何かをしていく時の組織体の形はいくつかあります。例えば、関西広域連合。これは法人の設立が必要です。一部事務組合¹は、消防やゴミ処理の例を挙げれば、ひとつの自治体だけで消防署やゴミ処理場をつくと非常にコストがかかるから、一緒にやるための組織です。その他の枠組みとしては、協議会、これは事務の委託ができます。事務の共同設置をしたのが大阪アーツカウンシルです。条例設置で、府と市の文化振興会議を共同でつくっていく。そして、その機関は条例に基づいて、審議会が置かれ、地方自治法に基づいて動くんですね。その上で、共同設置した大阪アーツカウンシルは、6月6日まで非公開で進められてきたんですが、6月13日の都市魅力戦略会議で、やっと公表されました。これが大阪アーツカウンシルの制度設計だったんです。

でも、大阪アーツカウンシルで、機関の共同設置をする意味って果たして何だろう。それに、そこにおける人の位置づけって何なんだ。機関の共同設置って果たして適切なのか、そして設置した後に、どのような課題があるのかなど、何かご意見がありますか。

中川:私は当初、府と市の双方に対して広域連合方式で共同設置をできるのではないかと提案したことがありました。でも、議会を設けなくてはならないとか、様々な課題があるんです。いわゆる組織経営コストがかかると気づきました。その時に、協議会方式の出番だと思いました。しかしながら協議会方式は、執行権がないんですよ。最後に機関の共同設置ができるのではないかと落ちていたんです。府と市の間では、機関の共同設置ですが、府と市をわけて考えた時に、これは審議会、諮問機関なんです。なので、直接執行権を持ってはいませんが、方針に関することはすべて公開されますから、首長がそれを守らなければならないという方式なのです。

山口:複数の自治体が共に芸術文化を発展させることにかかる運営コストを減らすために、共同設置を選んだわけですね。通常ならば、三重の構造で動くところを、大阪アーツカウンシルは行政と議会の関係を前提に、行政が直接設置する審議会にぶらさがりながら、専門部会をおいて、アーツマネージャーを公募しようということです。今の段階では、審議会の会長が行政から諮問をうけ、答申するゲートキーパーの役割を果たします。

一方で、専門部会が動く際には、統括責任者が公募され、統括責任者の下で部会は動くが、どのような動きができるのか。公金をどう扱えるのか。果たしてうまくいくのか。なにか懸念はありませんか。

中川:一番辛いところですね。この枠組みに、筋を入れていくのが文化振興基本計画だと思います。審議会メンバーも責任重大です。統括責任者は芸術文化に造詣を持ち、意見の調整や議論の取りまとめができる人物。芸術性だけでなく公益性や効率性についてもバランスをとった考え方ができる人物。芸術文化について分かりやすく効果的に発信できる人物。これだけでも相当の期待ですが、これにピッタリとはまった人が見つかるかどうかはわかりません。でも、その理想を目指し

つつ、初年度はまずやってみよう、というのが今の気持ちです。そして、みなさんのご意見や批判を受け入れつつ、修正していけるだろう、と思っています。一番大事なことは、評価する者も評価される、という仕組みにしておくことなんです。これだけは、はっきりさせておきたいことです。

評価するアーツカウンシルを評価する

山口:なるほど、東京でもその話があったんですよ。評価というのは、だいたい3つくらいの種類がある。ひとつは自己評価、つまり自分たちが自分たちのことをどのように評価するのかということ。もうひとつは、自己評価に対する評価である、第三者評価というものがあります。これが大阪アーツカウンシルで、アーツマネージャーと呼ばれる人たちが行きます。そもそも、アーツマネージャーは、アーティスト等の文化政策への参加機会を拡充、言い換えれば、現場の人たちを評価者として起用する。この第三者評価では、プログラムの採択、それが立ちあがってくる過程、その成果や結果を評価します。3つ目に相互評価。評価者は、なんらかの文化、芸術の担い手としての立場をお持ちですから、厳しい目で評価ができる。そして、逆に自分たちが見られるとすれば、こういう点はきちんとなさなければいけない、と思うことができる。この評価する経験と評価される経験を通して、より自覚と責任感に溢れる活動ができるんじゃないかと東京の報告会で訴えて、エールを頂いてきました。でも、なかなか難しいですよ。

英国の初代アーツカウンシルの会長、ジョン・メイナード・ケインズさんはアームズ・レングスの法則を唱えました。アーツカウンシルは、三権分立のごとく独立した存在として、行政と議会から適度な距離を置くべきであると。アームとは腕という意味で、レングスというのは長さという意味ですね。つまり、適度な距離感の中で、手を伸ばせば届くし、手を伸ばせば届く距離にいるけれども、ほどほどの緊張感を持つことが大事だとしています。これが果たして、大阪ではどうなるのか。

このアーツカウンシルを動かすのに、総額1900万円。そんなお金があるんだら、もっと現場にお金を、という指摘もあります。短期的に見るのか、長期的に見るのか、という二元論でもなく、どのように芸術文化の発展のため、文化振興のために、どのような人を、どのような地位において、そのための費用をどのよう

に使っていくのか。難しいですね。改めて、アーツカウンシルって必要なんでしょうか。

アートと市場の関係

中川: アートが持っている社会的な有益性をちゃんと議論しておかないと、アーツカウンシルのアーツマネージャーも困ると思います。一般的なマーケットは、売れるかどうかを評価します。そこではマーケット・インして、出てきたデマンドなどを分析して、製品開発をして、プロダクト・アウトする、これの繰り返しですよ。経済学者のドラッカーは、需要は見つけ出すものではなく作り出すものだ、という名言を残しています。今では流通業者が間に入って、マスメディアを活用していますよね。それに乗っていける強者はますます肥え太り、そこに乗れない弱者はますます痩せ細るという構造です。UFJ 総合研究所芸術・文化政策センター²の太下義之さんと片山泰輔さんの論文に、公的支援における経済的理論というのがあるんですが、芸術家が発見されるための競争関係を維持していくために、行政は支援していくべきだ、と述べているんです³。今の芸術家は、発見される競争関係すら奪われているんじゃないか。こういう視点を持つことが必要ではないか、とアーツカウンシルに対して言っています。ですから、マーケットをベースにした人を、アーツカウンシルでさらに支援する必要はないと考えています。もちろん市場に出たり入ったりするのは自由だと思いますよ。それよりも公益性の評価が非常に重要で、市場の外の価値にどれだけ目を向けられるか。外部経済にアートが蓄積する価値を見出せるか。あるいはストック形成、ネットワーク形成に役立っているか、などに加えて、アーティストがもつ優秀さを見分ける鑑識眼があるかなどが必要だと思っています。「良いものは良い」と片付ける人もいます。でも、それで済まないから、減びてしまうアートがあるんです。いい芸術は残るといのは残念ながら信仰ですよ。優れていても、今の市場経済の中では減びてしまうものもある。だから、市場外の外部効果も判定できるのがベストなんです。もちろんアートも経済と連動するから、大衆性を持った芸術も排除しません。伝統芸能、伝統芸術、大衆芸術も支援の対象に入れていきます。こんなもん入れなくてええやん、とする意見もあるかと思いますが。でも、それを言い出したら大阪は成り立たへんなあ、と思うんです。

アートの価値—地域アイデンティティ・教育・多様性

中川: もうひとつ指摘したいことがあって、アートが地域や都市の魅力や誇り、つまり地域アイデンティティや都市アイデンティティの形成に貢献する、ってことです。これは大阪らしいなあ、とか文楽は大阪の誇りやでえ、とかこういうものですね。それと教育的な価値。特に演劇。児童青少年の情操教育のみならず、論理性の滋養、言語教育などに絶大な効果があると英国では認められているんですね。社会からドロップアウトしたような青少年たちのために、演劇を使った社会復帰プログラムもあります。

それから、将来世代に残すべき遺産としてアートを大事にしたい。あまりにも現代は、水平な時間軸で物事を考え過ぎてはいませんか。過去のご先祖様や先輩が残してくれたものを、我々は引き継いでいるのか。あるいは、今作ったものの価値を子供や孫に引き継いでいけるのか。

そして、これが一番大事なんです、多様性です。あんな事を言う奴がおる。いろんな奴おるなあ。だから、大阪っておもろいやん、っていう多様性の価値ですよ。みんながみんな一色で染められたら気持ち悪くありませんか。百花繚乱で整合性のない状態が市民社会の自由さと弾力性を保証すると思う。それだから、マイナーなアートであっても応援するべきだと思っている。これは片山泰輔さんのお言葉を借りれば、「オプション価値」と呼びます。このような多様性を保障する芸術の価値は、公益的な価値の中に入っている。だから、幅広く価値判断を行える人が、大阪アーツカウンシルの中に入ってもらわないと、公益的価値を見落とすのではないかと主張しました。

山口: 陳腐な有用性、つまりアートは何の役に立つのか、という事ではなくて、歴史的な蓄積、都市を織りなしてきた営みの価値。そして気付き、学び、自己と他者がどのように向き合うかなどの教育的な価値。さらに言えば、社会の問題解決としての社会的な価値がある。最近これが乱用されてはいるものの、文化的多様性があることによって、都市の魅力も向上する、というのは分かりやすかったですね。

アーツカウンシルと政治的影響

中川: 英国のアーツカウンシルも政治のコントロールから抜け出せなかったんですね。特に、サッチャー内閣の時に、補助金が徹底的に絞りあげられていった。だから、政府支出を得ている限りは政治から完全の自由などあり得ない。むしろ、その対抗軸を組織的にどのように作っていくかが大事なんです。またカウンシルではなく、財団や独立行政法人みたいな機関になって、隠ぺいされていくという批判もあります。英国芸術評議会では、サッチャー政権の時に、新人が全く育たなかった空白の10年があります。出来上がったアーティストばかりに補助金を回した。訳のわからないものに対しては、お金を出さなかったんですね。現に、その当時はピカデリーサーカス⁴の新人が全く出ていないんですね。だから、英国芸術評議会だけが我々のお手本だとは、思っていない。

山口: 前提として、大阪アーツカウンシルの組織は、動きとしては独立しているが、設置そのものは行政が設置している。ただし、1900万円の予算は管理コストを下げ、直接雇用を促し、費用の計上で給与としてではないが、報酬として支払う中で、専門家がこのしくみに参加していけるような枠組みを作った、ということは覚えておいてほしいですね。特定の協会にお金を払って業務委託するよりは、こちらのほうが采配がうまくいくのではないかと考えたんです。これは挑戦であり、民度が問われていると思います。

アーツカウンシルのアーツマネージャー

山口: アーツマネージャーについて少しご紹介します。ここでは複数の範囲なのでアーツマネージャーと言います。平成20年文化庁の文化審議会の文化政策部会第6回の議論でまとめとして書いてあったのですが、今後芸術文化の発展にはアートマネジメントの人材が重要だということを定めております。おそらくここで求められるアーツマネージャーは、こういうことがそのまま踏襲されるだろうと思われます。これをどう具体的に示すかというのは、また知恵や工夫がいると思います。能力というのも、単にスキルという事ではなくて、経験値もふくめて問われてくると思い

ます。いわゆる skill じゃなくて ability の部分ですね。専門、職能としてできるかどうか。これはインターネットで公開されている資料⁵ですのでご覧ください。

中川: 例えば、音楽では、ポップスもクラシックもある。クラシックにもいろいろあって、奥が深いじゃないですか。音楽ひとつでかたづけられないジャンルがある訳です。だから、アーツマネージャーは12人しかないのかと思われたら大間違いで、もっとたくさんです。1部門最低3人は必要で、当初の7部門で21人は絶対に必要、でも21人でも足りない、その3倍。そうすると人件費が莫大な金額になる。だとするならば、常設型の配置は無理。プロフェッショナルな目利きに委託してやってもらうしかないと妥協せざるをえなかった。だから、アルバイトじゃなくて、目利きの人に、この事業について目利きしてください、お願いします、という委託方式という考え方をしています。

アーツカウンシルと地域性、分野

中川: 次にアーツカウンシルと地域について話します。住人のコミュニティへの愛着心をもたらすかどうかとか、アーティストのコミュニケーションネットワークを増殖させる効果はあるのかとか、アーツカウンシルと地域の関係は、ぱっと思いつくだけでもたくさんあります。私は大阪全域の市町村に、それぞれがアーツカウンシルをおつくりになったらどうですか、その見本となって欲しいという気持ちもあるんです。条例設置というのは、首長の意志に翻弄されるものではなく、民意が支えるものだからです。

山口: 大阪の区の単位やまちづくりの文脈で、文化芸術に取り組みられています。そういう部分はアーツカウンシルの枠組みではありません。じつは、これを言うともた長くなるのですが、教育委員会の社会教育の分野でも文化活動がなされています。それもアーツカウンシルの範疇に入っていません。さてどうするのか。

分野の問題もあります。文化は非常に多様なアプローチがあるので、そこをどうするかは今後議論されていくのですが、自治体の文化予算の部分に対する動き方、そして今後はその公募のプログラム主催事業、企画提案型の事業に展開されてい

くださうと思ひます。7分野想定と書いてありますが、いづれ見直す必要もあると思ひます。これがジャンル化する事で、たこつば化するという意見は東京での報告会でも出ていましたので、みなさんからのご意見もいただければと思ひます。

1

複数の地方公共団体が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織のこと。

2

2003年当時。現在は、三菱UFJリサーチ & コンサルティング。

3

http://www.murc.jp/_archives/artspolicy/newsletter/no19/19.pdf

4

ロンドンの舞台芸術の中心地。

5

http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/seisaku/05_06/gijiroku.html

中川幾郎 | なかがわ・いくお | 帝塚山大学法学部公共政策学科 教授

1946年大阪生まれ。豊中市役所勤務を経て、帝塚山大学法学部で教鞭をとる。行政学、地方自治論、都市政策など幅広く、さまざまな研究活動を行う。日本文化政策学会顧問（前会長）、自治体学会運営委員、日本コミュニティ政策学会副会長、滋賀県文化審議会座長代理、大阪府文化振興会議座長代理などを務める。

2-2

対談 3

大阪アーツカウンシルの特徴と課題

——非公開審議の経過から



2013年3月20日[水・祝] 会場：江之子島文化芸術創造センター

ゲスト：太下義之 | 三菱UFJリサーチ & コンサルティング 主席研究員

聞き手：山口洋典 | 應典院寺町倶楽部 事務局長

山口洋典(以下、山口)：大阪のアーツカウンシルは大阪府市都市魅力戦略会議で2012年6月13日に基本的な考え方が発表されたんですが、その前後も合わせて非公開審議がとて多かったですね。我々は参与を務めたので、非公開審議の経過について振り返りながら、大阪のアーツカウンシルの特徴と、今後さらなる発展が見込まれる中でどのような課題や展望があるのかを、2人で紐解いていこうという魂胆です。太下さんは、沖縄のアーツカウンシルと東京にも関わっておられて、なおかつ今回東京と高槻で議論してきた中で、何かコメントがおりますか。

大阪アーツカウンシルの3つの特徴

太下義之(以下、太下)：最初に、大阪のアーツカウンシルの特徴を考えてみたいと思いますが、その前に大阪以外でのアーツカウンシルの動向について眺めてみたいと思います。文化庁では「日本版アーツカウンシル」を試行していますし、東京都は財団の一部署として「アーツカウンシル東京」を立ち上げました。そして今、大阪がアーツカウンシルをつくらうとしているわけです。これら3つの動きの他に、もうひとつ私が関わっているアーツカウンシルが沖縄県です。沖縄県の場合は実は政治的な背景がありまして、文化団体等に配分する助成金が毎年2億円相当、一括交付金と言う形で国から提供されており、これが5年間続く見込みです。それを文化団体に配分していくため、プログラムディレクター、プログラムオフィサーを配置し、助成金をきちんと配分し、評価をしていこうとしています。沖縄県ではこれをアーツカウンシル構想に結びつけていて、私はそのためのアドバイザーボードの一員を務めています。

さて、大阪の特徴を改めて整理すると3つの特徴があると思います。ひとつは、大阪府・市においては、「大阪都構想」、つまり府と市を合体させていこうという大きな動きがあって、その中にアーツカウンシルが位置付けられているという大きな特徴があります。そして、文化政策の分野に関しては、今まで府と市がそれぞれ行ってきた文化政策を突き合せたときに、大局としてどうなっていくのかということを経済審議会でも確認・検討しているわけです。府と市の合併は日本でも初めての壮大な社会実験なので、他の自治体とは全く違う動きが前提にあるということですね。

2つ目に、実はアーツカウンシルというものは、東京都や沖縄県、もちろん文化

庁も、あくまでも文化政策の文脈に位置づけられているのです。東京都は生活文化局の文化政策から、沖縄も文化政策の分野から始まっているのですが、大阪府と市のアーツカウンシルは「都市魅力創造政策」という政策の中に置かれています。すなわち、文化政策と観光政策、そしてまちづくり政策を合体させようとしているんですが、これも大阪の特徴だと思います。

3つ目に、東京都や沖縄県と比較して、大阪府と大阪市の文化予算が著しく少ないというのも特徴です。大阪府と市は自治体としてすごく財政的に弱いので、実態として「無い袖は振れない」ということなのだと思うのです。他の分野の政策も一律削減の中で、文化だけ増やせというのは、府と市の庁内で声としては通っていかないと思います。これは、本当は課題としてあげるべきことなのでしょうけれども、あえて特徴としてあげてみました。でも解決策が全く無いわけでもないと思っています。例えば英国のアーツカウンシルは約550名の組織で、今後400名程度にまで人員を削減すると言っていますけど、それにしても組織として結構大きいですよ。予算だって900億円持っているわけですから。そういった意味では、日本で英国と同等のアーツカウンシルをつくることは絶対できないと私は考えています。日本でつくられようとしているのは、あくまでもアーツカウンシル的な何かであって、他に適切な言葉がないのでとりあえず「アーツカウンシル」という言葉を使っているだけだと私は理解しています。それは置いておいて、英国政府はこのアーツカウンシルに対して宝くじの予算を導入しており、予算の内かなり大きなウェイトを占めています。一方、日本ではカジノ解禁の議論もありますよね。私は大阪府市に文化予算がない中で、カジノの収益がもたらす税金をまるまる文化振興に使えばよいのではないか、とまじめに考えています。実は今から10年ほど前に静岡県もそういう構想を発表していたと記憶しています。そのような形で既存の行政の予算ではない別のところに財源を求めることもありえると思っています。

山口:府と市の文化政策ののりしろになっていくのがアーツカウンシルであり、文化政策や個別の文化事業を超えて、都市魅力の向上に挑戦していくことが特徴である。そして何よりも、緊縮財政の中での挑戦である。そして財源を回していくことによって新しい何かを生み出す。これを捉えるのは大変難しい。芸術文化は無形のものも多いですから。

大阪アーツカウンシルの課題

——組織をつくることが問題解決なのではない

太下:大阪のアーツカウンシルについてはまだ出来上がってもないので、ストレートに課題を語るのは難しいです。そこで、日本全体のアーツカウンシルの課題みたいな話をしますが、その行間からいろいろな課題が見えて来ると思うのです。

今、日本でアーツカウンシル的なものがブームになっていますが、先ほどお話ししたとおり、私は英国のアーツカウンシルと同様の組織は日本には絶対できないと思っています。500名の体制、900億の予算ですので、同規模のものは無理でしょう。一方で、英国から「アーツカウンシル」という概念の種が流れて来て根付いて、その土地なりの芽が出てくる、それでいいのではないかと思います。いわば、アーツカウンシルの生態系みたいなものですね。だから、その意味では、いろんな形のアーツカウンシルができること自体はいいことだと思っています。ただ、大阪だけでなく多くの自治体がアーツカウンシルを考えるときに、手段と目的を混同しているのではないかと懸念しています。アーツカウンシルをつくれればそれで文化政策の課題が全て解決するような、そんな風潮がなきにしもあらずということは、課題として指摘しておきたいことです。

日本におけるアーツカウンシルは、東京都が一番最初に「アーツカウンシル東京」という名称でつくりました。そもそもは、2006年に「東京都の文化施策を語る会」という検討会議が組成され、その提言の中で「アーツカウンシル」という言葉が初めて出てきました。行政の公的文書のなかで「アーツカウンシルを検討すべし」と位置づけられたわけです。実はその文章は私が起草しましたが、正直言って起草した本人は東京都にアーツカウンシルができるとはその時は思っていなかったのです。なぜかと言うと、アーツカウンシルという組織はとても危険な飛び道具だからです。どういうことかと言うと、自治体や政府から大きな財源を預託されて、独自の責任で配分するという事ですから、つまり議会の権限を奪うことになり、また、行政の権限の一部を奪うことにもなります。そういった、ある意味で危険な組織が、既存の行政や議会制民主主義の枠組みの中で容認されるとは私には到底思えなかったのです。ではなぜ東京都でアーツカウンシルが出来てしまったのでしょうか。これは文章として残されていませんし、また、その性質から決して残されることはないでしょうから、いわゆるオーラルヒストリーとしてここでお話しする意味がある

と考えるのでお伝えしておきます。基本的に当時の首長が、官僚が文化を扱うことに信頼感をまったく持っていなかったのです。その首長は「役人に文化がわかるか」と日々言っていました。その首長に対して、「役人が文化に触れないようにするために、アーツカウンシルをつくるのです」というロジックで説明して、「それだったらいいじゃないか」という流れで、東京都ではひょうたんから駒のようにアーツカウンシルが出来ることになったのです。このことを構想・画策していた当時の官僚の方々や私を含めた東京芸術文化評議会のメンバーたちも、仮に首長が勘違いをしているとしても、アーツカウンシルをつくれるのならばつくってしまえばいいじゃないか、と考えたのです。物事には勢いというものがあるもので、できる時につくってしまえばいいという考え方です。ですので、大阪のアーツカウンシルの場合も、「大阪で果たしてうまくいくのか」と入口の前で課題をどうのこうのと言うよりも、文化に関心のあるみんなと一緒にアーツカウンシル的なものをつくっていき、つくった後にみんながいいものにしていけばいいのではないかと考えています。

山口:アーツカウンシルの生態系という比喻、組織ができれば問題解決ではないということは大事ですね。英国のようなアーツカウンシルではないのに、アーツカウンシルなるものをつくって終わりにしてはいけない。そういった中で危険な飛び道具であるという自覚、あるいは緊張感、責任感、そうしたものが担い手に無いと危険。税金の配分ルールを考える組織であるということ。そして、そこを動かす大前提として、官僚が文化を扱うことへの不信感を首長・行政のトップが思っている時に、いいようにお金を使わせるルールを担わされる請負役のようになってしまっ

てはいけないということですね。

山口:アーツカウンシルでとりわけよく言われるのが、ケインズのアームズ・レングスというルールです。わかりやすく言えば、行政と議会とアーツカウンシルが対等な機関であって、適度な緊張関係の下で動いていく。アームズ・レングスというのは腕の距離ということです。手を伸ばせば届く、そういう距離を保つことが重要だと言われます。

私は地位とフィー（費用）の問題が難しいなと思いました。外部の組織であれば、組織の独立性が前提として保障されている。しかし、行政設置機関における担い手の地位、現場から起用されるアーツマネージャーの位置づけ方、さらには分野ごとの専門家集団や専門委員たちとの関係、その専門家集団を束ねる統括責任者の関わり方、さらには審議会のメンバー。審議会のメンバーは通常全員が公募されるわけではないので、危険さ、危うさが多分にある。何よりもフィーです。お金の部分でいくと、今回1900万円のアーツカウンシルの管理コストが想定されています。「お金があるなら現場に投入すべきだ」という意見もあります。そのお金で何が生み出されるのか、そういう点も多くの方が問いかけをするでしょうから、アーツカウンシルが自律的に、外部資金も得ながら、生態系として、次に新たなものを生み出せるのか。

太下さんは先ほどカジノの話や英国の宝くじの話もされました。果たしてそれが企画とシンクタンクもそろった大阪版アーツカウンシルに必要なのか。今後どのようなことが必要なのか。組織図の内外にいる方々に、それぞれ何らかの役割や積極的な参加が必要と思われ

太下:今の山口さんのお話の中に重要な論点がいくつか含まれていたと思います。まずは「アームズ・レングス」です。府と市が合体するという前提の中で機関の共同設置と手法が選択されましたが、一方で、国でもそうですが、大阪で行政改革が進められるなかで外郭団体を新たに作るという時代ではないわけです。そうすると組織形態というか、アームズ・レングスをきっちり保つための機構の設計としては、打つ手が限られてくるわけです。ところで、私は大学で文化政策概論を教えています。その時に英国の文化政策の特徴という、必ずアームズ・レングスの概念を学生に説明します。しかし、説明しながら、「罪つくりなことをしているな」と思って反省しているのです。というのは、結論として、私はアームズ・レングスは幻想だと思っているからです。英国のアームズ・レングスも過去の歴史において多々問題があり、政治の介入を招いています。おそらく大阪だけに限らず、日本でこれからつくられるアーツカウンシルも、政治・議会・行政の介入は必ず多く出てくると思います。こうした介入はたぶん防ごうとしても防げないでしょう。もちろん、私は介入がいいことだとは決して思いません。けれども、完璧なアームズ・レングスは幻想だと考えたほうが良いと考えています。そういった意味で言うと、プログラ

ムディレクターやプログラムオフィサー等になる方にはかなりのタフネスが要求されると考えています。これらの専門家の方々には、首長や議会、行政とぜひたくさん議論していただきたいと思います。

一方で、アームズ・レングスは幻想だと申しましたけれど、それには別の理由もあるのです。みなさんに想像していただきたいのですが、仮に日本のすべての自治体にアーツカウンシルが出来たとしましょう。そして、行政マンでなく、アーツカウンシルという組織の専門家が文化振興の資金の配分を判断するようになったと考えてみましょう。そのような組織運営が10年20年と続いた後で、その後文化政策当局に何が残るのでしょうか？文化政策を所管する部署の行政マンたちは、財務当局と闘って文化予算を取ってくるだけのリアリティを持って、文化を語るができるでしょうか？私はおそらくできないと思います。そういった意味では、日本で使用されている「アームズ・レングス」という言葉に象徴されるような純粋潔白な独立性の思想は、むしろ文化政策を弱体化させてしまう危険性があると考えています。そのような方向を目指すのではなく、アーツの専門家がいかに行政や議会、首長等とコミュニケーションをとっていきのかについて議論する方が、はるかに重要なことだと私は思います。そして、そのアプローチの方が文化政策、文化予算の維持・増額の可能性も高まるのではないかと思います。もちろんこれは生半可なことではなく、当然そこに行政の介入という問題も現れてくるので、先ほど言ったように議論して闘っていくタフネスがアーツの専門家には要求されると思います。

山口：芸術文化の専門ではなく職能として自分たちが組織を動かしていく上で、行政や議会の介入は避けられないのではないかと。仕事するというのはそういう事ではないか。統括責任者にタフネス、交渉する、大事だという事を見せるために企画して実際の反応を見せたり、シンクタンクからのデータで語っていく、あるいは写真等で質的な部分から訴えていく部分も必要なのではないかと。単にいいものはいいと言って、やりたいことをやるだけではない。行政の介入の中で、説明責任だけではなく、これこそが今後の都市の魅力、文化の振興、あるいは住みつないでいくまち、多くの人が集って来るまちとして「大事だ」と言えるようにしていかなければならない。単に原則だけきれいに残して適度な距離を保っていても、何も始まらない。もうひとつの幻想は、専門家が内容を判断する組織が動いていけばいくほど、文化担当のセクションの人たちが財政当局に予算折衝をしていくということ

す。「俺たちがこんなにやっているのになんだ」とか言っても、そもそも水の流れがなければ配分もできないわけですから、良い関係をつくっていく上では、アームズ・レングスを保つだけではなくて、例えば財源の問題など、時には距離を縮めていっばい話をしてみるといったアーツカウンシルの動きも必要です。アームズ・レングスを単に行政とアーツカウンシルの関係の問題だけとして考えずに、議会とアーツカウンシルと行政の三つ巴の構図で考えなければならない。公的な施策として公金を扱っていく上での芸術文化の発展や、文化振興の取り組みというのは、単に原則を主張するだけでは動かないだろうというのは、大事な点かと思っています。

フィー（費用）と地位（ステイタス）

太下：先ほどの山口さんのお話の中にフィー（費用）と地位（ステイタス）というスライドがありました。これもすごく大事な話だと思っています。以前、文化庁で「日本版アーツカウンシル」をつくるにあたって検討するための委員会が立ち上がり、私も委員を務めていました。そのときの委員会で私が申し上げたのは、「文化庁が主導して、アーツカウンシル的な職能、すなわちプログラムディレクターやプログラムオフィサーが、職業として社会に定着するようにしてください」ということでした。要は、アーツカウンシルで働く人に、きちんと一定の収入があり、雇用があり、社会的な認知がある、という事です。そうしないとアーツカウンシルに優秀な人材が継続的に集まらないわけです。とはいえ、アーツカウンシルに一生勤める必要はないのです。実際、英国の文化団体でそれなりのポジションにいる方に過去のキャリアをお聞きすると、〇年から〇年までアーツカウンシルにいて、それから他の団体に戻ってきたということがよくあるのです。要は助成を出す側と受ける側の両方について知っていて、行き来しながらキャリアアップしていく、そういうロールモデルが英国にはあるわけですね。もっとも、そこには癒着という悩ましい問題も出てくるので、厳正なる審査が必要ですがそれでも。このように、アーツカウンシルがひとつの職業として社会に認知されるということが大阪だけではなく、日本全体の話として展開してくるといいかなと考えています。大阪のアーツカウンシルがそのひとつの機運になればいいのではないかと私は思います。そのためにはアーツカウンシルの専門家に対して、フィーをきちんと支払える仕組みが必要不可欠だ

と思います。

山口:3つのポイントから、緊縮財政の中の調整を挙げますが。寄付などがいいんですかね？

太下:寄付はたしかに大事だと思います。東京都の文化政策でも寄付を重視しています。ただし、やはりまだ日本に寄付の文化が定着していないことが大きな課題です。私は寄付という戦略はありだと思うのですが、その実現のためには、寄付文化を根付かせる大がかりな仕掛けを、アーツカウンシルを中心に展開していく必要があると思います。これは決して不可能なことではないと思います。

大阪の地域性をどう反映させていくのか

山口:そういう意味では、アーツカウンシルのサイズが大事なのではないかと思いました。地域性をどこまで反映するのか。大都市の制度の中で進めるなら、寄付も大きく集めて、いわばデポジットのように各自治体の文化予算をそこに乗せて再配分するので、お金の動きから考えれば、サイズが大きいほうがいいかもしれませんが、きめ細やかに文化を振興しようとするなら組織は大きくない方がいいかもしれない。沖縄、東京ではどうですか？

太下:地域性は大事な概念ですね。沖縄でいうと、八重山諸島等は本島とは文化的に背景の異なる地域ですので特別な気配りが必要となります。大阪の場合で考えると、当然のことながら大阪市だけじゃない府内地域に目配りが必要なですが、さらに、関西全体の拠点になるくらいのビジョンがあってもいいと思っています。

ところで、文化庁のアーツカウンシルでは文化の分野ごとにプログラムディレクターとプログラムオフィサーが採用されていますが、特に象徴的な分野として音楽と演劇があります。このうち音楽分野は比較的わかりやすいのです。というのは、オーケストラは数が少ないですし、組織体制もだいたい社団などの法人格があって活動も見えやすいわけです。したがって、東京にいても地方の活動に目配りできます。これに対して、演劇分野は東京にいたら全然目配りができません。団体の

盛衰も激しいですし、数もべらぼうに多いです。そのうえ、それぞれの公演日数が短いです。そう考えると、今は調査員を配置する形で対応していますが、いずれ無理がくると私は思っています。そしてその時に演劇分野専門の、地域のカウンシルが必要だという議論が起こるのではないかと思います。そうすると、それを国がつくるべきか、という選択肢が出てきます。この場合、大阪そして近畿に関しては、「大阪にアーツカウンシルがあるんだから、うちが全部事務局をやりますよ」というスタンスをとってもいいと思うのです。幸か不幸か、大阪の予算は少ないので、そこに国のお金を乗っけて関西圏全体の文化振興を図っていくという、したたかな戦略もあっていいのではないかと私は思います。

会場からのキーワード

山口:ありがとうございます。この後のシンポジウムで話をしてほしいことがあれば、最後に質疑応答の時間がありますので、みなさんからのキーワードをいただきたいと思います。

- ・行政に対応するための組織のようなイメージが強い。行政と一体となった組織を目指して、意識の面でもうまくいくのではないかと、思っていますが、誤解しているでしょうか。
- ・高槻の時に地域性について発言した者です。大阪には住み開きやサロンなどがたくさん出来ているので、調査や評価の際に、サロンや地域活性化協議会（地活協）等を利用する可能性はあるのか知りたい。
- ・シンガポールの件が出た時に思ったことです。異文化、多文化を束ねていく、協働していくようなアートの動きが見えないのが不思議だと思ったんですが、なぜなのか（シンガポールではそこを手厚くしている）
- ・フランスやその他アジアのアーツカウンシルはどのような違いがあるのか

- ・都市魅力の中でシビックプライドという議論があるが、それとの関わりがあるのか
- ・創造都市とアーツカウンシルの連携がどのような形で結びつくのか。創造都市と聞くと観光とか地域などが見えてくると思うんですが。アーツカウンシルが実際に助成金を分配するならどういう形で結びつくのか
- ・最終的な受益者は誰なのか。住民なのか、それとも都市という事で住民以外なのか
- ・アーツカウンシルの仕組みや行政の取り組みは見たのですが、実際にアーティストはどのように関わっているのか。アーティストにどのようなことが求められているのか。アーツカウンシルにはなじみにくいような気がしています
- ・経産省、大阪市以外の府下の都市でも文化政策で創造都市や観光などがありますが、そこにアーツカウンシルがどのくらい関わるのか
- ・評価に関わる問題で、プログラムオフィサーやプログラムディレクターが比較的短期で入れ替わるとしたら、アーツカウンシルの一貫性と普遍性がどう考えられるのか
- ・アーツカウンシルが助成金を軸にして動くとすれば、コミュニティアートやハイアート、それらの評価の幅をどのように両立させるのかが気になります

太下義之 | おおした・よしゆき | 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 主席研究員

1962年東京生まれ。慶應義塾大学経済学部卒業後、大手デベロッパーを経て、前身である三和総合研究所入社。2000年、芸術・文化政策室を設立し、芸術・文化政策の研究および振興に尽力。現在、文化経済学会理事、文化政策学会理事、文化審議会文化政策部会委員、東京芸術文化評議会専門委員、大阪府・大阪市特別参与、沖縄文化活性化・創造発信支援事業アドバイザー、鶴岡市食文化創造都市アドバイザー、公益社団法人企業メセナ協議会・監事など、文化政策関連の委員を歴任。

アートが拓く、あたらしい大阪 ——『大阪アーツカウンシル』への期待 シンポジウムレポート

編集・文責：アサダワタル

本稿では、文化政策研究者、アートプロデューサー、劇場プロデューサーたちによる、縦横無尽なディスカッションの軌跡をダイジェスト版でお届けします。大阪ならではのアーツカウンシルの特徴、評価のあり方、求められる人材像とは…。議論の行く末に見えた、アーツカウンシルが担う本質的な要素とは。真摯にそしてクリエイティブに対話を積み重ねてゆくことが、あたらしい大阪へつながっていきます。

日時：2013年3月20日（水・祝）16:30～19:00

会場：江之子島文化芸術創造センター 4F・ルーム1

ゲスト（50音順・敬称略）：

太下義之 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 主席研究員

木ノ下智恵子 | 大阪大学コミュニケーションデザイン・センター（CSCD）特任准教授

弘本由香里 | 大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所 特任研究員

福本年雄 | ウイングフィールド 代表

吉本光宏 | ニッセイ基礎研究所 主席研究員、アーツカウンシル東京 カウンシルボード委員

進行：アサダワタル | 日常編集家、神戸女学院 CDP 非常勤講師

1. 大阪のアーツカウンシルの特徴

まず前プログラムで行われた山口洋典氏との対話の内容をうけ、太下義之氏が大阪のアーツカウンシルの特徴を3点にまとめた。ここから議論の流れを確認していくことにしよう。

1点目は、大阪府・市が統合して大阪都になるという動きの中で、様々な政策分野の統合が進んでいるのですが、その中にアーツカウンシルの動きも入るということ。ですから、このアーツカウンシルという組織が、府市の共同設置機関になるという非常に特殊な位置づけの中で議論されているという点です。

2点目は、例えば東京都、沖縄という他の自治体のアーツカウンシルの議論が、あくまでも文化行政または文化政策を主管する分野の中で議論されているのに対し、大阪府・市の場合は「都市魅力創造」という非常に大きな枠組みの中に文化が位置づけられており、その中でアーツカウンシルの議論がある点です。

3点目は、特に東京、沖縄と比べた場合、大阪では非常に文化行政、文化政策に関する予算が少ないという点ですね。（太下）

1点目の「大阪都構想」の中に位置づけられるアーツカウンシルという特徴からは、以下のような発言が寄せられた。

大阪のアーツカウンシルの存在の前提が、大阪都構想の中にあるといっても過言ではない状況下では、行政機関の中に文化芸術に取り組む核となる存在が生まれるのかなと思います。行政の文化担当者とお話すると、よく「アートのことはわからないので…」と言われるのですが、例えば福祉の担当でそれは許されないですよ。だから行政の中で文化を担当していく人たちが今後、「わからないなりにここまではやってます」と彼らが文化政策を進める上で行政内での文化の位置づけや担当者の発言権の向上が見込める可能性があるのかなと思いました。行政と完全に一体の存在ではなくとも、行政の機関の中にアーツカウンシルというもう一つの人格が生まれるような期待をしています。（木ノ下）

木ノ下智恵子氏のこの発言からは、アーツカウンシルと行政組織との関係や距離感に関する議論へと繋がる論点が見られる。続いて、太下氏が述べた2つ目の特徴である「都市魅力創造」というテーマについての議論を確認しよう。

異文化を束ねる組織としての可能性をアーツカウンシルが持ちうるのかどうか。アーツカウンシルが異分野のセクション同士が協働でプログラムを作るプラットフォームとなることで、各々の分野にとって自己規制としてかかる圧力を少しずつ解放していくことができるのではないのでしょうか。(弘本)

お金の分配だけがアーツカウンシルの役割ではないはず。地域と連携してゆく時に絡んでくる様々な法律や規制を緩和する、あるいはクリエイティブに乗り越えていく。こういった機能は行政と一体だからこそ可能であるし、そのことはとても重要だと思います。(木ノ下)

この弘本由香里氏と木ノ下氏の発言に共通する点は、文化芸術が、社会の中に存在する規制や常識に対する柔軟で創造的な緩和ツールとして機能する、ということであろう。それがあるときは異分野同士の連携に、またあるときは地域づくりや都市計画との連携に活用されていくなど。また、福本年雄氏は自身が取り組む具体的な事例から、アーツカウンシルの役割にこのような期待を寄せた。

私は、自分が通っている病院の精神保健福祉士に小劇場演劇を観ていただいているんです。医者と患者の間に立つソーシャルワーカーの立場や、患者さんのお話を聞くという医者の立場で行うコミュニケーションが、演劇で培っている経験と「よく似てるやん」ということで、彼らと一緒に芝居をつくることになったんです。10年ほど前に摂食障害をテーマに、当事者の方にも取材を了承いただいて、劇団ジャブジャブサーキットのはせひろいちさんに台本を書いていただいて上演しました。当事者の方にも、一般の演劇ファンの方にも観ていただいて。特にワーカーさん、お医者さん、当事者の方々は、「自分の気持ちをわかってもらえた」と言って下さいました。演劇を通じて異なる立場の共有のあり方も、ある意味非常に有効だったと思っています。言葉は悪いですが、あえて弱いもの同士、医療とか福祉とか教育とか、隣の芝生に近いところ、人と人を大事にするような世界の方と継続的にコミュニケー

ションをとって、お互いの能力を高めるような演劇のスキルを出前する。あるいはワーカーさんや学校の先生にデモンストレーションを1回体験してもらって、それが現場で生きるかどうかテストしてから現場に持っていかとか。アーツカウンシルがそういった表現のあり方を実践していく役割も持てればいいですね。(福本)

一方、このとても抽象的で、むしろ曖昧ですらある「都市魅力創造」というテーマに対し、より良きアーツカウンシルの役割を考える私たちは一体どのような心構えをすればよいのか、太下氏はこのように述べている。

これを抽象的だと言って怒る必要はないと思っています。逆に言うと申請する側の文化団体がいかようにも解釈できる。2つ方向性があると思っています。ひとつは都市の文化的な魅力をどう高めるのか。それに自分たちの団体やアーティスト個人がどういう関わり方ができるのか。もうひとつはその都市の課題に対してアートを通じてどのように解決するのかということです。「この課題だったらもっとこういうことをやる方がいいんじゃないですか!?!」という対話をするための機構がアーツカウンシルじゃないかと思っています。だからやってみないと評価はできない。「え、こんな発想にこんな効果が!?! これもしかして社会に大事かもしれないから、次のプログラムに組み込もう」そんな風に対話し、アーツカウンシル自体がプログラムも含めてセルフデザインし、深化していく。これが大阪型の、いや大阪だけでなく日本で作られるべきアーツカウンシルなんじゃないのでしょうか。(太下)

この「対話の場」としてのアーツカウンシルという考えと繋がる発言として、弘本氏は「地域分権・ボトムアップ型の仕組みとしてのアーツカウンシル」という発想についても言及した。

地域分権・ボトムアップ型で考える力を養っていくためにはどうしていけばいいのか、そのことを考えるきっかけがアーツカウンシルという場であると思うんです。アーツカウンシルをひとつのテコにして、様々なうずまいている政策や、地域の課題などをどれだけ拾い集めていけるか。そのフィールドワークやリサーチがきめ細かく行われていく、そういった役割をアーツカウンシルが担うことも重要になってくるのではないのでしょうか。(弘本)

くわえて、地域分権やボトムアップの仕組みについて考える上で、大阪の文化的特徴をどれだけの確に捉えることができるのかも重要であろう。太下氏は大阪ならではの「インディーズ精神」について言及する。以下、福本氏が4年前に立ち上げた「むりやり堺筋演劇祭」の事例紹介をきっかけに、大阪のインディーズ文化を税金が投入される文化政策へといかに繋げていくか、そのあたりの議論を確認しよう。

大阪市営地下鉄堺筋線沿線の小劇場が共同で、「むりやり堺筋線演劇祭」を2009年より開催しています。大阪市の財政的な危機から売却せざるを得なくなった精華小劇場やフェスティバルゲートなど、公設の劇場の運営が大変厳しくなっている状況を見て、「ちょっとやばいで」と思いましたね。京阪神で小劇場やコンテンポラリーダンスに力を入れている顔の見えるプロデューサーとか、小屋主のいる劇場って、カフェも含めて30くらいあるんですが、公立の劇場も含めて、「一緒に組まへん？」ってそれぞれに私が話をしに行きました。大阪に劇場がなくなったら、われわれ運営する側も困るけど、劇団もやる場所がなくなって困るから、「小劇場ここにアリ」ということをアピールするために、演劇祭をしよう。2009年の第1回は12～13の小劇場で、お芝居やダンスを観たらスタンプをもらって、5回分まわったら1回、参加劇場や参加劇団のお好きな芝居を観ていただくというスタンプラリーを実験としてやりました。行政や一般市民の方で「小劇場とかコンテンポラリーダンスってなんや？」って人も結構いると思うので、ちゃんとアピールしたかったし、自分がいつまでも行政や企業に文句だけ言うてたってあかんので、それやったら自分で言うて自分でやっていかなと思ひまして。(福本)

大阪の文化の特徴をちゃんと理解した方がいいと思うんですね。福本さんの「むりやり堺筋演劇祭」のお話をお聞きして、「自分でやっていかなあかん」というコメントがすごく痛快でいいなと思ったんです。これってある意味での「インディーズ精神」だと思ひます。そう言われてみれば、大阪の文化っていい意味でのインディーズ精神に貫かれているような気もする。例えば、演劇ですと、南河内万歳一座とか維新派とか、東京からはちょっと出てこないような特色ある劇団がいる。例えば音楽だと世界に羽ばたいていった少年ナイフをはじめ、近畿って変わったバンドが出てくる。映画だって、そもそも日本の映画の興行発祥地ってミナミだし。そう考えると、ことごとく官ではないところで起こったすごくいい意味でのインディーズ精神、そ

ういったものに貫かれた文化というものがかなり、大阪とか関西の文化の基礎をなしているんじゃないかと。そういう大阪の特徴と、税金を原資とするこのアーツカウンシルの活動とを、うまく接続できる機能がアーツカウンシルには必要なのではないのでしょうか。(太下)

さて、3点目の特徴である「予算の少なさ」については、本稿項目の「3. アーツカウンシルの人材」にて後述するとし、次は「評価」に関する議論をまとめていこう。

2. 評価について

アーツカウンシルの役割の中でも、とりわけ注目度の高いのが「評価」という機能だ。これは大阪の場合であれば、『第3次大阪府文化振興計画(案)』などを始めとした大阪府・市の報道資料等において、「文化施策を推進する新たな仕組みとして、行政と一定の距離を保ち、芸術文化の専門家等による評価・審査等を行う『アーツカウンシル』を平成25年度から導入します。」と「評価」が(役割として)一番最初に記されていることにも起因すると思われる。では一体、「誰が何をどのように“評価”するのか」、そのあたりの議論をこの項目ではまとめてゆこう。まず、吉本光宏氏に「評価」の種類について簡単に説明をしていただいた。

評価には、ロジックモデルというのがあって、ある物事が行われたときに最初に出る成果が「アウトプット」、その次が「アウトカム」、その次は「インパクト」と言われています。例えば今まで、劇場運営で言えば入場者数とか参加者数ばかりが評価の対象になっていて、それが問題だと言われていたんですね。これがアウトプットです。次にアウトカムと言われるものですが、これは非常に質的なもの。極端な例で言えば、ある芝居を観て人生に悩んでいた若者が明日から前向きに生きようと思った、とか。芸術の役割が社会に問われている今のような状況で、それは数字以上の意味を持ちますよね。さらにインパクトというものがあって、ある芸術の結果、当初の目標にはない成果が生まれる。教育と芸術の関係でいうと、芸術の授業を受けた子どもの方が国語や算数、理科の成績が高くなったという英国の調査結果もあ

ります。でも、芸術の授業を受けることと算数の成績との間に直接的な相関関係はないと思うんですよ。ただし芸術の授業を受けたこともたちの成果の中に「やる気が高まった」というのがある。何事にも無関心だったこともが芸術、例えばダンスで自分がすごく輝けたと思ってモチベーションが上がる。その結果、勉強も一生懸命やって成果が出る。芸術が持ち込まれることによって、今までは考えられなかったような成果が生まれてくるということじゃないかなと思います。まさに大阪でいうところの「都市魅力創造戦略」って、こういうインパクトとしての評価と繋がっていると思うんです。(吉本)

こういった質的な評価の話に絡めて、木ノ下氏は「アートの両義性」という、非常に示唆に富んだ発言をした。

評価の中でぜひ考えていただきたいのが、アートの、あるいはその効能の両義性だと思っています。表現ジャンルは美術であろうが演劇であろうが、そもそも個人のさまざまな主題が作品化され、アートとして取り上げられるわけです。だからこそ豊かで多様な価値観・表現が生まれる。ただし、一方でアートがつくり出す世界は、社会では伏せておきたいようなことだったり、人間の感情としてあまり触れられたくない部分が見えてしまったり。つまりいわゆる「美しい」ものばかりではないんですね。しかし、そもそも自立した個とか、自立した表現というのはとてもパブリックなことであり、究極の個人はパブリックなんだと。その両義性みたいなことを評価の中にいかに盛り込んでいけるのか。すぐさま成果として見えやすい定量的な評価だけでなく、定性の部分に対する評価の指標軸を設けることが極めて重要です。(木ノ下)

アーツカウンシルは通常は文化の振興という大きな枠の中から生まれてくるんだけど、逆に大阪はそうでないところ(「都構想」や「都市魅力創造戦略」など)から生まれているということをポジティブにとらえた方がいい。芸術の持つインパクトをどれだけ広く見据えたプログラムをつくることができるか、そういうことを踏まえた評価の仕組みを考えることが、大阪らしいアーツカウンシルを生み出し、推進していくひとつのアプローチになるかなと思います。(吉本)

木ノ下氏の「定性的な評価の指標軸」や、吉本氏の「インパクト」の議論を踏まえつつ、木ノ下氏は、大阪市主催事業として自らが企画に携わった事例も交えながら、アーティストが社会の中で果たす役割についても、このように言及した。

『大阪観考』という事業では、アーティストたちと一緒に、大阪のまちやひとを訪ね回るリサーチプロジェクトを行いました。大阪の魅力を世界的に発信することができるアーティストと一緒に大阪を「観て考える」わけですが、アーティストの複眼的な思考、ないしは魅力の発見能力はすごく高く、その職能を今までなされてきた広報や観光PRとは違う形で社会に繋げていくわけです。作品をつくったり発表するだけではなくて、そもそもアーティストの物事の捉え方や視座そのものが超域的ということも含めて、既存の創造性のイメージやシステムを書き換え、それらを文化芸術だけでなく、福祉やまちづくりなど、行政の様々なセクションにいかに入インストールできるか。こういったことを設計し、プログラムとして具体化することが必要ではないでしょうか。(木ノ下)

アートによって社会に必要な価値観あるいは次の問題意識を定義すること。「問題を解決するんじゃなくて、新たな問いかけをいかにつくり出していか」ということがアートの可能性だと私は思っています。(木ノ下)

また、木ノ下氏は続けて「評価の手法そのもの」をクリエイティブに生みだしてゆくマネジメントのあり方について、「地産地評」という思考を紹介した。

農業でできたものを自分たちで食することを地産地消と言うように、自分たちの地域や活動から生まれたものに対して、自分たちで気づいて評価する「地産地評」ということもすごく重要なのではないのでしょうか。かつて神戸市の震災復興予算で4年間のアートプロジェクトをやっていたんです。アートプロジェクトをつくりあげるプロセスの中で地域に対する新たな気づきや主題の発見—魅力的な人や歴史の再発見などを地元の人たちにインタビューして、そのフィールドワークのプロセスと結果を『新開地ガイドブック』という本にまとめて出版しました。本というメディアで全国発信して、それで全国各地から『私は昔、新開地に住んでいました』とか、『新開地っていうと浅草とか新世界に並ぶ繁華街だったんですよ』といったようなご意見をい

ただいたりして。プロセスでいろんな気づきが宝の山のように出来上がっていく。こういったマネジメントの手法も含めて、表現のクリエイティビティと言えると思うんです。(木ノ下)

一方で弘本氏は、アーツカウンシルが行うべき「評価」は歴史の軸の中で捉えていかなければならないといった大きな視座を提案。現在の政治的、経済的な混乱の中で、いかに中長期的なビジョンを持って、冷静に文化政策の可能性を語っていけるか。大阪のこれまでの文化政策を振り返りつつ、以下のように述べた。

今回のこのシンポジウムを企画している「大阪でアーツカウンシル設立に向けた事例調査・フォーラムの開催等」事業ですが、受託されている方々の背景には、「大阪でアーツカウンシルをつくる会」の動きがあったわけですね。新世界アーツパーク事業が途絶してしまったという状況に対して、なぜそういうことが起きたのかということをもう一度経過も踏まえて、きちんと整理して、次の時代に手渡していかなければいけないという非常に高い使命感が「大阪でアーツカウンシルをつくる会」の活動に繋がり、本日の場があるわけです。このことから、私たちは、この「政策の断絶」というものに対してどう向き合っていかなければならないかを問わなければならない。いろんなスローガンで良い政策を行おうとしたとしても、そこまで積み上げてきたものが途絶して、また積み直さなくてはならない状況が起きるということ、どう乗り越えていくべきなのか。そういった大きな観点から、いまつくろうとしているアーツカウンシルという組織を評価していく、それを新しい形へ、より良き形へと持続しながら更新していくことを考えていくべきだと思います。(弘本)

この弘本氏の発言から伺えることのひとつに、アーツカウンシルが個々の団体やアーティストの活動に対して果たす「評価」とともに、アーツカウンシルという組織そのものが長期的な文化政策の中で「評価」されていくことの重要性がある。これについて、太下氏は「メタ評価」という言葉を使いながら、以下のように語った。

アーツカウンシルという社会実験をたとえば5年ほど経たしに、個々のプログラムの評価はもちろん、アーツカウンシル自身の評価も必要になると思います。「結局アーツカウンシルはどうだったの?」という評価がなされる時に、「アーツカウンシルをやっ

てよかったんだよ」ということになるべきなんですけども、その際に私は、文化行政という分野に税金を投入することに対してよかったという感覚が、多くの人に共有されることがまずひとつのゴールじゃないかと思います。それは行政マンの間でもちゃんと理解してもらう必要があるし、文化当局はもちろん財務当局も理解する必要があるし、文化関係者の間でももちろん理解してもらう必要があると思います。しかし一番大事なのは、多くの市民・府民がそう思えることです。「アーツカウンシルって、何となく聞いた事がある」、「アーツカウンシルができたことによって、詳しくは知らないんだけどよかったらいいよ」みたいな感覚がどこかで腑に落ちるようなことがないと、この機構は長続きしないと思います。

そのように市民・府民に周知をしていくためには、評価自体をどんどんオープンにして、社会全体でどんどん評価していけばいいと思います。私はこの「評価の評価」のことを「メタ評価」と言っているんです。評価を評価していくんですよ。みなさんがこれから当面の評価方法を間違っていると思ったら、「この評価はおかしいじゃないか?」とどんどん議論すればいいのです。正解がないのですから、みんなで議論して、よりよくしていけばいいのではないのでしょうか。(太下)

3. アーツカウンシルに求められる人材

理想の人材像について語る前提条件として、そもそもアーツカウンシルで働く彼ら彼女らの任務に対する人件費も含めた予算がどれほどあるのかは、やはり気になるところであろう。しかし「1. 大阪のアーツカウンシルの特徴」でも前述したように、大阪のアーツカウンシルはその求められる役割に対しては1900万円という低予算で運営される見込みである。しかし一方で、予算ありきの議論のみではなく、そういった状況だからこそ本質的に求められる人材は一体どういった思いと資質を持った人物なのか。自由闊達に語り合った。

アーツカウンシルに関わる人材で、僕が重要だと思う要件はただ一つだけだと思います。日本で新しい仕組みであるアーツカウンシルに参画することによって芸術の現場や社会を変えたい、絶対変えてやるという意識を持った人。望ましい能力や資質をあげればきりがありませんが、少なくともその意思がある人が参画をしないと、

ただ評価をするだけの人になってしまうんじゃないかなと思います。とりわけ公募される統括責任者に関しては、どういう資質や経験のある方かということ以上に、極端に言えば、市長と戦うこともいとわず、大阪の文化、芸術をとにかく良くしようという意志、確固たる意志を持った方になっていただきたいです。(吉本)

端的に言えば、おそらく、現行の大阪型アーツカウンシルの総事業費を増やしていける人だろうと。別の言い方をすると、庁内で効果的な政治的手法を用いながら「これは必要ですよ」って開拓していく精神のある人が、すごく求められる。それは「したたかな八方美人」とでもいいますか、負けて去らない熱意を持った人。同時にどうすればミッションを実践できるのかをすごく客観的に、したたかに、戦略的に働きかけていける人。変な言い方ですけれども、相手への座布団を用意するというか、気持ちよく騙せる能力を持った人がいたらいいなと思いつつ、自分もそうありたいなと思います。相手の価値観に触れるプレゼンテーションをどうやっていけるか、そこが重要だと思います。(木ノ下)

大改革の嵐が吹き荒れている中で、一つには経済的な指標で物事を計っていかざるをえない状況があるわけですよね。ここをどう克服していくか。文化に関する話だからと言って「経済じゃないんですよ」ということだけを言うのではなく、経済にどう繋ぎながら効果を引き出していけるか、多数の人の納得を引き出していけるか、そういうことを説明してゆける人材。大阪のまちを支えている多くの人たちの日々のご飯を食べる営みの中に文化政策がどう響いていくのか、その営みの中に伝わる芸能や芸術、表現を持たなければいけないと思うんです。そこに語りかけていく力というのがとても問われていると思っています。(弘本)

アーツカウンシルをするのであれば、税金を投入するわけですから、もうちょっと知ってもらえるようにまず努力しなあかんという問題が自分的にはあります。数年経った時に『一体何やってん!?!』っていうことになりやしないかっていう恐れがある。だからこそ、既存の規制や政治の力でのさばっている人には退いてもらって、新しい能力やその伸びしろを応援し評価していけるような勇気のある人に関わってほしいです。表現に関する才能というのは一生かかってつくりあげていくものだから、40代～50代でみんな円熟しているものでもなく、迷いだったり停滞したりするアーティスト

トもいるわけです。そういうことも含めてちゃんと目利きしていく、評価していく、複眼的に彼らの新しい力を見ると同時に、ある程度既に評価されてきた人たち、これ以上伸びしろがあるのかなのか、あるいは停滞期かもしれない人に対しても、長い時間で見えてあげられるような考え方、柔軟な目利きの方に、アーツカウンシルを担う人材になっていただけたらなと思っています。(福本)

人材の大きなイメージについて語り合った後に、吉本氏は東京都や英国の先行事例も踏まえながら、「アーツマネージャー」や「リレーションシップマネージャー」といったより具体的な人材像を紹介した。

アーツマネージャーと呼ばれる人たちが助成先の人と対話をして、どういう成果があったかということを実際にレビューするんですね。この方々の存在が非常に重要だと思うんです。アーツカウンシル東京には今、7人の調査員がいて、年齢が35歳くらいまでの若手の人材を起用しているんです。その人たちは、芝居や展覧会を鑑賞し、評価のレポートを書くということが仕事。実はアーツカウンシルで働ける人を育成しようという狙いもあって、このような取り組みをしているんです。金銭面においても、このように実際に時間を費やして働く人たちにはそれなりの対価が払われないと良い方は集まらないんじゃないかなと思いますし、そういうことをやっていこうという気持ちにも結び付かないと思います。とにかく予算のない中でのチャレンジでアーツマネージャーが育っていく仕組みをいかにしてつくれるかを考えるべきでしょう。(吉本)

アーツカウンシルから対話が生まれてそこから新しいプログラムが生まれてくる。アーツカウンシル自身が自己改革して、プログラムを前進させていくという、英国型の仕組みは参考になります。リレーションシップマネージャーという対話をする担当者が存在すること、そこにすごく本質があるんじゃないかと思います。(吉本)

4. 「これはまだアーツカウンシルではない」 —まとめにかえて—

これまでの議論をうけて、吉本氏は「日本のアーツカウンシルが、助成金の評価という点のみが動機になってつくられようとしていることに、そもそもの課題がある」と問題提起。しかし一方で、本シンポジウムのようにアーツカウンシルが生まれるプロセスそのものが開かれている大阪の動きに関しては一定の希望を持ちながら、このように述べた。

評価というのは英国のアーツカウンシルの中でも重要な機能ですが、評価だけでなく、アーツカウンシルが担うべき全体の機能の中のほんの一部なんです。何かを達成するプロセスとして評価をしているというだけなので、そこがクローズアップされすぎていることは、現在の日本のアーツカウンシルの議論の中で大きな課題だと思います。またあわせて、スタッフの体制、統括をされる方も基本的に常勤ではなく委員と同じ立場であることなどにも、課題があります。こういった点を踏まえてあえて申し上げたいと思うんですが、国際的なスタンダードと比べると、この大阪型アーツカウンシルは「まだ、アーツカウンシルではない」と思います。これははっきり言った方がいいと思うんです。ですが、それは同時に期待も込めて申し上げています。なぜなら、「これからできます」と公表して、かつ市民の前でこういうかたちでオープンな議論をして、しかもどういったアーツカウンシルが必要なかの調査までやっている。これは、これから作ろうとしているアーツカウンシルというものがどういう性質のものかということ、今日いらっしゃるみなさんに問いかけ、まさしく、「評価」をしてもらう場になっているわけですね。そこに大阪府・市の担当者の方々も出てきてご説明されている勇氣って、私は敬服に値すると思います。今は、私はこれを「アーツカウンシル」と呼んではいけないと思いますが、それをスタートして、アーツカウンシルを作る動きというのをここからもっと生み出してほしいと思います。(吉本)

「これはまだアーツカウンシルではない」という吉本氏の言葉ににじむ問題意識と期待。大阪が独自に蓄積してきた文化芸術のネットワークが民力を携えて、いま「都市魅力創造」という大きなテーマのもとで、新たな大阪を生みだしていくための自由闊達な議論のプラットフォームを築き上げている事実。これらを大阪府・市

民ならではのポテンシャルとして再確認し、そしてさらに高め、よりよいアーツカウンシルの実現に向けたアクションへと繋げていくこと。大阪型のアーツカウンシルのスタートの一助として、ここでの議論の内容を是非とも参照にされたい。

ゲストプロフィール (50 音順)

太下義之 | おおした・よしゆき | 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 主席研究員
1962 年東京生まれ。慶應義塾大学経済学部卒業後、大手デベロッパーを経て、前身である三和総合研究所入社。2000 年、芸術・文化政策室を設立し、芸術・文化政策の研究および振興に尽力。現在、文化経済学会理事、文化政策学会理事、文化審議会文化政策部会委員、東京芸術文化評議会専門委員、大阪府・大阪市特別参与、沖縄文化活性化・創造発信支援事業アドバイザー、鶴岡市食文化創造都市アドバイザー、公益社団法人企業メセナ協議会・監事など、文化政策関連の委員を歴任。

木ノ下智恵子 | きのした・ちえこ | 大阪大学コミュニケーションデザイン・センター 特任准教授

1971 年生まれ。神戸芸術工科大学大学院修了。1996 年～2005 年神戸アートビレッジセンター美術プロデューサーを経て現職。専門は、現代芸術、事業企画制作、文化政策など。主な企画に「湊町アンダーグラウンドプロジェクト」、「NAMURA ART MEETING '04-'34」、「水都大阪 2009/ ヤノベケンジ・プロジェクト」、社学連携事業「アートエリア B1」、『六本木クロッシング 2010/ 芸術は可能か?』。書籍監修・編集に『湊川新開地ガイドブック』、『アートルーリズムブック「大阪観考」』など。他に神戸市・高松市・枚方市などの文化関連委員を務める。

弘本由香里 | ひろもと・ゆかり | 大阪ガス(株) エネルギー・文化研究所 特任研究員
筑波大学芸術専門学群卒業後、住宅建築専門誌『新住宅』編集員などを経て、大阪ガス(株) エネルギー・文化研究所特任研究員。生活・文化の視点から、都市居住やコミュニティのあり方を考える研究活動に携わる。同志社大学大学院総合政策科学研究科非常勤講師。共著に『地域を活かすつながりのデザインー大阪・上町台地の現場から』(創元社) など。

福本年雄 | ふくもと・としお | ウイングフィールド 代表

1953 年大阪生まれ。1991 年演劇プロデューサー中島陸郎氏の著書「阿片とサフラン」を読み、氏の人生観、小劇場演劇論に触れた後、同氏と会い、小規模空間ながらもその狭さと使い勝手の不便さを逆手に取り得る表現者の実験室、密室的あそびを主旨として、1992 年 3 月にウイングフィールドをオープン。中島氏の死後は "小屋主" として今日に至る。むりやり堺筋線演劇祭事務局代表。

吉本光宏 | よしもと・みつひろ | ニッセイ基礎研究所 主席研究員

1958 年徳島生まれ。早稲田大学大学院修了(都市計画)後、社会学研究所などを経て 1989 年から現職。文化施設開発やアートワーク計画のコンサルタントとして活躍する他、文化政策、文化施設の運営・評価、創造都市、アート NPO 等の調査研究に取り組む。文化審議会文化政策部会委員、東京芸術文化評議会専門委員、(公社)企業メセナ協議会理事、東京大学大学院非常勤講師などを歴任。著作に「再考、文化政策(ニッセイ基礎研所報)」など。

アサダワタル | 日常編集家

1979 年大阪生まれ。“日常編集家”という名の放浪芸人。文章、音楽、プロジェクト。著書に「住み開き家から始めるコミュニティ」(筑摩書房)、「編集進化論」(フィルムアート社)等、その他各メディアで連載中。音楽ワークショップや演奏、バンド Sjq (HEADZ) ドラム。NPOcocoroom 副代表理事、ボーダレス・アートミュージアム NO-MA アドバイザー。神戸女学院とプール学院大学にて講師、滋賀県立大学大学院環境科学研究科博士後期課程にて学生。

3

大阪アーツカウンシル設立に向けた事例調査と分析

1 大阪府域で文化事業を行っている団体等調査

1. 調査概要
2. 集計結果

2 大阪アーツカウンシル報告・説明会参加者アンケート調査

3 芸術文化活動に対する助成制度調査

1. 調査概要
2. 集計結果
3. インタビュー
 - ・セゾン文化財団
 - ・アーツカウンシル東京
 - ・おおさか創造千島財団

4 助成財団、自治体分析

1. 企業・企業財団のメセナから考える、多様な芸術・文化振興策
荻原康子 | 企業メセナ協議会 |
2. 自治体文化政策の評価を考える
野田邦弘 | 鳥取大学 |



3-1

大阪府域で文化事業を行っている
団体等調査

大阪府域で文化事業を行っている団体等の団体数およびその活動内容、活動状況を把握するため、アンケート調査およびヒアリング調査を実施した。調査概要と集計結果は以下のとおりである。

1 調査概要

調査内容 | 大阪府域で文化事業を行っている団体等の活動内容、活動状況

調査方法 | アンケート調査とヒアリング調査

調査対象 | 既存のデータベース¹をもとにリストを作成し、ウェブサイト等で活動を
確認できる団体を抽出

調査方法 | 解答用紙の郵送、ウェブサイト入力、word データの送付のいずれかで回答

調査期間 | 2013年3月13日～22日

配布数 | 399

回答数 | 109 (回答率 27.3%)

有効回答数 | 108 (有効回答率 27.1%) うち10団体に対してヒアリング調査²を実施

分野別有効回答率³: 表1のとおり

	美術	音楽	演劇	ダンス	映像・映画	芸術 ・ 伝統芸能	複合芸術	生活文化	建築	デザイン	その他	不明	計
有効回答数	33	12	19	2	4	7	2	5	1	0	22	1	108
配布総数	104	55	43	14	13	29	5	29	6	6	95	-	399
有効回答率	31.7%	21.8%	44.2%	14.3%	30.8%	24.1%	40.0%	17.2%	16.7%	0.0%	23.2%	-	27.1%

表1 | 分野別有効回答率

1 リスト作成にあたっては、大阪文化団体連合会、クリエイティブシェアネットワーク、NPO法人アートNPOリンクからそれぞれデータの提供を受けた。この場を借りてお礼申しあげる。

2 ヒアリング調査は、アンケート調査と同じ質問項目を用いて、自由回答の形式で実施した。このうち問1、5、8、10、11、12については選択項目回答とし、アンケート調査結果と合わせて集計している。ヒアリング対象の10団体の回答の全容については、ヒアリング調査結果を参照。

3 表1における分野の分別については調査者が行ったものである。

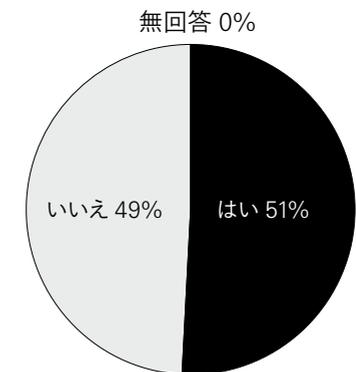
2 集計結果

1

貴団体ではこれまで、大阪府もしくは大阪市の文化事業にかかわったことがありますか？

はい→**2**と**3**へ | いいえ→**4**へ

項目	度数	%
はい	55	51%
いいえ	53	40%
無回答	0	0%
計	108	100%



これまでに大阪府もしくは大阪市の文化事業にかかわったことがあるかという問いに対し、「はい」と答えた団体は55団体、「いいえ」と答えた団体は53団体と、ほぼ同じ割合だった。

2

「1 はい」と答えた方：そのうち代表的な事業の年度と事業名、プログラム名をお書きください。

問1で府もしくは市の文化事業にかかわったことがあると答えた団体（55 団体）の回答は下記のとおりだった。

	年度	事業名	プログラム名
昭和44年～平成	S44～S62	大阪府文化祭、府民劇場	特に1974年文楽清姫で文楽を共演、1969年ジャズ原里文雄と共演。1970 マノロサンルーカルとの共演、他1980年府民劇場カルメン等
	S58～H23	大阪府・現代美術画廊の会共催展	最初の10年は「大阪アートフェア」、次の10年は「画廊の視点」、残りの8年は「gallerism」
	S58～H22	現代美術画廊の会	大阪現代アートフェア・画廊の視点・gallerism
	S60～S61 H22～H25	大阪府立現代美術センターでのアートフェア、大阪府現代アートの世界に輝く新星発掘プロジェクト	
平成3年～平成14年	H3～H23	島之内寄席	落語
	H3～H23	関西留学生音楽祭 (2008年までは大阪留学生音楽祭)	関西に各国から留学中の留学生による音楽祭、及び市民との交流
	H3	大阪府芸術劇場	
	H6	環太平洋ヨットレース前夜祭でウラジオストク市へ（府民文化課）	能楽公演
	H9～H10	中小企業フェスタ(マイドーム大阪)	中小企業創造促進法を大阪府から認定を受け、新しい商品として一般ユーザ対象にオリジナル写真加工サービスを提供する
平成15年～平成20年	H15～H23	画廊の視点→Gallerism	
	H15	関西歌劇団第29回創作名作オペラシリーズ「源氏物語」	
	H17～18 H23～25	大阪アジア映画祭/CO2	インディー・フォーラム部門 CO2
	H18	第2回平成ルネサンスin佐野町場	
	H18～22	大阪府立現代美術センター指定管理者(榎クリーンブラザーズとの共同事業体)	
	H20以前	大阪市民川柳大会	
	H20	シリーズWE LOVE大阪③	すきやねん なにわ

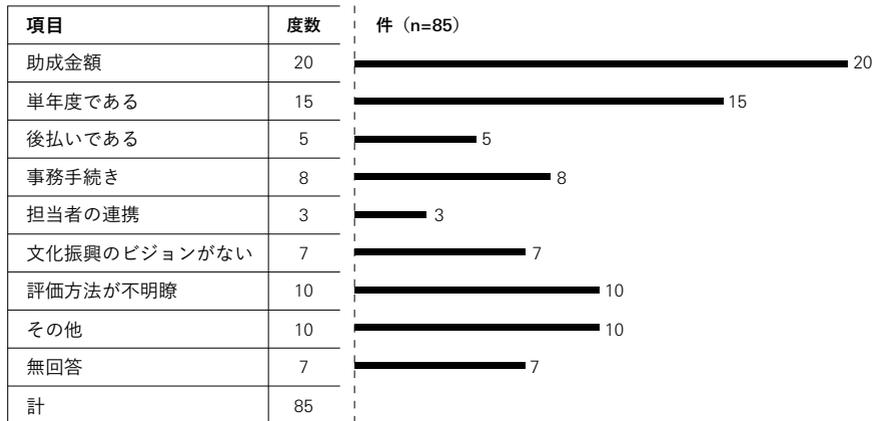
平成21年	H21	大阪映画文化振興事業実行委員会	大阪アジア映画祭
	H21～H23	現代芸術創造支援事業	OCA! 大阪コミュニティアート
平成22年	H22	第9回公演門真市民劇団「いっぽ」	「小さな小さなトゲ」
	H22	シャンソン・ジャズ等ジョイントコンサート	KCA 第7回ガラコンサート
	H22	大阪文化祭	関西歌劇団第35回創作・名作オペラシリーズ「フィガロの結婚」
	H22	大阪楽座事業	能舞台上で奏でる和洋の響き
	H22～24	京街道ジャズライン	守口宿 JS、門真 JF、寝屋川ほのぼのキッズ、香里園 MAP、枚方宿 JS
平成23年	H23	大阪城天守閣復興八十周年記念プロジェクト	浪華の夢～城を築くぞ！オレたちの～
	H23	なにわ自慢	学び、体験コーナー
	H23	大阪市芸術創造活動支援事業	伝書鳩フォーラム vol.2『未来を考える』
平成24年	H24	第4回ザ ジャズ	Early Time & Swing Jazz Forever
	H24	大阪クラシック	室内楽のコンサート
	H24	晰劇一座	晰劇2題、落語1題
	H24	第11回春の町家の離めぐり：寺内町と紀州街道まるごと博物館	
	H24	おおさかカンヴァス推進事業	
	H24	大阪府文化振興基金事業	
	H24	第43回花と彫刻展	
	H24	水都大阪	
	H24	大阪市舞台芸術活動振興事業	切り子たちの秋
	H24	江之子島文化芸術創造センターの運営管理	グランドオープン企画 Be Creative Festival2012 など

3

「1 はい」と答えた方：府もしくは市の文化事業にかかわった際、困ったことはありましたか。あてはまるもの（3つまで）に○をつけてください。

- (1) 助成金額 (2) 単年度である (3) 後払いである (4) 事務手続き
 (5) 担当者との連携 (6) 文化振興のビジョンがない (7) 評価方法が不明瞭
 (8) その他 []

問1で府もしくは市の文化事業にかかわったことがあると答えた団体(55団体)に対し、その際困ったことはあったかを尋ねたところ、最も多かったのは「助成金額が少ない」、次に「単年度である」、「評価が不明瞭」だった。



「その他」(10件)

「なし(7件) | 事業単位でなく事業全般に対する援助が欲しい | この事業で困りませんでしたが、大阪府立文化情報センターがなくなってしまったことで、継続した事業にはつなげられませんでした。 | 機会がなかったこと。 | スピードが足りない。チャレンジ精神が少ない。 | 府市が大阪のアートの状況を把握していないため、誰も具体的に革新的に事業を進められない。 | 予算が年々減り、人件費を削らざるをえなかったこと | 評価手法・事業実施後の報告手法などが適切かどうか分かりづらい。

4

「2 いいえ」と答えた方：その理由は何ですか。

問1で府または市の文化事業に関わったことがない、と答えた団体(54団体)に対してその理由を自由記述で尋ねたところ、下記のような回答が挙げられた。

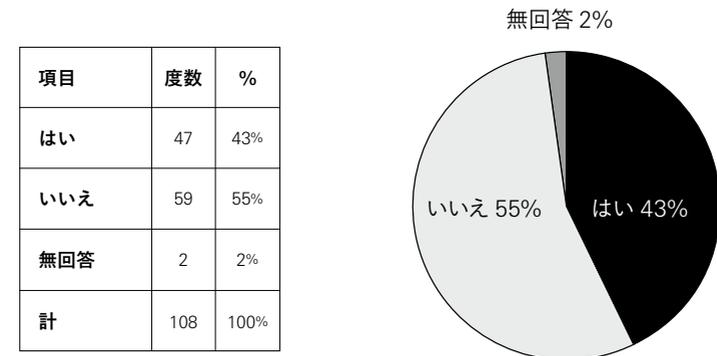
関わらなかった理由 自由回答(44件)から抜粋(全回答は章末に掲載。以下も同様)

- | 機会がなかった(12件) | あてはまるものがない・主旨が違う(8件)
 | 要請、委嘱、お誘いがなかった(7件) | 情報がない(5件) | 関わり方を知らない(4件)
 | 未だ連携活動の必要性がない(3件) 他

5

大阪アーツカウンシルのことを知っていますか。 **1 はい | 2 いいえ**

大阪アーツカウンシルのことを知らないと答えた人は59団体、知っていると答えた団体は47団体と、知らない団体の方が多かった。

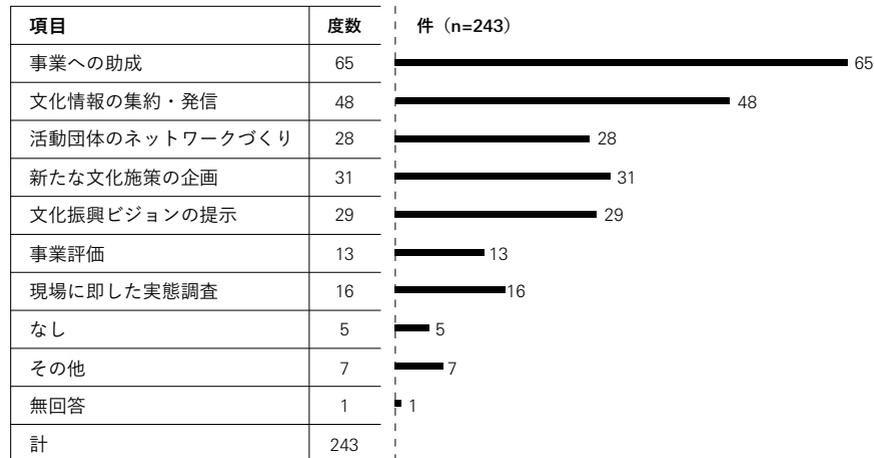


6

大阪アーツカウンシルに期待する役割は何ですか。あてはまるもの（3つまで）に○をつけてください。

- (1) 事業への助成 (2) 文化情報の集約・発信 (3) 活動団体のネットワークづくり
(4) 新たな文化施策の企画 (5) 文化振興のビジョンの提示 (6) 事業評価
(7) 現場に即した実態調査 (8) なし (9) その他 []

大阪アーツカウンシルに期待する役割を尋ねたところ、最も多かったのが「事業への助成」次いで「文化情報の集約・発信」「新たな文化施策の企画」だった。



「その他」自由回答 (7件)

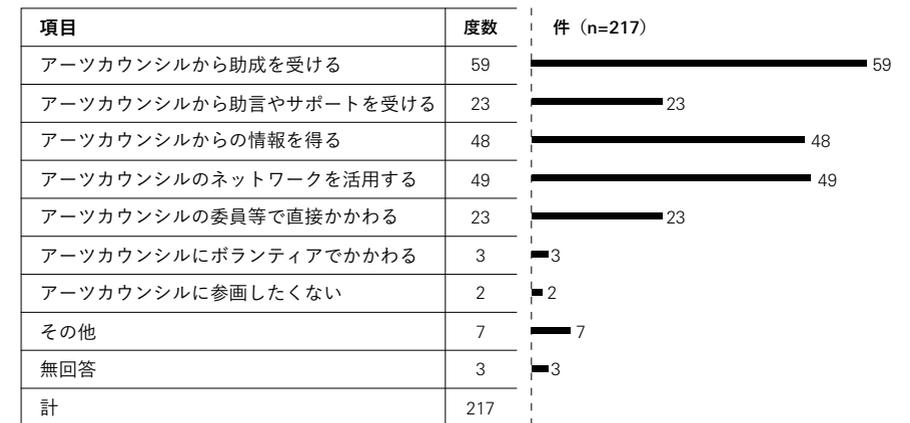
|イメージが湧きません。|海外との交流|芸術に税金を使うという意味を考えてほしい。
|国際的なネットワークづくり、商業ギャラリーの社会的役割をもっと支援しながら、商業ギャラリーの民間だから出来る柔軟性をつかった文化・経済両輪での支援
|(2)に付随しますが、主体的な文化施策の企画などよりも、大阪府下でも毎日多数あるイベント情報、多くの場所の活動情報が観客からフラットに一望できるようなデータベースを制作するような、環境的な補助を希望します。そのデータベースは、見巧者のように誰かのリコメンドで構築されるのではなく、毎日無作為に収集したフライヤーを全てデジタル情報として登録するような活動から構築されるデータベース(とそれを利用できるAPI)であるべきで、そのような情報化さえあれば、現状でも大阪の文化活動が多様で魅力あるものである事が、多くの人に伝わるように思います。|複数年度にわたった助成|プロフェッショナルだが小規模集団であるコマーシャルギャラリーの支援

7

大阪アーツカウンシルにどんな形で参画したいですか。あてはまるもの（3つまで）に○をつけてください。

- (1) アーツカウンシルから助成を受ける (2) アーツカウンシルから助言やサポートを受ける
(3) アーツカウンシルからの情報を得る (4) アーツカウンシルのネットワークを活用する
(5) アーツカウンシルの委員等で直接かかわる (6) アーツカウンシルにボランティアでかかわる
(7) アーツカウンシルに参画したくない (8) その他 []

大阪アーツカウンシルにどのような形で参画したいかを尋ねたところ、最も多かったのが「アーツカウンシルから助成を受ける」次が「アーツカウンシルのネットワークを活用する」「アーツカウンシルからの情報を得る」だった。



「その他」自由回答 (7件) から抜粋

|地域活性のため、行政と民間の理想的なジョイント役。|具体的な活動が見えてから、考えたい。|主催事業等に参加したい。|大阪における文化行政のあり方をともに検討し、構築していく。|どのように参画するか、これから前向きに検討していきたい。
|よくわからないので、なんとも言えません。

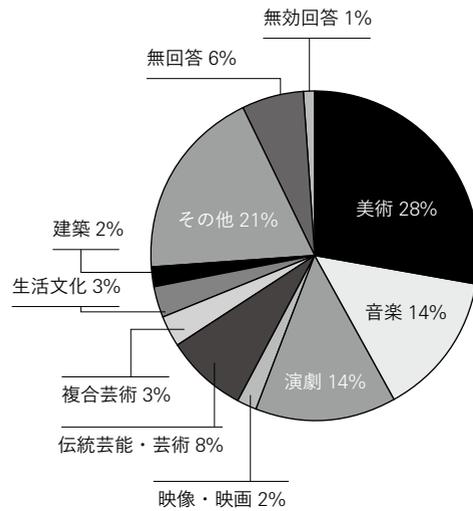
8

貴団体の主たる活動領域は何ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- (1) 美術 (2) 音楽 (3) 演劇 (4) ダンス (5) 映像・映画 (6) 伝統芸能・芸術
(7) 複合芸術 (8) 生活文化 (9) 建築 (10) デザイン (11) その他 []

主たる活動を尋ねたところ、最も多いのが美術、次いで音楽、演劇であった。

項目	度数	%
美術	30	28%
音楽	15	14%
演劇	15	14%
ダンス	0	0%
映像・映画	2	2%
伝統芸能・芸術	9	8%
複合芸術	3	3%
生活文化	3	3%
建築	2	2%
デザイン	0	0%
その他	21	19%
無回答	7	6%
無効回答	1	1%
計	108	100%



「その他」自由回答 (21件) から抜粋

- | 写真 (3件) | 障がい者福祉 (2件) | 朗読/短詩 (2件)
- | まちづくり、民家 (指定文化財) の管理活用 | 地域にかかわる情報
- | 音楽、アート、デザイン、映像の融合 | 落語、漫才、曲芸
- | 文化施設 (ギャラリー・ホール、アトリエ等) ・他

9

貴団体がとくに力を入れている活動内容は何ですか。あてはまるもの (3つまで) に○をつけてください。

- (1) 公演・展覧会・映写会等の開催 (鑑賞機会の提供)
(2) 市民向けワークショップ等芸術普及活動
(3) アーティスト・芸術支援団体 (発表機会の提供)
(4) 調査研究・コンサルティング (5) 文化施設の運営
(6) まちづくり・地域コミュニティの活性化 (7) 子ども向け事業
(8) 政策提言・アドヴォカシー活動 (9) 情報発信 (10) その他 []

とくに力を入れている活動内容を尋ねたところ、最も多いのが「公演・展覧会・映写会等の開催」、次いで「アーティスト・芸術支援団体」、「まちづくり・地域コミュニティの活性化」だった。

項目	度数	件 (n=208)
公演・展覧会・映写会等の開催 (鑑賞機会の提供)	60	60
市民向けワークショップ等芸術普及活動	25	25
アーティスト・芸術支援団体 (発表機会の提供)	37	37
調査研究・コンサルティング	5	5
文化施設の運営	11	11
まちづくり・地域コミュニティの活性化	24	24
子ども向け事業	16	16
政策提言・アドヴォカシー活動	0	0
情報発信	17	17
その他	11	11
無回答	2	2
計	208	

「その他」 (11件) から抜粋

- | クラシックオルガン貸し出し | 地域との交流 | 工作教室講師養成
- | 国際交流 | 草の根的なアートコレクターを作っていくこと

10

貴団体の活動資金はどこから得ていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- (1) 事業収益 (2) 行政の補助金(委託・助成金含む) (3) 民間団体の助成金
(4) 民間団体の協賛金 (5) 寄付金 (6) その他 []

活動資金をどこから得ているか尋ねたところ、最も多かったのが「事業収益」、次いで「行政の補助金(委託・助成金を含む)」だった。また「その他」を挙げた37団体のうち「会費・団費」を挙げた団体が26あり、「寄付金」と並んで3番目に多かった。

項目	度数	件 (n=206)
事業収益	77	77
行政の補助金(委託・助成金含む)	28	28
民間団体の助成金	21	21
民間団体の協賛金	10	10
寄付金	26	26
その他	37	37
無回答	7	7
計	206	

「その他」自由回答(37件)から抜粋

- | 会費・団費(26件) | 自己資金、ポケットマネー(6件)
| 協力団体からの業務委託費 他

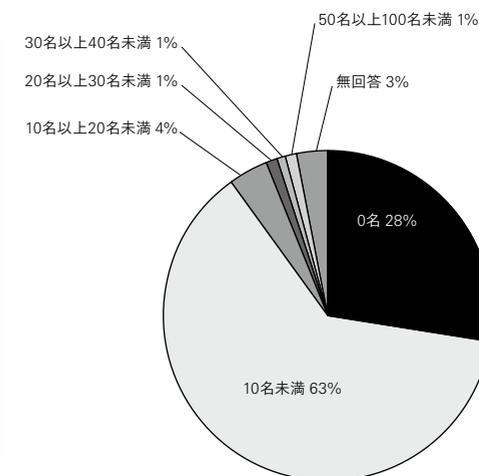
11

2012年度時点で貴団体の専従職員について、あてはまるものに○をつけてください。

- (1) 0名 (2) 10名未満 (3) 10名以上～20名未満 (4) 20名以上～30名未満
(5) 30名以上～40名未満 (6) 40名以上～50名未満
(7) 50名以上～100名未満 (8) 100名以上

2012年度時点の専従職員数を尋ねたところ、最も多かったのが「10名未満」、次いで「0名」「10名以上20名未満」だった。

項目	度数	%
0名	30	28%
10名未満	68	63%
10名以上20名未満	4	4%
20名以上30名未満	1	1%
30名以上40名未満	1	1%
40名以上50名未満	0	0%
50名以上100名未満	1	1%
100名以上	0	0%
無回答	3	3%
計	108	100%



2012年度時点の専従職員数を尋ねたところ、最も多かったのが「10名未満」、次いで「0名」「10名以上20名未満」だった。

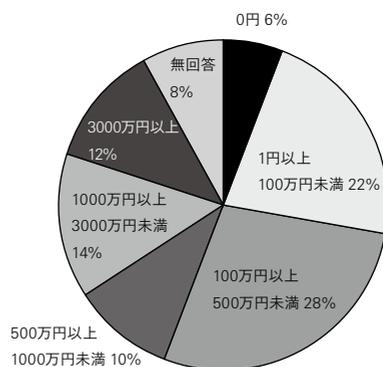
12

直近の年度の貴団体の総収入について、あてはまるものに○をつけてください。

- (1) 0円 (2) 1円以上 100万円未満
(3) 100万円以上～500万円未満 (4) 500万円以上 1000万円未満
(5) 1000万円以上 3000万円未満 (6) 3000万円以上

直近の年度の総収入について尋ねたところ、最も多かったのが「100万円以上 500万円未満」次いで「1円～100万円未満」「1000万円以上 3000万円未満」だった。

項目	度数	%
0円	6	6%
1円以上 100万円未満	24	22%
100万円以上 500万円未満	30	28%
500万円以上 1000万円未満	11	10%
1000万円以上 3000万円未満	15	14%
3000万円以上	13	12%
無回答	9	8%
計	108	100%



調査結果まとめ

今回の調査では、大阪府・市域内で活動する文化団体から、短期間にかかわらず多数の回答を得ることができた。分野別割合は、調査概要にあるように、「美術」「音楽」「演劇」の分野で一定割合の回答を得ている。

しかし、回答があった団体の約半数が大阪府・市の事業に関わったことがないと答え(設問1)、大阪アーツカウンシルについても「知らない」という回答が半数を超えていた(設問5)。この結果は、これまでの府・市の文化施策が活動団体に浸透していないことを示すともいえるが、逆にいえば、そうした状況にもかかわらず、これからの府・市の文化施策に対して関心を持っている、あるいは意識の高い団体が多く存在することを示唆している。また、設問7にあるように、大阪アーツカウンシルに対して、「助成を受けたい」「ネットワークを活用したい」「情報を得たい」といった具体的な期待、そして評価方法の透明性や、フィードバックの実施などを求める声も挙げられている。

一方、今回の調査主旨における「助成金」の意図を正しく理解していないと見受けられる回答もあった(とくに設問4)。助成プログラムは一般的に事業を充実させるために実施されており、利用にあたっては主催団体側の自助努力も欠かせないものである。しかし、助成プログラムを提供している側からの要請にもとづいて応募する、あるいは提供元からの情報が届いてこなければ応募しないといった構図は、助成金制度が設置されたそもそもの意図や主旨を表現者側が理解していないともいえる。依頼を受けたから何らかのアクションを起こすというのは業務受託や請負と同じであり、助成プログラムを利用することとは異なる。「助成」を「補助金」と読み違えてしまった団体があったのではないかと考えられる。

自由回答一覧

4 「2 いいえ」と答えた方：その理由は何ですか。自由回答

文化事業への呼びかけがない！兵庫県神戸市他京都府等多数協力 | 情報を知らない | 迷頭なことはやらない | 公演の補助申請はやったことはありますが、直接文化事業に参加する機会がなかった。 | 貴団体の活動内容について何も知りませんでした。 | 特になし | 機会がありませんでした。 | 特になし | 文化事業関係でなく福祉施設だから。 | 大阪市の文化事業にどのようなものがあるのか分からない。 | 機会がなかった | 単に機会がなかった | イベントではかかわっておりますが、大阪そのものの文化体系がいまち理解できないのでかかわっていないし、かかわらない。知的レベル低いように思う(私の偏見かもしれない)。また活動する中で役所の体質とか知り、関係をもたずに独自に活動する方がよいと考えました。地元志向を考えないという風にとって下さい。かかると反対にNPO活動をつぶされると思っています。 | 詳しい情報を受け取っていない。 | 要望がなかった | 機会がなかったから | 情報がない。きっかけがないため、どのような事業や助成があるのかを知らないため。 | かかわり方を知らないです | 連絡がなかったので | これまで特にかかわりがなかった | 堺市域で活動しているため。 | 機会がありませんでした。 | 私共画廊業務と関連する物が無かった為。 | 特に機会が無かった為。 | 子供の為のお芝居はやっていない。大阪市内では公演していない。 | かかわって下さいとのおさそいがありません | 機会がなかったため | コンサートの意図する事が違うため | 府・市の文化事業の内容がどのように活動しているかわからない。 | 作品など続けようと話し合っていたが、とだえてしまった。 | あてはまるものがなかったから | 未だ連携活動で事業の必要性がない | 独自の文化事業やイベント、交際国際交流をしている | 機会がなかった | これまで、事業企画を申請したり委嘱されたりしていないから。 | 基本的に民間ベースで実施している活動だから / 府からの働きかけがない。 | 文化事業に関わる機会がありませんでした。 | 助成金に応募したが、落選した。 | 大阪府及び大阪市の文化事業にお誘い頂いていないから | 公的な助成金等が無くても、アーティストや施設(ギャラリー・ホール等)が自立できないか、模索している為 | 関わり方がわからない。 | 直接的にはご依頼をいただいたことはありませんが、中央区や大正区などとは、ワークショップのような内容での事業をお引き受けしたことはあります。 | 今まで縁が無かったですが、アーツカウンシルが設立した折には検討したい。

7 大阪アーツカウンシルにどんな形で参画したいですか。「その他」自由回答

イメージが湧きません。 | 地域活性のため、行政と民間の理想的なジョイント役 | 具体的な活動が見えてから、考えたい。 | 主催事業等に参加したい | アーツカウンシルの内容が理解できていません。1、5もわからないまま〇印しました。 | 大阪における文化行政のあり方をともに検討し、構築していく | どのように参画するか、これから前向きに検討していきたい | よくわからないので、なんとも言えません。

8 貴団体の主たる活動領域は何ですか。「その他」自由回答

障がい者福祉事業所 | 朗読 | 写真全般 | 写真 | 写真 | 短詩型文学 | まちづくり、民家(指定文化財)の管理活用 | 工作・自己啓発 | 地域にかかわる | 情報 | 多種多様なコンサートや展示会を実施 | 障害者福祉 | 経済・文化・人材の国際交流 | 多様なジャンルを扱うことが特徴です | 音楽、アート、デザイン、映像の複合 | 落語、漫才、曲芸 | 文化施設(ギャラリー、ホール、アトリエ等) | 美術×デザイン×音楽

9 貴団体がとくに力を入れている活動内容は何ですか。「その他」自由回答

クラシックオルガン貸し出し | 地域との交流 | 作品を発表し、作品を販売すること | 工作教室講師養成 | アーティストの海外展示の企画提供 | 現在は経済力がなく、公演、発表会はストップです。 | アートの制作 | 友好交流における講演会・セミナー | 国際交流 | 上方演芸の普及活動 | 草の根的なアートコレクターを作っていくこと

10 貴団体の活動資金はどこから得ていますか。「その他」自由回答

会員費 | 自己資金 | 会費 | 自己資金 | 団費 | 会費 | 会費 | 収益というものがありありません。 | ポケットマネー | 銀行借入 | 会員の会費 | 会員の会費 | 所属会員による会費 | 社員の会費 | 代表のポケットマネー | 会員の会費 | 座員の維持費(会費) | 会員の会費 | 会員会費 | 協力団体からの業務委託費 | 団費 | 団費 | 会費 | 民間団体の事業費 | 会員の会費 | 会員による会費 | スタジオ内での催しの際、その会費のみ | 会費 | 作家、スペースのマネジメント収益と制作収益 | 私費 | 会費 | 自己資金 | 会費 | 会費 | 賛助会員会費

3 ヒアリング調査結果

※ アンケートでは後半の設問(8～13)にあったものを、前半と入れ替えて表記しています。

1 アートコートギャラリー

ヒアリング実施日：2013年3月27日

ヒアリング回答者：代表 八木光恵氏

1 | 基本情報：

団体名：アートコートギャラリー（運営：株式会社八木アートマネジメント）

所在地：〒530-0042 大阪市北区天満橋 1-8-5 OAP アートコート1F

設立年月：ギャラリー 2003年7月（会社設立 2003年3月）

電話番号：06-6354-5444 URL：http://www.artcourtgallery.com

代表者：八木光恵

2 | 主たる活動領域：現代美術企画画廊

3 | とくに力を入れている活動内容：

Art Court Frontier（開館初年度から開催）を中心に若手作家を支援すること

4 | 活動資金：企業活動

5 | 2012年度時点での専従職員：5名

6 | 直近の年度の総収入：—

7 | これまでにかかわった、大阪府もしくは大阪市の文化事業：

年度・事業名：2007年度 芸術家交流事業 ART-EX（大阪府）

プログラム名：第18回 ART-EX 招聘作家 ヴァディム・ヴォスタス展「HELLO / うつろ」
招聘作家の作品を展示するスペースとして、アートコートギャラリーの天井の高い空間の利用依頼を受けた。大阪府の事業であり、アーティスト・イン・レジデンスという企画主旨にも賛同した。

8 | その際、困ったこと：

「行政だから困った」ということはない。行政かどうかにかかわらず、貸会場として利用した主催者や、その企画に関わるアーティストとの関係性をどこまで短期間で深めていくか、今後の関わり方をどのように考えるかは毎回悩ましく感じる。一時的な利用をいただく場合も、ギャラリーという場所やギャラリスト個人に対する期待を感じつつも、それに応えられることは少ないので、もどかしくも思う。

9 | 大阪アーツカウンシルのことを知っているか：いいえ

10 | 大阪アーツカウンシルに期待する役割：

大阪を含む関西は世界レベルでも素晴らしい活動をしている人がたくさんいる。その人たちが「自分たちの活動は世界レベルなんだ」「重要な活動を展開しているんだ」という自信を持って活動できる土壌を育てるために奔走する役割を担ってほしい。

大阪や関西、日本の中だけでなく、もっと広い世界に向けて、素晴らしい（世界一の！）大阪・関西の文化活動を届けてほしい。また大阪のアーツカウンシルで働く人々（主にアーツマネージャー）が、海外へ出て発信し、学ぶ機会を得られるとよいのではないか。実際にプログラムオフィサーやプログラムディレクターが働く現場を目の当たりにして学ぶことも重要。

プログラムオフィサー、プログラムディレクター、ディレクターが担う最も重要な役割の一つは資金集め。アーツカウンシルにおいても、予算だけで足りない部分などは、外へ出て（地域的にも、行政の枠の外に出るという意味でも）必要な資金を得るために動ける人がいるとよいだろう。

11 | 大阪アーツカウンシルにどんな形で参画したいか：

アートコートギャラリーの建物は、建設時に「文化棟」の役割を与えられている。大阪にこのような規模のギャラリースペースはほとんどないため、場を活かした企画・主旨に賛同できる企画などがあれば、会場として使っていただけたらと思う。

その他：「美術館にアートを贈る会」の活動

「アートの好きな私たちが、美術作品を選定してその作品の所蔵者としてふさわしい美術館を見つけ、受け入れを交渉し、協力者を募って、皆で寄贈するというプロジェクトを中心に、市民と美術館の新しい関係を提案しています。（後略）」（パンフレットより）。現在、第4弾の寄贈プロジェクト、今村源氏の新作を伊丹市立美術館に寄贈するプロジェクトが進行中。

2 有限会社 ウイングフィールド

ヒアリング実施日：2013年3月17日

ヒアリング回答者：代表 福本年雄氏

1 | 基本情報：

団体名：有限会社ウイングフィールド

所在地：〒542-0083 大阪市中央区東心斎橋 2-1-27 周防町ウイングス 6 階

設立年月：1992年3月

電話番号：06-6211-8427 URL：http://www.wing-f.co.jp

代表者：福本年雄

2 | 主たる活動領域：小劇場演劇の発表・公演

3 | とくに力を入れている活動内容：

■次世代の育成

若い人には、小屋代を安くしたり、無料で稽古ができる日を作ったりしている。またコンクールではなくエントリー制の高校演劇フェスティバルを、うちと應典院とメイシアターで開催している。ある特定の世代だけでやるのではなく、世代的な広がりをもたせることが大事。劇場間の連携も大事にしている。

■交流

阪神淡路大震災のとき扇町ミュージアムスクエアで「関西演劇人会議」が作られたように、仙台では「ARC > T (アルクト)」が作られた。震災前から仙台の劇団と親しくしていて、震災直後には若い子3人と仙台に行き、ピッコロ劇団の阪神淡路大震災のときの活動記録をお渡しした。そして先方の希望もあり京阪神の劇場に東北の劇団を紹介した。その後も複数の劇団がこちらに公演に来ている。

演劇は、コミュニケーション、人と人が交わるところで起こるさまざまなものごとを扱っている。一昨年に作ったNPOでは医療福祉と演劇をつなげる取り組みをしており、演劇のスキルが医療福祉、コミュニケーション支援の一部の役に立ちうると実感している。とくに役者の汗が飛んでくるような小劇場をやっている表現者じゃないとできない役立ち方がある。演劇は社会化されていないと言われることがあるが、教育や医療福祉の文脈でつながりをつくれる社会資源だと思う。経済効率からこぼれた大切なところを拾うという、演劇を作る以外に果たせる役割も評価してほしい。

■その他

公立劇場のように予算があるところは、場所代はかからずに企画ができる。われわれ民間は小屋代をいただく側。公立劇場の役割と民間の役割があると考えるが、大阪は芸術創造館の他に公立劇場がなくなってしまった。精華小劇場が終わる頃、小さいところ同士が手をつないで、京阪神で演劇をバックアップする座組を作ろうとメイシアターやアイホールをお願いに行った。それが「むりやり堺筋線演劇祭」の始まり。商売敵でもあるけど仲がいいので、みなで「小劇場ここにあり」をアピールしようと。その後、国立文楽劇場も、山本能楽堂さんも入ってくれた。2012年度は19劇場67公演が参加、期間を設けてスタンプラリー形式にし、5劇場を回ったら希望の公演に招待する。招待分は劇団が負担してくれていたが、昨年から言い出しっぱの責任で僕が払っている。この演劇祭は総費用30万円かかっていないくらい。広報なんか若い子が頑張ってくれて、みながいろいろ工夫しながらやっている。

4 | 活動資金：使用団体からの小屋代

5 | 2012年度時点での専従職員：専従3名 | アルバイト2名

6 | 直近の年度の総収入：(5) 1000万円以上～3000万円未満

7 | これまでにかかわった、大阪府もしくは大阪市の文化事業：

年度・事業名：1999年、第1回大阪演劇祭(大阪市)

プログラム名：深津篤史企画「のたり、のたり」、

「湾岸線浜浦駅高架下4:00AM(土日除ク)」の上演

8 | その際、困ったこと：

個人的に精華小劇場の企画委員をやらせていただいていた。行政、地元、われわれの三者協議をへて決まっていた公演が、急に地元の方の一声でひっくりかえり、開催できなくなったことがあった。行政は地元の声に配慮しすぎだと感じた。企画委員はみな表現者だから、近視眼的になってしまうのはしょうがない。でもせっかく場所を与えられて、気を使いながら、予算もそんなにあるわけではない範囲でやっていたのに、残念だった。精華小劇場も内藤裕敬さんのウルトラマーケットもなくなり、芸術創造館も指定管理者になるなど、状況を見ると、公立劇場の運営について市の長期的視野がないと感じる。

9 | 大阪アーツカウンシルのことを知っているか：

應典院寺町倶楽部の山口さんから少し聞いたことはあったが、あまり知らない。

10 | 大阪アーツカウンシルに期待する役割：

表現の分野もそうだが、人を育てることにおいて10年は必要。アーツカウンシルに期待することは、短期的な視野、成果主義的な発想で評価するのは避けてほしい。プレゼンや書類を作るのが上手下手とか、数値だけで測らないでほしい。われわれのような小劇場が、何千人が入る会場の公演と同じ基準（観客動員数や収益）で測られると困ってしまう。また評価の際には、評価する側と、現場に携わってる側の意見交換、すりあわせの作業を年に何回か定期的に行ってほしい。鋳型を最初に作って一方通行に降りてくるだけなら、現場は疲弊してしまう。それから、演劇、映画や伝統芸能、音楽などジャンルがたくさんあるが、これらをこの額でどうするのか、大丈夫かなと思う。大きな、成果のあがりそうなものだけに助成金が集中することにも心配。

11 | 大阪アーツカウンシルにどんな形で参画したいか：

僕は外野の立場で、意見を求められたときは丁寧にお答えしたい。

3 應典院寺町倶楽部

ヒアリング実施日：2013年3月27日

ヒアリング回答者：事務局 小林瑠音氏

1 | 基本情報：

団体名：應典院寺町倶楽部

所在地：〒543-0076 大阪市天王寺区下寺町1-1-27

設立年月：(NPO 法人の場合は認証年月) 1997年5月

電話番号：06-6771-7641 URL：<http://www.outenin.com/>

代表者：西島宏

2 | 主たる活動領域：演劇

3 | とくに力を入れている活動内容：

複合芸術（映画、シンポジウム、現代アートなど）、まちづくり

4 | 活動資金：会費、事業収入、補助金、民間助成

5 | 2012年度時点での専従職員：常勤（事務局1名、劇場担当1名）| 非常勤2名

6 | 直近の年度の総収入：(3) 100万円以上～500万円未満

7 | これまでにかかわった、大阪府もしくは大阪市の文化事業：

年度・事業名：2006年度～2010年度、現代芸術創造事業（大阪市）

プログラム名：アートリソースセンター by Outenin（築港 ARC）

8 | その際、困ったこと：

関係が蓄積されない、担当者の異動、熱意のばらつき

9 | 大阪アーツカウンシルのことを知っているか：はい

10 | 大阪アーツカウンシルに期待する役割：

ざっくりと言えば、継続性と専門性。具体的には下の3つ。

■長期的ビジョン：せっかくいい企画や実験的なスペースができて、数年で立ち消えてしまう。長期的な展望と継続性をもった環境づくりに期待する。

■アドバイス事業：築港 ARC や中之島 4117 で蓄積されてきた情報や人的コネクションを生かした文化芸術情報の収集と公開。

■人材育成 (①アートマネジメントの専門家(現場で活躍するアートマネージャー) ②現場レベルでの企画のアドバイザー、③評価、調査を行い、カウンセリングに応じる研究者)。若手アートマネージャーが大阪外に流出している傾向があるので、常勤年度契約(社会保険付き)として成立する「仕事」を増やしてほしい。ただ、実際の作品鑑賞が必要だったり、外勤打ち合わせをすることが多い職種なので、勤務時間や勤務形態などについては柔軟に対応する理解が必要。

11 | 大阪アーツカウンシルにどんな形で参画したいか：

ネットワークを活用しつつ、應典院ならではの関わり方をしたい。具体的には以下の5つ。

■演劇分野における広域的なフェスティバルなどへの参加。小屋情報や公演情報の提供。

■幅広い世代間交流が可能なお寺としてのリソースを提供しながら、まちづくりやコミュニティ系企画に参加したい。

■助成金獲得(人件費にも使える柔軟な助成金を希望)

■評価へのサンプリング団体としての参画。評価報告のシェア。(第三者による客観的な比較。追跡調査等これまで行いにくかった長期的視野の調査)

■企画立案やアーティストの人選などに関する相談窓口や情報ソースがあれば積極的に利用したい。

4 | おおさかカンヴァス推進事業

ヒアリング実施日：2013年3月27日

ヒアリング回答者：チーフディレクター 古谷晃一郎氏

1 | 基本情報：

団体名：おおさかカンヴァス推進事業 事務局

所在地：〒550-0006 大阪市西区江之子島2丁目1番34号
大阪府立江之子島文化芸術創造センター

設立年月：2012年7月1日～3月31日(おおさかカンヴァス 2012)

URL：<http://osaka-canvas.jp/>

2 | 主たる活動領域：基本的にはジャンルを問わないが、現代アートが主。

3 | とくに力を入れている活動内容：同上

4 | 活動資金：大阪府。作品単位では企業助成あり。

5 | 2012年度時点での専従職員：事務局(TSP契約職員)9名
チーフ(1名) | ディレクター(3名) | 事務局(3名) | 広報(1名) | TSP(1名)

6 | 直近の年度の総収入：(6) 3000万円以上

7 | これまでにかかわった、大阪府もしくは大阪市の文化事業：

年度・事業名：2010年度～2012年度 おおさかカンヴァス推進事業(大阪府)

プログラム名：同上

内容：公共空間での作品展

8 | その際、困ったこと：

事務手続きのややこしさなどは特に問題なかったが、結局このプロジェクトを誰がしたいのかという問題があった。プロデューサーとして方向性を決定する人が必要。「作家が自分の思いを実現する」というだけでなく、ビジュアルの方向性とか、誰をフィーチャーするかということを出さないといけない。ヤノベケンジさん（現代美術家／ウルトラファクトリー・ディレクター）には、ペインティングパートナーとして、方向性を決めてもらうという意味で、プロジェクトとしての強度を担保してもらうことはできた。大阪府の方針としても、「カレイドスコープ」から「おおさかカンヴァス」という意味はみえるものの、既に決定された府からの仕様を当社が受けて、運営をするだけなので大枠には触ることができない。理想としては、実行委員会形式にしてプロデューサーを置くがよいのではないか。

9 | 大阪アーツカウンシルのことを知っているか：

「大阪でアーツカウンシルをつくる会」立ち上げの頃から、上田假奈代さんよりご案内をもらって知っていた。

10 | 大阪アーツカウンシルに期待する役割：

■ 事業

偏っていない評価に基づく作家やプロジェクト選定作家やプロジェクトが選ばれた際に、市民が納得する確固たる選定理由があること。「あの人はアーツカウンシルのチームの作家さんよね。」とならないようなニュートラルな選定の仕方にしてほしい。例えばセレクトショップのように新しいものをリコmendしてくれる場所。イメージとしては大阪市が運営していた中之島 4117 のようなオープンスペース。専門の相談員がいて、何か企画をしたいという時や、アーティストをよびたいというときに、アドバイスをくれるようなコンシェルジュ機能があればいいのではないか。相談員は総合的にみれる人が理想的だが各ジャンルで配属している形でもよい。あるいは異業種交流会のような、各担当者はあるジャンルを掘り下げているけれど、いろんな人が混ざるとよい。

■ 助成

カンパニーの助成に対しては透明性をあげていかないといけない。エントリーしたカンパニー及び作家の企画書等の申請書類が web 等で閲覧可能にするなど。

■ 評価

自己評価に加えて、複数人からみた他己評価を現場にフィードバックできればよい。アーツカウンシルが助成した団体・作家には共通のアンケートを実施する。

11 | 大阪アーツカウンシルにどんな形で参画したいか：

どういう形で参画できるのかがまだわからないが、上記のような誰でも自由に出入りできるようなスペースやコンシェルジュ機能があれば利用したい。

その他：

おおさかカンヴァスに関しては、実行委員会形式になって（委託期間が）せめて1年間一緒にやれた方がいい。大阪府と当社が甲乙の関係ではなく、パートナーという形になっていけばいいと思う。（徐々にいい関係性ができてきているが、実務の上でそうでない部分がある。）

5 此花アーツファーム

ヒアリング実施日：2013年3月19日

ヒアリング回答者：事務局長 大川輝氏

1 | 基本情報：

団体名：此花アーツファーム

所在地：〒554-0013 大阪市此花区梅香 1-15-20 宮本マンション 2階

POS 建築観察設計研究所内

2012年9月のモトタバコヤリニューアル以降は、事務局を「モトタバコヤ」に移した、
となっているが、事実上はPOS内にある。

設立年月：2008年

電話番号：090-2386-0148 URL：http://konohana-artsfarm.net

代表者：大川輝

2 | 主たる活動領域：

■「まちづかい」。地域の人たちに説明する場合は「まちづくり」という言葉を使うが、いわゆる「まちづくり」ではない。

■若手アーティストの支援。若い作家の「種」を此花で育てていくこと。個々の作家のサポート、此花で場所を持って活動する人たちのサポート。

3 | とくに力を入れている活動内容：

■モトタバコヤの管理運営。2012年9月にリニューアルオープンしたスペース。メインは「お試し暮らし」の運営。その他、カフェ、ショップが入る、シェアショップも併設。

4 | 活動資金：会費、事業収入、補助金、民間助成

5 | 2012年度時点での専従職員：

0人。正確には、「団体」ではなく、個人の集まりでやっているため。

6 | 直近の年度の総収入：(1) 0円

7 | これまでにかかった、大阪府もしくは大阪市の文化事業：

年度・事業名：2009年～2012年度 このはなアートプロジェクト（此花区）

プログラム名：アートワークショップ（毎年1つの企画出店）

*企画立案で区と関わるのは、個人の仕事として行っている。

8 | その際、困ったこと：

〈此花区の事業について〉アーティスト謝礼や、材料費等の事業の予算組をもう少し手厚くできる制度になれば、と感じたことがある。例えば区が主催のイベントにアーティストを呼んだ場合、アーティストに支払える額は半日で数百円、1日数千円程度という決まった額がある。講師の種類やランク（能力の違いなど）、実施する内容によって、もう少し予算が投入されるような制度があればと思う。せっかく此花区で企画をして活発に動いているのに、もったいないと思う事があった。

9 | 大阪アーツカウンシルのことを知っているか：

しくみや、役割などは詳しく分からないが、動きがあることは身近な人たちから聞いて知っていた。

10 | 大阪アーツカウンシルに期待する役割：

■〈此花区の事業について〉企画の実施などにおいて此花区を使って欲しい。2008年から4年間かけて少しずつアーティストや、建築、ギャラリーなどさまざまな活動をしている人たちが集まってきている。地域の人たちとのつなぎ役としても活動していきたいので、人材の面でも場所の面でも此花区をもっと使ってほしい。

■専門委員やアートマネージャーには、その分野の権威で現場は引退しているような人ではなく、現場のしぐらみがあったとしても新しく面白いことを柔軟に取り入れていける40代前半くらいまでの人がいてほしい。活動が活発になり、大阪がより元気づけられると思う。

11 | 大阪アーツカウンシルにどんな形で参画したいか：

何かやりたいと思っている人と地域の人々をつなぐ役割を担いたい。大阪市内でアーティスト・イン・レジデンスをやりたい、という要望があがったときには、積極的に此花に招いて、レジデンスを受け入れたい。

その他:

■「此花アーツファーム」は、個人の集まりであり、団体ではない。自分が事務局長、広報などを NO ARCHITECTS (ノーアーキテツツ/西山広志・奥平桂子) が担う。メインは「お試し暮らし」の管理運営。新たに此花で活動を始めたいというアーティストなどへの物件紹介や、設計施工/デザインなどを POS (大川氏) や NO ARCHITECTS で担う場合がある。

■「見つけ!このはな」の主催は「見つけ!このはな実行委員会」。事務局を此花アーツファームが担うため、関わっているメンバーは同じだが、予算立てが全く別。

■ 行政からの支援はいろいろな形があると思うが、とくに金銭的な支援を受ける場合は、此花アーツファームを NPO 法人化することとセットで活動の継続を考える必要があると思っている。しかし NPO 法人化は今コアメンバーとして動いている人材だけでは力不足・能力不足で、行政からの直接支援を受けられる体制にはない。したがってアーツカウンシルでのお金の話はあまり直接関係がないと感じている。

此花で活動する人たちはほとんどがアーティストで、自分の生活や仕事を持ちながら、アーティストとしての活動を行っている。さらにその上に NPO 法人のような団体の運営をしていくことはまだまだ困難な状況。

2008 年に此花の活動が始まり、つい最近、あるアーティストに活動が続けられ広がってきていることを初めて褒めてもらえた。自分たちなりにかなり頑張っているが、もどかしく感じることもある。20 代後半から 30 代前半の人たち、社会人としてはまだまだ若いと言われる人たちが、50 代以上の権威ある人たちに振り回されず、お伺いを立てずとも、活動を推進していけるような状況が作れたらと思っている。

6 NPO 法人大阪現代舞台芸術協会 (DIVE)

ヒアリング実施日: 2013 年 3 月 14 日

ヒアリング回答者: 理事長 岩崎正裕氏 | 副理事長 笠井友仁氏

1 | 基本情報:

団体名: NPO 法人大阪現代舞台芸術協会 (DIVE)

所在地: 〒542-0083 大阪市中央区東心齋 2-1-27 周防町ウイングス 5 階 C 号室

設立年月: (NPO 法人の場合は認証年月) 2005 年 6 月

電話番号: 06-6211-5995 URL: <http://www.ocpa-dive.com/>

代表者: 理事長 岩崎正裕

2 | 主たる活動領域: 現代舞台芸術

3 | とくに力を入れている活動内容:

阪神間を拠点とする商業劇団 40 団体の加盟体による主催事業・交流事業等

4 | 活動資金: 会費

5 | 2012 年度時点での専従職員: 0 人 (理事 7 名)

6 | 直近の年度の総収入: (3) 100 万円以上 ~ 500 万円未満

7 | これまでにかかわった、大阪府もしくは大阪市の文化事業:

年度・事業名: 精華演劇祭 2006 年 2 月から

プログラム名: 同上

年に 3 回開催される演劇祭のうち、1 回を DIVE がプログラムしていた。

8 | その際、困ったこと:

■ 大阪市立の公共劇場がないこと。精華小劇場やフェスティバルゲートなど、文化施設を財政難のために売却した。劇場がない中で、現代演劇に対する環境整備のノウハウが大阪市の中で蓄積されていくのか、疑問である。そして大阪市の公共劇場がなくなった

ことで、近隣都市の劇場が大阪の劇団で埋まっている。例えば兵庫県伊丹市のアイホールには、東京の劇団からも、大阪でできないから共催にしてくれとオファーが来ている。劇場がないことで、アーティストを外に逃がしている。「文化のドーナツ化現象」が起こっている。

■ 文化施策に対する長期的理念がないこと。市自体に、アートに対する具体的な戦略がない。市の方針が、時の為政者によって大きく変わってしまう。芸術文化振興アクションプランも10年と言われていたが、5年で方針転換になっている。計画の変更が悪いとは思わないが、これまでの経緯をみていると方針なき市政と言わざるを得ない。また市の方と仕事をする中で「前任者当時のこととお聞きしておりません」というのが慣用句化してしまっている。担当の方もすぐ異動になるので、長期的な展望が維持されず、ノウハウも蓄積されない。

9 | 大阪アーツカウンシルのことを知っているか：

「大阪でアーツカウンシルをつくる会」が開かれているというのは、数年前から知っていた。「アーツカウンシル」という言葉自体は、以前からよく耳にしていた。

10 | 大阪アーツカウンシルに期待する役割：

■ 長期的プランの提示と発言力。アーティストがある程度中長期的な視野に立てる助成の仕方が必要。大阪市の施策でよく「10年」という数字を耳にするが、(フェスティバルゲート、精華小劇場など)過去の例から考えても10年間同じ施策をとることは難しいように思う。そのためアーティストに対する助成は、アーティストが3年から5年という見通しを立てられる助成にした方が動きやすいのではないかと。また府市統合したときに、アーツカウンシルは、経済の変動に紛らわされることなく、「文化予算は落としません」という方針のうえで発言力を持っていないといけない。究極的にアートとは何かというところをアーツカウンシルの委員が常に提示しないとけない。観光資源になるだけでなく、アートとして何を世界に打ち出していくかという長期的展望が必要。アーツカウンシルが文化予算全体のパイが少ないという現状をアピールする役割を持っていないといけない。

■ パワーバランスと独立性。専門性のある人を何人迎え入れるか、そのパワーバランスや配置が問われる。アーツカウンシルを府市から建設的にどのように独立させるかが問題。橋下市長が変わったらなくなってしまうのではないかと思える。

■ 調査と評価。毎年どれくらいの劇団や演劇人が大阪から東京に流出したかを調査してほしい。東京と肩を並べることができる大阪の都市格をつけたいといけない。そのためのアーツカウンシルになって欲しい。

■ 助成・特区・ネットワーク構築。劇団に助成するだけでなく、民間の劇場にも助成していくことも必要ではないか。経済特区だけでなく文化特区をつくれればよいのでは。～区は野外劇がしやすいとか、道路規制を緩和して映画をとりやすくするとか。またアーツカウンシルがアイデアを出すための広いテーブル、ネットワークをつくる機会になればいいのではないかと。

11 | 大阪アーツカウンシルにどんな形で参画したいか：

DIVEは現代演劇の実演家の集合体であるから、その経験を活かして専門委員を出したり、調査員として、実情を話したり、公演を調査する役割もできる。また委員は、若手や中堅のアーティストというよりは経験豊富な方がいい。さらには委員のもとに、調査員5名くらいはつかないといけない。

7 ドットアーキテクト

ヒアリング実施日：2013年3月12日

ヒアリング回答者：代表 家成俊勝氏

1 | 基本情報：

団体名：ドットアーキテクト

所在地：〒559-0011 大阪市住之江区北加賀屋5-4-12

設立年月：(NPO 法人の場合は認証年月) 2004年

電話番号：06-6686-1446 URL：http://dotarchitects.jp

代表者：家成俊勝

2 | 主たる活動領域：建築設計

3 | とくに力を入れている活動内容：

広くいろんな人(タイプ/ジャンル/専門家)とかかわれるプロジェクトに多くかかわっている。通常の設計では、単なるクライアントと設計士という2者で完結することがほとんどなので、そうではない現場がたくさんあることは大切にしている。例えば「たんぼの家」などは、障がい者とかかわりがあったり、展示構成などではアーティストやキュレーター、制作などさまざまな人との交流がある現場。

4 | 活動資金：事業収入(建築設計など)

5 | 2012年度時点での専従職員：3名

6 | 直近の年度の総収入：

個人事業主の集まりのため総収入は不明。今後、法人化の予定。

7 | これまでにかかわった、大阪府もしくは大阪市の文化事業：

年度・事業名：2012年度 おおさかカンヴァス推進事業 2012(大阪府)

プログラム名：中之島ホテル 西野達

内容：基本設計

年度・事業名：2005年度 第3回 大阪・アート・カレイドスコープ(大阪府)

プログラム名：第3回 大阪・アート・カレイドスコープ "do art yourself"

内容：会場設営

年度・事業名：2010年度 現代芸術創造事業 Breaker Project(大阪市)

プログラム名：絶滅危惧・風景(大阪市立近代美術館(仮称)心齋橋展示室)

内容：展示設営

年度・事業名：2008年度 中之島ピクニック

主催：財団法人大阪21世紀協会(現・公益財団法人関西・大阪21世紀協会)

企画運営：NPO法人remo、制作：NPO法人 recip

内容：会場設計・設営

8 | その際、困ったこと：

■ 事業側の担当者が複数名おられたので、指示連絡系統が複雑で、誰とやりとりをすれば話が進むのかが分からなくなることがたびたびあった。

■ 構造家との相談を行った上で基本設計の図面を作成。設計報酬をいただいたが、一般的な仕事と比較すると設定された金額が低く感じられた。しかし、アーティストとの個人的なつながりがあり、また新たな方々との関係作りができる現場であったので引き受けた。

9 | 大阪アーツカウンシルのことを知っているか？

知らなかった。「アーツカウンシルをつくる会」が活動していることは知っていた。

10 | 大阪アーツカウンシルに期待する役割：

現場に入ることが多いので、ボランティアベースではなくきちんと費用が支払われる仕組みづくり。担当者が明確で、意思決定や、指示系統が明確な現場づくり。

11 | 大阪アーツカウンシルにどんな形で参画したいか：

現場があり、依頼されれば、設計・施工としてかかわるが、自ら企画を持ち込むことは考えていない。先入観かもしれないが、行政発注の仕事は規制・制約が増えたり（現場や来場者の安全性などが最優先されていることは理解しているが）、連絡・指示系統が複雑になったり、手続きが複雑になって現場以外での手間が増幅するのはもったいないと考えている。企画することはできないが、よりよい現場作り、よりよい作品作りのためにかかわっていききたい。

その他：

これまでアート NPO、ギャラリーなどアートにまつわるさまざまな現場で仕事をしている。例えば、個人的な関係が元にあるクライアントや、担当者や団体自体の顔が見えている相手との仕事はお金の面もシビアに気にする事無く、楽しみながらできる。一方、新しい関係性の中で仕事をする場合は、現場の意思疎通やクライアントとのコミュニケーションなどがうまくいくとよい現場になる。特にアートの現場などは、さまざまな制約がある中で、アーティストも、現場担当者も、主催者側もみんなが前向きに進めていけるような現場づくりがなされていくことを期待している。

8 | ブレーカープロジェクト

ヒアリング実施日：2013 年 3 月 13 日

ヒアリング回答者：代表 雨森信氏

1 | 基本情報：

団体名：ブレーカープロジェクト実行委員会

所在地：〒557-0001 大阪府大阪市西成区山王 1-5-31 新・福寿荘内

設立年月：2003 年活動開始、2004 年実行委員会設立

電話番号：070-5046-8667 URL：http://breakerproject.net

代表者：雨森信

2 | 主たる活動領域：地域密着型アートプロジェクト（現代の実験的な美術や音楽など）

3 | とくに力を入れている活動内容：

アートと社会、地域の人々をつなぐ実験的な表現活動（アウトリーチ）と広い意味での人材育成。

4 | 活動資金：大阪市、財団法人地域創造、他助成団体

5 | 2012 年度時点での専従職員：

専従職員（事務局長）1 名 | ディレクター 1 名 | 非常勤職員 3 名 | 非常勤の専門職員 3 名

6 | 直近の年度の総収入：(5) 1000 万円以上～3000 万円未満

7 | これまでにかかわった、大阪府もしくは大阪市の文化事業：

年度・事業名：2003 年～継続中 芸術まちづくり拠点事業

プログラム名：ブレーカープロジェクト

8 | その際、困ったこと：

■ 単年度事業であったため、長期的な見通し、展望が持ちづらかったこと。こういった事業は、地域に根ざし、関係をつくりながら進めていくことではじめて成果が出てくるものなので。

■（財）大阪都市協会の解散、それ以降、大阪城ホールに移管された文化振興部がなくなったことで、現場と行政をつなぐ、中間セクションがなくなり、市と直接やりとりをするようになったこと。

■ 大阪市の文化振興のアクションプランが2011年から新たに変わっているが、現場に即しておらず、現場がプランに合わせないといけない状況にあること。

9 | 大阪アーツカウンシルのことを知っているか：はい

10 | 大阪アーツカウンシルに期待する役割：

■ 上記のような、現場と行政をつなぐ中間セクションの存在は重要だと思う。

■ アーツカウンシルが施策と現場をつなぐ役割を果たし、条例、アクションプラン、実践の現場との連携が可能になることを期待する。また評価軸を作るにあたって、現場との連携があればよい。

11 | 大阪アーツカウンシルにどんな形で参画したいか：

■ 上述のような政策提言、アクションプラン、評価軸といったもの、あるいはアーツカウンシルのしくみを一緒に作っていけるようなところまでかかわれないと、現場の人間としては意味がないと思う。

9 山本能楽堂

ヒアリング実施日：2013年3月19日

ヒアリング回答者：事務局 山本佳誌枝氏

1 | 基本情報：

団体名：公益財団法人 山本能楽堂

所在地：〒540-0025 大阪市中央区徳井町1-3-6

設立年月：昭和2年創設、平成18年財団法人化、平成21年公益財団法人化

電話番号：06-6943-9454 URL：<http://www.noh-theater.com/>

代表者：山本章弘

2 | 主たる活動領域：伝統芸能 能楽

3 | とくに力を入れている活動内容：能楽の公演、普及。

4 | 活動資金：公演収入のほか、文化庁、大阪府芸術文化振興補助金、賛助会費など

5 | 2012年度時点での専従職員：専従職員5名

6 | 直近の年度の総収入：(6) 3000万円以上

7 | これまでにかかわった、大阪府もしくは大阪市の文化事業：

年度・事業名：平成18年度～継続、「大阪ナイトカルチャー」事業、

現在は共催：大阪商工会議所、大阪市、協力：財団法人大阪コンベンション協会

プログラム名：「初心者のための上方伝統芸能ナイト」

8 | その際、困ったこと：

ない。大阪市、大阪商工会議所、コンベンション協会の方と、初心者向けの公演を立ち上げ、継続してきた。収益がでにくい規模だが、ゼロから公演を立ち上げ、自立し、継続していく方法を当初から一緒に考えてくださっている。平成18年度から、大阪市には「初心者のための上方伝統芸能ナイト」の4カ国語の字幕をつけてもらっている。これは民間の一体ではできなかったこと。強いて言えば、公演に赤字が出た場合、赤字部分

を援助してくれたらありがたいと思う（助成金に関しては、赤字の半額助成というのは苦しいところではある。また、同じ公演で複数の助成金受けると額が減ったりする）。また、一番最初に受けた助成金は大阪府の楽座事業であったが、助成を受けることで初めての事業を実現することができ、感謝している。同じ事業は現在も継続して実施しており、今月10回目の公演を迎える。

9 | 大阪アーツカウンシルのことを知っているか：

橋下市長の発言は新聞記事で簡単には知っていた。また、大阪21世紀協会が手を上げたことも知っていた。

10 | 大阪アーツカウンシルに期待する役割：

新しい事業を立ち上げるときに応援する仕組みを作ってもらえたらと思う。新しいことにチャレンジするときお金はかかる。軌道に乗るまでの部分を支援する仕組みがあれば。また事業を立ち上げるときに、気軽に事業の運営の方法や、応援して頂ける内容（助成金も含め）について相談に行けたりする場になればと思う。事業を始めた当初は、相談するにもどこに相談に行けば良いのか窓口もわからず、手探りでやってきたので。

11 | 大阪アーツカウンシルにどんな形で参画したいか：

かかわれないと思っていたので、考えたことがない。自分のできることをできる範囲でやっていることや、今までの経験を、お伝えしたりすることはできるけれど。

その他：

「開かれた能楽堂」を目指して、graf様、安井建築設計事務所様の設計により、文化庁の事業として現在3年間の改修工事を行っている。改修工事が終われば、よりいろんな方に知っていただいて、気軽に利用していただき、交流の場にして頂ければと願っている。また、「上方伝統芸能ナイト」公演を始めるまでは考えていなかったが、続けるうちに能楽以外の、落語、講談、浪曲など色んなジャンルの古典芸能の演者の方との繋がりができ、上方伝統芸能全般に対する関心や愛着もでてきた。その魅力を、いろんな側面で伝え、発信していけたらと思う。また、能楽堂には、これまでの資料が集積しているので、今回の事業でライブラリーを設置し、その資料を一般に公開し、劇場と研究施設が一体化したライブラリーとして機能していければと計画している。能の普及に関しては、アーティストの視点が入ることで、「現代に生きる魅力的な芸能」として、違った側面が描き出されることを実感している。現代美術の中西美穂さん、池田朗子さん、井上信太さん、藤

本隆行さんとの出会いは大きかった。公演の舞台美術も、舞台照明も能を大切に思って制作して下さり、ワークショップを通して新しい地域密着型の能の表現や新たな可能性を体現して下さった。650年続いている能には、能面や衣装など美術品の要素が蓄積されており、アーティストが入ることでその可能性が広がり、アートそのものの魅力も開花するように感じている。

10 輪音プロジェクト

ヒアリング実施日：2013年3月16日

ヒアリング回答者：代表 田中冬一郎氏

1 | 基本情報：

団体名：輪音プロジェクト（以前はNPOだったが、現在は任意団体として活動）

所在地：大阪市北区中津2-8中津リバーサイドコーポA棟511

設立年月：（NPO法人の場合は認証年月）2007年3月17日

電話番号：090-6248-9967 URL：http://waonproject.jimdo.com/

代表者：田中冬一郎

2 | 主たる活動領域：

■ 地域、企業、行政に対するサポート&提案活動

■ 表現者に対するサポート&提案活動

■ 関西圏及び全国の表現者達のネットワーキング活動

3 | とくに力を入れている活動内容：能楽の公演、普及。

■ クリエイティブツーリズム。関西圏のオルタナティブスペースをまち歩きでめぐる企画などを継続実施中（AAF2012採択事業）

■ 住み開き。まちおこし、社会起業など様々な分野のゲストを招いたトークを月2回程度開催中

4 | 活動資金：各イベント参加者収入

5 | 2012年度時点での専従職員：なし

6 | 直近の年度の総収入：(3) 100万円以上～500万円未満

7 | これまでにかかわった、大阪府もしくは大阪市の文化事業：

年度・事業名：2010～2011年（2010年7月開設、2012年3月終了）

大阪市芸術創造活動支援事業

プログラム名：アートインフォメーション&サポートセンター 中之島4117

企画委員として、伝書鳩 vol.1、伝書鳩 vol.2 を開催。個人的に関わってきた活動としては、水都大阪2009、DOORS。

8 | その際、困ったこと：

■ 市側の担当者が毎年変わり、その事前年度の実績や、事業に関するコミュニケーションがほぼゼロベースに戻ってしまったこと。

■ 評価軸が不明瞭だった。個人としては民間企業の会社員としての立場も持っているもので、芸術という評価が難しい事業だとしても、より具体的な目標や、こうしたことを実現してほしいという指針の対話があればよかったのでは。4117の事業予算内で、具体的に自分達が何を達成すべきなのかが不明瞭だった。例えば、担当した『伝書鳩』ではまだ知名度が高くないアーティストを数多く起用したが、より集客数を増やす別企画の方がよかったのだろうか？など。もやもや感が残る途中での最終年度となった。

■ 企画を採用された当初は3カ年計画と聞いていたが、市政の変化で結果としては2年で事業が終わってしまった。その為、企画内容は3カ年開催を前提に考えていたのに、途中で終わってしまったような状況となってしまった。

9 | 大阪アーツカウンシルのことを知っているか？

はい（「アーツカウンシルをつくる会」のことも関係者から聞いて知っていた）

10 | 大阪アーツカウンシルに期待する役割：

■ 組織自体の継続性。これまでの大阪府・市の文化施策は当初の計画よりも、短い期間で終了してしまうことが多々みられた。今回のアーツカウンシルも急ごしらえの印象を受けているので、これまでの文化施策のように短い期間で終了してしまわず、まず継続してほしい。

■ 公平性の保持。組織がスタートしてすぐに全てが100点満点、というわけには現実的にはいかならないと思うが、改善を重ねる事で機会・財源など公平性を保って運営されていくことを望んでいる。

■ 運用がしっかりできる組織。すぐれたシステムが整備されても、運用がまちがっていたり、うまくいかなければ、組織の役割を果たせないと思う。公平性や透明性が保たれ、よりよい運営ができるような運用面もしっかりと考えていく組織を目指してほしい。

■ ビジネスで通常使われるような集客・利益率など一般的な評価軸も一方では必要だと考える。しかし、アートの分野においては、それだけでは先進的な表現活動、作品などが排除されるおそれがある。一般的な手法ではない、アートならではの評価軸を作るた

めに専門家がさまざまな尺度を主張していったほしい。

■ 4117のような間口の広い相談窓口を行政の事業として行っていたことは、実はとても貴重なことだったと感じている。さまざまなジャンルのアート、活動の形などに対し幅広く相談に乗ってくれるよろず相談所のような所はあまりないので、そのような機能もアーツカウンシルの中で復活させられたらよいと思う。

11 | 大阪アーツカウンシルにどんな形で参画したいか：

団体としての輪音プロジェクトは特定分野の専門家集団ではなくて、ネットワーク組織。大阪以外の地域や、アート以外のカテゴリーとの協働及びマーケティング面などで協力できる可能性がある。また個人としては金融業界での業務経験や知識で貢献できればと考えている。

3-2

大阪アーツカウンシル 報告・説明会
参加者アンケート調査

東京都、高槻市、大阪市で実施した「大阪アーツカウンシル 報告・説明会」においては、参加者アンケート調査を実施した。有効回答率は3回とも50%を超えており、参加者の関心の高さがうかがえる。日ごとの集計結果は以下のとおりである。

1 「大阪アーツカウンシル 報告・説明会」

2013年3月15日 | 3331 Arts Chiyoda

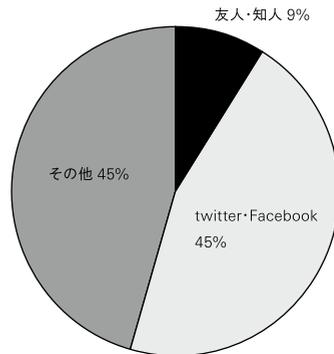
参加名 20名 | アンケート回収 11枚 | 有効回答率 55.0%

Q1

本日の報告・説明会をどうやって知りましたか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- (1) チラシ (2) 新聞・テレビ・ラジオ (3) 行政の広報物 (4) 友人・知人
(5) ホームページ (6) twitter・Facebook (7) その他 []

項目	度数	%
チラシ	0	0%
新聞・テレビ・ラジオ	0	0%
行政の広報物	0	0%
友人・知人	1	9%
ホームページ	0	0%
twitter・Facebook	5	45%
その他	5	45%
無回答	0	0%
無効回答	0	0%
計	11	100%



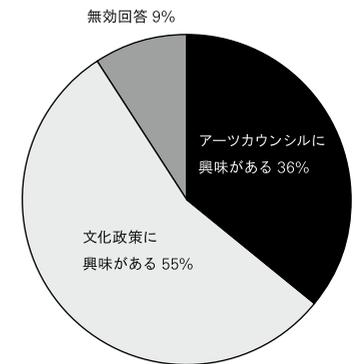
その他: CP-NET (2件) | nextHP (1件) | メーリングリスト (1件) | ご案内 (1件)

Q2

本日の報告・説明会に参加しようと思った理由は何ですか。
あてはまるもの1つに○をつけてください。

- (1) アーツカウンシルに興味がある (2) 文化政策に興味がある
(3) この会場の催しに興味がある (4) アートNPOの活動に興味がある
(5) 友人・知人に誘われた (6) その他 []

項目	度数	%
アーツカウンシルに興味がある	4	36%
文化政策に興味がある	6	55%
この会場の催しに興味がある	0	0%
アートNPOの活動に興味がある	0	0%
友人・知人に誘われた	0	0%
その他	0	0%
無回答	0	0%
無効回答	1	9%
計	11	100%



Q3

大阪アーツカウンシルに期待する役割は何ですか。
あてはまるもの3つまでに○をつけてください。

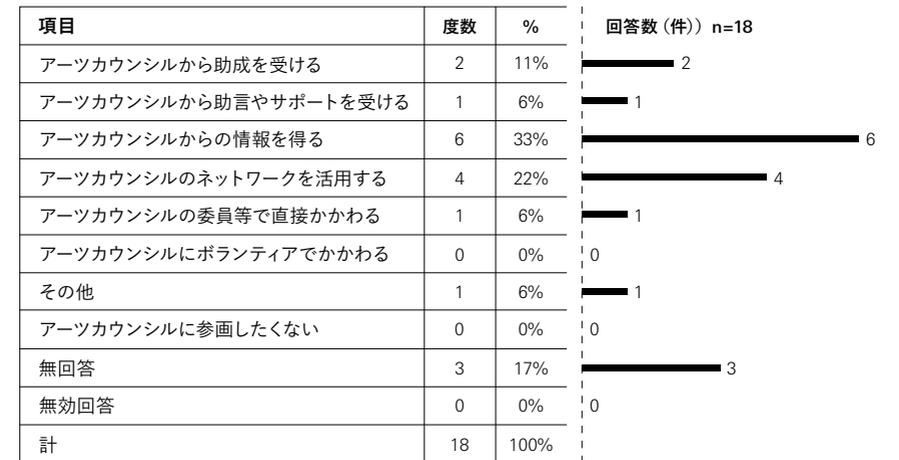
- (1) 事業への助成 (2) 文化情報の集約・発信 (3) 活動団体のネットワークづくり
(4) 新たな文化施策の企画 (5) 文化振興のビジョンの提示 (6) 事業評価
(7) 現場に即した実態調査 (8) その他 [] (9) なし



Q4

大阪アーツカウンシルにどんな形で参画したいですか。
あてはまるもの3つまでに○をつけてください。

- (1) アーツカウンシルから助成を受ける (2) アーツカウンシルから助言やサポートを受ける
(3) アーツカウンシルからの情報を得る (4) アーツカウンシルのネットワークを活用する
(5) アーツカウンシルの委員等で直接かかわる (6) アーツカウンシルにボランティアでかかわる
(7) その他 [] (8) アーツカウンシルに参画したくない



その他：見守る！

Q5

その他、ご意見・ご感想がありましたら、お書きください(裏面もお使いください)。

| コンテンポラリーアートの評価を十分にできるような体制づくりにしてください。| 行政の積極的な支援に期待します。| やって見ないとわからないし、時間がかかると思います。
| 考え抜かれた仕組みがどのように活用され、機能するのか期待します。| 機関としての継続性も気になりました。

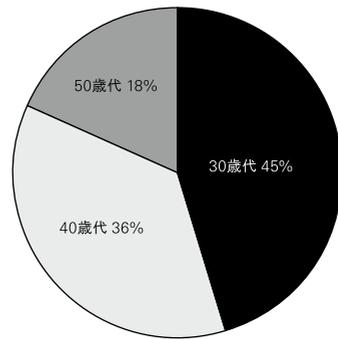
Q6

ご自身について伺います。

1 | 年齢

- (1) 10 歳代 (2) 20 歳代 (3) 30 歳代 (4) 40 歳代 (5) 50 歳代
(6) 60 歳代 (7) 70 歳代 (8) 80 歳以上

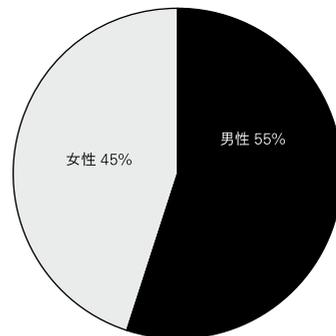
項目	度数	%
10 歳代	0	0%
20 歳代	0	0%
30 歳代	5	45%
40 歳代	4	36%
50 歳代	2	18%
60 歳代	0	0%
70 歳代	0	0%
80 歳代	0	0%
無回答	0	0%
無効回答	0	0%
計	11	100%



2 | 性別

- (1) 男性 (2) 女性

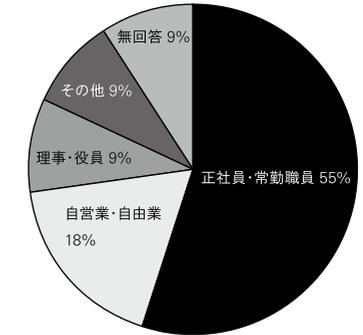
項目	度数	%
男性	6	55%
女性	5	45%
無回答	0	0%
無効回答	0	0%
計	11	100%



3 | 業種

- (1) 学生 (2) 正社員・常勤職員 (3) 自営業・自由業 (4) 理事・役員
(5) 主婦・家事手伝い (6) パート・アルバイト (7) 派遣社員・契約社員
(8) 無職 (9) その他 []

項目	度数	%
学生	0	0%
正社員・常勤職員	6	55%
自営業・自由業	2	18%
理事・役員	1	9%
主婦・家事手伝い	0	0%
パート・アルバイト	0	0%
派遣社員・契約社員	0	0%
無職	0	0%
その他	1	9%
無回答	1	9%
無効回答	0	0%
計	11	100%

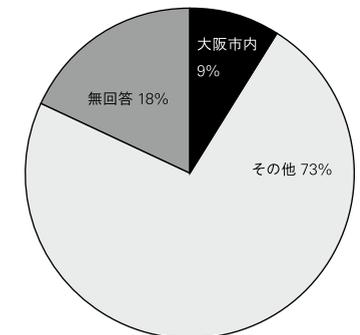


その他：NPO 職員

4 | お住まい

- (1) 大阪市内 [] (2) 大阪府内 [] 市・町・村
(3) その他 [] 県 [] 市・町・村

項目	度数	%
大阪市内	1	9%
大阪府内	0	0%
その他	8	73%
無回答	2	18%
無効回答	0	0%
計	11	100%



その他：東京都 (6 件) 千葉県 (1 件) 埼玉県 (1 件)

2 「大阪アーツカウンシル 報告・説明会」

2013年3月17日 | 高槻現代劇場

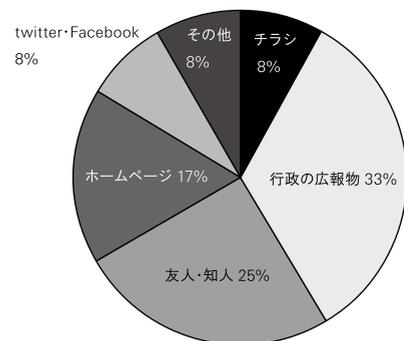
参加名 23名 | アンケート回収 12枚 | 有効回答率 52.2%

Q1

本日の報告・説明会をどうやって知りましたか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- (1) チラシ (2) 新聞・テレビ・ラジオ (3) 行政の広報物 (4) 友人・知人
(5) ホームページ (6) twitter・Facebook (7) その他 []

項目	度数	%
チラシ	1	8%
新聞・テレビ・ラジオ	0	0%
行政の広報物	4	33%
友人・知人	3	25%
ホームページ	2	17%
twitter・Facebook	1	8%
その他	1	8%
無回答	0	0%
無効回答	0	0%
計	12	100%



その他：高槻現代劇場（1件）

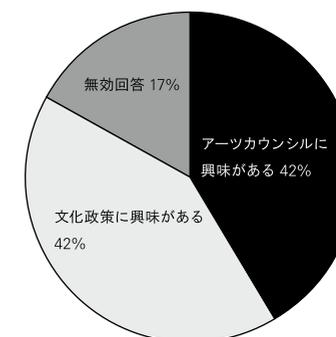
Q2

本日の報告・説明会に参加しようと思った理由は何ですか。

あてはまるもの1つに○をつけてください。

- (1) アーツカウンシルに興味がある (2) 文化政策に興味がある
(3) この会場の催しに興味がある (4) アートNPOの活動に興味がある
(5) 友人・知人に誘われた (6) その他 []

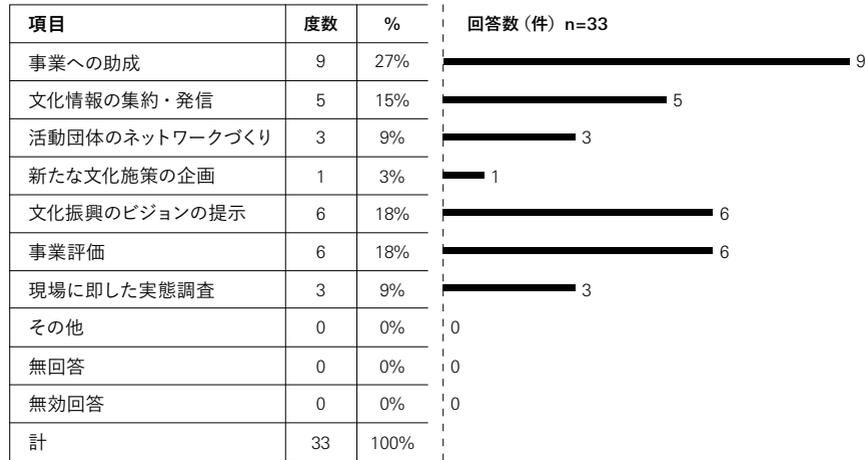
項目	度数	%
アーツカウンシルに興味がある	5	42%
文化政策に興味がある	5	42%
この会場の催しに興味がある	0	0%
アートNPOの活動に興味がある	0	0%
友人・知人に誘われた	0	0%
その他	0	0%
無回答	0	0%
無効回答	2	17%
計	12	100%



Q3

大阪アーツカウンシルに期待する役割は何ですか。
あてはまるもの3つまでに○をつけてください。

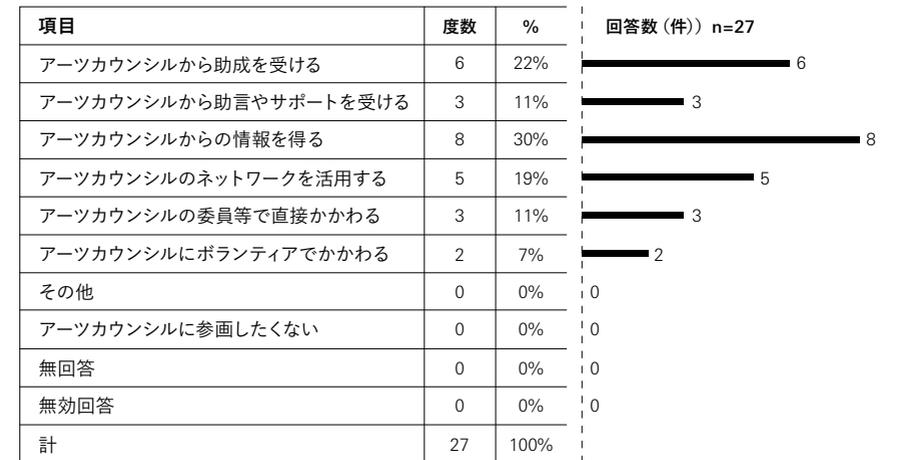
- (1) 事業への助成 (2) 文化情報の集約・発信 (3) 活動団体のネットワークづくり
(4) 新たな文化施策の企画 (5) 文化振興のビジョンの提示 (6) 事業評価
(7) 現場に即した実態調査 (8) その他 [] (9) なし



Q4

大阪アーツカウンシルにどんな形で参画したいですか。
あてはまるもの3つまでに○をつけてください。

- (1) アーツカウンシルから助成を受ける (2) アーツカウンシルから助言やサポートを受ける
(3) アーツカウンシルからの情報を得る (4) アーツカウンシルのネットワークを活用する
(5) アーツカウンシルの委員等で直接かかわる (6) アーツカウンシルにボランティアでかかわる
(7) その他 [] (8) アーツカウンシルに参画したくない



Q5

その他、ご意見・ご感想がありましたら、お書きください(裏面もお使いください)。

「国民が豊かに暮らす一つの方法ですが至上主義の問題そしてインフレからデフレへの価値観の違いをどの様に見るかによって決まる。」市民の民意を代表しうる専門委員の「アーツマネージャーの選定」文化と政策のややこしそうな関係をかいまみる事ができました。「大変勉強になりました。」

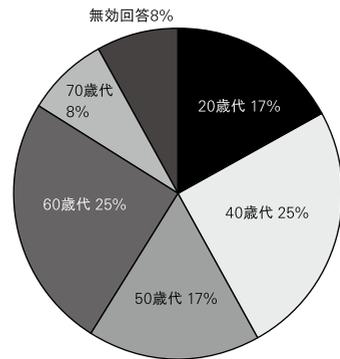
Q6

ご自身について伺います。

1 | 年齢

- (1) 10 歳代 (2) 20 歳代 (3) 30 歳代 (4) 40 歳代 (5) 50 歳代
(6) 60 歳代 (7) 70 歳代 (8) 80 歳以上

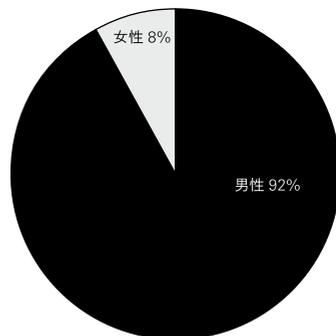
項目	度数	%
10 歳代	0	0%
20 歳代	2	17%
30 歳代	0	0%
40 歳代	3	25%
50 歳代	2	17%
60 歳代	3	25%
70 歳代	1	8%
80 歳代	0	0%
無回答	0	0%
無効回答	1	8%
計	12	100%



2 | 性別

- (1) 男性 (2) 女性

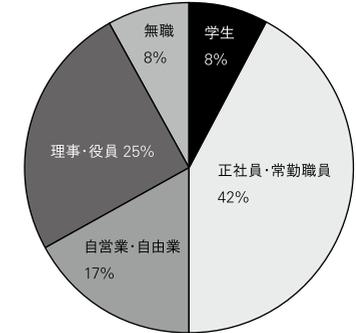
項目	度数	%
男性	11	92%
女性	1	8%
無回答	0	0%
無効回答	0	0%
計	12	100%



3 | 業種

- (1) 学生 (2) 正社員・常勤職員 (3) 自営業・自由業 (4) 理事・役員
(5) 主婦・家事手伝い (6) パート・アルバイト (7) 派遣社員・契約社員
(8) 無職 (9) その他 []

項目	度数	%
学生	1	8%
正社員・常勤職員	5	42%
自営業・自由業	2	17%
理事・役員	3	25%
主婦・家事手伝い	0	0%
パート・アルバイト	0	0%
派遣社員・契約社員	0	0%
無職	1	8%
その他	0	0%
無回答	0	0%
無効回答	0	0%
計	12	100%

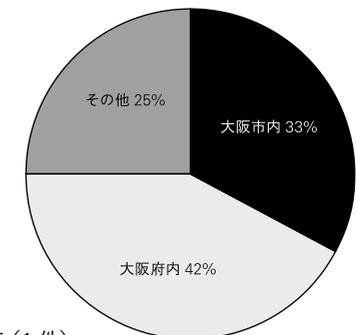


その他：NPO 職員

4 | お住まい

- (1) 大阪市内 [] (2) 大阪府内 [] 市・町・村
(3) その他 [] 県 [] 市・町・村

項目	度数	%
大阪市内	4	33%
大阪府内	5	42%
その他	3	25%
無回答	0	0%
無効回答	0	0%
計	11	100%



その他：兵庫県 (2 件) 京都府 (1 件)

3 「大阪アーツカウンシル 報告・説明会」

2013年3月20日 | 江之子島文化芸術創造センター

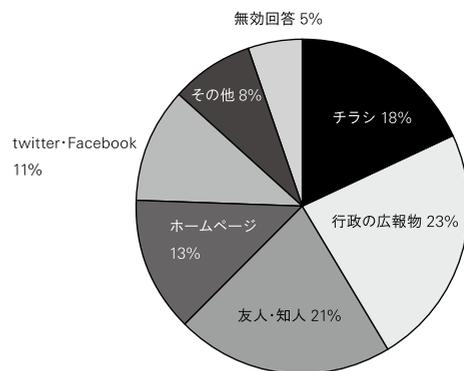
参加名 121名 | アンケート回収 61枚 | 有効回答率 50.4%

Q1

本日の報告・説明会をどうやって知りましたか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- (1) チラシ (2) 新聞・テレビ・ラジオ (3) 行政の広報物 (4) 友人・知人
(5) ホームページ (6) twitter・Facebook (7) その他 []

項目	度数	%
チラシ	11	18%
新聞・テレビ・ラジオ	0	0%
行政の広報物	14	23%
友人・知人	13	21%
ホームページ	8	13%
twitter・Facebook	7	11%
その他	5	8%
無回答	0	0%
無効回答	3	5%
計	61	100%



その他：文化団体（1件） 私の属している団体に案内がきて（1件）

大文連からの FAX（1件） 回答なし（2件）

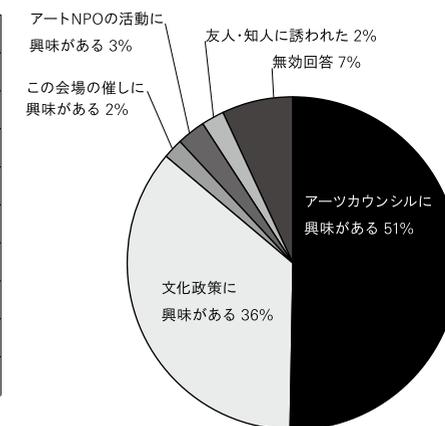
Q2

本日の報告・説明会に参加しようと思った理由は何ですか。

あてはまるもの1つに○をつけてください。

- (1) アーツカウンシルに興味がある (2) 文化政策に興味がある
(3) この会場の催しに興味がある (4) アートNPOの活動に興味がある
(5) 友人・知人に誘われた (6) その他 []

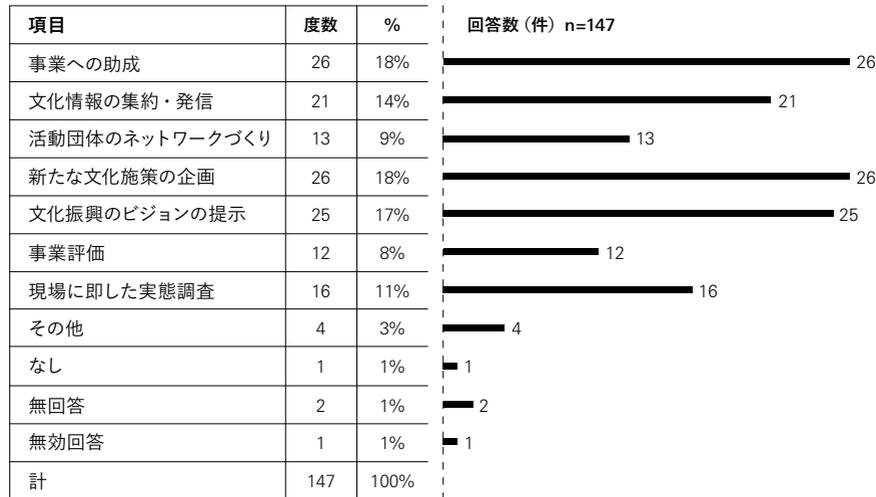
項目	度数	%
アーツカウンシルに興味がある	31	51%
文化政策に興味がある	22	36%
この会場の催しに興味がある	1	2%
アートNPOの活動に興味がある	2	3%
友人・知人に誘われた	1	2%
その他	0	0%
無回答	0	0%
無効回答	4	7%
計	61	100%



Q3

大阪アーツカウンシルに期待する役割は何ですか。
 あてはまるもの3つまでに○をつけてください。

- (1) 事業への助成 (2) 文化情報の集約・発信 (3) 活動団体のネットワークづくり
 (4) 新たな文化施策の企画 (5) 文化振興のビジョンの提示 (6) 事業評価
 (7) 現場に即した実態調査 (8) その他 [] (9) なし

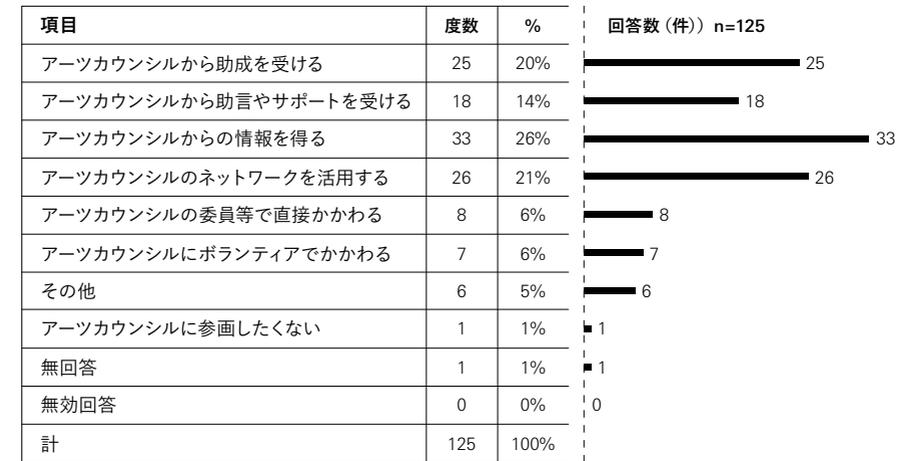


その他： | 市民の参加。投資（寄付）と効果把握（委員参加）としての見える化とシビックプライドの向上策 | ファンディング（アツカン自身が企業や海外から資金を調達する（できる）しくみ） | 事業評価は少人数な体制であることから危険だと思う。元新聞社の方と同意見。 | 社会とアートのブリッジ | 地域外です

Q4

大阪アーツカウンシルにどんな形で参画したいですか。
 あてはまるもの3つまでに○をつけてください。

- (1) アーツカウンシルから助成を受ける (2) アーツカウンシルから助言やサポートを受ける (3) アーツカウンシルからの情報を得る (4) アーツカウンシルのネットワークを活用する (5) アーツカウンシルの委員等で直接かかわる (6) アーツカウンシルにボランティアでかかわる (7) その他 [] (8) アーツカウンシルに参画したくない



その他： | 企業としての貢献可能性。個人としての貢献可能性。（まだ具体的にわからないが） | 今はピンときません。 | どのような組織ができるかによって変わります。 | つかずはなれず（アームスレングス） | 地域外です

Q5

その他、ご意見・ご感想がありましたら、お書きください（裏面もお使いください）。

・イギリス的なものではないとの事だったが、その方向を目指すべきだろう。府市が文化行政に後退的な現状の中でよくやられているなどと思う。

・条例により守られているとは言え、ACの提言を首長が「ボクの感性に合わない!」と言ってグシャ!とつぶしたりはしないか危惧しています。

・「期待」もそうですが、「論点」が参加者の中からバランスよく出てきたことが、とてもよかったです。

・“正解がない”まったくです。やっていくしかないのですかね。まじめにけんきょに。

・助成する団体だけでなく、アツカン自身がお金を増やす仕組みがあれば良いと思う。

・部会長、アーツマネージャーの立場を聞いて、大阪府・市もあまり本気ではないと勘じました。「なあんだ!」という感じですね。ACは、府市の補助金の判定・評価だけやってください。府市の担当者はどうお感じなのでしょう。頑張ってくださいね。

・大阪府知事や大阪市長が組織のトップにならないような、組織にはならないのだろうか、と思います。

・この会を受託されたスタッフの皆様、お疲れ様でした。お世話して下さい、ありがとうございました。

・本来的なアーツカウンシルなら大いに賛同し、協力もしたいと期待したが、府市が一体となって組織の形と予算の少なさにがっかりしました。

・イギリスのような規模で実現されるのであれば期待できるが、予算とそこから作れる体制規模では、片寄った評価になりかねない。太下さん、木ノ下さん、弘本さん、吉本さん、山口さんの貴重なお話が聞けて大変勉強になりました。吉本さんのお話で最後の最後にすごく期待もてました。

・必要なだけの金を出してからやれ。ただ同然で人に仕事をさせるな。

・お話を聞きながらふっと思いました。アーツカウンシルとは直接関係ない疑問ですが、文化行政に関わっている人達の中で、こどもの時、文化芸術に触れた人はどのくらいいるのでしょうか。子どもの時に文化芸術に触れていない人が何か豊かなものを作れるだろうか。児童文化芸術に関しても高く関心を持ってサポートしてほしいです。

・アーツカウンシルができるのであれば、やはり広く長期的に文化の発展を考えていただきたいと思います。私は舞台芸術の制作として関わっています。舞台芸術には助成金があるなど、支援・評価の仕組みはあります。そしてそれによって多くのアーティストが助かっていることは事実です。しかし、用途が限られていることなどから、狙った成果が十分

に挙げられているかなどの疑問があります。例えば作家・演出家・役者・制作などのギャランティには大阪市の助成金は使えません。そうすると助成を得られても、スタッフの謝礼などにしか回っていきにくいという問題があります。結果的に大阪の演劇界ではスタッフは何とか食べていける謝礼を受け取っているが、作品を主体的に作っている劇団、作家、演出家、役者はギャランティを得ることが難しくなっています。結果的にこのような人は東京などに活路を見出していくことになります。長くなりましたが、助成のシステムが環境全体にどういった影響を与えているか、狙った効果が得られているかを常に評価し、改善していってほしいです。

・最後の吉本さんの意見に深く納得しました。

・府担当者の方の「文化振興会議の下に」という表現が、H25年度は評価機能を中心に稼働させるという内容とあわせて気がかりに思いました。体のよい行政の出先機関にされなければよいのですが。余計な心配であることを願います。後半の内容はどれも興味深く、ACに留まらず、芸術と社会の関係について考えさせられた。ただし質疑は頂けない。アサダさんが悪いとは思わないが、アジテーションや自己の考えをアピールすることに時間をさかれるくらいなら、もっと様々な人からの多様な質問をききたかった。長時間お疲れ様でした。

・文化振興計画ができていないのにアーツカウンシルが動き出しているのはおかしいのではないか。

・評価の基準はその都度、柔軟に変化すればいい。責任（覚悟）のある評価とそれをプレゼンテーションする能力を期待します。

・今回の催しを友人から聞くまで、アーツカウンシルの活動を知らなかった。その活動を一般に広く知ってもらうためのPR方法を一考されては如何？

・最後に大阪市足立課長がおっしゃられた中に「文化振興計画の『枠組み』の中でアーツカウンシルを～」とありましたが、とても気になる発言でした。発足前からアーツカウンシルの独立性は保障されていないのではないのでしょうか。低予算で人材の質を落とし大阪の文化縮小させるだけの組織になるような気がしてなりません。

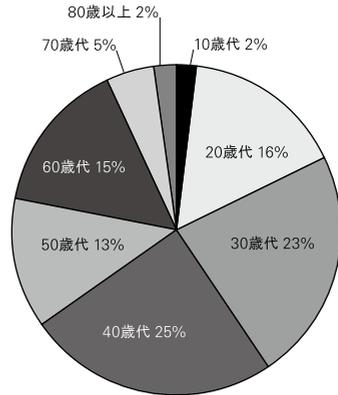
Q6

ご自身について伺います。

1 | 年齢

- (1) 10 歳代 (2) 20 歳代 (3) 30 歳代 (4) 40 歳代 (5) 50 歳代
(6) 60 歳代 (7) 70 歳代 (8) 80 歳以上

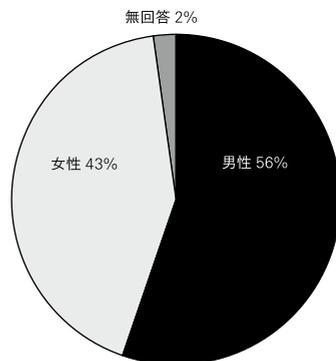
項目	度数	%
10 歳代	1	2%
20 歳代	10	16%
30 歳代	14	23%
40 歳代	15	25%
50 歳代	8	13%
60 歳代	9	15%
70 歳代	3	5%
80 歳代	1	2%
無回答	0	0%
無効回答	0	0%
計	61	100%



2 | 性別

- (1) 男性 (2) 女性

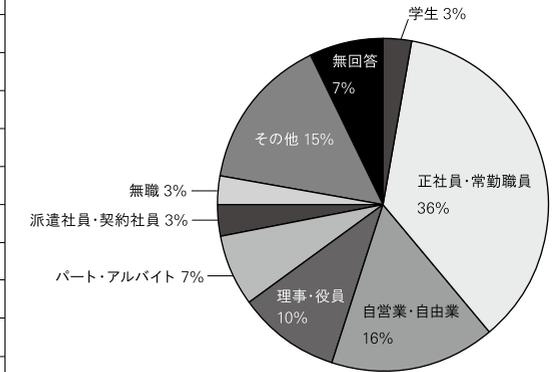
項目	度数	%
男性	34	56%
女性	26	43%
無回答	1	2%
無効回答	0	0%
計	61	100%



3 | 業種

- (1) 学生 (2) 正社員・常勤職員 (3) 自営業・自由業 (4) 理事・役員
(5) 主婦・家事手伝い (6) パート・アルバイト (7) 派遣社員・契約社員
(8) 無職 (9) その他 []

項目	度数	%
学生	2	3%
正社員・常勤職員	22	36%
自営業・自由業	10	16%
理事・役員	6	10%
主婦・家事手伝い	0	0%
パート・アルバイト	4	7%
派遣社員・契約社員	2	3%
無職	2	3%
その他	9	15%
無回答	4	7%
無効回答	0	0%
計	61	100%

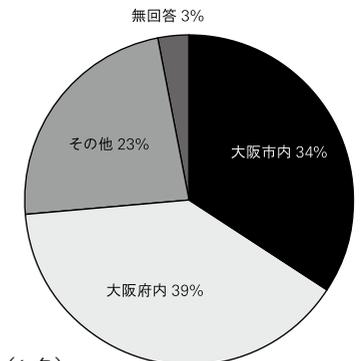


その他：役者・演出家・制作 (5 名) NPO 職員 (1 名) 教員 (1 名)

4 | お住まい

- (1) 大阪市内 [] (2) 大阪府内 [] 市・町・村
(3) その他 [] 県 [] 市・町・村

項目	度数	%
大阪市内	21	34%
大阪府内	24	39%
その他	14	23%
無回答	2	3%
無効回答	0	0%
計	61	100%



その他：兵庫県 (8 名) 京都府 (3 名)
滋賀県 (1 名) 東京都 (1 名) 岡山県 (1 名)



3-3

芸術文化活動に対する
助成制度調査

芸術文化活動への助成事業を行っている国内自治体と民間事業者に対し、助成プログラムの内容と審査・評価方法についてアンケート調査およびヒアリング調査を実施した。調査概要と集計結果は以下のとおりである。

1 調査概要

調査内容 | 芸術文化活動への助成事業の内容と審査・評価方法

調査方法 | アンケート調査¹とヒアリング調査

調査対象 | 公共的団体（国と都道府県・政令指定都市）の文化担当部署、および民間の文化団体

調査方法 | 解答用紙の郵送、ウェブサイト入力、word データの送付のいずれかで記述回答

調査期間 | 2013年3月20日～29日

配布数 | 209

回答数 | 70（回答率 33.5%）このうち5団体にヒアリングを実施（3団体のインタビュー掲載）

有効回答数（助成プログラムあり） | 49（有効回答率 23.4%）

団体種別助成プログラム数

		総配布数	回答数	助成プログラムあり	回答のあったプログラム数
公共団体		67	38	19	34
民間団体	民間出費	111	15	14	29
	行政出費	31	17	16	18
計		209	70	49	81

アンケート調査は、団体の概要と助成事業について、プログラムごとに記述式で回答する形式を採用した。回答者への負担が大きくなることが懸念されたが、さまざまな助成プログラムの内容、審査・評価方法に関する基礎資料を収集するためには最適な方法と判断し、協力を依頼することとした。調査票の質問項目は「Ⅰ団体概要」「Ⅱ助成プログラム」「Ⅲ審査と評価」の3パート（全18項目）で作成し、公共的団体（国と都道府県・政令指定都市）の文化担当部署および民間の文化団体の計209団体に郵送で送付した。

調査票の送付直後から、都道府県・政令指定都市の文化担当者から「特定の団体に補助金を抛出しているが、これは記入するのか」といった内容の問合せが相次いだ。今回の調査では公募プログラムを想定していたため、非公募のものに関しては回答を見送っていただくこととした。一方、回答のあった公共的団体38団体のうち、一般公募による助成プログラムを実施していることが確認できたのは半数の19団体だった²。こうした経緯からは、少なからぬ公共的団体で公募によらない補助金事業が行われている現状がうかがえる。

最終的に、公共的団体38、民間団体32の計70団体から回答があり、そのうち公募による助成プログラムを実施していたのは49団体、プログラム総数は81だった。調査期間を考慮すれば多くの団体の協力を得ることができたのだが、現在の日本の芸術文化事業の基礎資料を網羅的に収集できたわけではない。そこで本報告書では、まず「3-2集計結果」の中で、今後の情報共有のための土台づくりとして、(1) 回答団体とその助成プログラムの一覧を掲載するとともに、(2) 平成25年度より大阪アーツカウンシルで「評価」事業が開始されることをふまえ、質問項目「Ⅲ審査と評価」に絞った回答一覧表を作成、その中から注目すべき取り組みをピックアップした。

さらに「3-3インタビュー」では、公募による助成プログラムや文化政策における評価のあり方に関する新しい取り組みの事例として、民間団体の中から公益財団法人セゾン文化財団の片山正夫氏、主として行政出資の団体から「アーツカウンシル東京（公益財団法人東京都歴史文化財団）」の石綿祐子氏、そして在阪の民間団体の中から一般財団法人おおさか創造千島財団の野口絵里子氏に実施したインタビューを掲載する。

- 1 本調査では、回答内容に不十分な点があった場合も、時間の都合上、追加調査は行っていない。
- 2 回答のうち、助成プログラムなしとの回答（8団体）、記入がなかったもの（8団体）、特定の団体のみ交付している補助金事業（3団体）、外郭団体の実施している助成プログラムへの補助金事業（1団体）については、公募による助成プログラムなしとカウントし、3-2の表1で団体名称のみ掲載している。

2 集計結果

1 回答のあった団体

表 1 アンケート回答またはヒアリングにご協力いただいた団体一覧

(部署名は 2013 年度の名称を掲載)

■都道府県					■政令指定都市				
都道府県	部署名	〒	住所	電話番号	市	部署名	〒	住所	電話番号
青森県	環境生活部県民生活文化課文化・NPO 活動支援グループ	030-8570	青森市長島 1-1-1	017-734-9207	仙台市	市民局文化スポーツ部文化振興課	980-8671	宮城県仙台市青葉区二日町 1-23 アーバン ネット勾当台ビル 3 階 二日町第 4 仮庁舎	022-214-6139
宮城県	環境生活部消費生活・文化課文化振興班	980-8570	仙台市青葉区本町 3-8-1	022-211-2527	横浜市	文化観光局文化振興部 文化観光局創造都市推進部	231-0015	神奈川県横浜市中区尾上町 1-8 関内新井ビル 6 階	文化振興部 045-671-3714 創造都市推進部 045-671-3863
山形県	企画振興部県民文化課文化振興担当	990-8570	山形市松波 2-8-1	023-630-3156	川崎市	市民・子ども局市民文化室	210-8577	神奈川県川崎市川崎区宮本町 1	044-200-2029
茨城県	生活環境部生活文化課文化振興担当	310-8555	水戸市笠原町 978-6	029-301-2824	相模原市	市民局文化振興課	252-5277	神奈川県相模原市中央区中央 2-11-15	042-769-8202
埼玉県	県民生活部文化振興課	330-9301	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-2887	浜松市	市民部文化政策課	430-8652	静岡県浜松市中区元城町 103-2	053-457-2417
千葉県	環境生活部県民交流・文化課文化振興班	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2408	京都市	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	604-8571	京都府京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488	075-366-0033
東京都	生活文化局文化振興部企画調整課	163-8001	新宿区西新宿 2-8-1	03-5388-3151	神戸市	市民参画推進局文化交流部	650-8570	兵庫県神戸市中央区加納町 6-5-1	078-322-5165
神奈川県	県民局くらし県民部文化課	231-8588	横浜市中区日本大通 1	045-210-3808	岡山市	市民局文化振興課	700-8544	岡山県岡山市北区大供 1-1-1	086-803-1054
新潟県	県民生活・環境部文化振興課	950-8570	新潟市中央区新光町 4-1	025-280-5138	広島市	市民局文化スポーツ部文化振興課	730-8586	広島県広島市中区国泰寺町 1-6-34	082-504-2500
富山県	生活環境文化部文化振興課	930-8501	富山市新総曲輪 1-7	076-444-3454	北九州市	市民文化スポーツ局文化振興課	803-8501	福岡県北九州市小倉北区城内 1-1	093-582-2389
長野県	企画部生活文化課芸術文化係	380-8570	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7442	福岡市	経済観光文化局文化振興部	810-8620	福岡県福岡市中央区天神 1-8-1	092-711-4665
岐阜県	環境生活部人づくり文化課	500-8570	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-8241	熊本市	観光文化交流局文化振興課	860-8601	熊本県熊本市中央区手取本町 1-1	096-328-2039
愛知県	県民生活部文化芸術課	460-8501	名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6183					
三重県	環境生活部文化振興課拠点連携班	514-8570	津市広明町 13	059-224-2233					
京都府	文化環境部文化芸術振興課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町	075-414-4219					
兵庫県	企画県民部県民文化局芸術文化課	650-8567	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-3171					
奈良県	地域振興部文化振興課	630-8501	奈良市登大路町 30	0742-27-8478					
鳥取県	文化観光局文化政策課	680-8570	鳥取市東町 1-220	0857-26-7839					
広島県	環境県民局文化芸術課	730-8511	広島市中区基町 10-52	082-513-2719					
山口県	スポーツ・文化局文化振興課	753-8501	山口市滝町 1-1	083-933-2695					
徳島県	県民環境部文化スポーツ立県とくしま文化振興課	770-8570	徳島市万代町 1-1	088-621-2119					
香川県	政策部文化振興課	760-8570	高松市番町 4-1-10	087-832-3784					
愛媛県	企画振興部文化・スポーツ振興課	790-8570	松山市一番町 4-4-2	089-912-2970					
福岡県	新社会推進部県民文化スポーツ課	812-8577	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3382					
佐賀県	文化・スポーツ部文化課	840-8570	佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7236					
宮崎県	総合政策部文化文教・国際課	880-8501	宮崎市橘通東 2-10-1	0985-26-7117					

■主として行政出資の団体

助成団体名 URL	〒	住所	電話番号
独立行政法人日本芸術文化振興会 http://www.ntj.jac.go.jp	102-8656	東京都千代田区隼町 4-1	03-3265-7411
公益財団法人青森学術文化振興財団 http://www16.ocn.ne.jp/~aogaku/	030-0822	青森県青森市中央 1-22-5 青森市役所企画調整課内	017-723-3593
公益財団法人宮城県文化振興財団 http://www.miyagi-hall.jp/zaidan/zaidantop.htm	980-0803	宮城県仙台市青葉区国分町 3-3-7 東京エレクトロンホール宮城内	022-225-8641
公益財団法人仙台市市民文化事業団 http://www.bunka.city.sendai.jp	981-0904	宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘 3-27-5 仙台市青年文化センター内	022-276-6778
アーツカウンシル東京(公益財団法人東京都歴史文化財団) http://www.artscouncil-tokyo.jp/ja/	130-0026	東京都墨田区両国 3-19-5 シュタム両国 3 階	03-6240-2292
公益財団法人横浜芸術文化振興財団 http://fp.yafjp.org	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町 2 産業貿易センタービル 1 階	045-221-0212
公益財団法人新潟県文化振興財団 http://www.niigata-bunka.jp/ncf/	951-8132	新潟県新潟市中央区一番堀通町 3-13	025-228-3577
公益財団法人岐阜県教育文化財団 http://www.g-kyoubun.or.jp	500-8384	岐阜県岐阜市藪田南 5-14-53 ふれあい福寿会館 第 2 棟 9 階	058-277-1139
公益財団法人静岡県文化財団 http://www.shizuoka-cf.org	422-8005	静岡県静岡市駿河区池田 79-4	054-203-5710
公益財団法人ひろしま文化振興財団 http://www.h-bunka.or.jp/zaidan/hirobutop.htm	730-0051	広島県広島市中区大手町 1-5-3	082-249-8385
財団法人広島市未来都市創造財団 http://www.cf.city.hiroshima.jp	730-0812	広島県広島市中区加古町 4-17 アステールプラザ内	082-244-0750
公益財団法人山口きらめき財団 http://y-kirameki.or.jp	753-0082	山口県山口市水の上町 1-7 水の上庁舎 2 階	083-929-3600
公益財団法人置屋百年記念香川県文化芸術振興財団 http://kagawa-arts.or.jp	760-8570	香川県高松市番町 4-1-10 香川県文化振興課内	087-832-3785
公益財団法人愛媛県文化振興財団 http://www.ecf.or.jp	790-0843	愛媛県松山市道後町 2-5-1	089-923-5111
公益財団法人福岡市文化芸術振興財団 http://www.ffac.or.jp	810-0802	福岡県福岡市博多区中州中島町 3-10 福岡消防会館 6 階	092-263-6300
一般財団法人熊本県芸術文化振興会	862-0941	熊本県熊本市中央区出水 2-5-1 熊本県文化協会内	096-383-0600
公益財団法人沖縄県文化振興会 http://www.okicul-pr.jp	901-1105	沖縄県南風原町字新川 148-3 沖縄県公文書館内	098-888-3888

■民間団体

助成団体名 URL	〒	住所	電話番号
公益財団法人アサヒグループ芸術文化財団 http://www.asahibeer.co.jp/csr/philanthropy/ab-art/index.html	130-8602	東京都墨田区吾妻橋 1-23-1	03-5608-5202
公益財団法人稲盛財団 http://www.inamori-f.or.jp	600-8411	京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620 COCON 烏丸 7 階	075-353-7272
公益財団法人大桑教育文化振興財団 http://www.okuwa.net/zaidan/	641-8501	和歌山県和歌山市中島 184-3 オークワ本社内	073-425-3394
一般財団法人おおさか創造千島財団 http://www.chishimatochi.info/found/	559-0011	大阪府大阪市住之江区北加賀屋 2-11-8 千島ビル 4 階	06-6681-7806
公益財団法人岡三加藤文化振興財団	514-0018	三重県津市中河原 454-1	059-223-1513
公益財団法人音楽鑑賞振興財団 http://pioneer.jp/onkan/	157-0076	東京都世田谷区岡本 2-32-15 松本記念音楽迎賓館内	03-5717-6885
公益財団法人カメイ社会教育振興財団 http://www.kameimuseum.or.jp/foundation/	980-0022	宮城県仙台市青葉区五橋 1-1-23	022-264-6543
公益財団法人五島記念文化財団 http://www.gotoh-mf.or.jp	150-0043	東京都渋谷区道玄坂 1-21-6 南平台東急ビル 3 階	03-3477-6671
財団法人親和銀行ふるさと振興基金	857-0806	長崎県佐世保市島瀬町 10-12	0956-25-7049
公益財団法人セゾン文化財団 http://www.saison.or.jp	104-0061	東京都中央区銀座 1-16-1 東貨ビル 8 階	03-3535-5566
公益財団法人日本国際交流センター http://www.jcie.or.jp/japan/	106-0047	東京都港区南麻布 4-9-17	03-3446-7781
公益財団法人福武教育文化振興財団 http://www.fukutake.or.jp/ec/	700-0807	岡山県岡山市北区南方 3-7-17 株式会社ベネッセコーポレーション本社内	086-221-5254
公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団 http://www.bunkazai.or.jp	110-0007	東京都台東区上野公園 12-50	03-5685-2311
公益財団法人平和堂財団 http://heiwado-z.jp	522-8511	滋賀県彦根市小泉町 31 株式会社平和堂本部内	0749-23-4575
公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団 http://www.meijiyasuda-qol-bunka.or.jp	160-0023	東京都新宿区西新宿 1-9-1 明治安田生命新宿ビル	03-3349-6194

表 2 審査と評価の各項目についての一覧

■都道府県・政令指定都市

都道府県 市	部署名	主なプログラム名	選考方法	活動現場の 評価方法	事後評価、 フォローアップ
埼玉県	県民生活部文化振興課	埼玉県文化活動サポート団体助成事業ほか 4 件	審査委員会	現地視察	アンケート、 同窓会
千葉県	環境生活部県民交流・文化課文化振興班	伝統芸能ふれあい体験事業ほか 1 件	審査会	現地視察	特になし
神奈川県	県民局くらし県民部文化課	神奈川県文化芸術活動団体事業補助金、同賛助金	審査委員	現地視察	特になし
新潟県	県民生活・環境部文化振興課	新潟県文化団体事業費補助金ほか 1 件	なし	現地視察	特になし
富山県	生活環境文化部文化振興課	地域文化力向上・活性化支援事業	なし	特になし	特になし
愛知県	県民生活部文化芸術課	愛知県文化活動事業費補助金	審査会	現地視察	特になし
三重県	環境生活部文化振興課拠点連携班	三重県文化振興基金活用事業	書面	特になし	実績報告
京都府	文化環境部文化芸術振興課	文化力チャレンジ補助金	審査委員会		
兵庫県	企画県民部県民文化局芸術文化課	芸術文化活動支援事業ほか 5 件	書類		
奈良県	地域振興部文化振興課	新たな文化活動チャレンジ補助金			
徳島県	県民環境部文化スポーツ立県 とくしま文化振興課	文化立県とくしま推進事業	選考委員会	特になし	特になし
福岡県	新社会推進部県民文化スポーツ課	ふくおか県民文化祭	実行委員会 事務局		実績報告
宮崎県	総合政策部文化文教・国際課	地域の芸術文化環境づくり支援事業ほか 1 件			
横浜市	文化観光局文化振興部	文化芸術による地域づくり事業	審査会	広報誌	シンポジウム
横浜市	文化観光局創造都市推進部	横浜市映画祭開催支援事業ほか 1 件	審査会	特になし	現地視察
相模原市	市民局文化振興課	相模原市文化芸術発表・交流活動支援事業	選考委員会	実績報告	特になし
京都市	文化市民局文化芸術都市推進室 文化芸術企画課	京都市芸術文化特別奨励制度			
神戸市	市民参画推進局文化交流部	まちの再生・活性化に寄与する文化芸術創造・創作 支援助成ほか 1 件	審査会議	現地視察	事業報告会
北九州市	市民文化スポーツ局文化振興課	北九州市文化振興基金奨励事業	検討会	実績報告、 現地視察	特になし
熊本市	観光文化交流局文化振興課	熊本市舞台芸術助成事業			

2 審査と評価の方法について

次に、回答のあった助成プログラムから、名称とジャンル³、審査と評価の各項目についての一覧⁴を作成した(表 2)。審査と評価については、「⑮審査・選考委員等の選定方法と審査・選考の方法」、「⑯採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価」、「⑰採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み」への回答から、それぞれの項目に関する記述を抜粋したものである。

- 3 公共的団体、主として行政出資の民間団体は広範なジャンルを対象としているケースが多いため、分類は民間団体に対してのみ行っている。なおこの際の分類は調査者が行った。
- 4 作成にあたっては表記統一を図っている。オリジナルの回答は助成プログラム一覧を参照されたい。なお空白は無回答。

■主として行政出資の団体

名称	主なプログラム名	選考方法	活動現場の 評価方法	事後評価、 フォローアップ
独立行政法人日本芸術文化振興会	芸術文化振興基金による助成事業、 文化芸術振興費補助金による助成事業	専門委員会	<u>ピックアップ1</u>	準備中
公益財団法人青森学術文化振興財団	青森学術文化振興財団助成事業	審査委員会	特になし	事業報告
公益財団法人宮城県文化振興財団	文化団体海外公演等支援事業	審査会	特になし	特になし
公益財団法人仙台市民文化事業団	支援・助成・協力事業	審査会	現地視察、 情報誌掲載	視察、情報誌
アーツカウンシル東京 (公益財団法人東京都歴史文化財団)	東京芸術文化創造発信助成	カウンシルボード	<u>ピックアップ2</u>	検討中
公益財団法人横浜市芸術文化振興財団	アーツコミッション・ヨコハマ助成事業	審査会	<u>ピックアップ3</u>	
公益財団法人新潟県文化振興財団	文化活動支援助成金	審査委員会	実績報告、 現地視察	実績報告、現地視察
公益財団法人岐阜県教育文化財団	文化振興事業助成金	認定審査会	特になし	特になし
公益財団法人静岡県文化財団	ふじのくに文化芸術振興補助金	審査会	現地視察	特になし
公益財団法人ひろしま文化振興財団	文化活動助成事業	審議会	現地視察	特になし
財団法人広島市未来都市創造財団	広島市未来都市創造財団文化活動助成事業	審査会	現地視察、記録	特になし
公益財団法人山口きらめき財団	きらめき活動助成事業	現在検討中	現在検討中	現在検討中
公益財団法人置鳥百年記念香川県 文化芸術振興財団	文化芸術振興活動費助成金	審査委員会	該当なし	該当なし
公益財団法人愛媛県文化振興財団	文化活動活性化支援助成金	選定委員会	現地視察	フォローアップ票
公益財団法人福岡市文化芸術振興財団	FFAC ステップアップ助成プログラム	審査会	現地視察	報告会
公益財団法人沖縄県文化振興会	沖縄文化活性化・創造発信支援事業補助金	アドバイザー ボード、委員会	報告会	<u>ピックアップ4</u>

ピックアップ1: 独立行政法人日本芸術文化振興会

活動現場の評価

「当振興会が行う文化芸術活動に対する助成事業をより効果的なものとするため、平成23年度から専門的な知識や調査研究に基づく助言、情報提供等を行うプログラムディレクター（PD）及びプログラムオフィサー（PO）を配置し、審査基準案の作成、助成対象活動の調査分析、公演調査の実施及び助成対象団体との意見交換等を行っている。対象区分：文化芸術振興費補助金（トップレベルの舞台芸術創造事業）、対象分野：平成23年度は上記事業の音楽分野、舞踊分野が対象。平成24年度に演劇分野、伝統芸能・大衆芸能も対象に拡大。なお、今後、芸術文化振興基金事業も対象する予定」

ピックアップ2: アーツカウンシル東京

活動現場の評価

「プログラムオフィサーが実際に観に行き評価を実施、レポートを作成している。ポイントは、作品のクオリティと、公演の実施状況と、どれだけ発信力や革新性のある企画だったかなど。また、別途アーツカウンシル東京の人材育成事業である「アーツアカデミー」の調査員（特任PO）も、各助成作品を観て評価レポートを作成する」（3-3にインタビュー掲載）

■民間出資の団体

名称	主なプログラム名	選考方法	活動現場の 評価方法	事後評価、 フォローアップ
公益財団法人アサヒグループ芸術文化財団	独創的、先駆的な美術展覧会、音楽会、 舞台公演等への助成	選考委員会	現地視察	
公益財団法人稲盛財団	研究助成	委員会	事業報告	総会出席、会報
公益財団法人大桑教育文化振興財団	文化活動に対する援助（和歌山県）	選考委員会		事業報告
一般財団法人おおさか創造千島財団	創造活動助成、スペース助成	選考委員会	面談、現場視察	今後随時検討
公益財団法人岡三加藤文化振興財団	三重県における科学技術に関する研究等及び 文化活動に対する助成	選考委員会	現地視察、 事業報告	事業報告
公益財団法人音楽鑑賞振興財団	音楽鑑賞教育振興論文・作文募集	選考委員会	成果物を取りま とめていくフォ ローアップ	報告会
公益財団法人五島記念文化財団	五島記念文化賞	選考委員会		個展等への助成他
財団法人親和銀行ふるさと振興基金	親和銀行ふるさと振興基金（長崎県）	選考委員会	ニュースリリース	
公益財団法人セゾン文化財団	セゾン・フェローほか3件	アドバイザーボード	面談	現地視察、レポート
公益財団法人日本国際交流センター	ティファニー財団賞ほか1件	審査員	モニタリング	公開セミナー
公益財団法人福武教育文化振興財団	文化活動助成ほか4件	審査会	現地視察	発表会
公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	文化財保存修復助成ほか3件	事業委員会	現地調査	特になし
公益財団法人平和堂財団	文化・芸術活動への助成（滋賀県）			
公益財団法人明治安田クオリティオブライフ 文化財団	地域の伝統文化保存維持費用助成ほか2件	選考委員会	申請書	実績報告

ピックアップ3: 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

活動現場の評価、事後評価やフォローアップ

「事後ヒアリング、アーツコミッション・ヨコハマ所有のアーティスト・アーカイブへの登録」「アーツコミッション・ヨコハマ」は、横浜市が開設し、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団が運営しているもので、「アーティスト・クリエイター・NPO・企業・学校など様々な創造活動を行っている方々（創造の担い手）をサポート（中間支援）している」

ピックアップ4: 公益財団法人沖縄県文化振興会

事後評価やフォローアップ

「プログラムディレクター、プログラムオフィサーによるフォローアップを行っており、事業効果を高めるアドバイス等行っている。これら取り組みを、アドバイザーボードでも助言を受けている」

3 インタビュー

1 公益財団法人セゾン文化財団

— I 団体の概要 —

- 01 設置年 1987年
- 02 法人形態 公益財団法人(2009年～)
- 03 堤清二氏の出捐による個人財団として設立、資産運用益から助成金を拠出
- 04 事務局以下の職務(あるいは部課)、雇用形態、職員数(2013年3月1日現在)

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
常務理事	1人		1人
事業部			9人
プログラム・ディレクター	1人		
プログラム・オフィサー	2人		
プログラム・アシスタント	1人		
プログラム・コーディネーター		1人	
森下スタジオマネジャー	3人		
森下スタジオアシスタント・マネジャー		1人	
管理部	1人		2人
管理部長	1人		
管理部長			

計 12人

- 05 年間運営費(2012年度予算ベース、事業費、人件費を含む) 2億3592万円
- 年間助成事業費(2012年度予算ベースの助成交付金額の計) 6000万円

06 設置目的

当財団は、芸術・文化活動に対する支援を通じ、新しい価値の創造と、人々の相互理解の促進に寄与することを目的としている

— II 助成プログラム —

07 (i) 芸術家への直接支援(セゾン・フェロー、サバティカル)

セゾン・フェロー:2008年開始(前身の「年間助成プログラム」は1992年開始)

サバティカル:2005年開始

08 プログラムの目的

セゾン・フェロー(ジュニア・フェロー、シニア・フェロー):演劇界、舞踊界での活躍が期待される劇作家、演出家、振付家の創造活動支援

サバティカル:劇作、演出、振付の専門家にサバティカル(休暇・充電)期間を設ける

09 対象となる活動

セゾン・フェロー:創造活動全般

サバティカル:海外での休暇・充電

10 対象者の要件

ジュニア・フェロー

- ・日本に活動の拠点を置いている
- ・35歳以下
- ・申請時点で過去3作品以上の公演実績がある

シニア・フェロー

- ・日本に活動の拠点を置いている
- ・45歳以下
- ・申請時点で過去3作品以上の公演実績がある
- ・以下のいずれかの要件を満たしている

「劇団/ダンスカンパニーの主宰者としてセゾン文化財団の助成歴がある」「戯曲賞/演出家賞/振付家賞等の受賞歴がある」「海外の著名なフェスティバルのメイン部門での招聘歴がある」

サバティカル

・日本を拠点に活動する劇作、演出、振付の専門家として5年以上の活動歴を有する個人

共通

・営利を目的とする活動は対象とならない

・地域振興を主な目的とするイベント、活動の対象が特定の観客に限られる事業は対象とならないか、審査の際に優先順位が低くなる

11 助成金額の考え方、または上限金額

ジュニア・フェロー：100万円／年、2年間継続

シニア・フェロー：250～300万円（2012年度実績）／年、3年間継続

サバティカル：100万円を上限

12 助成対象経費

セゾン・フェロー：芸術家個人が直接かかわる舞台芸術の活動。使途はフェローと相談のうえ決定

サバティカル：渡航・滞在費用の一部

13 2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

ジュニア・フェロー：申請件数 62、採択件数 7

シニア・フェロー：申請件数 37、採択件数 9 セゾン・フェロー計 3150万円

サバティカル：申請件数 3、採択件数 1 計 100万円

07 プログラム(ii) パートナースHIP・プログラム(創造環境整備、国際プロジェクト支援)

創造環境整備：1993年開始

国際プロジェクト支援：2008年開始（前身の「国際交流プログラム」は1996年開始）

08 目的

創造環境整備：現代演劇・舞踊界のシステムの改善、人材育成、情報交流など芸術創造を支える環境の整備

国際プロジェクト支援：現代演劇・舞踊の分野における国際プロジェクトへの支援

09 対象となる活動

創造環境整備：システム改善、人材育成、情報交流等

国際プロジェクト支援：国際協働創造事業等

10 対象者の要件

創造環境整備

・現代演劇・舞踊界が現在抱えている問題点を明らかにし、具体的な解決方法を提案する事業および森下スタジオを活用する事業

・公演、特定の対象や目的のためのワークショップは対象外

国際プロジェクト支援

・事業のパートナーが日本と海外双方に決定しており、申請時点で国際交流事業の実績をもつ個人／団体

・日本と海外のアーティスト間の協働事業で、複数年継続して作業が進展していくプロジェクトを優先

11 助成金額の考え方、または上限金額

創造環境整備：40～100万円（2012年度実績）

国際プロジェクト支援：50～170万円（2012年度実績）、3年上限

12 助成対象経費

創造環境整備：企画経費の一部、使途は指定しない

国際プロジェクト支援：準備段階にあたる会議、シンポジウム、レクチャー、リサーチ、滞在制作、ワークショップなどから、成果発表となる公演までプロジェクトに関わる全ての段階

13 2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

創造環境整備：申請件数 38、採択件数 11 計 380万円

国際プロジェクト支援：申請件数 44、採択件数 17 計 1880万円

—Ⅲ 助成における審査および評価の方法について—

14 助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

セゾン・フェロー：8月1日募集開始、申請書交付〆切9月上旬、申請書提出〆切10月中旬、採否通知翌年1月下旬、助成金交付は対象者の希望月（翌々年2月まで）、報告書提出は助成事業終了後2ヶ月以内

サバティカル：申請書交付〆切10月上旬、申請書提出〆切11月中旬、その他は上と同じ

創造環境整備：同上

国際プロジェクト支援：同上

15 審査・選考委員等の選定方法と審査・選考の方法

アドバイザーの選定:

任命者: 理事会

要件: 現代演劇・舞踊各分野の有識者

人数: 現代演劇・舞踊各分野それぞれ3名

任期: 3年

審査・選考の方法:

申請書類、映像、面接、アドバイザーボードの助言を参考に候補者を選定し、理事会で決定する

16 採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

助成決定後、面談を実施

17 採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

助成事業実施の際は、プログラムスタッフが可能な範囲で視察する。セゾン・フェローは、外部評価員に、公演視察および、公演ごと、年度、助成期間全体について、助成の成果を分析するレポート作成を依頼している

18 ステークホルダーに対する報告やアカウンタビリティ等

年4回のニュースレター、事業報告書の発行、ウェブサイトの運営、および理事・評議員会での報告

——常務理事 片山正夫氏へのインタビュー——

【財団設立の経緯と役割】

当法人は、堤清二氏の私財によって、景気や業績の波に影響されない永続的な芸術支援活動を目的に設立された助成財団。セゾングループとは独立性を保っている。設立年の1987年は、銀座セゾン劇場が設立された年だが、劇場が“消費”の場であるのに対し、文化を生産、クリエイティブしていくためのインフラが必要だろうという考えもあった。当初は演劇中心、その後コンテンポラリーダンスも加わった。同時代的な演劇・舞踊に対象を絞っている民間の財団は他にはなく、ユニークな存在と思う。

1987年、ゼロから始めて、試行錯誤を重ねてきた。演劇の世界でどういう問題があるのか、それを乗り越えていくためにはどういってお金や場が必要なのか、現場を見なが

らプログラムを作ってきた。今こんな問題を抱えているとアーティスト自らが言ってきてくれることは、よりよいプログラムを作るためにもありがたい。

【助成プログラムの立案】

2008年、アーティストへの直接支援を、団体への助成から個人への助成へと変えた。60年代以降の小劇場の時代、劇団はひとつの運動体のようなもので、作・演出・主演を兼ねるリーダーが仕切っていたが、今は個人がユニット的に集まるというのがケースとしては多い。ダンスの場合でもカンパニーを作らず、マネージャーが何人かのダンサーを抱える状態。活動主体が団体から個人へと重心を移して来たので、実態に合わせている。また助成の申請はマネージャーがし、アーティストが誰に支援を受けているかを知らないこともある。分業体制はいいと思うけれど、誰に支えられているかをアーティストは知っているべきだと考えるので、個人へ助成金を出し、劇団に渡すなりマネージャーに渡すなり、創作のために自由に使える形にしている。

芸術家への直接支援のプログラムに「サバティカル」がある。いい活動にはエピソードがつきものだが、好きなエピソードが一つある。以前、松本修さんが主宰するMODEという劇団に助成をしたら、助成期間内に解散するという。お役所だったら助成金を返還してくださいということになるが、松本さんは、解散するがやりたいことがある、シベリア鉄道でハバロフスクからモスクワまで旅をしたい、この助成金を使っていいか、と言う。それでいいと言ったら、彼は旅に2回も行った。そして今でも、あれが演出家としての自分を作ってくれた転機だったと語ってくれている。日本のアーティストは、ちょっと注目されだすと、オファーがいろんなところから来て、儲かるわけではないけれど、気がついたら消耗している。これには、単年度であるとか、公演にしか助成金を出さないとか、12月に公募が集中するなど、助成金制度にも問題がある。場合によっては、まだ構想すら頭の中のない翌々年の公演の申請書を書くことになってしまう。自転車操業で、疲れてくるし、クリエイティブではない。本当にやりたいことを見失うこともある。それがサバティカルの枠を作ろうと思った理由。

当法人では、アドミニストレーター、マネージャーの役割が大事だと一貫して考えてきた。かつての、雑用係、使い走り、主宰者のアシスタントという考え方を根底から変えないといけなく考え、アーツマネージャーのための米国留学のプログラムも92年に開始した。ただ、仕事の現状や戻ったときのことを考えると2年は空けられないという声が多く、派遣先は修士コースだがプログラム期間は1年になった。当時は学べる場が日本にはなかったからやむなくアメリカに行った形だが、今は多くの大学等にアーツマネジメントコースができ、環境が整ったのでそのプログラムはなくなり、いまは国内でのネットワーク形成を

支援している。

プログラムの撤退は大事。増えていくばかりだから、どうやめるかの出口戦略は考えておかないといけない。

【プログラムの評価】

95年の段階からプログラム評価に取り組んでいる。3年間の継続支援の場合、3年後にどうなっていたいかをワークシートに記入してもらい、それをもとに助成金の使途や成果をレビューする。査定ではなく、どう成長・展開していくかを重視。計画通りいかなくてもそれ自体を問題視することはない。やりたかったのにできなかったというのには理由があり、それはプログラムのヒント、我々にとっても学びの場になる。

当法人では、調査、プログラム立案、募集、選考、評価、広報といった全般をチームでやっているが、現場に行き、調査をし、よいプログラムを作っていくプログラムオフィサーが大事な役割を果たしている。評価には、いくつかのやり方を組み合わせる。サイトビジット、メディア掲載データの収集、モニター、助成を受けている人との話し合いなど。助成対象事業は基本的に全部観に行くが、なかでもセゾン・フェローの公演は、10数人のモニターにも分担して行ってもらっている。モニターは東京や関西圏の若手批評家などに依頼し、提出されたレポートごとに謝礼を支払う。

評価には、過去のフィードバックを通して今後よいものにしていくという側面と、客観的な指標で説明責任を果たす側面とがある。当法人は前者に力点を置いている。評価の価値は、プログラムの精度を高めること、今後の支援の方法論の指針にしていくことだと考える。

2 アーツカウンシル東京 (公益財団法人東京都歴史文化財団)

— I 団体の概要 —

- 01 設置年 2012年4月1日(「アーツカウンシル東京準備機構」立ち上げ)、
2012年11月1日(「アーツカウンシル東京」正式発足)
- 02 法人形態 その他(公益財団法人東京都歴史文化財団)
- 03 設立にあたり出資・出捐や運営に対し何らかの補助を行っている外郭団体 なし
- 04 事務局以下の職務(あるいは部課)、雇用形態、職員数(2013年3月1日現在)

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
機構長	0人	1人	1人
プログラム・ディレクター	1人	0人	1人
プログラム・オフィサー	4人	0人	4人
庶務係長(東京都出向)	1人	0人	1人

計7人

- 05 年間運営費 (2012年度予算ベース、事業費、人件費を含む) [5億7000万円]
年間助成事業費 (2012年度予算ベースの助成交付金額の計) [9000万円]
- 06 設置目的

東京における芸術文化創造のさらなる促進や東京の魅力向上を図ることを目的とする。国際都市東京にふさわしい個性豊かな文化創造や、創造性に満ちた潤いのある地域社会の構築に貢献していく。芸術文化の自主性と創造性を尊重しつつ、専門的かつ長期的な視点にたち、新たな芸術文化創造の仕組みを整える。

— II 助成プログラム —

07 東京芸術文化創造発信助成

事業開始年：2012年 ただしそれ以前は東京都で実施（東京都芸術文化発信助成）

08 目的

東京の芸術文化の魅力を世界に発信する創造活動を支援するため、発信力のある活動を行う団体に対し実施する

09 対象となる活動

対象分野は、演劇、音楽、舞踊、伝統芸能といったパフォーミング・アーツ、美術・映像といったビジュアル・アーツ、さらには既存の枠にとられない新しい創造活動など、芸術表現全般

10 対象者の要件

(1) 定款、寄付行為に類する規約等を有すること。(2) 主たる構成員が、芸術家又は芸術団体であること。(3) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。(4) 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること。(5) 団体活動の本拠としての事務所が東京都内に存すること。(6) 政治活動、宗教活動を目的としないこと。(7) 今回応募する活動と同一分野の活動を、東京都内で自ら主催した実績を有していること。(8) 複数の団体によって構成される、いわゆる実行委員会等の形式で応募する場合は、応募時点で実行委員会等が発足しており、上記(1)から(6)の要件を全て満たすこと。また、構成団体の内、財政負担と共に中核となって活動を行う団体が中核団体となり、その中核を成す団体が上記の条件を満たすこと。(このことから、応募の際には、実行委員会と中核団体の両方の団体調書と規約等を提出する必要がある)

11 助成金額の考え方、または上限金額

助成対象経費の2分の1以内。都内での活動は上限200万円まで、海外および都内で行われる国際コラボレーション活動等は上限400万円まで

12 助成対象経費

赤字補填ではなく、事業にかかる直接経費を助成する。具体的には(1)作品借料、(2)出演・音楽・文芸費、(3)会場・舞台・設営費、(4)謝金・旅費・通信費、(5)宣伝・印刷費、(6)記録費 など

13 2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [105件] 採択件数 [57件] 交付金額 [9000万円]

— III 助成における審査および評価の方法について —

14 助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

2012年度は、2月中旬募集開始、3月中旬募集締切（3月までは都で実施）、4月以降アーツカウンシル東京準備機構に移管され、応募案件の精査・審査を実施、6月上旬交付決定・通知。助成金交付は、事業終了後決算報告を精査した上で最終的に助成額を決定し、支払となる。

15 審査・選考委員等の選定方法と審査・選考の方法

採択案は、プログラムオフィサー（PO）が案を作り、カウンシルボードで審議し決定する。選考方法は、2012年度に関しては都が公募して集まった応募企画・団体について精査し、プログラムオフィサーの意見と、それまで選考委員だった各分野の専門家の意見をすりあわせて決定した。書類審査のみで、ヒアリングは必須ではない。今年度はプログラムオフィサーが、昨年度の事業評価や各分野のアドバイザーの方々のご意見等踏まえ、応募案件を精査、採択案を作成する。それをカウンシルボードにかけ、最終的に機構長が決定する。

16 採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

プログラムオフィサーが実際に観に行き評価を実施、レポートを作成している。ポイントは、作品のクオリティと、公演の実施状況と、どれだけ発信力や革新性のある企画だったかなど。また、別途アーツカウンシル東京の人材育成事業である「アーツアカデミー」の調査員（特任PO）も、各助成作品を観て評価レポートを作成する。

17 採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

2012年度は初年度なので、助成についての様々な事後評価をどうまとめていくかは、これから検討していく。別途、アーツカウンシル東京の企画戦略事業の枠で、アーティストのステップアップ調査を実施している。現在第一線で活躍しているアーティストが、どうやって活動の幅を広げていったか、どういう支援があればよかったかなどをヒアリングし、今後の支援事業や助成事業の考え方につなげていく。

18 ステークホルダーに対する報告やアカウンタビリティ等

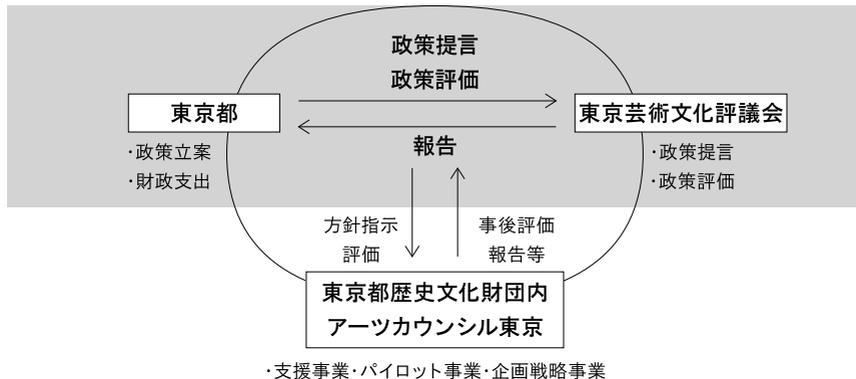
アーツカウンシル東京の活動の情報提供など、透明性のある助成制度としていきたい。基本東京都の助成事業なので、他の出資者・支援者はいないが、東京都とは各採択事業・不採択事業について、採択・不採択の理由・評価点などは共有している。

——室長 石綿祐子氏へのインタビュー——

【アーツカウンシル設立の経緯】

アーツカウンシルの話自体は、2005年に設置された「東京都文化施策を語る会」という懇談会（座長：福原義春氏）ですすでに出ていた。その後、東京都芸術文化振興条例を改正し、2007年に知事の附属機関として「東京芸術文化評議会」が設置された。評議会自体がアーツカウンシルを想定して作られたものだったが、実行するスタッフがないといった課題があった。ならば新たに必要ではないかと、2008年から評議会の分科会の「文化都市政策部会」（部会長：吉本光宏氏）がアーツカウンシル設立に向けて議論・提案を行った。

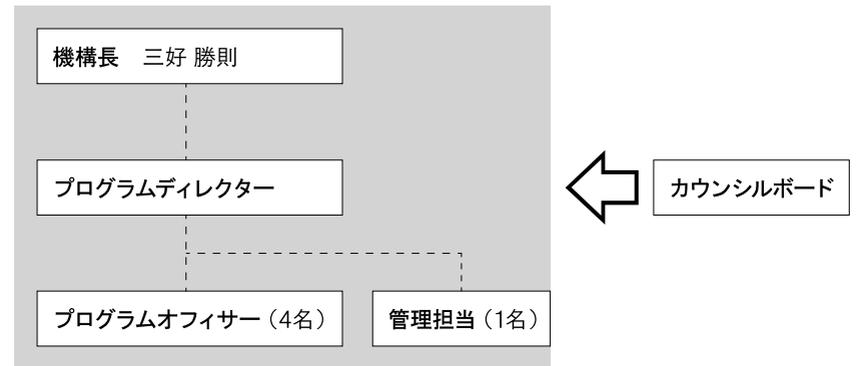
大きく動き出したのは2011年の東京芸術文化評議会でアーツカウンシル設立の具体的な話が出て、それを受けて都の生活文化局生活文化振興部が設置を進めていった。2012年4月に公益財団法人東京都歴史文化財団内に、設立準備組織としてアーツカウンシル東京準備機構が設置され、11月にアーツカウンシル東京として正式発足した。独立した組織が望ましいというのはあったが、既存組織でなければ設置が難しいだろうという判断で、東京都歴史文化財団内の新しい部署として設置された。なお、助成金を拠出するということも踏まえ、財団の定款も変えた。



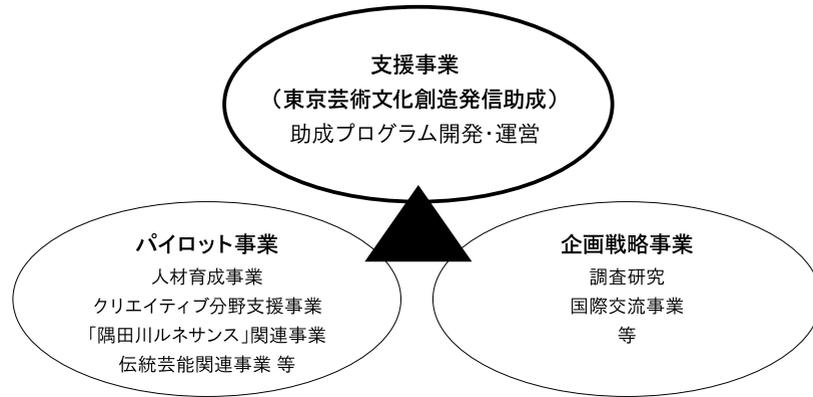
【組織体制】

アーツカウンシル東京は、東京芸術文化評議会の政策提言やこれを踏まえた東京都の方針を受け、事業を実施していく。また、事業評価およびカウンシルボードでの議論等を踏まえ、東京都への政策提案等もできる体制としていきたい。カウンシルボードは、アーツカウンシル東京機構長の諮問機関で、メンバーは文化都市政策部会の専門委員も多い。今年度からの本格的な事業展開を踏まえ、カウンシルボードで、こういった課題を議論いただくか、また、その議論をどう事業に反映させていくかなど、機能・体制を整えていく。機構長の三好勝則氏は、自治省出身で、東京都の文化振興部長を経験された方でもある。東京都のことをよくわかっている方なので、東京都生活文化局文化振興部および東京都歴史文化財団事務局との連携など、組織内のコミュニケーションはとりやすい。

4月の準備機構立ち上げに向け、2012年の2～3月、プログラムオフィサーが公募されて、組織体制が作られ始めた。全員常勤で、財団の職員。プログラムディレクター1名、プログラムオフィサーは現4名。2013年4月に1名採用。他1名程度の採用を見込んでおり、2013年度はプログラムオフィサーは計6名程度になる予定。管理（庶務）係長は東京都からの出向となっている。2012年度の事業費・人件費・事務費は約5億7000万円。2013年度は6億円を超える。助成事業は、もともと東京都がやっていた助成事業がアーツカウンシル東京に移管された形で、2012年度の助成交付金は9000万円。2013年度は1億2000万に増える（長期助成の3年分を含む）。



【事業概要／3つの事業】



事業の大きな柱は支援事業、パイロット事業、企画戦略事業の3つである。支援事業が「東京芸術文化創造発信助成」。2013年度からは年2回の公募(Ⅰ期:4月、Ⅱ期:秋)、3年継続の複数年助成を始める。展示・公演だけではなく、シンポジウムやワークショップ、広報・翻訳など、芸術活動を支援する事業なども対象としていく予定。個人を助成対象とするかどうかは今後の検討課題。

パイロット事業は4種類。公演事業などは、観光政策や地域活性化のために芸術がどう役立っていくか、その試行として事業を考えている。まず(1)「アーツアカデミー」は、30代くらいのプロデューサーなどを対象とし、文化政策や事業評価について考えていく事業。調査員(特任PO)を採用し、様々な公演のレポートを書いてもらい、月2回程度のディスカッションを実施した。これには99名の応募があり、7人採用となった。現地取材・レポート作成、研修参加のフィーとして、月十数万円を目途として支給しているが、若手のフリー・プロデューサー達の生活面でのサポートという側面もある。次に(2)「クリエイティブ分野支援事業」、アニメやデザインといった新しい分野を、産業振興だけでなく芸術としてサポートするもの。そして(3)「隅田川ルネサンス」関連事業は、東京都の様々な部局が関連する「隅田川ルネサンス」プロジェクトの一環であり、その中の事業として、芸術文化による地域のにぎわいづくりを目指す事業。(4)「伝統芸能見本市」は、伝統と新しい創造が混在する東京で、初心者や海外の方へ、どう伝統芸能をアピールしていくか、また観光政策といった視点も踏まえながら事業を展開していく。2012年度は、

羽田国際空港で伝統芸能公演を実施(10月)、また「伝統芸能見本市「春迎え」として東京芸術劇場で公演を実施した(2013年2月)。

企画戦略事業は(1)「調査研究」と(2)「国際交流事業」がある。(1)はシンクタンク機能をめざす事業で、アーティストのステップアップ調査などを行っている。現在活躍しているアーティストが、どういうプロセスで活動の幅を広げていったか、どういう支援を受けたか、また、あればよかったかなどをヒアリングし、今後の支援事業につなげていく予定。その他「クラウド・ファンディング」についての現況調査などを実施。今後も様々な芸術活動支援につながる調査を実施していきたい。(2)「国際交流事業」も今後力を入れていきたい分野で、国内外の類似の諸機関との連携をどうしていくかは今後の課題である。

この他、六本木アートナイトやフェスティバルトーキョーなど、アーツカウンシル東京に予算が移管されて、例年通り文化発信プロジェクト室が実施していくという形の事業もある。アーツカウンシル東京の自主事業については、企画はアーツカウンシル東京で検討し、実施・制作は委託するというかたちで、コンペで委託先は選定している。

アーツカウンシル東京の事業は、直接的な芸術文化の支援というよりは、都市戦略の中で芸術活動をどう支援、また投資していくかという視点がある。都市魅力の創造や観光政策などを意識しておかないと、都で実施する他の芸術文化事業と差別化しにくくなってしまう。

【評価とプログラムオフィサーの役割】

評価は、各助成採択事業、不採択事業ともプログラムオフィサーが実際に観に行き、評価レポートを作成。また、同時に、アーツアカデミーの調査員(特任PO)も、助成事業や注目すべき事業などに足を運び、レポートを作成している。また、なるべく団体とのコミュニケーションをとるため、事後報告の際は各団体に来社していただき、プログラムオフィサーがヒアリングし情報交換を行っている。そうした評価自体をどうまとめていくか、さらにその評価を、団体、助成事業に対しどうフィードバックするかは、検討していくべき喫緊の課題と考えている。

プログラムオフィサーは助成採択・アドバイスもやり、制作現場も持っており、とても大変な仕事。今は調査員(特任PO)が助成事業の評価作業をサポートしているが、各プログラムオフィサーの下に若手アシスタントがつくような体制がいいかもしれない。

3 一般財団法人おおさか創造千島財団

— I 団体の概要 —

- 01 設置年 2011年
02 法人形態 一般財団法人
03 千島土地株式会社が設立100年を記念し設立
04 事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
理事長	1人		1人
常務理事	2人		2人
理事		2人	2人
評議員	3人		3人
助成選考委員		4人	4人
事務局	1人	2人	3人

計 15人

- 05 年間運営費 2000万円（財団費用のみ）

年間助成事業費 1325万円

06 設置目的

芸術・文化活動の環境整備を行い、大阪および周辺で活動するアーティストの活動を支援することにより、関西一円の芸術文化の振興に寄与するとともに、芸術・文化によって地域に新たな活力をもたらし、魅力的なまちづくりに貢献することを目的とする。また、芸術・文化が集積する創造拠点としての再生が進んでいる北加賀屋エリアを、大阪における創造拠点のモデルケースとし、情報発信、ネットワーキング等も行う。

— II 助成プログラム —

07 (i) 創造活動助成

事業開始年：2011年（助成開始は2012年度）

08 目的

大阪における創造活動を活性化するため、また大阪で活動するアーティスト、クリエイターを支援するため

09 対象となる活動

大阪府を活動拠点とする対象者が、大阪府内外（海外を含む）で行う活動
大阪府以外に拠点がある対象者が、大阪府内で行う活動

- ・創造的な活動であれば、ジャンルは問わない
- ・作品発表のほか、環境整備・システムづくりなども含む

〈例〉アーティストのネットワーク形成のためのイベントやウェブサイト開設
芸術・文化に関するシンポジウムやレクチャー
クリエイター共同オフィス、ギャラリーなどの開設・改装資金
出版、翻訳などによる海外への情報発信

10 対象者の要件

創造的な活動を行う個人または団体（法人格の有無、法人形態は問わない）で、以下のいずれかにあてはまる者

- a. 活動を初めて間もない、次代を担う若手アーティスト、クリエイター等
- b. 先駆的、実験的な活動を行うアーティスト、クリエイター等

11 助成金額の考え方、または上限金額

1件あたり50万円以内

- ・助成金の使途は問わない
- ・助成金を受けることで何が実現可能かを申請書に明記
- ・他財団の助成金や補助金、企業からの協賛との併用はすべて可

12 助成対象経費

使途は問わない

13 2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 181件 採択件数 17件 交付金額 480万円

07 (ii) スペース助成

事業開始年：2011年（助成開始は2012年度）

08 目的

造船所跡地を改装した創造スペース「クリエイティブセンター大阪（CCO）」を、創造活動の舞台として無償（※）で提供する。産業遺産という特殊なポテンシャルを持つ当施設の新たな魅力を引き出す活動を募集。2013年度からは活動資金の一部を助成金として交付する。

※特殊な技術・機器を使用する場合の追加費用は助成対象者の自己負担

09 対象となる活動

クリエイティブセンター大阪（スタジオ・パルティッタを除く施設）を利用して行う創造的な活動

一般に公開され、情報発信を伴う活動

〈例〉 展覧会、舞台公演、イベント、ワークショップ、シンポジウムなど
・ジャンルは問わない

10 対象者の要件

創造的な活動を行う個人または団体（法人格の有無、法人形態は問わない）

11 助成金額の考え方、または上限金額

1件あたり50万円以内

・助成金の使途は問わない

・助成金を受けることで何が実現可能かを申請書に明記

・他財団の助成金や補助金、企業からの協賛との併用はすべて可

施設提供日数

助成対象期間内で、以下のいずれかとする。

a. 短期プログラム（舞台公演、イベント等）…1件あたり7日間以内

b. 長期プログラム（展示、滞在制作+発表等）…1件あたり4週間以内

※実際の利用期間は選考後に調整の上決定する

12 助成対象経費

使途は問わない

13 2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 42件（うち、創造活動助成との併願 39件）

採択件数 4件（内、創造活動助成と両方の採択3件） 交付金額 375万円（予算）

—Ⅲ 助成における審査および評価の方法について—

14 助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

〈2013年度募集要項より〉

募集時期 2012年12月12日（水）～2013年1月18日（金）〔必着〕

応募方法 申請書に必要事項を記入し、申請活動および申請者に関する資料をA4サイズ5枚以内にまとめて提出する。（活動履歴・映像資料・カタログなど）

採否通知 2013年4月上旬（書面による通知）

報告書提出など

・助成事業の終了後2カ月以内に、実施報告書と決算書を提出

・ポスター、チラシ、パンフレット等に当財団助成の旨を表示

・団体名・活動名・実施時期・場所等の情報を、当財団ウェブサイト等に掲載

助成金交付時期 採択決定後、当財団助成の旨を表示したチラシ等を確認次第交付

15 審査・選考委員等の選定方法と審査・選考の方法

選考委員について

現在選考委員は4名。任期2年、再任を妨げない。再任について詳細は未確定。

任命者・要件

理事長の承認を得て任命・文化芸術各分野の有識者

審査・選考の方法

有識者からなる選考委員会にて選考を行い、理事会の承認を得て決定。審査は応募時に提出される申請書および添付資料のみ。提出資料のみで判断が困難な場合は、応募者に追加の資料を要請する場合もある。

(i) 創造活動助成

2012年度採択事業については、「大阪の創造環境整備への貢献度」「独創性」「実現性」「波及効果」「助成の必要性」の5つの観点から審査をおこなった。企画趣旨や目指すべきビジョン、活動のねらいなどが明確なことも、審査のポイントとなった。

(ii) スペース助成

同じく、2012年度はクリエイティブセンター大阪という約4万㎡の造船所跡地のスケールを活かすような活動であるかどうか、をポイントとした。

16 採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

採択決定後、面談を実施する。公演等の場合は、現場視察を実施

17 採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

財団の活動がスタートして間もないため、事後評価やフォローアップ等は今後随時検討していく。さまざまな活動を行う団体や個人との関係作りを行い、地域貢献等にも展開できるように取り組みが進められたら、と考えている。

18 ステークホルダーに対する報告やアカウンタビリティ等

年3回のフリーペーパー発行(paperC)、当財団ウェブサイト内での採択事業紹介。paperCはウェブサイトからダウンロードも可能。年2回の理事会、年1回の評議員会を開催。

——事務局 野口絵里子氏へのインタビュー——

【設立の目的・応募方法など】

アーティストやクリエイターが活動しやすい環境づくりに貢献するための助成事業として設立したので、応募方法はできる限りの簡素化が図られている。通常の助成金では、応募時、採択事業完了後の提出書類等が膨大となることが多い。ただでさえ、人員不足のクリエイティブな現場において、特に、当財団が重視している若手アーティスト・クリエイターなどにとって、複雑な手続きや膨大な資料の作成は、クリエイティブな活動の大きな負担となっている。当財団では、クリエイティブな活動により重点を置いて活動できるように手続き書類の簡素化、また採択決定後、できるだけ速やかに助成金交付を行っている。

申請書がシンプルなうえ、審査は書類のみなので、申請書上での企画提案力が重視

される。そのため、ウェブサイトにも記載している通り、文章によって自らの企画を表現するプレゼンテーション能力の向上が望まれる。特に、活動を行うことでどのような効果が得られるのかが具体的に表現されていることが重要。

若手や、法人化されていない組織、個人も対象となっており、申請手続きが複雑ではない上、事前交付という助成金なので、こういったこれまでは助成金の対象とならなかった方々に、ぜひ活用いただきたい。活動内容も、アート・舞台・音楽などジャンルの限定はなく、拠点整備や教育など実施内容についても制約はほとんどないことは大きな特徴となっている。個人や若い世代からの次代を切り開くような活動や、助成金交付以上の展開や波及効果が期待できる活動、先端性や、インパクト、チャレンジ性などを持った応募があることを期待している。

【評価について】

助成事業だけでなく、さまざまな活動(地域問わず)の視察はかなりの数を随時行っている。助成事業については、公演・拠点整備等は助成対象期間中に視察を行う。チラシやポスターなど広報媒体のクリエイティビティなども評価の対象となる。また、教育関連の事業などでは、使用する資料(教材)等の内容だけでなく、デザインされているかどうかといったクリエイティビティの有無を事業評価に加えるなどしている。また、事後評価については、現在はそれほど行えていない。助成期間中、事後、いずれの評価についても次年度以降の助成選考に活用したい。

このたびは、本アンケート調査にご協力いただきありがとうございます。
 以下の質問についてご回答くださいますよう、お願い申し上げます。

I. 貴団体の概要についてお答えください

- 貴団体の設置年をお答えください(年度ではなく暦年を西暦でお答えください)
 [年] ※地方公共団体(自治体)の方は、2に進んでください
- 貴団体の法人形態を、以下の選択肢から1つだけお選びください
独立行政法人 | 地方公共団体 | 公益財団法人 | 一般財団法人 | 公益社団法人 | 一般社団法人 | その他 []
- 貴団体の設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業がありましたら、団体名をお答えください []
- 貴団体の事務局以下の職務(あるいは部課)、雇用形態、職員数について、以下の記入例に従ってお答えください(2013年3月1日現在)

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
例) 事務局長	1 人	0 人	1 人
例) プログラムオフィサー	5 人	1 人	6 人

- 貴団体の年間の運営費(2012年度予算ベース、事業費、人件費を含む)と、年間の助成事業費(2012年度予算ベースの助成交付金額の計)をお答えください
 ※地方公共団体(自治体)の方は、文化関連事業実施経費及び助成事業費をご記入ください
 年間運営費 [] 年間助成事業費 []
- 貴団体の設置目的をお答えください。 ※地方公共団体(自治体)の方は、7に進んでください

II. 貴団体の助成プログラムについてお答えください

※複数の助成プログラムを実施されている場合は、助成プログラムごとにご記入いただきたく、お手数ですが、最後のページに本頁と同様の「予備記入シート」をご用意しておりますので、必要分をコピーのうえ、ご記入くださいますようお願いいたします

- 貴団体が実施している助成プログラムの名称と、事業開始年度をご記入ください
 プログラム名 [] 事業開始年 [年]
- 上記の助成プログラムの目的をご記入ください

- 対象となる活動をご記入ください

- 対象者の要件をご記入ください

- 助成金額の考え方、または上限金額をご記入ください

- 助成対象経費をご記入ください

- 2012年度における申請件数、採択件数、交付金額をご記入ください
 申請件数 [件] 採択件数 [件] 交付金額 [万円]

III. 貴団体の助成における審査および評価の方法についてお答えください

- 助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)をご説明ください

- 審査・選考委員等の選定方法(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)について、具体的にお書きください。

- 採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価について、具体的にお書きください。

- 採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組みがあれば、具体的にお書きください。

- 貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告やアカウントビリティ等は、どのような取り組みを行っていますか。

以上です ご協力ありがとうございました

3-4

助成財団、自治体分析

企業・企業財団のメセナから考える、
多様な芸術・文化振興策

荻原康子 *Yasuko Ogiwara*
公益社団法人企業メセナ協議会 事務局長

自治体文化政策の評価を考える

野田邦弘 *Kunihiro Noda*
鳥取大学地域学部 教授

企業・企業財団のメセナから考える、 多様な芸術・文化振興策

荻原康子 Yasuko Ogiwara 公益社団法人企業メセナ協議会 事務局長

日本における芸術・文化振興の担い手について概観するとき、民間が担っている役割の重要性を知らずに語ることはできない。私ども協議会が設立したのは1990年だが、「メセナ」という言葉を用いる以前より、民間が行政に先駆けて長らく芸術・文化を牽引してきたという事実がある。

企業オーナーが蒐集した美術品を公開すべく建てられた美術館は各地にあるし、現存する画廊として最古の資生堂ギャラリーは90年以上の歴史を刻む。コンサートホールでは、ザ・シンフォニーホール(82年)とサントリーホール(86年)が東西の雄であり、それに続いて室内楽専用ホールも幾つも誕生した。日生劇場は1963年の開設、紀伊国屋ホールや本多劇場は80年代の小劇場演劇ブームの火付け役となった。大阪に目を向けて時代を遡れば、大阪市中央公会堂の建設に私財を投じた実業家の岩本栄之助、宝塚歌劇団を創設した阪急電鉄・小林一三、そして「経営は総合的な生きた芸術」と語った松下幸之助も伝統工芸への支援を長年続けていた。

これら文化振興にリーダーシップを発揮した経営トップの思いを受け継ぎ、企業活動として定着させてきたのが「メセナ元年」に至る動きといえよう。上述のような企業による文化施設運営も欧米に比して日本の文化インフラの特色の一つだが、それ以上に、拠点とともに実はソフトを育て多彩なコミュニティを形成してきた点に、民間の大きな成果と蓄積がある。そして、各社それぞれの理念に基づく「選択と集中」で、持てる経営資源と強みを活かしたメセナ活動を展開することで、まさに百社百様の芸術・文化振興策が編み出されているのだ。

近年の大阪の状況を挙げれば、巨大な造船所跡地をアートセンターとし「北加賀屋アートビレッジ構想」による創造的なまちづくりを推進する千島土地、定席の小屋・天満天神繁昌亭を民間寄付で立ち上げ「大阪あきんど」の心意気を示した

天神橋筋商店連合会、関西の劇作家に光を当てる「OMS 戯曲賞」を続ける大阪ガス、中之島線なにわ橋駅に「アートエリア B 1」を設け、交流の場としてアートプログラムを実施する京阪電気鉄道など、いずれも個性豊かなメセナの取り組みである。

1. 社会課題に呼応する企業メセナ

それでは、企業メセナの現況はどうか。当協議会が企業および企業財団を対象に1991年より実施している「メセナ活動実態調査」から全体像を把握したい。まず、おおよその規模を把握すると、2011年度のメセナ活動費総額について回答した企業は241社、その合計は188億578万円で1社あたりの平均は7,803万円となる。一方の企業財団は、2010年度の支出総額について197団体から回答を得ており、合計は529億8,449万円となっている。活動費非公開の調査回答企業が108社、財団10団体があることを考えると、企業・企業財団の文化への支出は両者を合算した約717億円を大きく超えると思込まれる。ちなみに文化庁の2012年度予算は1,032億円、メセナ活動費には広告宣伝目的の文化事業費を除く企業もあり、これらもあわせると民間が文化に投入している金額のボリュームが想像されることと思う。

次にメセナ活動の目的だが、「社会貢献の一環として」と回答する企業が最も多いものの(311社、89.1%・複数回答)、近年顕著なのが「地域社会への貢献」が伸びている点である(268社、76.8%)。メセナの基本方針を策定している150社の具体的な記述を見ると「地域」や「地元」という言葉や地域名を盛り込んでいる企業が58.3%に上る。実際に、芸術分野と他の社会貢献分野にわたるメセナ活動を行った企業のうち46.5%が「まちづくり・地域活性化」にかかわる活動を実施。そしてメセナを通じて企業が得たことについては「地域との関係がより深まった」との回答がやはり多い(228社、65.3%)。

企業メセナにおけるこうした「地域志向」の高さには、大きく二つの背景がある。一つは、地域に根差した企業が地域文化を支えている実態が、本調査等で明らかになっているということだ。そもそも経営理念が地域志向である地方銀行や信用金庫、電気・ガス、鉄道などの公共事業型企業は、地域の発展なくしては事業が成り立たず、地元の情報センターである地方新聞社や住民と接点の多いスーパー

など小売店は、地域コミュニティの要との意識が強い。郷土芸能に代表される固有の文化を継承し、住民が主体となる文化催事を行うなど、地域活性に文化が重要な要素であることを十分に認識している。また、酒造業や菓子製造業、旅館業など、その地の風土に育まれる商品を扱い、まちの魅力が客を呼ぶ商いに携わる企業は、地域のブランド力を高めることに熱心だ。創業の地で長年商売を行うほど、地元文化を担い、史料を収集して後世に残そうとする老舗は多くある。

もう一つは、CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) の浸透である。グローバル化の加速とともに沸き起こった CSR の議論により、企業は幅広いステークホルダーに対する説明責任を負い、持続可能な社会を実現すべく行動することが企業活動の前提となった。その中で社会貢献やメセナは、自社が目指す社会のビジョンを表し、ステークホルダーからの共感を得る活動として「能動的・戦略的 CSR」と考えられるようになった。本調査でも 2008 年には、「メセナ活動を CSR の一環として位置付けている」との回答が 70.0%、「今後 CSR の一環に含めていく」(18.3%) とあわせて約 9 割となり、メセナ担当部署も「企業文化」「文化推進」から「CSR」「コーポレート・コミュニケーション」といった名称に統合されてきた感がある。

企業はいまや、さまざまな社会課題に対応することが求められている。環境はもちろん、地域活性や教育、福祉、少子高齢、災害救助・防災、貧困、多文化共生や国際交流といったテーマに対し、どのような具体的なアクションを起こせるかが企業価値に結びつく。その中で「文化」はあらゆるテーマにかかわることができ、かつ、文化の担い手として NPO に代表される市民セクターが台頭してきたことで、よりきめ細かな活動が行われるようになったのである。

例えば、過疎化・高齢化が進む山間地域で芸術祭を催したり、小中学校にアーティストが赴いてワークショップを行ったり、病院や福祉施設等にアートを届けるアウトリーチ活動や、さまざまな障がいがある人の表現活動を応援するなど、ニッチな課題に目を向ける NPO をパートナーとして、企業メセナの活動範囲は広がっている。そこで、「まちづくり・地域活性化」「次世代育成」はじめ、幅広い分野にかかわるメセナを行った、と回答する企業が増えており、2011 年には、被災地支援にメセナの経験やネットワークを活かした活動が多く行われた。

こうした状況に伴い、われわれ協議会も近年は、「メセナ」を狭義の「芸術文化支援」というに留まらず、「芸術・文化振興による社会創造」と捉え直している。

2. 地域文化を牽引する企業財団

企業財団のメセナ活動実態調査については隔年の実施につき、最新は 2013 年度の調査結果を待っていただきたいが、従来からある企業の文化財団については、今回の公益法人制度改革を経ても、事業内容では大きな変動はないと見込んでいる。

2011 年度調査に回答した企業関連の財団は 200 団体、公益信託は 7 団体である。設立年は 1980 年代半ばからが多く、1985～89 年が 35 団体 (16.9%)、1990～94 年が 46 団体 (22.2%) で、2000 年以降の設立は 19 団体 (9.2%) となっている。主な出捐者は企業 (グループ含む) が 146 団体 (70.5%) と最も多く、創業者や経営者など個人が 27 団体 (13.0%)、企業と企業関連の個人 14 団体 (6.8%) と続く。企業の周年事業としての設立や、企業オーナーが私財を投じて文化振興への志を表す財団も少なくない。資産総額の平均は 45 億 5,075 万円で中央値は 12 億 1,662 万円、支出総額は先に述べた通りである。

事業内容を見ると、助成や奨学金、顕彰といった助成プログラムが 345 件 (43.1%)、自主事業や文化施設の運営などが 455 件 (56.8%) あった。もっぱら助成のみを行う財団 (33.3%) と、事業型の財団 (32.9%)、両方に取り組み複合型の財団 (30.4%) に分かれるが、新公益法人への移行に伴い、複数の財団が統合して事業内容を整理・拡充する例も出てきている。

そもそも芸術・文化振興のために設立される財団は、「芸術文化の啓発・普及」が事業目的・重視点として最多 (61.8%) なのは当然だが、ここでも「地域文化の振興」(58.4%)、「青少年への芸術文化教育」(36.7%) との回答が続く。そこで回答団体の所在地を見てみると、東京以外が 137 団体 (66.2%) あり、財団の活動理念に「地域」「地元」「郷土」というキーワードを含むのは 92 団体 (44.4%) あった。また助成型財団のうち、特定の地域を対象とした助成制度を設けているところは 67 団体に上る。

前段で、地域文化振興に取り組む企業メセナについて述べたが、やはり財団の出捐者を見ると金融機関や公共事業型の企業、その地で創業した企業が、「郷土の発展のため」「地域への恩返し」を掲げて財団を設立していることがわかる。

例を挙げると、常陽銀行の創立 50 周年を記念して 1987 年に設立された常陽藝文センターは、文化講座など多彩な催しを行うとともに、茨城の文化・歴史・民

俗を掘り下げる冊子『常陽藝文』を毎月発行し、4万人を超える友の会会員に支持されている。東日本鉄道文化財団は「地方文化事業支援」で、JR東日本管内各地の貴重な文化遺産や伝統芸能、歴史的建造物やまち並み保存のための事業を支え、柔軟で継続的な運営で、見過ごされがちな地元文化の価値を顕在化してきた。岡田文化財団は、岡田卓也氏から寄付されたジャスコの株式300万株と現金1,800万円を基本財産に設立。創業の地・四日市にパラミタ・ミュージアムを建て、万古焼の展覧会を開催したり、三重県内の多彩な文化活動に対する助成を行っている。

3. 助成事業を充実させるプログラム・オフィサー

地域に目を向ける企業財団の事業内容が、それぞれの地域文化に寄り添うことで独自性を獲得している一方、特定のジャンルに焦点を定めて専門性を追求し、大きな成果を挙げている財団も多々ある。

音楽の分野では、アフィニス文化財団やサントリー芸術財団、新日鉄住金文化財団、ソニー音楽芸術振興会、ロームミュージックファンデーション等々、若手音楽家の育成や作曲家の顕彰、新作委嘱コンサート、鑑賞者開発の取り組みなど創意工夫に満ちたプログラムを実施してきた。

美術の分野では、石橋財団や損保ジャパン美術財団、ひろしま美術館ほか施設運営を担う財団が多いが、アサヒグループ芸術文化財団やポーラ美術振興財団のように、館を持ちつつ助成事業でも若手アーティストの海外研修や学芸員の調査研究、先駆的なアートプロジェクトへの助成を行っている財団もある。また福武財団は、ベネッセアートサイト直島での実績を踏まえ、現代アートによる地域の活性化を推進する。瀬戸内国際芸術祭や越後妻有アートトリエンナーレを支え、各地での地域住民を主体とした創造的な活動に対する助成を行っている。

さらに特化したところでは、ワコールが設立した京都服飾文化研究財団がある。17世紀から現在までの西洋服飾資料を12,000点、文献資料を16,000点収集し、世界でも屈指のコレクションとして知られる。専門スタッフが数年かけて企画した大規模な展覧会を国内外の美術館で開催し、その研究成果は高く評価されている。

セゾン文化財団は堤清二氏の私財によって1987年に設立された。現代演劇とダンスの分野で、創造活動に対する長期的視点に立った継続的な支援、資金だ

けでなく複合的な支援を方針とする助成財団である。現代演劇とダンスという、メセナにおいてもそれほど多くない分野に注目していること、「発表」ではなく「創造」への支援を打ち出している点が特色であり、そのため数年にわたる助成や、森下スタジオという稽古場の提供まで実現している。

同財団常務理事の片山正夫氏によれば、こうした助成プログラムは、「既存の助成制度の使いにくさの裏返し」から考えられたという。助成金の用途制限、事業費の上限2分の1助成、事業終了後の支払い、恒常的な稽古場不足等々、アーティストにヒアリングを重ね、よりよい創造環境をつくるためにはどのような助成プログラムが望ましいかを考えた。その姿勢は常に変わず、他の公的助成やメセナの状況を見ながら新しい助成プログラムを検討していく。団体への助成はアーティストのサバティカル支援となり、森下スタジオにはレジデンス施設が加わった。

こうした助成プログラムを構築し、実施し、成果を検証してプログラムに磨きをかけていくのが「プログラム・オフィサー」である。財団本来の目的に沿い、社会状況や時代に求められる助成プログラムのあり方を自ら評価し、大胆な改変もいとわない。そのためには助成対象のみならず幅広いアートの現状を把握し、ネットワークを構築し、多様な価値観を受け入れていく態度が必要だろう。

企業のメセナは、社会からの要請を受けながら、経営理念に基づく独自で多様な展開を見せている。芸術・文化振興に高い専門性が求められる企業財団ではさらに、アートを取り巻く全般的な環境を見据え、その整備に先駆けるべくプログラム・オフィサーが重要な役割を果たしている。現在、アーツカウンシルを設立する国や自治体においても、本来の芸術・文化振興の目的に則り、包括的かつ柔軟なプログラムの運営に努められることを期待したい。

荻原康子 | おざわら・やすこ | 公益社団法人企業メセナ協議会 事務局長

複数のアーティスト・イン・レジデンス事業の運営・調査に関わった後、INAX文化推進部に所属。1996年よりキュレーター・オフィスにて美術展の企画運営、美術館設立構想等を手がける。2001年、企業メセナ協議会に入局。顕彰事業「メセナアワード」、機関誌『メセナノート』、セミナー等を担当するほか、コーディネーター事業としてアサヒグループ芸術文化財団主催の美術展シリーズを企画協力。GBFund（東日本大震災 芸術・文化復興支援ファンド）の設立にも携わる。2011年より現職。

1. 行政評価の歴史

わが国で「行政評価」とよばれる公共部門における評価 (evaluation) が始まるのは、90年代末からである。公共部門の評価は、1960年代のアメリカで「プログラム評価 (program evaluation)」として始まり、その後それが「業績測定 (performance measurement)」としてより簡素化されることにより全米に普及した。この業績評価が日本に伝わり「行政評価」という名称で定着した [田中、2009]。つまり、わが国で「行政評価」といっているものはほとんどが業績評価であり、「政策評価」ではない点には留意する必要がある (後述)。

わが国の行政評価の歴史をふり返ってみよう。嚆矢は、三重県が1996年に開始した「事務事業評価システム」である。文化政策部門でも同じ1996年に、旧総務庁が旧文部省に対して文化行政のあり方を「理念なき文化行政」と批判し改善を求める報告書を提出した (総務庁、1996)。その影響もあって各自治体は文化施設、文化事業の評価に着手し始める。例えば東京都は、東京芸術劇場、東京文化会館などの評価を行い、いずれもDランクの (抜本的な改革が必要) とした [佐藤、2005]。また、静岡県立美術館は、いち早く自己評価シートを作成するなど行政評価は一種のブームとなっていく。2002年には「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行され、行政評価が義務化された。

しかし、わが国における行政評価の多くが、業績測定でありアメリカにおいて評価の本流とみなされているプログラム=政策評価はほとんど存在しないという課題も指摘されている [田中、2009]。わが国では中央、地方とも本来政策評価の一義的主体である議会が政策立案や政策評価といった機能を果たしていないことが原因であると指摘されている [上山、2002]。

欧米や日本で行政評価が導入される時代背景として80年代からの世界的なニューパブリックマネジメント (NPM) の興隆がある。NPMの基本原理は、分権化 (国から地方へ、官から民へ)、権限委譲 (現場の権限強化)、アカウントビリティ重視 (情報開示)、顧客主義 (顧客満足度、事業者中心から消費者中心へ)、競争原理 (経営的観点の導入、コスト意識の醸成)、成果主義 (事前規制から事後評価へ、目標評価制度=第三者評価) などである。このなかで事前規制から事後評価へといった行政執行スタイルの変化は評価を前提としたものである。

2. 行政評価の理論

従来わが国において、行政は「計画」を基本としてきた。そこでは「計画→実行」が繰り返され、「評価」ということは想定されてこなかった。しかし、90年代末から民間では当然の「計画→実行→評価→改善」 (PLAN → DO → CHECK → ACT) という「マネジメントサイクル」が行政にも導入されることになったのである。

ここで、行政評価のメカニズムについて考える。まず、評価主体についてみると、行政組織自身が行う「自己評価」と外部組織が行う「外部評価」に分かれる。現在では多くの自治体に評価担当部署が設置され、行政政策全般について評価を行い、その結果を公表している。一方から外部評価は、評価機関や評価委員会など外部組織が行政から依頼されて取り組むものとオンブズマンなど市民の自主的活動によるものがある。

このうち自己評価は、行政評価の中軸ともいえるべき重要な機能であるが、現状の自己評価ではその評価方法に問題があったり、「お手盛り」評価も多く見受けられる。ここであらゆる組織の自己評価の原点ともいえるべき「ドラッカーの5つの質問」を示しておきたい [ドラッカー、1991]。ここには自己評価の原点ともいえるべき観点が明快に記されている。

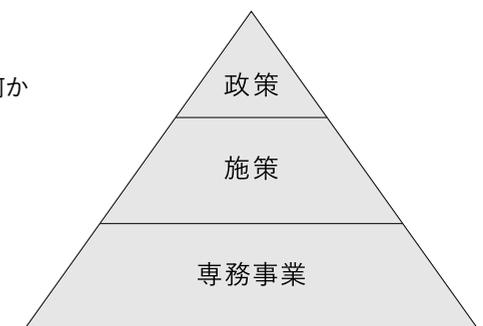
第1の質問 われわれのミッションは何か

第2の質問 われわれの顧客は誰か

第3の質問 顧客の価値は何か

第4の質問 われわれの成果は何か

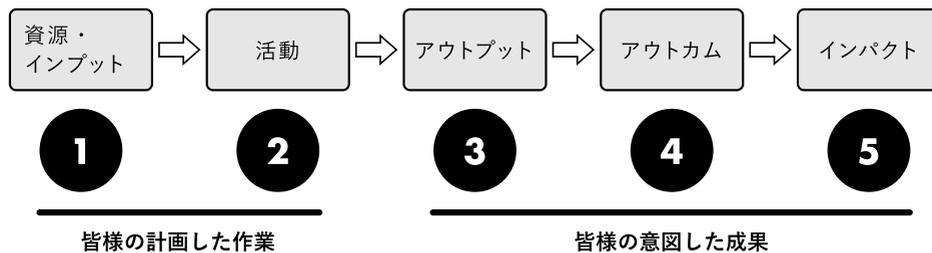
第5の質問 われわれの計画は何か



次に、評価対象について考える。この場合、行政活動を「政策」（大局的な見地から目指すべき方向や目的を示す）、「施策」（政策を達成するための個々の方策）、「事務事業」（施策の目的を達成するための具体的手段）の3つの段階に応じて区別するのが通例である（右図）。このうち事務事業と施策は、執行部による「行政評価（performance measurement）」＝自己評価が中心となり、「政策評価（policy evaluation）」は、議会や社会など執行部にとっては外部の評価（外部評価）が中心になる [上山他、2002]。したがって、外部機関であるアーツカウンシルは基本的には政策評価を担うこととなる。しかし、実際の施策は、その上位の政策により規定されているため、政策評価は一部施策評価を含むこととなる。

次に、評価活動を時系列に即して整理してみよう。有名なロジックモデルによれば、一連の評価活動は、下図のようなプロセスをたどることとなる [W.K.Kellogg Foundation、2001]。

1. 資源（人的・財政・組織的・地域資源）のインプット
2. 資源を活用した活動（プロセス、ツール、イベント、技術、行動）
3. アウトプット（活動の直接の産物で提供するサービスの種類、レベル、対象を含む）
4. アウトカム（プログラム参加者の行動、知識、技能、立場、機能レベルにおける特定の変化）。短期のものは1～3年、長期なものは4～6年以内に達成可能なもの
5. インパクト（プログラム活動の成果として、7～10年以内に起きる組織、地域社会又は制度内で生じる意図した変化と予想外の根本的な変化）



[W.K.Kellogg Foundation、2001]

ここで、重要なのが、評価指標としてのアウトプット、アウトカム、インパクトの違いを理解することである。アウトプットはプログラムの結果新たに生み出されたモノやサービスを量的に把握するものであるが、アウトカムはプログラムを実施した結果プログラム参加者に生じた変化に着目した質的な指標で、その発現まで数年間の時間を要するとされている。また、インパクトは、中長期の時間を経て生まれる組織、地域社会、制度レベルでの変化を指している。わが国における行政評価において評価指標がアウトプットに過度に傾斜しており、文化で最も重視すべき質の側面や中長期にわたる変化過程としてのインパクトにほとんど触れないことは行政評価の現時点での限界を示している。この点、後に述べる欧州文化首都におけるインパクトを重視した評価のあり方は参考になる [Palmer/Rae Associates、2010]。

3. 文化政策と評価

それでは、自治体文化政策の評価は、他の政策分野の評価と比べてどのような特徴があり、どんな配慮が求められるのか考えてみる。そもそもイギリスでアーツカウンシルが設立されたのは、政権交代によって文化政策が大きくぶれない制度設計を目指したことに端を発する。これは教育委員会制度と同様の思想に立脚しているといえる。ぶれないためには文化政策の中軸を確立することが必要である。それは、煎じ詰めれば人権としての文化権ではないだろうか。

そもそもわが国では、文化を創造し享受することは人間の基本的権利であるという「文化権」が存在していない [中川、2001、小林、2004]。本来だれに対しても文化を創造し享受する権利を保障することが文化政策の根本原理になくてはならないはずである（このことは先進国では常識となっている）。文化政策は、この文化権を擁護し発展させるため、政権交代などの政治的要因による政策変動を回避し、所得較差や地域較差など経済的要因に起因する文化アクセスの不平等を解消することが第一義的ミッションである。すべての人に文化創造や文化享受の自由を保障することが、人が心豊かに人生を全うするために不可欠だからである。

一方で、わが国では従来文化政策の目的を「文化・芸術の振興」に限定的にとらえてきた。しかし、産業構造の転換を背景に欧州文化首都の経験の総括などを通してヨーロッパで育まれてきた「創造都市」の理念はいまや世界で大きな潮流を

形成している（わが国では創造都市については佐々木雅幸の研究などを通して知られている。例えば [佐々木、2012] を参照）。ユネスコは 2004 年創造都市ネットワークを設立し 7 つの分野に世界 30 都市以上が加盟している。日本でも今年 1 月 20 数都市が集まって「創造都市ネットワーク〈日本〉」が設立された。日中韓 3 国による「東アジア文化都市」事業も文化庁のイニシアティブでスタートした。このように、文化政策の現代的意義は、単に「文化振興」にとどまらず「地域再生」のエンジンという新たな役割にもなうようになった。自治体文化政策もこのように拡張された文化政策の新たな定義にもとづいて再編されなくてはならない。

芸術文化は多様な価値観を内包し、一律な評価にはなじまない。一方、公費を投入する以上文化政策も評価対象となる。しかし、現状の文化政策評価では、財政のスリム化のためだけに評価を使い文化政策のミッションを顧みないこと、また入場者数など数量化可能な指標（アウトプット）のみに傾斜しがちでアウトカムやインパクトといった質的側面への関心がない、といった評価の偏りが顕著である。

文化や芸術に関わる政策の評価は、定量的評価だけでは不十分である。しかし、この分野では定性的な信頼される評価手法が開発されているわけではないので、どうしても客観的に把握できる定量的評価に傾きがちである。しかし、文化政策が文化権という基本的人権を守り発展させることおよび政策分野横断的な創造都市形成をミッションとしていることから、他の政策分野とは異なり、定性的分析手法を組み込んだ高度でソフィスティケートされた評価手法が地域ごとに開発されるべきであると考えられる。

自治体にとって評価は文化政策推進のためのツールに過ぎない。しかし、わが国ではそのツールが本来の目的から遊離して自己目的化している現状を吉本光宏は指摘している [大阪府、大阪市、2012]。換言すれば、文化政策の理念の検討が不十分なまま、行政評価を文化政策に機械的に適用しているのがわが国の多くの自治体の現状といえるだろう。文化政策の評価に先立ち、そもそも文化政策の目的や理念について根本的に再検討することが必要である。

参考文献——

上山信一他『実践・行政評価』東京法令出版 | 2002 年

上山信一『日本の行政評価』第一法規 | 2002 年

大阪府・大阪市主催「『大阪アーツカウンシル設立に向けた事例調査・フォーラムの開催等事業報告・説明会&シンポジウム』2013 年 3 月 20 日、大阪市江之子島文化芸術創造センター

小林真理『文化権の確立に向けて』勁草書房 | 2004 年

佐々木雅幸『創造都市への挑戦』岩波書店 | 2012 年

佐藤望「公共ホールの評価指標の構築に向けて」中矢一義監修『公共ホールの政策評価—「指定管理者制度」時代に向けて』第 1 章、慶應義塾大学出版会 | 2005 年

総務庁行政監察局『文化行政の現状と課題』、大蔵省印刷局 | 1996 年

田中啓「日本の自治体の行政評価」財団法人自治体国際化協会、政策研究大学院大学 比較地方自治研究センター | 2009 年

中川幾郎『分権時代の自治体文化政策』勁草書房 | 2001 年

Drucker, P.F. “Managing the Nonprofit Organization” 1990、ドラッカー『非営利組織の経営』ダイヤモンド社 | 1991 年

Palmer/Rae Associates, “European Cities and Capitals of Culture and the European Cultural Months”, European Commission, 2010

W.K.Kellogg Foundation “Logic Model Development Guide” 2001、
「ロジックモデル策定ガイド」(財) 農林水産奨励会 農林水産政策情報センター | 2003 年

野田邦弘 | のだ・くにひろ | 鳥取大学地域学部 教授

横浜市職員として横浜の創造都市政策策定に関わるなど文化政策畑を歩く。2005 年から現職。総務省定住自立圏に係る創造的人材の定住・交流事例に関する調査委員、文化庁創造都市ネットワーク日本調査研究会座長、文化経済学会理事（元理事長）、日本文化政策学会理事、鳥取県文化芸術振興審議会会長など。著作は、『創造都市横浜の戦略』（単著、学芸出版社、2008 年）、『入門文化政策』（共著、ミネルヴァ書房、2008 年）など。

karTE

巻末資料

芸術文化活動に対する助成制度調査

回答のあった助成プログラム一覧

芸術文化活動への助成事業を行っている国内自治体と民間事業者に対し、助成プログラムの内容と審査・評価方法についてアンケート調査およびヒアリング調査を実施した。その結果は、本書の3部で報告・分析しているが、回答のあった助成プログラムの一覧を巻末資料として掲載する（回答のあった団体一覧は、「3-3-2 集計結果」p.224-225を参照のこと）。アンケート原本は、p.252-253を参照。

以下に掲載する助成団体および助成事業の情報は、2012年度末のものである。原則として、回答内容に不十分な点があった場合も追加調査は行っていない。

なお、「公益財団法人セゾン文化財団」「アーツカウンシル東京（公益財団法人東京都歴史文化財団）」、「一般財団法人おおさか創造千島財団」の助成プログラムについては「3-3-3 インタビュー」（p.232-251）を参照のこと。

独立行政法人日本芸術文化振興会と公益財団法人アサヒグループ芸術文化財団にはヒアリング後に内容の確認をいただいたうえ、前掲のインタビュー実施3団体と同様に事業費と助成費を掲載している。

データは、団体名、助成プログラム名、団体概要、助成プログラムの内容順に掲載した。複数プログラムの回答があった団体の「助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ」以降の項目は、原則としてひとつめのプログラム分のみを掲載している。

独立行政法人日本芸術文化振興会

助成プログラム名:芸術文化振興基金による助成事業

事業開始年:1990年

事務局以下の職務(あるいは部課)、雇用形態、職員数(2013年3月1日現在)

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
基金部職員(アルバイト職員除く)	19	1	20
プログラムディレクター(PD)(週2日程度の勤務、日額制)	0	4	4
プログラムオフィサー(PO)(週2日程度の勤務、日額制)	0	14	14

年間助成金額(2012年度助成交付金額の計) 約48億円

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業

助成事業の財源:政府からの出資金及び民間からの出捐金による芸術文化振興基金の運用益と文化庁からの文化芸術振興費補助金

団体の設立年

昭和41年に前身である特殊法人国立劇場が設立。平成2年に文化芸術活動に対する助成業務が追加されるとともに、名称が特殊法人日本芸術文化振興会に組織変更された。平成15年に特殊法人から独立行政法人に移行

団体の設置目的

広く我が国の文化芸術の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与すること

助成プログラムの目的

すべての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を目的としている

対象となる活動

(1)芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動

- ①オーケストラ、オペラ、室内楽、合唱、バレエ、現代舞踊、演劇等舞台芸術の公演活動
- ②文楽、歌舞伎、能楽、邦楽、邦舞等伝統芸能の公開活動

③落語、講談、浪曲、漫才、奇術等の公演活動

④美術の展示活動

⑤国内映画祭等の活動

⑥特定の芸術分野にしばられない公演・展示活動

(2)地域の文化の振興を目的とする活動

①文化会館、美術館等の地域の文化施設において行う公演、展示その他の活動

②歴史的集落・町並み、文化財景観のセミナー、資料収集・作成、普及啓発による保存・活用活動

③民俗文化財の公開、広域的交流、復活・復元伝承、記録作成による保存・活用活動

(3)文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動

①アマチュア等の文化団体が行う公演、展示その他の文化活動

②伝統工芸技術、文化財保存技術の保存・伝承・公開・記録作成、及び伝統工芸技術の復元による保存・活用活動

対象者の要件

舞台芸術等の創造普及活動((1)①~④、⑥)

次の活動のいずれかを主たる目的とし、それぞれの実績要件等を満たしている我が国の団体等「現代舞台芸術の創造普及に係る活動」、「伝統芸能の保存・普及に係る活動」、「美術の創造普及に係る活動、芸術の創造普及に係る活動」

国内映画祭等の活動((1)⑤)

次の活動のいずれかを主たる目的とし、それぞれの実績要件等を満たしている我が国の団体「映画祭を開催すること」、「映画の上映活動又は製作活動」

地域の文化振興等の活動((2)、(3))

地域文化施設公演・展示活動(文化会館公演活動、美術館等展示活動):地域の文化の振興普及に係る活動を行うことを目的として設置された文化会館、文化ホール、美術館、博物館、美術展示施設、民俗資料館、埋蔵文化財センター等の文化施設の設置者又は管理者

アマチュア等の文化団体活動:文化の発展普及に資することを主たる目的とし、助成の対象となる活動について実績を有する、我が国のアマチュア等の文化団体

歴史的集落・町並み、文化財景観保存活用活動および民俗文化財の保存活用活動:歴史的集落・町並み、文化的景観等の保存・活用に係る活動、又は民俗文化財の保存・伝承に係る活動を行うことを主たる目的とする団体

伝統工芸技術・文化財保存技術の保存・伝承等活動:伝統工芸技術・文化財保存技術の保存・伝承等の活動を行うことを主たる目的とし、助成の対象となる活動についての実績を有する団体

《団体の要件》

特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

特定非営利活動法人(NPO)

その他、法人格を有しないが、一定以上の要件を満たしている団体

助成金額の考え方、または上限金額

活動に対する助成

助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内、かつ自己負担金の範囲内

ただし、伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等における助成金の額は、助成対象経費の範囲内かつ自己負担金の範囲内

助成対象経費

活動を実施するに当たり、直接的に係る経費で、助成を行うことが適当であると認められる経費

出演・音楽・文芸費、会場・舞台・設営費、謝金・旅費・宣伝費、作品借料等

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
1,645	800	136,330

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

11月上旬:助成金交付要望書の提出・受付、翌2月上旬～3月中旬:助成金交付要望書の審査(運営委員会、各専門委員会での合議審査)、3月下旬:助成対象活動の内定、助成金交付内定の通知

内定後～6月上旬:助成金交付申請書の提出、助成金交付申請後:審査・確認、助成金交付決定の通知

活動終了後1ヶ月以内:助成対象活動実績報告書の提出、実績報告書提出後:助成金の額の確定、通知

助成金の額の確定後:助成金支払申請書の提出、助成金支払の決定・交付

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

助成金の交付を適正に行うため、理事長の諮問機関として芸術文化振興基金運営委員会を設置。同運営委員会には、「舞台芸術等」「映像芸術」「地域文化・文化団体活動」及び「文化財」の4部会を置き、さらにその下に13の専門委員会を設置して、各分野の実情及び特性等を踏まえた審査を行っている。運営委員会の運営委員は、芸術文化に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、専門委員会の専門委員は当該審議事項に関し専門的知識又は学識経験のある者のうちから、それぞれ理事長が委嘱する。運営委員の任期は2年。審査は専門委員による書類審査をもとに、各専門委員会等での合議審査。なお、トップレベルの舞台芸術創造事業については、審査基準を事前に公開。

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

当振興会が行う文化芸術活動に対する助成事業をより効果的なものとするため、平成23年度から専門的な知識や調査研究に基づく助言、情報提供等を行うプログラムディレクター(PD)及びプログラムオフィサー(PO)を配置し、審査基準案の作成、助成対象活動の調査分析、公演調査の実施及び助成対象団体との意見交換等を行っている。対象区分:文化芸術振興費補助金(トップレベルの舞台芸術創造事業)、対象分野:平成23年度は上記事業の音楽分野、舞踊分野が対象。平成24年度に演劇分野、伝統芸能・大衆芸能も対象に拡大。なお、今後、芸術文化振興基金事業も対象する予定

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

現在、事後評価の実施に向け準備を進めており、今後、トップレベルの舞台芸術創造事業を主に本格的に事後評価を導入する予定。なお、事後評価の結果については、翌年度以降の活動に反映させるとともに、助成対象団体との意見交換等にも活用していく予定

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や アカウントビリティ等

文化芸術活動に対する援助事業の中核的拠点として、文化芸術活動へ助成を行う民間助成団体に関する情報を収集し、データベース化やホームページ等により情報提供を行っている。あわせて、平成24年度より、当振興会の助成事業に関する事例集を作成している

助成プログラム名:文化芸術振興費補助金による助成事業(国からの補助金を財源とする助成)

事業開始年:2009年

助成プログラムの目的

我が国の芸術団体が行う芸術水準の向上に資すると認められる創造性・芸術性の高い舞台芸術(音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能)又は優れた日本映画の製作活動を支援する

対象となる活動

- (1)我が国の舞台芸術水準を向上させる牽引力となっているトップレベルの芸術団体が国内で行う舞台芸術の創造活動(トップレベルの舞台芸術創造事業)
- (2)優れた日本映画の製作活動(映画創造活動支援事業)

対象者の要件

- (1)トップレベルの舞台芸術創造事業:我が国の芸術団体であること、芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等に当該分野について高い専門性があること、一定以上の主催公演の開催実績を有すること、団体が監事、監査役等による監査を実施しているなどの要件を充たしている団体で、また、法人格を有し、構成するスタッフ・キャスト等に芸術家を擁する団体等。なお、法人格を有しない場合は、別の要件を充たす場合は可能 ※公演単位支援型と年間活動支援型では、充たす要件は異なる
- (2)映画創造活動支援事業:映画の製作活動を行うことを主たる目的とする我が国の団体で、法人格を有し、一定以上の実績要件を充たす団体。なお、法人格を有しない場合は、別の要件を充たす場合は可能

助成金額の考え方、または上限金額

- 1)トップレベルの舞台芸術創造事業:脚本や演出、稽古等の公演本番以前の芸術創造活動に必要な費目を限定して助成。また、助成金の額は助成の対象となる経費の合計額の範囲内
※平成23年度から文化芸術団体の創造性の発揮や継続的な発展に資するよう、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法に見直すとともに、1事業単位の支援を行うだけでなく、年間の優れた芸術創造活動を事業毎に積み重ねた年間事業支援の制度も導入
- (2)映画創造活動支援事業:活動区分ごとに定額制。なお、助成金の額は、自己負担金の範囲内

助成対象経費

- (1)トップレベルの舞台芸術創造事業:公演前の稽古、音楽・文芸費、会場・舞台費(本番日以降の経費は助成対象外)
- (2)映画創造活動支援事業:製作企画費、スタッフ・キャスト費、製作費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
719	401	369,900

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

前載の助成プログラムと同様

審査・選考委員等の選定方法

前載の助成プログラムと同様

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

前載の助成プログラムと同様

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

前載の助成プログラムと同様

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や アカウントビリティ等

前載の助成プログラムと同様

協力:独立行政法人日本芸術文化振興会基金部

企画調整課長兼地域文化助成課長 鈴木秀樹氏

芸術活動助成課舞台芸術第三係 小畑援氏

助成プログラム名:埼玉県文化活動サポート団体助成事業

事業開始年:2005年

事務局以下の職務(あるいは部課)、雇用形態、職員数(2013年3月1日現在)

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
県民生活部文化振興課	14	0	14

助成プログラムの目的

県民主体の文化芸術活動を更に促進するため、優れた技能やノウハウを持つNPO団体等の民間団体が、その技能やノウハウを他団体や個人に提供(中間支援)したり、連携することで、他団体の文化芸術活動のレベルアップや地域の活性化が図られるような活動に対して助成する

対象となる活動

(1)文化芸術活動人材育成事業:NPO団体等が、他団体及び個人を対象に文化芸術を担う人材の発掘・養成・活用を行い、文化芸術活動の裾野の拡大を目指すもの (2)文化芸術活動促進事業:NPO団体等が、文化芸術活動の企画・運営・資金に係る相談や情報提供等を行い、他団体及び個人の文化芸術活動の充実、発展を図るもの (3)文化芸術活動ネットワーク構築促進事業:NPO団体等が、シンポジウムの開催や連携協働事業の実施などにより、他のNPO団体や企業、大学、文化施設等との連携を図ろうとするもの (4)文化芸術資源の活用による連携促進事業:NPO団体等が、地域の文化資源の発掘、活用を通して他のNPO団体や企業、大学、文化施設等と連携協働し、文化芸術活動の裾野の拡大と活性化を図ろうとするもの (5)総合的支援事業:上記(1)~(4)の事業を複数組み合わせ、効果的に他団体及び個人の文化芸術活動を支援するもの

対象者の要件

次の要件のすべてに該当するもの (1)特定非営利活動法人、市民活動団体又はボランティア団体であること(イベント開催等のために設立されイベント終了後に解散する実行委員会等は対象外とする) (2)県内に住所又は活動の本拠を有すること (3)一定の活動実績があり、又はその事業を完遂できる見込みがあること 特定非営利活動法人でない団体は、さらに、次の要件のすべてにも該当すること (1)一定の規約等を有し、かつ、代表者が明らかであること (2)構成する会員が10名以上いる団体であること (3)宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと (4)特定の公職者(候補者を含む)、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと (5)暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと

助成金額の考え方、または上限金額 補助率:2分の1 限度額:100万円

助成対象経費

会議費(事業主体内部の会議にかかるもの、食糧費は除く)、通信運搬費、旅費交通費、機材レンタル料、物品購入費(備品の購入は助成対象経費の20%を限度)、印刷製本費、広報・宣伝費、報償費(原則として1人(団体)1回当たり10万円を限度)、人件費(助成対象経費の20%を限度)、その他事業実施に必要と認められる経費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
6	4	298

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

(1)募集説明会:4月 (2)応募期間:4月~5月 (3)審査・選考:6月 (4)助成内定者の決定:6月 (5)事業実施に関する説明会:6月 (6)交付申請書の提出:6月 (7)交付の決定:6月 (8)事業の実施:6月~2月 (9)実績報告書の提出:3月 (10)額の確定:3月

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

委員任命者:知事 要件:大学教授、企業メセナ、報道、行政から4人 任期:2年

審査・選考は、審査委員会において、書類審査と応募団体による事業説明によって行っている

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

県職員が助成事業の現地確認を行っている

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

過去助成を受けた団体にアンケートを実施した。また、過去助成を受けた団体に集まってもらい情報交換を行う同窓会を開催した

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等

ホームページでの助成事業の公表や文化振興基金のパンフレットで助成金の説明を行っている

助成プログラム名:文化振興基金助成事業 子どもの文化芸術体験事業
事業開始年:2011年

助成プログラムの目的

県民が自主的、自発的に行う文化活動を支援する

対象となる活動

子どもたち(未就学児、小中学生、高校生等)を対象とした文化芸術の体験、観賞及び活動発表等
【事例1】NPOが、プロの演奏家を招いて、小中学生を対象にミニコンサートや楽器演奏体験を行う場合
【事例2】獅子舞保存会が、地域の子どもたちを対象に獅子舞の体験教室を開催する場合
【事例3】プロの画家を招いて、絵画教室を2日間にわたって行う場合

対象者の要件

(1)県内に住所又は活動の本拠を有すること (2)一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること (3)一定の規約を有し、かつ代表者が明らかであること
※ボランティア団体、子育て支援サークル、地域の商工会議所など、文化芸術活動を主たる目的としていない団体も助成の対象となる

助成金額の考え方、または上限金額

申請事業の実施に要する直接的な経費のうち、対象経費の範囲内(限度額20万円)

助成対象経費

(1)賃金 (2)報償費 (3)印刷製本費 (4)音楽費 (5)舞台費 (6)通信運搬費 (7)広報・宣伝費 (8)会場費 (9)消耗品費 (10)保険料

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
21	21	362

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ ——

審査・選考委員等の選定方法 ——

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価 ——

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等 ——

助成プログラム名:文化振興基金助成事業 活動成果発表等助成事業
事業開始年:1985年

助成プログラムの目的

県民が自主的、自発的に行う文化活動を支援する

対象となる活動

県内で自ら活動を行うアマチュア文化団体が、日頃の活動や練習の成果を広く県民に発表・公開する場合
(アマチュア文化団体が県内で広域的に行う美術展、音楽会、演劇・舞踊の公演、民俗芸能の発表会など)

対象者の要件

次の(1)から(3)すべてに該当するアマチュア文化団体 (1)県内に住所又は活動の本拠を有すること (2)一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること (3)一定の規約を有し、かつ代表者が明らかであること

助成金額の考え方、または上限金額

対象経費の2分の1以内で、自己資金の範囲内(限度額25万円)

助成対象経費

(1)賃金 (2)報償費 (3)印刷製本費 (4)音楽費 (5)舞台費 (6)通信運搬費 (7)広報・宣伝費 (8)会場費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
34	34	666

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ ——

審査・選考委員等の選定方法 ——

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価 ——

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等 ——

助成プログラム名:文化振興基金助成事業 伝統・郷土芸能継承事業

事業開始年:2012年

助成プログラムの目的

県民が自主的、自発的に行う文化活動を支援する

対象となる活動

国、県又は市町村指定文化財の伝統・郷土芸能団体が、伝統・郷土芸能用具、楽器、展示用備品など、団体の活動に必要な備品(通常の団体運営に必要な備品を除く)を購入又は修理する場合や、後継者の育成を目的として講習会等を実施する場合

対象者の要件

次の(1)から(2)すべてに該当する国、県又は市町村指定文化財の伝統・郷土芸能団体 (1)県内に住所又は活動の本拠を有すること (2)一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること (3)一定の規約を有し、かつ代表者が明らかであること

助成金額の考え方、または上限金額

対象経費について20万円以内

助成対象経費

(1)賃金 (2)報償費 (3)印刷製本費 (4)音楽費 (5)舞台費 (6)通信運搬費 (7)広報・宣伝費 (8)会場費 (9)備品購入費 (10)修繕費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
5	5	92 (見込)

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ 無回答

審査・選考委員等の選定方法 ——

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価 ——

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み ——

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
 アカウンタビリティ等 ——

助成プログラム名:埼玉県文化芸術拠点創造事業

事業開始年:2011年

助成プログラムの目的

使われていない歴史的建造物や空き店舗などの未利用施設を活用して「文化芸術の力」で観光や産業の振興、まちづくりなど地域の活性化につながる取組を行おうとするNPO法人、商工関連法人等に対し、負担が大きい初期の経費の一部を助成することにより、地域の実情に合わせた地域振興を推進する

対象となる活動

(1)文化芸術拠点整備促進事業:NPO法人等が、県内の利用されていない歴史的建造物や廃工場、空き教室、空き店舗などを新たな文化芸術拠点として改修整備する事業 (2)文化芸術拠点活性化事業:文化芸術拠点整備促進事業で整備した施設、既存の類似施設で開催する文化イベント事業

対象者の要件

(1)文化芸術拠点整備促進事業:県内に住所又は活動の本拠を有する①NPO法人、②商工会議所、商工会、商店街振興組合、商店街に関する事業協同組合等法人格を持つ商工関連団体等、③市町村 (2)文化芸術拠点活性化事業:県内に住所又は活動の本拠を有する①NPO法人、②市民活動団体、③ボランティア団体

助成金額の考え方、または上限金額

(1)文化芸術拠点整備促進事業:助成率:2分の1、上限額250万円、歴史的建造物の場合500万円 (2)文化芸術拠点活性化事業:助成率:対象経費の2分の1、上限額100万円

助成対象経費

(1)文化芸術拠点整備促進事業:未利用施設の改修整備に係る概ね次の経費 ①改修工事、内装工事、設備工事費(備品は助成対象経費の30%以内)、②設計費 (2)文化芸術拠点活性化事業:(1)により整備した施設又は既存の類似施設で開催する文化イベントに係る概ね次の経費 ①会場使用料、設営料、②通信運搬費、③旅費交通費、④機材レンタル料、⑤物品購入費(備品を除く)、⑥印刷製本費、⑦広報・宣伝費、⑧報償費(外部に支払う謝金等)、⑨人件費(内部に支払う給与等)、⑩賃借料、⑪食糧費(但し、イベント当日に外部講師、外部協力者へ提供する食事(弁当)代に限る。助成期間を通じて2万円まで)

*⑨、⑩については、併せて助成対象経費の20%を上限とする。

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
10	10	1,600

助成プログラム名:伝統芸能ふれあい体験事業

事業開始年:2010年

事務局以下の職務(あるいは部課)、雇用形態、職員数(2013年3月1日現在)

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
県民生活部文化振興課	—	—	—

助成プログラムの目的

千葉県の伝統芸能の普及と振興のため、小中高生を対象に伝統芸能への関心を促し、将来に向けての保存・継承を図る

対象となる活動

伝統芸能(邦楽・能楽・日本舞踊・わが国古来の伝統芸能・茶道・華道などの生活文化に係る参加体験と芸術鑑賞とを併せて行う事業

対象者の要件

事業を自ら企画・実施することができる一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人・特定非営利活動法人・文化芸術団体

主たる活動の場所を千葉県内としている者及び県内の公的施設を管理する者

助成金額の考え方、または上限金額

事業を行うための直接経費の合計金額から入場料・助成金等の収入を控除した額の2分の1以内。ただし、上限50万円以内

助成対象経費

設営・舞台関係費、出演費、音楽・文芸費、謝金・旅費、通信費、宣伝・印刷費、記録費、企画制作費、保険料

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
13	7	168.1

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

募集開始4月中旬、説明会4月25日、申請締切5月10日、採否通知6月5日、事業実施6月30日～2月28日(事業終了後20日以内報告、額確定)

審査・選考委員等の選定方法

書類審査(内部):担当課長を長とした以下委員2名(担当課担当室長、教育委員会指導主事)からなる審査会を設定。教育委員会指導主事は、担当課から派遣依頼する

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

必要に応じて担当職員が実施状況の現地確認を行っている

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や アカウントビリティ等

—

助成プログラム名:若者の文化芸術活動サポート事業

事業開始年:2012年

助成プログラムの目的 千葉県の将来を担う若者による文化芸術活動の推進を図る

対象となる活動 40歳未満の者が主体的に参加・実施する、広く県民に公開される文化芸術活動で、参加体験事業あるいは発表・公開事業

対象者の要件

事業を自ら企画・実施することができる一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人・特定非営利活動法人・文化芸術団体において、主たる活動の場所を千葉県内とする者

助成金額の考え方、または上限金額 事業を行うための直接経費の合計金額から入場料・助成金等の収入を控除した額の3分の2以内。ただし、上限20万円以内

助成対象経費

設営・舞台関係費、出演費、音楽・文芸費、謝金・旅費、通信費、宣伝・印刷費、記録費、企画制作費、保険料

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
3	3	50

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

平成24年度:募集開始8月9日・締切10月3日、採否通知10月30日、事業実施10月30日~3月12日(事業終了後20日以内報告、額確定後補助金交付)

審査・選考委員等の選定方法

書類審査(内部):担当課長を長とした以下委員2名(担当課担当室長、教育委員会指導主事・社会教育主事)からなる審査会を設定。教育委員会指導主事・社会教育主事は、担当課から派遣依頼する

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

必要に応じて担当職員が実施状況の現地確認を行っている

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み 特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
 アカウンタビリティ等 _____

助成プログラム名:神奈川県文化芸術活動団体事業補助金、同賛助金

事業開始年:補助金は1963年、賛助金は1995年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
課長	1	0	1
副課長	1	0	1
職員	13	2	15

助成プログラムの目的

県内の文化芸術活動団体が行う文化芸術事業に対して、公募により補助金・賛助金を交付し、本県の文化芸術活動の振興と普及を図る。他に、技術の向上とネットワーク作りの推進を図るため、非公募枠で県域連盟のフェスティバル事業に対して助成(2013年度から公募枠に移行)。

対象となる活動

(1)県内で実施される、県が支援する活動として相応しい事業。(2)広く県民の皆さんを対象に行う文化芸術に関する公演、展示、コンクール、ワークショップ、交流事業等(ただし、宗教的または政治的な宣伝意図を有すると認められる事業は対象外)。

対象者の要件

次の要件をすべて満たす団体 (1)文化芸術の振興を主たる目的として活動を行う団体であること (2)県内に主たる事務所を有すること (3)文化芸術の振興に寄与していると認められる団体であること (4)団体規約等を有し、団体の意思を決定、執行する組織が確立されており、かつ、自ら経理、監査する等会計組織を有すること

ただし次のいずれかに該当する団体は除く (1)営利を目的として活動を行っている団体 (2)地方自治体の主導により設立された財団法人等

助成金額の考え方、または上限金額

補助対象事業に要する直接的な経費のうち、自己負担金の範囲内で、補助対象経費の1/3以内とし、予算の範囲内において決定する。上限の設定はなし

助成対象経費

設営・舞台関係経費、出演・音楽関係経費、謝金・旅費・宣伝費など。ただし入場券販売手数料、有料頒布する場合のプログラム、図録等の作成経費、団体構成員に支払われる謝金等のうち、役務等への対価としての必要合理性が認められないもの、パーティ経費、経常的団体運営費等は対象外

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
56	28	710 (ほかに、県域連盟に対して 145 万円補助)

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

要望書等の提出(4月初旬)→審査・選考、交付団体・交付額の内定(6月中旬)→(事業実施時期により)交付申請書の提出→交付決定の通知→補助金等の交付→事業実施(職員による現地調査)→実績報告書の提出

審査・選考委員等の選定方法

文化芸術活動に携わる者及び文化芸術の振興に関する事項について学識経験を有する者から知事が委嘱する神奈川県文化芸術振興会議の委員から、会長が指名した助成部会員5名が書類選考を行う
任期は2年、再任を妨げない

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

原則、事業実施時に文化課職員が現地調査を行う

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

責団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウントビリティ等

当事業の募集要項・申請書類については、県ホームページに公表

助成対象の案件については、県ホームページにて団体名、事業名、審査委員公表の概要を公表

助成プログラム名:新潟県文化団体事業費補助金

事業開始年:2007年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
県民生活・環境部文化振興課	10	1	11

助成プログラムの目的

文化活動の活発な展開と個性豊かな県民文化の創造と発展のため

対象となる活動

自主企画公演・展示事業

対象者の要件

県内に所在地又は活動の本拠地を置き、県全域にわたって広域的な活動を行う団体

助成金額の考え方、または上限金額

補助対象経費の1/2(ただし予算額が上限)

助成対象経費

全県規模の展覧会、発表会等の事業を行う際の事業費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
4	4	266 (予定)

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

4月15日までに申請書等を提出→交付額の決定(5月)→実績報告書提出(事業終了後1ヶ月以内)→額の確定通知書→補助金交付

審査・選考委員等の選定方法

審査会等は設けていない。補助金交付要綱に沿って審査を行っている

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

職員が観覧等を行い、実施状況を確認している

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等

特になし

助成プログラム名:新潟県分野別文化団体共催事業補助金

事業開始年:2008年

助成プログラムの目的

文化活動の活発な展開と個性豊かな県民文化の創造と発展のため、文化に親しむ機会の創出、文化活動の発表機会の充実を目的とする

対象となる活動

自主企画公演・展示事業

対象者の要件

新潟県合唱連盟、新潟県華道連盟、新潟県茶道連盟、新潟県詩吟剣詩舞連盟、新潟県能楽連盟、新潟県邦楽連盟、新潟県民謡協会、新潟県洋舞踊協会

助成金額の考え方、または上限金額

補助対象経費の1/2(ただし予算額が上限)

助成対象経費

新潟県が主催する「新潟文化祭」の中で、県との共催事業として事業を実施する文化団体に対して活動に要する経費を補助

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
8	8	215

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ ——

審査・選考委員等の選定方法 ——

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価 ——

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み ——

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
 アカウンタビリティ等 ——

助成プログラム名:地域文化力向上・活性化支援事業

事業開始年:2007年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
生活環境文化部文化振興課	14	0	14

助成プログラムの目的

芸術水準向上、地域振興

対象となる活動

県内の団体が市町村の支援及び協力のもとに行う特色ある文化行事

対象者の要件

県内で活動する各種団体(事業を実施するための臨時的な組織を含む)で営利を目的としない団体

助成金額の考え方、または上限金額

補助対象経費に対する補助率は、3分の1以内。1件当たりの限度額1,000千円(知事が特に認めた場合は2,000千円)

助成対象経費

出演料・会場借上料、音楽・文芸料、設営・舞台費、謝金・旅費・通信費、宣伝・印刷費、記録費、保険料、企画制作費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
9	7	450

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

前年度10月・3月 実施希望(照会) 実施年度5月 採否通知 採択団体は事業実施一カ月前までに申請書提出 実施後速やかに実績報告書提出 実施報告検査後助成金交付

審査・選考委員等の選定方法

審査・選考委員等は設置していない。前年度の3月に実施希望(照会)を行っており、実施希望があった団体から提出のあった書類を審査し、選考している

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

特になし

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウントビリティ等

特になし

助成プログラム名:愛知県文化活動事業費補助金

事業開始年:1991年

事務局以下の職務(あるいは部課)、雇用形態、職員数(2013年3月1日現在)

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
文化芸術課	15	4	19

助成プログラムの目的

愛知県内に活動の本拠を置く文化活動団体及び地域の文化振興に資する団体が行う文化活動に対し助成を行い、文化芸術の振興を図ることを目的とする

対象となる活動

- (1)企画提案事業・文化芸術すそ野づくり事業(国内実施)…会員等特定の者を対象とする活動でなく、広く一般の方が参加できる文化事業(音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術、文学、メディア芸術、生活文化等)
- (2)企画提案事業・文化芸術すそ野づくり事業(海外実施)…開催国の公的機関又はそれに準ずる外国の団体からの招待を受けて参加する文化事業(音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術、文学、メディア芸術、生活文化等)
- (3)後継者育成事業…愛知県に古くから伝承し、愛知の文化の特色となっている指定文化財もしくはそれに準ずるものを保存伝承する目的で、後継者を育成するために行う研修、講習事業
- (4)あいちトリエンナーレ地域魅力づくり事業…県内に活動の本拠を置く文化団体が、県民や県内の芸術家・文化芸術団体等と連携して行う、展示や講演など文化芸術分野の企画事業(音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術、文学、メディア芸術、生活文化等)

対象者の要件

- (1)文化芸術振興を主たる目的として活動する団体 (2)愛知県内に活動の本拠を置く文化団体
- (3)団体規約等を有し、団体の意思を決定、執行する組織が確立されていること (4)代表者及び所在地が明らかこと (5)会計経理が明確であること (6)補助を受けようとする年度の4月1日現在で満1年以上継続して活動の実績を有する団体 (7)団体への入会に関して、排他的な条件を付していないこと (8)市町村及び市町村の関係団体等でないこと (9)政治団体、宗教団体、営利を目的として活動している団体でないこと (10)学校、企業、事業所等内の文化活動団体でないこと (11)暴力団又は暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと (12)(11)であることを隠蔽するため、虚偽の申請をした団体でないこと

助成金額の考え方、または上限金額

- (1)企画提案事業(国内実施、海外実施)…自己負担の範囲内で助成対象経費の合計の2分の1以内の定率(上限100万円) (2)文化芸術すそ野づくり事業(国内実施、海外実施)…20万円の定額 (3)後継者育成事業…助成対象経費の合計額に応じて20万円～100万円の定額 (4)あいちトリエンナーレ地域魅力づくり事業…自己負担の範囲内で助成対象経費の合計の2分の1以内の定率(上限300万円)
- ※各案件の助成金額は、審査会で決定

助成対象経費

- (1)企画提案事業・文化芸術すそ野づくり事業(国内実施)、あいちトリエンナーレ地域魅力づくり事業…会場費、印刷費、広告宣伝費、舞台費、会場設営費、運搬費、映画制作費 (2)企画提案事業・文化芸術すそ野づくり事業(海外実施)…渡航費、宿泊費 (3)後継者育成事業…謝金、旅費、教材費、会場費、印刷費、広告宣伝費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
113	104	5,180

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

毎年度1回実施

募集開始:5月中旬～下旬 申請締切:6月中旬～下旬 採否通知:10月上旬～中旬 報告書提出:10月中旬～翌年4月上旬(事業終了後30日以内) 助成交付:12月下旬～翌年5月下旬

審査・選考委員等の選定方法

任期・定数を定めた常設の審議会は設けず、その都度、専門家・有識者に依頼し、審査会を実施(例年:書面審査 7月中旬～8月中旬、企画審査会審査 9月上中旬)。委員任命者:愛知県知事

要件:文化芸術分野の有識者であること 人数:7名以内(平成24年度は6名) 任期:2年

審査方法:書面審査により各委員が5段階で採点し、それに基づき事務局が調整案を作成。これを基に、企画審査会審査において、予算の範囲内で採択事業及び助成額を決定する

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

採択された事業については、初申請の団体を中心に数団体、職員が現地検査を実施している

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告やアカウントビリティ

助成制度の要綱については、県のホームページに公表済。助成対象案件については、県ホームページで団体・事業名を公表

助成プログラム名:三重県文化振興基金活用事業

事業開始年:1992年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
環境生活部文化振興課拠点連携グループ	8	0	8

助成プログラムの目的

県内の文化団体及び文化団体が主体的に参加する実行委員会(以下「団体等」という)が、地域の特色を活かしながら自ら企画して行う創造的な事業に対し、補助金を交付することにより、本県の文化の普及・振興を図る

対象となる活動

活動成果の発表、自主企画による公演・展示等

対象者の要件

継続して活動を行う見込みのある団体等が、文化を振興する目的で自らが企画した創造的な事業(文化団体等創造活動助成)

みえ県民文化祭地域自主プログラムに採択され、広域的に活動を行っている団体等が、自ら企画し創造して、みえ文化芸術祭にふさわしいと認められる事業(みえ県民文化祭地域自主プログラム助成)

助成金額の考え方、または上限金額

交付申請に基づき、審査の上、予算の範囲内で交付する。上限金額は創造活動助成事業:20万円、地域自主プログラム助成:50万円

助成対象経費 ——

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
38	38	695

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

2012年度:募集開始2012年2月13日、申請締切3月12日、採択通知4月2日、事業終了後一ヶ月以内または、2013年3月31日。助成金の交付は実施報告書が提出され、額の確定通知を行い、請求書が提出されてからおおむね20日以内

審査・選考委員等の選定方法

書面で確認

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

特に実施していない

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

実績報告書で確認。申請に基づき、三重県の後援名義の使用を承認する場合がある

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や アカウンタビリティ等

特になし

助成プログラム名:文化力チャレンジ補助金

事業開始年:2012年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
――			

助成プログラムの目的

国民文化祭で芽生えた地域の文化活動のネットワークを定着、発展させるとともに、今後、文化力による京都の活性化を推進することを目的としている

対象となる活動

府民等がチャレンジ精神を発揮し、府内各地で地域の歴史、文化、自然を生かして、主体的に企画・実施する文化活動

対象者の要件

非営利の文化活動を行う個人又はグループ、団体で、法人格の有無は問わない。また、実際の活動の場が京都府内であれば住所又は所在地が府外であってもかまわない

助成金額の考え方、または上限金額

補助金の額は補助対象経費の2/3以内で、補助限度額は20万円。ただし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額、補助限度額及び補助対象経費から入場料等の当該事業に係る収入を減じて得た額を比較して、いずれか少ない額を限度とする

助成対象経費

報償費・旅費・需用費・役務費・委託料・使用料及び賃借料・原材料費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
73	53	974.1

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(24年度の場合)募集期間:平成24年8月24日～9月24日、採否通知:平成24年10月1日付けで通知、報告書提出:事業終了後30日以内又は平成25年4月10日のいずれか早い日までに提出、助成金交付:報告書受理後、2～3週間で額の確定。確定後、約2週間後に指定の口座に支払い

審査・選考委員等の選定方法

(24年度の場合)委員任命者:文化芸術振興課長、人数:5名、任期:審査委員会開催日から平成25年3月31日まで、審査方法:事前に委員に申請書類一式を送付した上で、審査委員会を開催。各委員からそれぞれの申請事業に関して意見を聴取。その意見を参考に、京都府が採択事業を決定

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等

助成プログラム名:芸術文化活動支援事業(県域芸術文化団体等による芸術文化活動への支援)

事業開始年:1990年

事務局以下の職務(あるいは部課)、雇用形態、職員数(2013年3月1日現在)

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
企画県民部県民文化局芸術文化課	12	2	14

助成プログラムの目的

県内全体の芸術文化活動の活性化を図るため、県域を対象に芸術文化活動を目的として組織された団体等が行う芸術文化事業に対して、補助金を交付する

対象となる活動

美術、音楽、演劇、文芸等、芸術文化に関する公演、コンクール、展示、出版等の事業で、県民の芸術文化の振興に寄与する事業

対象者の要件

県内に活動の拠点を有し、県域を対象に流派を越えて組織された団体
 県内の広域的な地域を対象に芸術文化の分野や流派を越えて組織された団体

助成金額の考え方、または上限金額

45万円(定額)

助成対象経費

舞台芸術公演・展示事業:会場費、謝金、音楽費、文芸費、舞台費、人件費、運搬費、材料費、運営費、宣伝費、印刷費、発送費、記録費
 文芸作品出版事業:謝金、文芸費、人件費、宣伝費、印刷費、発送費、運営費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
24	24	993

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

4月募集開始、6月申請締切、8月交付決定通知、事業完了後30日以内報告書提出→助成金交付

審査・選考委員等の選定方法

書類審査

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

――

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

――

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や アカウンタビリティ等

――

助成プログラム名:芸術文化活動支援事業(ふるさと芸術文化発信サポート事業)

事業開始年:2006年

助成プログラムの目的

県内に活動拠点を有する団体等が、地域の文化資源を生かして県内で行う芸術文化活動に要する経費の一部を補助することによって、地域を元気にするとともに、広く県民に芸術文化鑑賞の機会を提供し、芸術文化の振興に資する

対象となる活動

地域に根ざした伝統文化に関する事業、地域の文化資源を生かして実施する美術、音楽、演劇、舞踊、生活文化、文芸等に属する事業

対象者の要件

県内に活動の拠点を有し、地域住民等が参画する芸術文化団体、実行委員会等

助成金額の考え方、または上限金額

18万円(定額)

助成対象経費

会場費、謝金、旅費、音楽費、文芸費、舞台費、人件費、運搬費、印刷費、運営費、材料費、用具費、発送費、宣伝費、記録費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
32	29	522

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

4月募集開始、6月申請締切、9月審査会、9月採否通知、事業完了後30日以内報告書提出→助成金交付

審査・選考委員等の選定方法

審査委員:3名(委員長は兵庫県企画県民部県民文化局長)、任期1年。審査・選考の方法:書類審査

助成プログラム名:芸術文化活動支援事業(ふるさと芸術文化振興事業)

事業開始年:2006年

助成プログラムの目的

各地域の団体・市町等で組織した実行委員会が実施する芸術文化活動を支援することで、発表・鑑賞機会の提供を行い、草の根芸術文化のレベルアップを図る

対象となる活動

実行委員会が実施する各地域ならではの特色ある芸術文化事業

対象者の要件

県内の各地域の芸術文化団体、市町等で組織する実行委員会(7地域)

助成金額の考え方、または上限金額

63万円(定額)

助成対象経費

会場費、舞台費、人件費、運搬費、音楽費、文芸費、印刷費、宣伝費、発送費、運営費、材料費、記録費、謝金、旅費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
6	6	378

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

4月募集開始、6月申請締切、6~7月交付決定通知、事業完了後30日以内報告書提出→助成金交付

審査・選考委員等の選定方法

書類審査

助成プログラム名:芸術文化活動支援事業(国民文化祭派遣団体への支援)

事業開始年:1989年

助成プログラムの目的

国民文化祭に参加する団体等に対し、参加に要する経費の一部を補助することにより、他府県の団体との交流を通じて、「芸術文化立県“ひょうご”」の名を全国に一層高め、県内の文化水準の向上を図る

対象となる活動

国民文化祭に参加する団体等に対し、参加費用(交通費)の一部を支援

対象者の要件

国民文化祭に参加する団体等のうち、兵庫県が行っている「ふれあいの祭典-県民文化普及事業」各実行委員会の推薦を受けている団体、または開催県の国民文化祭実行委員会から推薦依頼があった団体

助成金額の考え方、または上限金額

参加者1人あたりの補助額(定額) 3,060円(前日リハーサルに参加しない場合)、6,120円(前日リハーサルに参加する場合) ※開催地により、補助額変動

助成対象経費

交通費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
4	4	41

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

国民文化祭出場団体決定(開催年により変動)→補助金案内→交付決定→国民文化祭出場→実績報告書・請求書提出→実績確定・補助金交付

審査・選考委員等の選定方法 書類審査

助成プログラム名:ひょうごの芸術文化育成・支援事業(ひょうごの芸術文化育成事業)

事業開始年:2011年

助成プログラムの目的

県内に活動拠点を有する個人・グループ(以下「芸術家等」という)が県内で新たに行う創造的取り組みに要する経費の一部を補助することにより、県内の芸術文化活動のすそ野を広げ、今後の継続した活動につなげる

対象となる活動

音楽、演劇、舞踊等の舞台芸術の公演、美術作品の展示等の事業、文芸作品(小説、詩、短歌、俳句、川柳等)出版事業

対象者の要件

県内に拠点を有し、芸術・文化活動を新規に行う個人・グループ

助成金額の考え方、または上限金額

50千円(対象経費100千円以上の事業)(定額)

助成対象経費

会場費(公演、展示事業)、印刷費(出版事業)

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
23	20	100

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

4月募集開始、8月申請締切、審査、交付決定通知、事業完了後30日以内報告書提出→助成金交付

審査・選考委員等の選定方法 芸術文化コーディネーターに協議して審査、審査・選考の方法:書類審査

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

県の主要事業として、事務事業評価を県のホームページに掲載

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等

助成プログラム名：ひょうごの芸術文化育成・支援事業（ひょうごの芸術文化支援事業）

事業開始年：2011年

助成プログラムの目的

県内に活動拠点を有し、芸術・文化活動を平成21年4月1日以前より現在まで継続的に行っている個人・グループ（以下「芸術家等」という。）の県内での活動に要する経費の一部を補助することにより、その活動の範囲を広げ、活動の活性化を図り、広く県民に芸術文化鑑賞の機会を提供するとともに、芸術文化の振興に資する

対象となる活動

音楽、演劇、舞踊等の舞台芸術の公演、美術作品の展示等の事業、文芸作品（小説、詩、短歌、俳句、川柳等）出版事業

対象者の要件 県内に拠点を有し、芸術・文化活動を継続的に（3年以上）行っている個人・グループ

助成金額の考え方、または上限金額

100千円（対象経費150千円以上1,000千円未満の事業）（定額）

150千円（対象経費1,000千円以上の事業）（定額）

助成対象経費 会場費（公演、展示事業）、印刷費（出版事業）

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
71	68	710

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

4月募集開始、5月申請締切、6月交付決定通知、事業完了後30日以内報告書提出→助成金交付

審査・選考委員等の選定方法 ——

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価 ——

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

県の主要事業として、事務事業評価を県のホームページに掲載

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウントビリティ等 ——

助成プログラム名:新たな文化活動チャレンジ補助金

事業開始年:2011年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
課長	1	0	1
課長補佐	1	0	1
係員	6	1	7

助成プログラムの目的

文化芸術団体が、自らの創意工夫に基づいて企画・運営を行う優れた事業を支援することで、県民の多くが文化に触れ、楽しむ環境の整備を進め、文化芸術活動を通じた奈良県の活性化を図る

対象となる活動

単なる文化教室の発表会や親睦目的、興行以外の活動 音楽、美術、写真、舞踊、演劇、映画、古典芸能(能楽等)、大衆芸能(落語、民謡等)、生活文化(茶道、華道、書道等)など

対象者の要件

- (1) 県内に所在地又は活動の拠点を有する団体
- (2) 一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること
- (3) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること
- (4) 会計経理が明確であること
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としないこと
- (6) 暴力団、または暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと
- (7) 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とした団体でないこと
- (8) 団体の全役員は、成年後見人または被保佐人並びに破産者で復権を得ない者のいずれかにも該当しない者であること

助成金額の考え方、または上限金額

一般枠:(補助金対象経費—入場料等収入)×1/2 (上限50万円)

重点枠(音楽活動活性化枠):(補助金対象経費—入場料等収入)×2/3(上限100万円)

助成対象経費

出演、出展関係費 設営、舞台費 旅費 会場費 印刷、広報関係費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
29	22	9,974

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

募集期間:4月初旬~5月初旬→採用通知:6月初旬→報告書提出 事業完了後30日以内もしくは4月初旬のどちらか早い日→助成金交付 請求書提出後すみやかに

審査・選考委員等の選定方法

任命者:奈良県知事、6人以内、任期1年 要件:学識経験者、文化芸術又は文化振興に精通する者、県職員のうち指定する職にある者

一次審査:書類審査 二次審査(一次審査通過者):公開プレゼンテーション 外部有識者による審査会

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

必要に応じて職員が、事業開催日に参加して調査を実施

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等

助成対象の制度、採択団体、催事名、開催日について、ホームページで公表

助成プログラム名：鳥取県文化芸術活動支援補助金

事業開始年：――

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
文化観光局文化政策課	11	3	14

助成プログラムの目的

本県の文化芸術活動の一層の推進を図るため、県内に活動の本拠を置く芸術・文化団体が自主的・自発的に行う芸術・文化活動に対し支援を行う

対象となる活動

県内に活動の本拠を置く芸術家及び芸術・文化団体等から自ら行う創造的な作品展示・舞台公演・出版活動

対象者の要件

――

助成金額の考え方、または上限金額

――

助成対象経費

――

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
――	――	11,031

助成プログラム名:文化立県とくしま推進事業

事業開始年:2008年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
県民環境部文化スポーツ立県総局国民文化祭課	10	3	13
とくしま文化振興課	7	1	8

助成プログラムの目的

徳島県内の市町村・文化団体等が第22回国民文化祭とくしま2009の成果を継承・発展(次世代・後継者育成)させるため

対象となる活動

- (1)国民文化祭継承事業:国民文化祭の成果を継承・発展させていくために実施する文化事業
 (2)次世代・後継者育成事業:次世代・後継者育成のために実施する事業のうち、国民文化祭の成果を踏まえ、特に重点的に取り組む必要があると認められる事業

対象者の要件

次に掲げる要件を満たす市町村・文化団体等。(1)徳島県内に住所もしくは活動の拠点を有すること、(2)団体にあっては一定の規約を有し、かつ、代表者及び所在地が明らかであること、(3)明確な会計経理を実施していること、又は実施できると認められること、(4)助成事業が実施できると認められること、(5)事業実施にあたり、ポスター・チラシ等に、文化立県とくしま推進事業助成金または助成を受けている旨を明記すること

助成金額の考え方、または上限金額

- (1)対象事業に要する経費の総額から次に掲げる経費を控除した額の2/3以内(上限100万円) 1:当該事業の実施に伴う入場料 2:他団体からの助成金等
 (2)対象事業に要する経費総額から、他団体からの助成金等に相当する額を控除した額の2/3以内(上限100万円)

助成対象経費

- (1)出演費・謝金等 音楽・文芸費等 設営・舞台費等 旅費・通信費等 宣伝・印刷費等
 (2)出演費・謝金等 旅費・通信費等 宣伝・印刷費等

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
68	48	1,468

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

募集開始10月中旬、申請締切12月中旬、採否通知1月下旬交付内定、4月1日交付決定、報告書提出事業終了日から起算して30日以内、助成金交付 助成金請求書を受理した後

審査・選考委員等の選定方法

選考委員会において審査、書類審査

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

特になし

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウントビリティ等

助成制度の要綱については県ホームページに公表済、助成対象案件については県ホームページで団体・催事名・開催日等公表

助成プログラム名:ふくおか県民文化祭

事業開始年:1993年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
新社会推進部県民文化スポーツ課	18	0	18

助成プログラムの目的

広く県民に文化芸術の鑑賞、参加、創造の機会を提供し、文化活動の裾野の拡大を図るとともに、県内の文化団体に発表と交流の場を提供することにより、新しい県民文化の創造と発展を図ることを目的としている

対象となる活動

市町村および文化団体が主催する県民文化祭の趣旨に沿った事業(Ⅰ)市町村が実行委員会のメンバーとなって、新たに地域の特色ある文化を創造し発展させる事業(Ⅱ)文化団体が主催し、広く一般県民を対象に地域を活性化させる事業(Ⅲ)事業区分Ⅰ、Ⅱで3年間継続して実施した事業のうち、地域への定着の観点から継続することで一層の効果がある事業。

対象者の要件

県内で文化活動を行っている市町村および文化団体

助成金額の考え方、または上限金額

助成対象経費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
23	22	1,455

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

前年12月～2月:事業の応募、3月:事業の採否通知、5月:実行委員会会議、6月:各事業担当者への説明会(事務手続き等)、(随時):助成金交付申請→助成金交付、8月:ガイドブック発行、10～12月:各事業の開催、(事業終了後):実績報告書の提出、3月:記録集の発行

審査・選考委員等の選定方法

審査:書類+ヒアリング

選考委員:実行委員会事務局

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

モニタリングや活動現場の評価は、特に行っていない。事業によっては、実行委員会メンバーとして参画する

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

事後評価等は特に行っていないが、実績報告書を提出させている

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や アカウントビリティ等

各事業の取組みや当日の状況、全体を通したまとめなどを「ふくおか県民文化祭」の記録集として集約し参加団体に配布している。「ふくおか県民文化祭」ホームページにて、各事業の詳細を公表している

助成プログラム名:地域の芸術文化環境づくり支援事業

事業開始年:2012年

事務局以下の職務(あるいは部課)、雇用形態、職員数(2013年3月1日現在)

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
文化文教・国際課文化担当	27	10	37
上記のうち文化担当	5	0	5

助成プログラムの目的

住民の文化活動に対する支援や文化資源を活かした地域づくりに取り組むなど、県内の市町村が実施する地元に着したさまざまな文化事業に対して助成を行うことにより、県内全域の芸術文化の向上に寄与することを目的とする

対象となる活動

- (1) 郷土の偉人・先人顕彰事業
- (2) 舞台芸術公演
- (3) 伝統芸能体験・郷土芸能大会

※ただし新規に行うもの、もしくは周年行事であることが必要

対象者の要件

市町村等

助成金額の考え方、または上限金額

賃金・謝金・旅費・委託料・需用費・役員費・使用賃借料・備品購入費・補助金その他知事が必要と認める経費に対し、2分の1以内(500千円上限)

※市町村の財政力指数によっては3分の1以内。また市町村以外の場合は、別途要件あり

助成対象経費

賃金・謝金・旅費・委託料・需用費・役員費・使用賃借料・備品購入費・補助金その他知事が必要と認める経費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
6	6	205

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

4月募集 5月申請締切 6月採否通知

報告書・助成金交付 事業終了後(清算) ※あくまでイメージ

審査・選考委員等の選定方法

課内において実施要領の要件に基づき決定

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

必要に応じ、県職員が実施調査

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウントビリティ等

助成制度については、市町村向け研修会や助成事業ハンドブック、文化を考える懇談会等において随時周知をおこなっている

助成プログラム名: 県民芸術祭補助金

事業開始年: 1997年

助成プログラムの目的

県民の多彩な文化活動の促進と文化の鑑賞・発表機会の拡充を図るため、「県民芸術祭」を実施する(公財)宮崎県芸術文化協会に対して補助する

対象となる活動

(1) 周年的・記念的の事業、(2) 地域性を活かした事業、(3) 先進的な事業、(4) 県外・国外との交流事業
 ※県民芸術祭の実施主体: 宮崎県芸術文化協会の定めによる

対象者の要件

(1) (公財)宮崎県芸術文化協会 (2) 参加を希望する(公財)宮崎県芸術文化協会の会員等(下部組織を含む) ※県民芸術祭の実施主体: 宮崎県芸術文化協会の定めによる

助成金額の考え方、または上限金額

2分の1以内

助成対象経費

実施に要する経費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
5	5	1,000

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

随時募集(翌年度分)→2月神聖締切→3月採否通知

助成金交付: 実施時期に応じ随時概算払い

報告書: 事業終了後

審査・選考委員等の選定方法

(公財)宮城県芸術文化協会が設置する県民芸術祭運営委員会において決定

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

必要に応じ財団職員が実施調査

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウンタビリティ等

ホームページや通信紙における広報等

助成プログラム名:文化芸術による地域づくり事業

事業開始年:2010年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
文化観光局文化振興部	30	0	30

助成プログラムの目的

本事業は、市民やNPO団体等が主体となって、市内各地域の地域資源を活用し、地域住民と協力して継続的な活動を行う文化芸術活動を支援する事業です。このことにより、地域におけるつながりやネットワークを広げ、コミュニティの活性化につなげることや横浜の魅力の発信を図るものです

対象となる活動

美術、映像、音楽、舞台芸術などアートにかかわるものであればジャンルは問いませんが、各部門の2つの項目を満たすものとします(1)フェスティバル部門＝開催地域外からも含めた集客を見込めるフェスティバル性を有するもの。地域の歴史や自然、景観などを活用し、アートを通じてその魅力を引き出し、地域に寄与するもの(2)コミュニティ部門＝福祉・環境・街づくり等に取り組む地域やコミュニティの活動において、アートを通じて課題解決や活性化を目指すもの。アートに触れる機会を広げ、参加者間におけるコミュニケーションの醸成や感性を育むことを目的としたもの

対象者の要件

芸術の創造または文化水準の向上を図る、市民団体・NPOまたこれに準ずる任意団体であること。営利を目的としない芸術文化活動を行なう組織であれば、法人格の有無は問わない。企画の活動拠点が横浜市内であれば、所在地は問わない

(助成の対象とならない活動)(1)政党・政治的団体としての活動を目的とするもの(2)宗教の布教を目的とするもの(3)主として営利を目的とするもの(4)公序良俗に反する等支援対象として適当でないもの

助成金額の考え方、または上限金額

(1)フェスティバル部門 1件につき上限50万円、(2)コミュニティ部門 1件につき上限25万円

助成対象経費

(1)出演料、企画演料(2)作品制作費(3)会場使用費(4)印刷費、郵送保険料など事務印刷費、(5)著作権料(6)実施事業当日運営費(飲食に関わる経費を除く)、(7)その事業実施にあたって必要な経費で理事長が認めるもの

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
39	17	515

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

2月:公募開始、3月30日:応募締切、4月下旬:第1次審査、第2次審査、選考結果発表、5月:選考結果発表、記者発表、キックオフミーティング、6~7月:キックオフパーティー、事前ヒアリング、広報プロモーション、研修会、7月~12月:「横浜アートサイト」実施期間、事後ヒアリング、2月:横浜アートサイト シンポジウム

審査・選考委員等の選定方法

補助団体の決定については、アートサイト審査会を開催し、外部の有識者の方による選考の結果、補助団体を決定します。平成24年度は、3名の選考委員で実施しました。第1次選考/応募書類による書類選考、第2次選考/ヒアリング

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

モニタリング等は行っていませんが、「横浜アートサイトだより」を発行し、団体相互の情報共有に努めている

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

事後評価やフォローアップは行っていませんが、事業終了後にシンポジウムを開催し、課題の共有などを行っている

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告やアカウントビリティ等

助成制度の要綱については、横浜アートサイト公式ホームページで公表済、助成対象の案件については、横浜アートサイト公式ホームページで公表 (参考)http://artsite.yafjp.org/2012

助成プログラム名:横浜市映画祭開催支援事業

事業開始年:2005年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
文化観光局創造都市推進部	20	0	20

助成プログラムの目的

横浜市では、都心臨海部を中心に文化芸術創造都市づくりを推進しています。その重点施策の一つである「映像文化都市づくり」を進めるため、映画祭の支援を行っています。映画祭の開催を通じて、横浜市民が映画作品を身近に鑑賞・体験でき、市民文化の向上、都心臨海部への集客増、国際交流の促進、国際コンベンションとしての内外へのアピール強化等が期待できます。

対象となる活動

申請者が自ら主催し、横浜都心部(本要項においては神奈川区、西区及び中区)で平成25年4月1日から平成26年3月31日までに活動が完了する映画祭で、原則として次の要件を全て満たしているものを対象とする。(1)映画館(興行場法における都道府県知事の許可を得ているもの)で、2日間以上の期間で開催し、統一テーマ等で選定した5本以上の作品を上映すること、(2)メイン会場が100席以上で、座数×開催日数(複数会場の場合はその合計)が300席以上であること、(3)広く内外の映画・映像作品が参加できる途が開かれている映画祭で、次のいずれかに該当すること (ア)コンペティションの実施など若手映画制作者等の発掘を目的とするもの、(イ)未公開作品や横浜で未紹介の作品の上映企画が含まれているもの、(ウ)映画館での上映機会が少ない海外の作品等を上映するもの。(4)監督・出演者等のトークイベント、シンポジウム、ワークショップなど、上映以外のイベントを含むこと、(5)次年度以降も横浜で定期的に開催することが予定されていること、(6)政治的または宗教的な宣伝意図を有しないものであること、(7)横浜市及び横浜市関係団体から他の助成を受けていないこと

対象者の要件

映画祭の開催を主たる目的とし、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの。(1)民法第34条の規程又は特定非営利活動促進法により設立された法人、(2)上記以外の法人格を有する団体、(3)法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体(ア)定款、寄付行為に類する規約等を有すること、(イ)団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること、(ウ)自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること、(エ)団体活動の本拠としての事務局を有すること

助成金額の考え方、または上限金額

(1)対象経費の1/2、(2)100万円、(3)申請者の自己負担額、の3つのうち、最も少ない金額を限度とする。また自己負担額とは、入場料・補助金・協賛金等の収入を除き、主催者が負担する額を意味する

助成対象経費

会場費、付帯設備費、トークイベント、ワークショップ等開催経費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
11	11	約 377 (予定)

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

2月申請書類提出、3月中旬審査、3月下旬審査結果通知と映画祭の記者発表、事業終了日から一ヶ月以内に事業報告書・事業収支決算書提出、補助金額確定通知、振込

審査・選考委員等の選定方法

委員数: 5名、審査方法: 書類審査

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

特になし

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

開催時に事業担当者による視察等を実施。次回(翌年度)の審査会において、対審査委員説明へ反映

責団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告やアカウントビリティ等

本市予算執行の原則にもとづいて、実施

助成プログラム名:横浜市マザーポートエリア創造活動支援事業

事業開始年:2010年

助成プログラムの目的

マザーポートエリア(※)において、文化芸術の創造性を生かし、新たな価値の付加や魅力の向上、賑わいの創出に寄与する創造活動に対し、事業にかかる経費の一部を支援する。 ※マザーポートエリアについて【本事業においては、①横浜駅周辺地区、②みなとみらい21地区、③関内・関外及びその周辺地区(野毛地区、初黄・日ノ出町地区、石川町地区を含む)、④元町地区、⑤山手地区】

対象となる活動

マザーポートエリアにおいて、広く市民を対象とし、文化芸術の創造性や横浜ならではの歴史・文化・風景などを生かして実施される以下のいずれかに該当する事業 (1) 地域や市民、商店街、NPOなどとアーティストやクリエイターとが連携、協働して行う創造的な事業 (2) 横浜ならではの歴史・文化・風景を生かして芸術アクション事業「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2012」を盛り上げ、マザーポートエリアの集客や賑わいに寄与する事業 (3)「OPEN YOKOHAMA 2012」キャンペーンを盛り上げる事業(ガイドツアー等、横浜の魅力を体験しながら回遊性を高める事業や、普段体験できない横浜の隠れた魅力に触れることのある期間限定の事業など)

対象者の要件

補助対象事業を実施する団体

助成金額の考え方、または上限金額

補助対象経費の2分の1以内で最大80万円

助成対象経費

企画費、広報費、運営費及び会場費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
40	20	約 793 (予定)

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

各年度に2回実施(第1期:4月~7月、第2期:8月~3月) 募集開始:(第1期)2月、(第2期)6月 申請締切:(第1期)3月上旬、(第2期)7月上旬 決定通知:(第1期)4月上旬、(第2期)7月下旬 報告書提出:随時 ※事業終了日から1ヵ月以内 確定通知:随時 助成金交付:随時 ※請求書受理後1ヵ月以内

審査・選考委員等の選定方法

審査会名:横浜市マザーポートエリア創造活動支事業審査会 任期:1年

構成員:学識経験者、市職員等 審査方法:書類審査

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

広報支援:本市関係機関等へのチラシ・ポスター等の配布。その他:必要に応じて現場調査

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウントビリティ等

助成制度の要綱について、市ホームページに公表済。採択事業(団体名・日時・事業名等)について市記者発表済

助成プログラム名:相模原市文化芸術発表・交流活動支援事業

事業開始年:2007年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
企画市民局市民部文化振興課	10	6	16

助成プログラムの目的

市民に自主的で創造的な文化芸術活動の発表及び交流の機会を提供することを目的として、市民が実施する事業に対し施設使用料等の一部を補助する

対象となる活動

(1)市民の自主的で創造的な文化芸術活動の発表及び交流の機会となる事業であること (2)市民一般に公開される事業であること (3)公共的、公益的な事業であること (4)営利を目的とした事業でないこと (5)政治的又は宗教的な事業でないこと (6)市内の施設を会場とした事業であること (7)国及び地方公共団体若しくはその外郭団体による他の補助制度の対象とならない事業であること (8)施設使用料等が、他の法令等により納めるべき金額から減額されていないこと (9)法令に違反する事業でないこと

対象者の要件

(1)15歳以上の者かつ5人以上で構成され、その過半数が市内在住者(市内に在勤・在学する者を含む)である団体 (2)構成員が18歳未満の者のみの団体は、保護者、指導者等が申請人であること (3)政治的または宗教的な活動を行う団体ではないこと (4)法令に違反する活動をおこなう団体ではないこと

助成金額の考え方、または上限金額

助成対象経費の2分の1以内を補助するものとし、8万円を上限とする(算出された額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする)

助成対象経費

(1)会場使用料、(2)会場の附帯設備、備品等の使用料 ※平成25年度から、外部講師等への謝礼も助成範囲に含む

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
46	30	198.6

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

12月15日:募集開始、1月30日:申請締切、2月下旬:選考委員会、3月中旬:採否通知、4月以降:事業終了後1ヶ月以内に報告書提出、その後助成金交付

審査・選考委員等の選定方法

以下の4人の委員で構成される選考委員会(任期1年)を設置し、書類審査を行う (1)相模原市民文化財団理事、(2)青少年団体代表、(3)公民館代表、(4)学識経験者

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

事業実施後に提出される実績報告書にて評価を行う

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等

当該事業の要綱については、市ホームページに公表済

助成プログラム名:京都市芸術文化特別奨励制度

事業開始年:2000年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
課長級	4	0	4
係長級	8	0	8
係員級	12	0	12

助成プログラムの目的

芸術文化の若い担い手等を育成することにより、新たな芸術文化の創造を促進し、京都の芸術文化を振興すること

対象となる活動

芸術文化にかかわる活動

対象者の要件

次のすべての条件に該当する個人又はグループ（1）住所地、活動拠点又は予定する発表場所のいずれかが京都市内であること。（2）京都の芸術文化の振興や発信に貢献する可能性のある活動（創作、発表、企画、研究など）を行っていること

助成金額の考え方、または上限金額

1個人又は1グループにつき300万円 ※この制度は「人材育成」を目的として、将来、特に有望と認められる若い芸術家の方々を奨励するものであり、事業への助成を目的とするものではない

助成対象経費

奨励金の使途に特段の制限はない

※単に既成の作品制作機材の購入を目的とする活動計画は対象とならない

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
72	2	600

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

5月募集開始、7月申込締切、12～1月採否通知、翌年4月奨励金交付、10月活動報告、翌々年度4月活動結果報告、以降4年間:年1回活動報告

審査・選考委員等の選定方法

〈一次審査〉委員任命者:京都市長 人数:9人程度 任期:2年 書類及び音源・映像審査
 〈二次審査〉委員任命者:京都市長 人数:11人程度 任期:2年 面接

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

10月に中間報告、年度終了後に報告を受ける

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

採択された年度の後、4年間活動報告を受ける

また奨励者は、本市の事業にご協力頂くなど、関係が継続するよう留意している

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
 アカウンタビリティ等

奨励者を紹介する展覧会、公演等を企画する他、毎年事務事業評価を行っている

助成プログラム名:神戸市民が豊かな芸術文化を創作発表・鑑賞するための助成
事業開始年:1992年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
市民参画推進局文化交流部	23	0	23

助成プログラムの目的

神戸市民が豊かな芸術文化を創作発表・鑑賞する活動の振興を図るため

対象となる活動

(1)芸術性・文化性を備え、神戸市の文化振興に寄与するものであること (2)広く一般に公開されていること (3)政治活動または宗教活動でないこと (4)営利を主目的とした活動でないこと (5)神戸市または神戸市の外郭団体から他の助成を受けていないこと (6)団体の所在地が神戸市内にあること(会場費補助の場合に限る) (7)前各号に掲げるもののほか、市長が助成をすることを必要と認めること

対象者の要件

(1)創作発表団体、(2)鑑賞提供団体。前項の団体には、公共団体もしくは公共的団体、または営利企業は含まないものとする。ただし市長が特別に認める場合はこの限りではない

助成金額の考え方、または上限金額

団体が神戸市内で行う創作発表・鑑賞活動に要する経費のうち、会場使用料の1/2(会場に公的施設を使用する場合は1/3)以内の金額を、予算の範囲内で30万円を限度として助成。また、団体が神戸市内で行う大規模な創作発表・鑑賞活動の事業のうち、神戸の市民文化の振興に大きく寄与するものに対し、その事業費の1/3以内の金額を、予算の範囲内で200万円を限度として助成

助成対象経費

団体が神戸市内で行う創作発表・鑑賞活動の場合の会場費。もしくは団体が神戸市内で行う大規模な創作発表・鑑賞活動の事業の場合は特別事業費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
316	314	2,780

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

募集開始:2、7月1日から手引配布、申請締切:当該月の最終月～金曜日、報告書提出:事業終了後速やかに、助成金交付:報告書提出後随時

審査・選考委員等の選定方法

人数7名(任期1年)による書類、及び会議開催し審査

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

随時、実施状況を現場確認

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

報告書による確認、必要に応じてヒヤリング

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や アカウントビリティ等

助成プログラム名:まちな再生・活性化に寄与する文化芸術創造・創作支援助成

事業開始年:2012年

助成プログラムの目的

文化芸術の力を活かした多様なまちな再生・活性化を図るため、まちな再生・活性化に寄与する文化芸術の創造・創作を主体的に実施できる団体が行う事業に要する経費の全額または一部を助成する

対象となる活動

下記事業要件のすべてを満たす事業①神戸市内で行う事業であること ②団体の単独事業ではなく、市民・地域等との協働の事業であること ③対象事業期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする ④事業累計(A～D)のいずれかに該当し、まちな再生・活性化の促進に寄与する事業であること。A滞在型文化芸術活動支援事業(おおむね1ヶ月以上滞在)、B市民や地域と文化芸術の担い手との交流事業、Cまちなを舞台とした文化芸術イベント、D文化芸術による国際交流事業

対象者の要件

下記団体要件のすべてを満たす団体 ①自ら主体的に文化芸術を創造・創作する法人格を有する団体 ②神戸市内に文化芸術創造・創作拠点を所有又は賃借している団体

助成金額の考え方、または上限金額

ABC:1,000千円が上限。D:1,500千円が上限。

助成対象経費

会場費、舞台費、出演費、音楽費、文芸費、運搬費、謝金・人件費、印刷・発送費、旅費、宣伝費、記録費、運営スタッフ経費(事業を実施するために必要となる団体の人件費相当額の一部を助成対象経費の5%を上限として「助成対象経費」に加算することができる)、その他

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
8	4	290

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(平成25年度)募集開始:3月1日、申請受付3月25・26日、書類選考:4月上旬、選考会:4月15日、助成交付決定通知:4月下旬、助成金交付:決定通知とともに発送する請求書提出後、概算払、助成金実績報告書の提出:事業終了後30日以内又は4月30日までのどちらか早い時期まで提出:随時 ※事業終了日から1ヵ月以内 確定通知:随時 助成金交付:随時 ※請求書受領後1ヵ月以内

審査・選考委員等の選定方法

書類選考及び企画提案を聴取する選考会を開催。選考会委員5名、任期3年

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

必要に応じて市職員が公演調査を行っている

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

事業の成果や反省点について報告・発表する事業報告会を実施する(選考会の委員に対し事業報告を行う)

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告やアカウントビリティ等

助成制度の要綱、申請書を市のHPに掲載。助成対象事業については事業名・団体名・代表者名・助成金額を公表予定

助成プログラム名:北九州市文化振興基金奨励事業

事業開始年:1991年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
文化振興課長	1	0	1
文化振興係長	1	0	1
文化振興係文化振興基金担当	1	0	1

助成プログラムの目的

芸術・文化に関する市民の自主的な活動を更に活発化し、その内容をレベルアップすること。

対象となる活動

(1)市民の行う芸術・文化活動、若しくは、市民が芸術・文化に接する機会を提供する原則市内で開催される事業 (2)芸術・文化活動を担う人材を育成する事業 (3)国際的な芸術・文化交流事業 (4)芸術・文化の研究調査活動 (5)芸術・文化に関する情報の収集・提供活動

対象者の要件

次のすべての条件を満たすもの (1)市内に住所がある個人又は団体 (2)一定の活動実績、又は事業を確実に完遂できる見込みがあると認められるもの (3)団体については、一定の規約を有し、かつ代表者が明らかであること (4)ただし、北九州市暴力団排除条例第6条の規定により、暴力団又は暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者及び団体は、対象者とならない

助成金額の考え方、または上限金額

補助金額は、当該事業経費から当該事業収入を除いた範囲内のうち、1/2を超えない範囲で、かつ、北九州市長が認めた助成対象経費の2/3以内。なお補助金額は原則として100万円、70万円、50万円、40万円、30万円、20万円、10万円とし、10万円未満の場合は1万円単位とする

助成対象経費

奨励活動に関わる費用のみとし、団体の運営に要する経費、練習に係る経費等は除く。対象となる費目は活動内容により異なる

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
31	26	888

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

要望書と必要書類を市長に提出。市長は、要望書を受理後、奨励事業検討会の意見を聞き、奨励しようとする活動を決定し、その結果を要望書の提出者に通知

審査・選考委員等の選定方法

年間2度(2月、8月の市政だより)募集、検討会の意見を聴取し、市長が決定している。検討委員は文化事業に造詣が深い市内在住の有識者3名

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

実績報告の際にプログラム等印刷物の提供を必須としている。また、必要に応じて市職員が公演、その他の視察などを行っている

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や アカウントビリティ等

事業概要について市ホームページに公表済

助成プログラム名:熊本市舞台芸術助成事業

事業開始年:2003年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
文化振興課	40	5	45

助成プログラムの目的

熊本市文化振興計画の主旨に基づき、音楽、演劇、舞踊及び伝統芸能活動等の分野において、舞台芸術活動を行う団体又は個人に対し、事業に係る費用の一部を助成することにより、当該団体及び個人の発表機会の充実と育成を図り、多くの熊本市民に鑑賞する機会を提供するとともに、熊本市が所有する施設の利用促進を図ることを目的とする

対象となる活動

音楽、演劇、舞踊及び伝統芸能活動等で、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当し、熊本市が所有する施設において行われるもの

- (1) 優れた舞台芸術の鑑賞機会を広く市民に提供し、情操の涵養に寄与することが期待されるもの
- (2) 公演内容が創造的であり、市民が優れた文化に触れることができるもの
- (3) 活動する個人又は団体の今後の成長、発展が期待できるもの
- (4) 活動する個人又は団体が自ら企画し、出演し、作品を発表するもので、市民にわかりやすい内容であるもの
- (5) その他本市の文化振興に寄与すると思われるもので、助成の対象としてふさわしいもの

対象者の要件

次の各号に掲げるいずれかの要件に該当するもの

- (1) 熊本市に居住すること
- (2) 団体の事務局の住所が熊本市内であること
- (3) 舞台芸術活動の場が主として熊本市内であること

助成金額の考え方、または上限金額

助成上限30万円

助成対象経費

- (1) 公演当日の会場使用料(附属設備使用料は含まない)
- (2) 公演当日の控室使用料(附属設備使用料は含まない)
- (3) その他必要と認める会場使用料(附属設備使用料は含まない。本公演直近の総稽古または前日の仕込みにかかる会場使用料のいずれか1回のみとし、ホールの使用料のみを対象とする)

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
45	33	320

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

各年度2回実施(前期4～9月 後期10～3月)

前期:募集開始2/1 締切2/28 採否通知4/1 後期:募集開始7/1 締切7/31 採否通知9/1

報告書提出:事業終了から30日以内 助成金交付:実施報告・助成金請求後1～2週間以内に交付

審査・選考委員等の選定方法

熊本市舞台芸術助成事業審査委員会設置要綱に定める審査委員5名(熊本市観光文化交流局次長、熊本市市民会館長(※)、熊本市産業政策課長(※)、熊本市男女共生推進室長(※)、熊本市文化振興課長)による書類審査

※申請が多い対象施設を管轄する部署の長

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

特に行っていない

必要に応じて、市職員が公演調査を行う

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告やアカウントビリティ等

助成制度の要綱は、市ホームページで公表済。助成対象の案件は、開催前の公表は行っていない

申請者に対象事業のチラシ・プログラム等の印刷物に助成事業名の印字を依頼

市ホームページに募集記事を掲載する際、前年度に助成対象となった催事名・団体名を掲載

助成プログラム名:公益財団法人青森学術文化振興財団助成事業

事業開始年:1992年

事務局以下の職務(あるいは部課)、雇用形態、職員数(2013年3月1日現在)

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
事務局長	1	0	1
職員	5	1	6

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業
青森県、青森市

団体の設立年 1992年

団体の設置目的

青森県内の地域における教育・研究活動等の振興を図り、もって県内の学術・文化の発展に寄与することを目的とする

助成プログラムの目的

青森県内地域における教育・研究活動等の振興を図り、もって青森県内の学術・文化の発展に寄与することを目的とする

対象となる活動

- (1) 地域における学術文化の振興に関する事業
- (2) 青森公立大学の国際交流を中心とした教育活動
- (3) その他、法人の目的を達成するために必要と認められる事業

対象者の要件

- (1) 事務所を県内に有する団体、又は県内の所属機関等に所属し、研究活動を行っている個人及びグループ
- (2) 原則として1年以上継続して組織があり、かつ代表者を含め3人以上の役員がいる団体、又は、現在の所属機関等に1年以上所属し、研究活動を行っている個人及びグループ
- (3) 事業計画、予算書及び決算書を示すことができる団体又は研究活動を行っている個人及びグループ

助成金額の考え方、または上限金額

学術文化の振興に関する事業。ただし、(1)地域における学術文化の振興事業:50%助成(上限50万円)、(2)学術図書出版事業:80%助成(上限100万円)。予算の収入状況により、自己負担がある場合も

助成対象経費

謝金、旅費、賃金、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、賃借料、その他理事長が必要と認める経費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
36	36	3,697.9

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

10月1日~11月30日:募集期間 12月1日~1月中旬:事務局査定 2月中旬:助成金審査委員会

2月下旬:内定等通知 3月下旬:理事会・評議員会で決議 4月上旬:交付決定通知

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

- (1) 事務局(査定、ヒアリング)
- (2) 助成金審査委員会(審査)
- (3) 理事会・評議員会(審査、決定)

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

特になし

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

1年(4月~3月)を通じての助成となるため、理事長が各助成事業者へ事業状況を報告する通知を行うことができる。また事務局では、随時、電話、FAX、メール、来所で提出書類等についての相談を受けている

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や アカウントビリティ等

地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成23年度政令第410号)において、予算の執行に関する長の調査権の対象が、出資比率1/4以上となったことから、青森市議会へ事業計画及び事業報告を行っている

助成プログラム名:文化団体海外公演等支援事業

事業開始年:1993年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
事務局長兼総務管理課長	1	0	1
企画事業課長	1	0	1
企画事業課長補佐兼係長	1	0	1
総務管理係長	1	0	1
同主査	1	0	1
同係員	3	0	3
事業専門員	1	0	1
企画専門員	1	0	1
企画事業係員	5	0	5

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業 宮城県

団体の設立年 1992年

団体の設置目的

県民の自由な発想と活力を活かしながら、広範・多様な文化振興事業を行うことにより、本県の文化活動の一層の活性化を図り、もって個性豊かなみやぎの文化の創造に寄与することを目的とする

助成プログラムの目的

地域文化の振興及び文化芸術活動の一層の活性化を図るため、県内の文化芸術団体等が行う文化事業に対して助成、支援を行う

対象となる活動

文化団体等が国際文化交流の一環として外国において実施するもので、下記に掲げる文化芸術活動事業とする(総合、美術、音楽、演劇、舞踊、映像、古典芸能、民俗芸能、文学、生活文化)。または外国の文化団体等を招聘して実施する次の事業とする(音楽公演事業、演劇公演事業、舞踊公演事業、美術展覧事業、その他特に必要と認める事業)

対象者の要件

文化団体等で次の要件を満たしているもの。①県内に住所又は活動の本拠を有すること。②団体にあって

は、一定の規約を有し、かつ代表者が明らかであること。③一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること。

助成金額の考え方、または上限金額 自己負担額が100万円未満の場合の公演は10万円、自己負担額が100万円以上200万円未満の場合の公演は20万円、自己負担額が200万円以上300万円未満の場合の公演は25万円、自己負担額が300万円以上500万円未満の場合の公演は30万円、自己負担額が500万円以上の場合の公演は50万円。本番前に公演に係る経費は対象外とし、公演委託料が経費の大部分を占める事業については、招へい公演と同等の取り扱いとする。

助成対象経費

会場使用料、出演料、講師謝礼金、会場整理員賃金、賃賃料、通信運搬費、印刷製本費、宣伝費、旅費交通費等

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
1	1	20

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

各年度2回実施(助成対象機関:上期4月~9月、下期10月~3月)(受付期間:上期12/1~12/15、下期6/1~6/15) ①交付申請(提出書類) ②審査会 ③交付決定通知 ④公演等事業実施 ⑤実績報告(提出書類) ⑥交付確定通知 ⑦助成金交付(提出書類) ⑧助成金の振込

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

委員は、文化芸術に優れた識見を有する者その他理事長が適当と認められる者のうちから、理事長が委嘱する。10人以内で組織する。任期は2年。

審査・選考の方法:申請書、収支予算書、対象事業に関する資料(計画書、企画書、前回のチラシ、パンフレットなど)を元に審査会にて対象事業及び交付額の適否の審査を行い、理事長が決定する

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価 特になし

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み 特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告やアカウントビリティ等

ホームページ等で団体、催事名、日程等を公表

助成プログラム名:文化団体等支援事業

事業開始年:1992年

助成プログラムの目的

地域文化の進行及び文化芸術活動の一層の活性化を図るため、県内の文化芸術団体等が行う文化事業に対して助成、支援を行う

対象となる活動

文化芸術活動を主たる目的とするものを助成対象とする。総合(文化祭、芸術祭、芸能祭等)、美術(絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザイン等)、音楽(合唱、吹奏楽、オーケストラ、オペラ、邦楽等)、演劇(制作激、人形劇、ミュージカル等)、舞踊(邦舞、洋舞等)、映像(映画等)、古典芸能(歌舞伎、能、狂言、文楽等)、民俗芸能(民謡、郷土芸能等)、文学(小説、詩、短歌、俳句、川柳、評論)、生活文化(茶道、華道等)

対象者の要件

各種の文化芸術活動を主たる目的としている団体又は個人で、次の要件を満たしているもの。

- 1:県内に住所または活動の本拠を有すること
- 2:団体にあっては、一定の規約を有し、かつ代表者が明らかであること
- 3:一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること

助成金額の考え方、または上限金額

自己負担額が20万円以上70万円未満の一般団体等の公演は5万円、同70万円以上100万円未満の一般団体等の公演は7万円、同100万円以上の一般団体等の公演は10万円
学生団体に対しては上記いずれかの基準を満たした上で、大学生等の学生団体の公演は3万円、高校生以下の学生団体の公演は2万円を基本とする。4千円以上の入場料を徴する事業については減額となる場合がある。決算が予算に対し著しく減少した場合は減額となる場合がある

助成対象経費

文化芸術活動事業(出版事業を除く):会場使用料(付帯設備料を含む)、出演料、講師謝礼金、会場整理員賃金、賃貸料、通信運搬費、印刷製本費、宣伝費、旅費交通費等
出版事業:印刷製本費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数102件、採択件数102件、交付金529万円

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

審査・選考委員等の選定方法

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

**貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等**

助成プログラム名:市町村支援事業

事業開始年:1992年

助成プログラムの目的

地域文化の進行及び文化芸術活動の一層の活性化を図るため、県内の文化芸術団体等が行う文化事業に対して助成、支援を行う

対象となる活動

文化芸術活動を主たる目的とするものを助成対象とする。総合(文化祭、芸術祭、芸能祭等)、美術(絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザイン等)、音楽(合唱、吹奏楽、オーケストラ、オペラ、邦楽等)、演劇(制作激、人形劇、ミュージカル等)、舞踊(邦舞、洋舞等)、映像(映画等)、古典芸能(歌舞伎、能、狂言、文楽等)、民俗芸能(民謡、郷土芸能等)、文学(小説、詩、短歌、俳句、川柳、評論)、生活文化(茶道、華道等)

対象者の要件

県内市町村

助成金額の考え方、または上限金額

自己負担額が100万円未満の場合の公演は10万円、同100万円以上200万円未満の場合の公演は20万円、同200万円以上300万円未満の場合の公演は25万円、同300万円以上500万円未満の場合の公演は30万円、同500万円以上の場合の公演は50万円。

本番前に公演に係る経費は対象外とし、公演委託料が経費の大部分を占める事業については、招聘公演と同等の取り扱いとする。上記基準額に基づき清算した助成金交付総額が予算の範囲を超える場合は、上記基準額どおり助成金を交付しないことがある

助成対象経費

会場使用料(付帯設備料を含む)、出演料、講師謝礼金、会場整理員賃金、賃貸料、通信運搬費、印刷製本費、宣伝費、旅費交通費等

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数1件、採択件数1件、交付金額10万円

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

審査・選考委員等の選定方法

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

**貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等**

助成プログラム名:支援・助成・協力事業

事業開始年:2006年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
常勤職員			74
市派遣			1
市OB			11
事業職員			5
任期付職員			3
臨時雇用職員			40

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業

仙台市

団体の設立年 1986年

団体の設置目的

文化芸術の振興、郷土の歴史の継承及び生涯学習の支援に関する事業を行い、もって魅力ある市民の文化創造と豊かな市民生活の実現に寄与すること

助成プログラムの目的

市民による自主的な文化活動を支援し、新たな文化交流・創造・発信の促進を図るため

対象となる活動

活動内容:募集時に公表する「助成の評価項目と優先度」のいずれかに該当すると認められる事業

主催者等:仙台市内の団体(個人)が主催する事業、または仙台市内で実施する事業

形態:公演、展覧会、上映会、講演会、ワークショップ、出版、複合型イベント

分野:音楽(クラシック、合唱、吹奏楽、民族音楽、現代音楽、ジャズ、ポピュラーなど)、演劇(現代演劇、ミュージカルなど)、舞踊(洋舞、日舞、民族舞踊、コンテンポラリーダンスなど)、美術(絵画、彫刻、工芸、デザイン、写真、インスタレーションなど)、その他(伝統芸能、文芸、郷土史、映画など)

対象者の要件 特になし

助成金額の考え方、または上限金額

収支差額の範囲内かつ助成対象経費の2分の1以内で、一事業につき160万円が上限

助成対象経費

外部からの出演者・出品者にかかる経費(出演料、出品料、旅費交通費、宿泊費など)、会場費(公演・展示会場費、附帯設備費、稽古場費など)、外部への業務委託にかかる経費(音響・照明・ピアノ調律などの人件費、旅費交通費、宿泊費など)、広報宣伝にかかる経費(印刷費、看板製作費、広告掲載費、渉外人件費など)、制作にかかる経費(通信運搬費、アルバイト賃金、消耗品費、記録費、交渉・打ち合わせのための旅費交通費、宿泊費など)

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
194	177	1,730

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

年度に2回実施(助成対象期間 上期10月～9月 下期4月～3月)

上期スケジュール 募集開始:5月中旬 申請締切:6月中旬 決定通知:9月 報告書提出:実施2か月以内 助成金交付:報告書提出後速やかに ※事業終了前に助成金の1/2を限度に支払う場合がある

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

審査委員会:審査会は理事長の諮問に応じ、対象事業の審査を行い、その結果を答申する。審査会は委員7人以内をもって組織し、有識者のうちから理事長が委嘱する。委員の任期は1年(再任可)

審査の方法:書類審査

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

財団職員が必要に応じて公演等を視察し、報告の一部を財団の季刊情報誌に掲載する

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

上記の通り

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等

助成決定一覧を財団のホームページで公開している

助成プログラム名: アーツコミッション・ヨコハマ助成事業

事業開始年: ——

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
——			

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業

横浜市

団体の設立年 1991年

団体の設置目的

芸術文化を総合的に振興することにより、横浜独自の魅力ある都市創造のための社会基盤の整備を推進し、もって創造性豊かで潤いと活力に満ちた市民生活の実現に寄与する(財団定款より)

助成プログラムの目的

アーティストやクリエイターの活動を多角的に支援することで、人材の誘致・集積を図るとともに、市民の鑑賞機会や創造的活動に接する機会を拡大することで、「文化芸術創造都市・横浜」を推進する

対象となる活動

横浜市内で行われる作品創造や公演・展示等の発表活動(現代芸術分野)事業

横浜市内で行われる創造性を用いて都市の持つ課題解決を目指す活動事業

横浜市都心部にオフィス、アトリエ等を開設する活動事業

アート用途に転用する際の物件改修事業

対象者の要件

現代芸術分野で活動するアーティスト、クリエイターであること

アートや創造産業分野で2年以上の収入実績があること

政治的、宗教的意図を持たないこと

暴力団関連法規に該当する暴力団員でないこと

他の横浜市関連の公的資金支援を受けていないこと

助成金額の考え方、または上限金額

50万円～1,000万円の幅で助成プログラムにより異なる

助成対象経費

活動支援関係:備品購入費、打上げ関係費を除く全ての経費

拠点開設関係:不動産改修費、移転経費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
65	29	3,389

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

3月～4月:告知開始、申請書受付、5月頃:選考、採否通知、事業終了後1か月以内に報告書提出、助成金交付(※事前交付あり) ※プログラムにより異なる

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

専門家(3～5名)、任期2年、書類審査

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

事前ヒアリング、事業当日視察 ※拠点開設関係は現場確認、物件調査を実施

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

事後ヒアリング、アーツコミッション・ヨコハマ所有のアーティスト・アーカイブへの登録

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウントビリティ等

施設事業報告書での報告、ウェブサイトでの採択事業の公開

助成プログラム名:文化活動支援助成金

事業開始年:—

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
事務局長	1	0	1
事務局次長	1	0	1
事業課	3	0	3
総務課	2	0	2

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業

新潟県

団体の設立年 1981年

団体の設置目的

音楽、演劇、舞踊、美術など文化、芸術に関する事業を総合的に展開し振興することにより、県民文化の高揚と文化、芸術の発信、交流を促進し、もって心豊かで創造性に満ちた人間形成を図り、県民生活の向上に寄与すること

助成プログラムの目的

県民の文化への関心を高め、自主的な文化活動の活発な展開と個性豊かな県民文化の振興に資するため

対象となる活動

成果発表事業、自主企画公演・展示事業、地域文化創造事業、芸術文化普及事業、国民文化祭参加事業

対象者の要件

県内の文化団体、各種団体、実行委員会等で

1. 規約等を有するとともに代表者、所在地及び会計処理が明確であること
2. 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
3. 一定の活動実績があること。ただし、発足間もない団体については、今後の活動計画が定まっていることなど

助成金額の考え方、または上限金額

助成対象経費から入場料収入等を控除した額の1/2～1/3（国民文化祭参加事業は別途）

上限は事業により異なり、20万円～150万円

助成対象経費

出演費、音楽費、文芸費、美術費、設営費、舞台費、会場費、謝金、旅費、通信費、宣伝費、印刷費、記録費等

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
30	22	674

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

申請締切前年度2/15→採否通知前年度3月理事会終了後→事業終了後1ヵ月以内報告書提出→実績報告書提出後約1ヵ月後に助成金交付

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

審査委員は理事及び有識者の中から代表理事が委嘱 平成24年度の審査委員は5名(要綱は若干名)

任期は2年(但し再任は妨げない)

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

実績報告書をもとに評価 事務局、審査員が視察する場合もある

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

実績報告書をもとに評価 事務局、審査員が視察する場合もある

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等

助成事業を広報誌等で報告、紹介

助成プログラム名:文化振興事業助成金(1文化鑑賞事業 2総合文化活動事業 3岐阜文化の情報発信事業 4伝統芸能後継者育成事業 5県民文化振興事業)

事業開始年:――

事務局以下の職務(あるいは部課)、雇用形態、職員数(2013年3月1日現在)

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
事務局長	1	0	1
担当職員(文化関係)	6	2	8
担当職員(それ以外)	5	2	7

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業

岐阜県からの職員派遣

団体の設立年 2003年

団体の設置目的

県民文化及び地域文化の振興と発展並びに健康づくりの推進を図ることにより、人間中心のうおいと安らぎのある生活を提供することを通じて、心身の健康と豊かさを実感できる「誇りあるふるさと」岐阜づくりを目指すこととし、これを実現するため「参加」「継承」「創造」の3つの視点で事業を推進していきます

助成プログラムの目的

県内文化活動の活性化による文化的風土の形成

対象となる活動

例:5県民文化振興事業:岐阜県内を広域的に組織する団体が行う文化活動に対し、岐阜県民文化祭「〇〇に親しむ文化のつどい」事業として、各団体が実施する事業に要する経費の一部を助成

対象者の要件

- (1)岐阜県内に活動の本拠を置いていること
- (2)10人以上の会員を有すること
- (3)組織的かつ継続的に文化活動を行っていること
- (4)代表者及び所在地が明らかで、団体の規約及び会計経理が明確なこと
- (5)特定の団体・組織に所属することなど、会員資格に制限が設けられていないこと

助成金額の考え方、または上限金額

上限100万円、総事業費から、他団体からの補助金や助成金を除いた額の1/2以内、のいずれか小さい額を限度額とする

助成対象経費

出演等謝金、交通・宿泊費、文芸費、音楽費、舞台設営費、会場設営費、会場費、宣伝費、運搬費、印刷費、記録費、その他事業運営費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額(助成金全体)

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
175	172	1,912.4

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

申請締切4/30 交付決定6月上旬～中旬 実施報告書は事業終了後一ヶ月以内、その後支払い

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

毎年、6月上旬に認定審査会を開催し決定。認定審査会は、理事長が委嘱する学識経験者等5人で構成する。委員の任期は1年で、再任されることができる

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

特になし

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウントビリティ等

理事会等において報告

助成プログラム名:ふじのくに文化芸術振興補助金

事業開始年:2011年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
事務局長	1	0	1
総務課	10	0	10
企画制作課	12	3	15
利用サービス課	12	0	12

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業 静岡県、県内全市町

団体の設立年 1984年

団体の設置目的 各種の文化振興事業を行うことにより個性豊かな県民文化の振興を図り、もって県民生活の向上と活力あふれる郷土づくりに寄与する

助成プログラムの目的

県民の多彩な文化活動やその文化活動を「ささえる」活動の活性化を促し、また地域において文化を育む拠点を形成し、しずおかの文化芸術の発展に寄与するため

対象となる活動

(1)文化交流・発信事業 (2)公立文化施設の連携・交流事業 (3)「ささえる」活動団体の自立に向けた活動 (4)しずおかの文化芸術団体のステップアップ活動

対象者の要件

(1)県内に活動拠点を置き、文化活動を実施する個人または団体 (2)公立文化施設を運営・管理する地方公共団体、公立文化施設の指定管理者、上記いずれかが加わる運営組織 (3)県内に活動拠点を置き、地域の文化事業を「ささえる」活動を主たる目的とする団体 (4)県内に活動拠点を置き、文化活動を主たる目的とする団体

助成金額の考え方、または上限金額

(1)(3)(4):10万円以上50万円以下、収入を除いた自己負担額の1/2以内で財団が定める額
(2):10万円以上100万円以下、収入を除いた自己負担額以内で財団が定める額

助成対象経費

- ①②事業に関する費用(人件費等団体の経常的な運営費を除く):出演料・謝金・旅費、賃貸料(会場、設備使用料を含む)、舞台等制作費、印刷・広告・宣伝費、通信・運輸・発送費、その他必要となる経費(①の国際交流文化事業のみ、外国文化財団の県内滞在費及び海外公演等に要する経費)
- ③組織の自立のための投資的活動に要する費用(人材確保・育成、運営ノウハウ獲得、資金調達)
- ④ステップアップのための投資的活動に要する費用(人材育成、活動基盤強化、広報活動)

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
40	29	807.5

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

(平成25年度)①②申請締切3/25、書類審査3月下旬、交付決定4月上旬、事業実施後一ヶ月以内実績報告、交付確定、補助金交付。③④申請締切3/25、一次審査(書類)3月下旬、二次審査(プレゼンテーション)4月上旬、交付決定4月中旬、初年度の経過報告もしくは継続申請は翌年3月末締切、その後交付確定、補助金交付。継続の場合は審査の後4月上旬交付決定

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

任期・定数を定めた常設の審議会は設けず、その都度専門家・有識者に依頼し、審査会を実施。平成24年度は次のとおり実施。①②:5人の財団職員が審査員となり書類審査を実施 ③④:2人の外部専門家と5人の財団職員が審査員となり、申請者によるプレゼンテーションを実施

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

必要に応じて財団職員が公演調査を実施

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等

助成制度の要綱については財団ホームページに公表済。助成対象の案件については財団ホームページで団体・催事名・開催日等を公表

助成プログラム名:文化活動助成事業

事業開始年:1990年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
常務理事(兼)事務局長	1	0	1
参与	1	1	2
分室長	0	1	1
主事	1	0	1
その他職員	0	8	8

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業

広島県、広島県内市町村、企業

団体の設立年 1979年

団体の設置目的

県民の生活の中に芽ばえる幅広い文化諸活動に対し、経済的に援助すること等により、心豊かなうらおいのある地域社会の創造に寄与することを目的とする

助成プログラムの目的

県内の文化活動団体が実施する文化事業に対して助成金を交付することにより、県民の自主的な文化活動を支援し、個性豊かな地域文化の発展を図ることを目的とする

対象となる活動

- (1)郷土文化支援事業:助成事業者が行う郷土の文化の保存・伝承事業及び研究事業
- (2)成果発表支援事業:助成事業者が行う地域の文化活動の成果発表事業
- (3)文化のまちづくり支援事業:助成事業者が行う地域振興や観光振興につながる文化事業

対象者の要件

- (1)一定の規約を有すること
- (2)代表者及び所在地が明らかなこと
- (3)会計経理が明確なこと
- (4)一定の活動実績又はその見込みがあること
- (5)構成員の大半が、その団体の活動分野を主な職業としていないこと
- (6)政治団体、宗教団体等の特定の団体に関係していないこと
- (7)特定の流派に関係していないこと
- (8)文化施設の経営を目的とする団体ではないこと

助成金額の考え方、または上限金額

助成限度額30万円

助成対象経費

使用料及び賃借料、講師旅費及び謝金、印刷費(チラシ、ポスター等)、広告宣伝費、記録費(写真等)、備品購入費(特に必要と認められる場合に限り)、記録作品制作費(記録用テープ・CD-ROM等の購入費、編集費等)、印刷製本費、設営・舞台費(会場使用料、会場設営費、作品運搬費、舞台道具製作費、楽器借上料等)

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
40	10	289

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

募集開始11月、書類審査、交付決定3月末、報告書作成(事業完了1ヶ月以内)、助成金交付

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

任期・定数を定めた審議会を実施、審査の方法は、書類審査

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

必要に応じて実施調査

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等

助成制度の要綱については、ホームページで公開、助成対象事業についても同様

財団法人広島市未来都市創造財団

助成プログラム名:財団法人広島市未来都市創造財団文化活動助成事業

事業開始年:1995年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
文化事業部事業課(助成事業担当)	3	1	4

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業
広島市

団体の設立年 1981年

団体の設置目的

市民の文化活動の振興に関する事業、歴史・科学に関する調査・研究及び教育事業並びに青少年の健全育成から高齢者の社会参加の促進までを含む市民の幅広い学習活動や学習成果の活用等に資する事業並びに勤労者の職業及び福祉に関する事業を行い、もって魅力ある市民文化の創造、市民の生涯学習活動の振興及び勤労者の福祉の向上に寄与する

助成プログラムの目的

市民の多様な文化活動に対して財政的な支援を行い、その自主的な活動の盛り上がりを図るため

対象となる活動

音楽、美術、演劇、民俗芸能等の文化活動を行っている団体又は個人が日頃の成果を発表する事業(出版物の発行は除く)で、次に掲げる要件に該当するもの

(1)事業が広島市内で開催され、広く市民に公開されること (2)非営利の事業であること (3)政治又は宗教活動と関わりのない事業であること

対象者の要件

- (1)文化活動の場が主として広島市内であること
- (2)個人又は団体の構成員のほとんどが広島市内に居住又は通勤・通学していること
- (3)団体の所在地又は連絡先が広島市内にあること
- (4)目的、組織、代表者等団体の運営に必要な事項についての定めがあること
- (5)国、地方公共団体及び企業等が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人でないこと
- (6)非営利団体であること

助成金額の考え方、または上限金額

助成上限20万円。助成の額は、対象経費の1/2以内を限度とする。各事業の助成金額は審査会で決定

助成対象経費

(1)印刷費 (2)会場使用料 (3)舞台・会場設営費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
40	23	323.7 (内定ベース)

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

各年度に2回実施(助成対象期間:上期4月～9月、下期10月～3月)。助成金交付申請書の提出→審査委員会の審査→助成金交付の決定→事業の実施→実施報告書の提出→助成金の額の確定→助成金の交付

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

任期:任命した年度末までとし、定数は定めず、その都度専門家・有識者に依頼し、審査会を実施

平成24年度下期・平成25年度上期の審査会は8名の審査員で実施。審査方法は書類審査

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

原則、職員が鑑賞に行き記録をつけている

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や アカウントビリティ等

助成制度の要綱については財団ホームページに公表済。助成対象の案件については財団ホームページで団体・催事名・開催日を公表

助成プログラム名:きらめき活動助成事業
事業開始年:2013年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
事務局長	1	0	1
県民活動・文化振興グループ担当	3	1	4
男女共同参画グループ担当	3	0	3

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業
山口県、山口県社会福祉協議会

団体の設立年 2012年

団体の設置目的

山口県において、県民の自主的・主体的な県民活動を支援し、男女がともに協力し参画する社会の形成や地域性豊かで多彩な文化芸術活動の振興などに資する事業を総合的に推進することにより、県民一人ひとりがきらめき、元気で活力ある住み良い社会の実現に寄与すること

助成プログラムの目的

県民一人ひとりがきらめき、元気で活力ある社会を実現するため、県内の県民活動団体が実施する公益的な活動を支援すること

対象となる活動

自主的・主体的な県民活動、男女共同参画社会の実現に寄与する活動、個性豊かな地域文化の振興と地域の活性化に寄与する活動、特色ある郷土文化の保存・伝承に寄与する活動

対象者の要件

山口県内に事務所を置く、次の要件を満たす団体
(1)県民活動団体又はNPO法人 (2)コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動等の公益的な活動

を行う団体 (3)組織の運営に関する規則(会則等)があり、継続的に活動を行っている又は行う計画のある団体

助成金額の考え方、または上限金額

(1)育成支援コース:上限10万円もしくは20万円 (2)チャレンジプロジェクト支援コース:上限30万円もしくは100万円

助成対象経費

(1)謝金 (2)旅費 (3)消耗品費 (4)印刷費・広告宣伝費 (5)備品費 (6)通信運搬費 (7)会議費 (8)使用料・賃借料 (9)委託費 (10)設営費・舞台費 (11)その他経費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
43	16	656

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)
各年度1回実施(助成対象期間4月～3月) 募集期間(3～5月)→審査(6月)→採否通知(7月)→事業実施(～3月)→報告書提出(事業終了後30日以内)→報告書検査・助成金交付

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)
現在検討中

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価 現在検討中

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み 現在検討中

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等

募集案内については、財団ホームページで公表済。助成金の交付団体については、財団ホームページで公表予定

助成プログラム名:文化芸術振興活動費助成金

事業開始年:2012年(現在の要綱制定)

事務局以下の職務(あるいは部課)、雇用形態、職員数(2013年3月1日現在)

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
事務局長(非専任)	1	0	1
事務局次長(非専任)	1	0	1
事務局員等(非専任)	8	1	9
県民ホール事業部部長	0	1	1
県民ホール事業部舞台・照明・音響担当	5	2	7

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業
香川県100%出資

団体の設立年 1989年

団体の設置目的

文化芸術の振興に関する事業を行い、県民一人ひとりが心の豊かさとうるおいを実感でき、活力あふれる香川の実現に寄与することを目的とする

助成プログラムの目的

文化芸術の創造的な活動を支援し、それらの活動を支える人材の育成を図る

対象となる活動

①文化芸術活動(育成支援、発展支援、国際交流支援) ②若手芸術家活動 ③地域活性化活動

対象者の要件

- (1)香川県内に住所又は活動の本拠を有すること
- (2)団体にあつては、一定の規約を有し、かつ、代表者及び所在地が明らかであること
- (3)明確な会計経理を実施していること、又は実施できると認められること
- (4)活動が完遂できると認められること

前項の規定にかかわらず、次の団体又は個人に助成金を交付しない

- (1)国又は地方公共団体が1/2以上の出資等を行っている団体

(2)政治、宗教、営利を目的とする個人及び団体並びに、活動目的が当助成金を交付することが適当でないとして代表理事が判断した個人及び団体

助成金額の考え方、または上限金額

①②助成対象経費の1/3以内で10万円以上100万円以下 ③助成対象経費の1/2以内で10万円以上100万円以下 特例:香川県文化会館を会場として使用した場合は1/2以内

助成対象経費

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
17	14	305

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

募集開始(3月)⇒申請締切(4月上旬)⇒採否通知(4月中旬)⇒報告書提出(活動終了後)⇒助成金交付

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

委員任命者:代表理事 要件:文化芸術の各分野に知識・造詣の深い者など

人数:5名 任期:審査の都度依頼

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

該当なし

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

該当なし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等

該当なし

助成プログラム名:文化活動活性化支援助成金

事業開始年:1991年

事務局以下の職務(あるいは部課)、雇用形態、職員数(2013年3月1日現在)

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
事務局長	1	0	1
部長	1	0	1
シニアマネージャー	3	0	3
マネージャー	4	0	4
シニアスタッフ	5	0	5
臨時職員	1	0	1

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業

愛媛県、県内全市町村及び民間企業86件が出損

団体の設立年 1980年

団体の設置目的

各種の文化事業を行うことにより、愛媛県民の文化芸術意識の高揚を図り、もって本県の文化及び芸術の振興発展に寄与すること及び愛媛県民文化会館の管理運営を行うことにより社会への貢献に寄与すること

助成プログラムの目的 愛媛県内の文化活動の活性化を図る

対象となる活動

助成対象事業は、次の各号に掲げるもの

(1) 日常の文化活動の成果を発表するために行うイベントの開催や刊行物の発行事業で、広く県民に公開されるもの、(2) その他、愛媛県の文化振興上特に必要と認められるもの

対象者の要件

助成対象者は、次の各号のすべてに該当するアマチュア文化団体

(1) 主たる事務所の所在地、又は活動の本拠が県内に存すること
 (2) 一定の規約等を有し、代表者及び所在地が明らかであること
 (3) 会計経理が明確であること

(4) 一定の文化活動の実績があること、又は事業を完遂できる見込みがあること。ただし、次のいずれかに該当する団体は助成の対象外 ①国・地方公共団体・独立行政法人・特殊法人等の公的法人、②文化施設の経営を主たる目的とする団体、③会社その他の営利団体、④学校、企業、事業所内の文化活動団体

助成金額の考え方、または上限金額

助成金の額は、助成対象となる経費から、入場料・参加料・広告料・寄付金・協賛金・他の助成金・物品の販売代金などの収入を控除した額の2分の1以内で1,000円未満切捨とし、上限は25万円

助成対象経費

(1) 使用料 (2) 製作・設営・舞台費 (3) 運搬費 (4) 印刷・広告費 (5) 通信費 (6) 記録費 (7) 文芸・音楽費 (8) 謝金 (9) 旅費 (10) その他の対象経費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
20	13	300 (内定ベース)

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

助成金交付申請書の提出(4月中旬)→選定委員会(5月上旬)→助成金交付決定の通知(5月中旬)→事業の実施→事業実績報告書の提出(事業完了から30日以内に提出)→助成金額確定の通知(実績報告書受理後査定し、2ヶ月以内に通知)→請求書の提出(助成金額確定の通知受理後、速やかに請求)→助成金交付(請求書受理後2週間以内に支払い)

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

応募のあった申請は、有識者(民間)で組織される選定委員会(5名)で書類審査(5月上旬)

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

必要に応じ財団職員が公演調査を行っている

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

担当者が、申請者と面接した場合はフォローアップ票に記載している

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウントビリティ等

助成制度の要綱については財団ホームページに公表済 助成対象の案件については財団ホームページで団体・催事名・開催日時等を公開

助成プログラム名:FFACステップアップ助成プログラム(2012年まで福岡市芸術文化活動助成事業)

事業開始年:1999年

事務局以下の職務(あるいは部課)、雇用形態、職員数(2013年3月1日現在)

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
総務課	5	0	5
事業課	12	0	12

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業 福岡市

団体の設立年 1999年

団体の設置目的

市民の文化活動の振興に関する事業を行い、もって市民の充実した生活の実現と薫り高い市民文化の創造に寄与する

助成プログラムの目的

福岡において芸術分野のプロを目指し、それらの活動を通じて芸術分野の発展・普及に寄与する活動について、経費の一部を交付するほか、アドバイザーからの評価や報告会の実施等のフォローアップを通じ、ステップアップを支援する

対象となる活動

創造活動部門(一般):自ら開催して福岡市内で行う芸術に関する公演・展示・その他の活動において、広く市民に公開され、新しい芸術を創造し発信する活動。創造活動部門(次世代):自ら開催して福岡市内で行う芸術に関する公演・展示・その他の活動において、広く市民に公開され、新しい芸術を創造し発信する活動のうち、特に今後の活躍が期待される若い世代の活動者による活動。人材育成・環境整備部門:主として福岡市内で活動する芸術分野の団体・個人を支援することを目的に実施される活動(セミナー、ワークショップ等)

対象者の要件

創造活動部門(一般):芸術分野の発展普及に資することを主たる目的とし、支援の対象となる活動について福岡市内で活動する団体・個人。創造活動部門(次世代):芸術分野の発展普及に資することを主たる目的とし、支援の対象となる活動について福岡市内で活動する団体・個人。なお、申請時点での活動年数が3年以上10年未満、かつ主たる構成員が30歳未満の団体または30歳未満の個人とする。人材育成・環境整備部門:芸術分野の発展普及に資することを主たる目的とする団体(NPO、任意団体等)※個人は不可

助成金額の考え方、または上限金額

創造活動部門(一般):上限50万円 創造活動部門(次世代):上限20万円 人材育成・環境整備部門:上限20万円 ※ただし、当該活動に係る経費の2分の1の額を上限とし、自己負担金額の範囲(1万円単位)を、予算の範囲内で決定する

助成対象経費

作品借上費(作品借料、作品保険料(展示のみ)) 出演費(指揮料、演奏料、ソリスト料、俳優出演料、セミナー講師謝金) 音楽費(作曲料、編曲料、作詞料、調律料、楽器借上料、写譜料) 文芸費(演出料、監修料、振付料、舞台監督費、舞台美術費、台本料、衣装等デザイン料、照明音響プラン料、訳詞料、著作権使用料) 舞台費(会場借上料、付帯設備使用料、道具費、衣装費、照明費、音響費、舞台美術費、運搬費、会場設営撤去費) 運営費(公演当日の出演者・スタッフ弁当代) 謝金(会場整理謝金、託児謝金) 旅費(出演者、セミナー講師の交通費及び宿泊料、スタッフ交通費) 通信費(案内状送料) 宣伝費(広告宣伝費、立看板費、入場券販売手数料) 印刷費(チラシ、ポスター、案内状、台本、無料配付するプログラム、入場券印刷費) 記録費(録画費、録音費、写真費)

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
27	14	539

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

事業説明会(11月)、募集(11月下旬～1月上旬)、審査(1月中旬～2月末)、内定通知(2月末)、助成金交付申請書の提出(各採択事業実施の1ヶ月前まで)→助成金決定通知、採択事業実施(4月～通年)、実績報告書の提出(各採択事業実施後1ヶ月以内)→助成金確定通知、助成金交付、事業報告会への出席(10月または3月)

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

◆審査員 6名(演劇、ダンス、音楽、美術、映像、古典芸能の専門家各1名) 要件なし

任期:1年 審査員は事業実施年度にアドバイザーに就任し、フォローアップをおこなう

◆審査方法 1次審査(書類審査):財団内部での審査。2次審査(プレゼンテーション審査):審査員による審査。ジャンルごとに実施。1団体あたり10分間で企画の説明(映像・パワーポイント等使用可)、パフォーマンス等自由にプレゼンテーションをおこなう。その後質疑応答。

最終選考:審査員の意見をもとに、財団と市で協議し決定する

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

モニタリング:実施1ヶ月前までに助成金交付申請を提出させ、実施直前での進捗状況等を把握する。現場活動の評価:事業実施時にアドバイザーおよび事務局が視察し評価する

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

事業報告会(10月および3月)を開催し、採択団体から報告させるとともに、アドバイザーから評価・アドバイスをこなう。併せて活動者支援を目的としたセミナー、次年度事業の説明会を実施

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や アカウンタビリティ等

2次審査で市(文化振興課)に入ってもらい、採択団体の最終決定は市と財団との協議にておこなう。また採択団体については財団ホームページ等に掲載するほか、事業報告会を一般公開で開催する

助成プログラム名: 沖縄文化活性化・創造発信支援事業補助金

事業開始年: 2012年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
総務企画課長(県職員)	1	0	1
プログラムディレクター	1	0	1
プログラムオフィサー	5	0	5

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業 沖縄県

団体の設立年 1993年

団体の設置目的

助成プログラムの目的

芸術文化活動、地域の芸能・行事等の取り組みや、アートマネジメントを含む広く沖縄文化の担い手や継承者の育成などの取り組みに対して費用を補助する

対象となる活動

(1) 沖縄文化の土台、仕組み作り事業 (2) 沖縄文化の発信・普及啓発事業

対象者の要件

(1) 県内に事業所を有する法人 (2) 補助対象事業を的確に遂行するに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な財務的処理能力を有していること

助成金額の考え方、または上限金額

(1) 沖縄文化の土台、仕組み作り事業 1,000万円/1件

(2) 沖縄文化の発信・普及啓発事業 500万円/1件

1年目は9/10補助 2年目以降は、8/10補助 最大で3年の補助

助成対象経費

事業にかかる経費のみ(謝金、旅費、需用費、使用料、役員費、賃金、委託、備品は10万まで)

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
145	21	7,900

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

平成24年度は2回公募を行った。公募を8月、申請〆切を9月中旬、審査を10月に行い、11月に採択通知各文化団体の事業は2月まで、報告書は3月上旬〆切、3月下旬に助成金交付

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

アドバイザーボード(5人)による審査、書類審査と委員会での決定

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

平成24年度から実施した事業で、継続審査にあたっては各団体にプレゼンテーション(報告会)を開催した

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

プログラムディレクター、プログラムオフィサーによるフォローアップを行っており、事業効果を高めるアドバイス等を行っている

これら取り組みを、アドバイザーボードでも助言を受けている

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウントビリティ等

勉強会などを実施し、当該事業の周知を図っている

公益財団法人アサヒグループ芸術文化財団

助成プログラム名: 独創的、先駆的な美術展覧会、音楽会、舞台公演等への助成

事業開始年: 無回答

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
公益財団法人アサヒグループ学術振興財団と兼務	3	0	3

年間の運営費(2012年度予算ベース、事業費、人件費を含む)と、年間の助成事業

年間運営費 [万円]	年間助成事業費 [万円]
24,863	6,664

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業 アサヒグループホールディングス株式会社

団体の設立年 1989年

団体の設置目的

多様な想像力の発露である芸術文化活動を総合的に支援振興することにより、芸術文化の創造性の発展を図り、芸術文化の創造性による地域の振興、国内外の交流の促進、多様な社会的課題との連携を図り、もって創造的で豊かな市民社会の実現に寄与することを目的とする

助成プログラムの目的

当財団は、わが国の芸術文化の多様な発展のために、芸術NPOとの連携を視野に入れ、未来の文化を創造し、市民の芸術体験の場を生み出し、地域社会の発展に寄与することをめざしており、この目的に合致した、優れた芸術活動及び、これを推進する団体機関を支援するための助成先募集を行う

対象となる活動

- (1) 芸術活動部門: 美術活動・音楽活動・舞台芸術活動(芸術活動やその普及において優れた意義を有する独創的、先駆的な美術展などの美術活動、音楽会などの音楽活動、公演等の舞台芸術活動)
- (2) 芸術文化団体部門(芸術文化活動を推進する上で独創的、先駆的なプログラムを展開している芸術文化NPO、芸術文化機関、及び芸術文化施設)
- (3) 国際交流事業部門(芸術家等の国際的交流事業で、独創的、先駆的な活動)

対象者の要件

助成を受ける団体は、その作成するホームページ、ポスター、チラシ、パンフレット、入場券等の印刷物に当財団の助成である旨の表示をすることを助成の条件とする

助成金額の考え方、または上限金額

1件あたり100万円を基準とするが、具体的には内容等を勘案して決定する。当財団からの助成金と重複して他財団の助成を受けられても差し支えない

助成対象経費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
576	73	2,770

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

芸術活動(美術・音楽・舞台等)翌年4月～翌々年3月に開催される案件を10月頃に募集、翌年3月に決定

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

各分野の学識経験者、専門家による当財団の選考委員会で厳正に審査し、理事会に答申して決定する。選考委員の任期は2年、再任は妨げない

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

事務方ではなく選考委員が現場視察に行き、より客観的な評価を行う

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

その活動が、どれだけの影響力をもったり、分野における評価がえられるものになったかが評価のポイントになる

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告やアカウントビリティ等

社外だけでなく、社内広報を通して周知につとめている

助成プログラム名:研究助成

事業開始年:1985年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
事務局長1人	1	0	1
専務理事1人	1	0	1
その他部員	21	0	21

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業

なし

団体の設立年 1984年

団体の設置目的

顕賞事業、研究助成事業、社会啓発事業を通じてその促進を図ると共に国際相互理解の増進に努め、もって社会の啓発に貢献し、人類の平和と繁栄に寄与する

助成プログラムの目的

若手研究者支援及び学際融合の場作り

対象となる活動

毎年100万円を50名の方に助成

対象者の要件

若手(自然科学系は40歳未満)

自主的研究を推進できる人(ポスドクは含まず)

指定校に所属する人

助成金額の考え方、または上限金額

一律100万円(2年連続助成する伯楽制度有り:Max 5名)

助成対象経費

特に設定せず自由

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
415	50	5,000

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

5月募集開始⇒9月申請締切⇒12月選考⇒翌年3月決定・通知⇒4月助成金交付

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

財団にて委員任命(理事長)ー各分野の専門家7名程度⇒各委員に事前に予備選考をお願いしています⇒自然科学系(405件)及び人文社会科学系(10件)を一堂に会し選考します

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

事後に会計及び研究成果のReportを提出してもらいますが、なるべく簡便なものとしています

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

助成受給者は「盛和スカラーズソサエティ」会員として登録、年1回の総会出席をお願いしています
又財団より会報を発送しています

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等

年2回の理事会にて都度報告しています(受給者氏名、所属、研究テーマなど)

助成プログラム名:文化活動に対する援助

事業開始年:1993年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
事務局長	0	1	1

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業
株式会社オークワ

団体の設立年 1993年

団体の設置目的 地域の教育・文化・スポーツの振興に資する

助成プログラムの目的

- (1) 県指定無形民俗文化財保持団体に対する援助
- (2) 和歌山県が主催する県民芸術展(県展)の開催援助
- (3) その他の文化活動に対する援助

対象となる活動

対象者の要件

助成金額の考え方、または上限金額

一団体50万円

助成対象経費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
(3)は応募10~18件	2	100

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

- (1) 募集:6月1日~7月7日 (2) 採否通知:9月下旬 (3) 報告書:翌年6月初旬 (4) 助成金交付:11月20日頃

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

- (1) 選考委員の選定:文化・スポーツ・教育に専門的知識を持つ識者5~8人 評議員会、理事会で選任し、理事長が任命 任期2年
- (2) 選考:提出された資料(音源・映像含む)による書類審査

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

報告書を年度内に提出してもらう(写真や映像含む)。報告書に基づき、申請や条件から逸脱がないかチェック

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等

出資者や関係者には事業報告を実施。助成金の目録贈呈式を開催、出席を求める

助成プログラム名:特になし

事業開始年:1988年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
事務局	1	0	1

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業
株式会社岡三証券グループ

団体の設立年:1988年

団体の設置目的

三重県における科学技術に関する研究等及び文化活動に対する助成を行うことにより、三重県民の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする

助成プログラムの目的

財団の設立目的と同じ

対象となる活動

- (1)三重県における科学技術に関する研究および施設に対する助成
- (2)三重県における科学知識の普及啓発に関する助成
- (3)三重県における文化活動に関する助成
- (4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業に対する助成

対象者の要件

政府・民間の機関、団体または個人のいかんを問わない。ただし、同一の研究について他の財団の助成金等を受けていないことを条件とする

助成金額の考え方、または上限金額

助成金額が多くないので、特になし

助成対象経費

研究に当たり、通常必要とされる費用並びに海外派遣および研究者招聘に要する費用とし、諸給与などの経費は除くものとする

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
66	19	1,000

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

公募案内9月末→公募期間10/1~12月末→選考委員会2月中旬→理事会にて決定

3月中旬採否通知→授与式4月初め→助成金交付(授与式直後)

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

理事会で決議し、理事長が任命する。現在7名 任期2年

選考委員には当財団の利害関係者は専任できない。選考方法は、選考委員による書類審査

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

助成対象者からの報告および助成先の活動の報告提出義務および一部活動現場訪問を行っている

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

報告書提出の義務化。来年度より、助成先訪問を継続的に実施予定

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等 既定の評議会で、理事会での報告承認のみ

助成プログラム名:音楽鑑賞教育振興論文・作文募集

事業開始年:1968年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
事務局長	1	0	1
事務局員	5	0	5

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業 パイオニア株式会社

団体の設立年 1972年

団体の設置目的

音楽鑑賞活動の普及及び助成を行うと共に、学校における音楽鑑賞に関する調査研究及び助成並びに指導者養成を行い、もって音楽鑑賞の文化の発展に寄与することを目的とする

助成プログラムの目的

学校における音楽鑑賞の指導法についての研究を促進するため

対象となる活動

学習指導要領における鑑賞指導法、ICT活用の指導法、教材についてなど鑑賞指導の実践を推進していくための研究活動

対象者の要件

小・中・高等学校に勤務する教員及び研究グループ

助成金額の考え方、または上限金額

一件、助成上限50万円

助成対象経費

研究成果物の発表会に関する費用、成果物の印刷費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
4	1	50

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

各年度に1回実施。6/1募集開始 7/31「応募用紙」締切 9/28「本文」締切 11/30入選発表。2年後に報告書提出、翌年3月末までに助成金交付

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

大学教授など有識者による選考専門会議(3名で構成)、審査の上、選考委員会(6名で構成)による書類審査を行う

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

研究活動を、財団事務局が支援しながら、成果物を取りまとめていくまでをフォローアップする

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

最終成果物を報告会にて発表し、成果物は書籍として扱う

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウンタビリティ等

全ての情報を財団ホームページで公表する

助成プログラム名:五島記念文化賞

事業開始年:1990年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
事務局長	1	0	1
事務局次長	1	0	1
事務局員	1	0	1

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業

団体の設立年 1990年

団体の設置目的

芸術・文化の分野における有能な若手芸術家ならびに地域において創造的で優れた芸術文化活動を行っている者を発掘し、顕彰・助成を行うことにより、文化の向上発展に寄与する。

助成プログラムの目的 美術及びオペラ部門における有能な若手芸術家の発掘ならびに養成。

対象となる活動

美術(絵画、彫刻、工芸、写真ほか)の作家、オペラ(歌手、並びにスタッフ(演出、指揮ほか))

対象者の要件

美術:40才以下 オペラ:歌手33才以下 スタッフ40才以下 (いずれも日本国籍を有する者)

助成金額の考え方、または上限金額

賞金50万円、副賞・海外研修助成400万円(1人当り)、研修成果発表助成350万円(1人当り)

助成対象経費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
約40	5	2,250

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

美術:7~9月頃委員による候補者推薦、12月頃選考、採否通知(本人宛)

オペラ:7~9月頃公募、12月頃選考、採否通知(本人宛)

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

選考委員:美術・オペラ各5~10名、理事会にて選任。任期2年

美術:書類、作品展示・審査、面接

オペラ:書類、(歌手は実技)審査、面接

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

研修成果発表としての個展、リサイタルへの助成他

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等

ステークホルダー代表者等の評議員会参加

助成プログラム名:オペラ公演助成

事業開始年:1991年

助成プログラムの目的 創造的で優れたオペラ公演への助成による文化向上

対象となる活動 邦人作品のオペラ作品の公演助成

対象者の要件 邦人作品のオペラ作品の公演助成

助成金額の考え方、または上限金額

1件(1主催団体)100万円

助成対象経費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
約10	5	500

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

7～9月頃公募。12月頃選考、通知。

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

12月頃オペラ選考委員による書類審査

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウンタビリティ等

ステークホルダー代表者等の評議員会参加

一般財団法人親和銀行ふるさと振興基金

助成プログラム名:親和銀行ふるさと振興基金

事業開始年:平成元年

事務局以下の職務(あるいは部課)、雇用形態、職員数(2013年3月1日現在)

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
事務局長(銀行業務と兼務)	0	1	1
事務(銀行業務と兼務)	0	1	1

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業

団体の設立年 平成元年

団体の設置目的

長崎県内の地域振興を目的に教育文化の振興を図るための助成を行う

助成プログラムの目的

長崎県内の地域振興を目的に教育・文化の振興を図るための助成を行う

対象となる活動

長崎県内の特産品・工芸品等の製造業者で将来性があり、育成すべきと判断される企業に対する助成

学校教育法第1条に規定する学校における教育に対する助成

長崎県内産業関係の深い分野について、特に優れた学術研究に対する助成

対象者の要件 地域振興団体及び個人の活動に対する助成

助成金額の考え方、または上限金額

長崎県内の地域振興・学校教育・学術研究等の分野の振興を図るため、これらの活動を行う団体又は個人に対して1件あたり300千円程度(上限500千円)の助成を行う

助成対象経費

(1)歴史・文化伝統の継承発展に資する経費

(2)学校の予算に計上すべきものは除く

(3)運営費は除く

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
17	14	390

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

随時受付、親和銀行長崎県内本支店の窓口を中心に広報受付。年3回選考委員会で助成先及び助成額を決定

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

(1)選考委員の選考方法 選考委員任命者～理事会で推薦決定 8名 任期1年

(2)選考の方法 書類審査で決定

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

採択された活動については銀行役員及び営業店長がフォローアップしている

又マスコミにニュースリリースしている

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等

助成プログラム名:ティファニー財団賞

事業開始年:2008年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
シニアフェロー	0	4	4
プログラム・オフィサー	11	4	15

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業
なし

団体の設立年 1970年

団体の設置目的

国際関係や地球的課題、政治、経済、社会など幅広い政策課題を巡り、日本と諸外国の相互理解と協力関係を促進し、国際社会の発展に寄与する。

助成プログラムの目的

地域の伝統文化の振興と地域社会の活性化に寄与

対象となる活動

地域の伝統文化の振興と地域社会の活性化に寄与する団体にティファニー財団賞を授与

対象者の要件

個人ではなく組織(法人格の有無を問わない)、将来にわたり活動する意思、営利の追求を主たる目的としない、原則として5年以上の活動実績

助成金額の考え方、または上限金額

大賞200万円とティファニー製トロフィー 全国的に認知され、革新性を追求

振興賞200万円とティファニー製トロフィー 小規模ながら地域社会で高く評価され、将来性に期待

助成対象経費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
60	2	400

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

募集開始3月、締め切り4月、採否通知10~11月、賞金授与10月

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

書類及びDVD資料審査により4名の審査員による

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

3年おきにモニタリング

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

2年目に、地域の活性化における伝統文化の役割についての公開セミナーを実施した

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウントビリティ等

授賞式の共同開催

助成プログラム名:東日本大震災に関わる支援活動

事業開始年:2011年

助成プログラムの目的

米国で集められた支援金を東日本大震災の救援、支援に関わる団体に助成

対象となる活動

地域の絆の回復、雇用の創出と地域経済の再生、高齢者の生活支援

対象者の要件

NPO、一般社団法人など

助成金額の考え方、または上限金額

最長3年間にわたり15件の計画助成

助成対象経費

年間約1,000万円

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
公開ではない	5	1,000

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

担当者が現地を訪問し、現地の人々とのインタビューにより決定

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価 担当者が現地を適宜モニタリング

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウンタビリティ等 モニタリングの報告

助成プログラム名:文化活動助成

事業開始年:1997年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
事務局長	1	0	1
事務局次長	1	0	1
事務局員	3	0	3

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業

ベネッセホールディングス

団体の設立年 1986年

団体の設置目的

教育文化活動に対する支援等を行い、岡山県の人材の育成と地域の発展に寄与する

助成プログラムの目的 文化芸術による地域の活性化

対象となる活動 伝統文化振興、文化芸術活動、地域文化創造の3部門

対象者の要件

岡山県内で文化芸術活動を行っている個人団体 学術研究、趣味や同好の活動は除く

助成金額の考え方、または上限金額

地域への貢献度・影響力・広がり、活動の先駆性・独自性などを3部門について4部会で審査し(審査員各4人程度)、点数化して30万円以内で助成

助成対象経費

団体の維持そのものに充てる経費や構成員に対する支出(講師謝礼、食費など)は対象としないが、原則として活動に要する経費については必要性を審査し決定する

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
188	101	1,915

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

12~1月公募助成開始、2月審査委員会、3月理事会決定、3月末までに助成の諾否の通知
遅くとも4月末までに前年度分実施報告提出、6月当年度分助成金支払い・前年度分報告書取りまとめ、
9月当年度分文化助成贈呈式・前年度対象団体発表会・交流会(前年度・当年度助成対象者)・・・同日に

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

理事長が任命、任期1年、4人×4部会 原則として書類審査

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

事務局職員による公演等調査

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし。先進的活動については発表会で紹介(ステージ発表、展示発表)。特に優秀な活動や成果を上げるまでに時間を要する活動は3年継続助成を実施

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等

報告書の送付、贈呈式等への招待、助成対象者から年2回活動予定を調査して一覧にし配布

助成プログラム名:特定文化助成

事業開始年:1997年

助成プログラムの目的

財団の設立目的に沿い、あらかじめ事業計画において助成すべき事業として理事会評議員会で決定されたもの

対象となる活動

岡山県の文化芸術水準を向上させるための継続的な取り組みを支援

対象者の要件

公的団体(自治体を中核とする実行委員会、公益法人等)

助成金額の考え方、または上限金額

100~300万円

助成対象経費

各団体の活動のうち、当財団の設立目的に沿う長期的に支援すべきもの

例:新進アーティスト育成プログラム

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
7	7	830

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期) ——

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価 ——

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み ——

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウンタビリティ等 ——

助成プログラム名:瀬戸内文化育成助成

事業開始年:2010年

助成プログラムの目的

瀬戸内国際芸術祭にあわせて行われる文化活動に助成し、瀬戸内の新たな文化育成と発信を図る。

対象となる活動

瀬戸内沿岸部や芸術祭開催地(犬島、宇野港)での地域文化活動

対象者の要件

個人又は団体

助成金額の考え方、または上限金額

200万円

助成対象経費

活動に要する経費(組織の維持に要する経費を除く)

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
5	5	360

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期) ——

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価 ——

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み ——

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウンタビリティ等 ——

助成プログラム名:緊急的な助成

事業開始年:1997年

助成プログラムの目的

岡山県の文化振興に必要と認められる緊急的な助成

対象となる活動

年度途中で申出のある緊急を要する重要な文化活動の支援、表彰事業の受賞者に対するフォローアップ

対象者の要件

個人又は団体

助成金額の考え方、または上限金額

30万円(文化活動助成並み)

助成対象経費

活動に要する経費(組織の維持経費を除く)

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
12	12	300

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期) ——

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価 ——

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み ——

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
 アカウンタビリティ等 ——

助成プログラム名:指定文化財保全助成

事業開始年:1997年

助成プログラムの目的

国県市町村の指定する文化財で、緊急的に保全することが必要なもの

対象となる活動

早急に保全措置が必要でありながら公的資金での支援が困難なもの

対象者の要件

個人又は団体で、県文化財課の推薦があるもの(県文化財課が助成候補を取りまとめる)

助成金額の考え方、または上限金額

総額100万円

助成対象経費

修繕保全に要する経費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
3	3	100

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
 アカウンタビリティ等 ——

助成プログラム名:文化財保存修復助成

事業開始年:1988年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
事務局	2	1	3

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業

団体の設立年 1988年

団体の設置目的

文化財の保存及び活用に関する事業の助成、芸術文化の発展に係る研究活動に対する助成及び世界の文化財の保護に関する国際的な協力・交流等を促進することにより、文化財の保護と芸術文化の充実向上を図る

助成プログラムの目的

国内文化財の保存修復に対する助成

対象となる活動

文化財の保存修復

対象者の要件

都道府県または市指定文化財で、都道府県の補助対象事業として修理を予定している有形文化財又は有形民俗文化財のうち所有の負担が大きいものに対する助成
所有者(又は管理者)

助成金額の考え方、または上限金額

当該年度予算の範囲内で助成、上限額100万円、各案件の助成額は事業委員会で決定

助成対象経費

文化財の修復に係る費用

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
52	19	1,350 (内定ベース)

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

募集開始:HPで公開及び各都道府県教委を通じて周知

申請締切:毎年、前年度の1月10日～2月末日(各都道府県教委でとりまとめて申請)

採否通知:5月上旬

報告書提出:事業完了後速やかに

助成金交付:報告書提出を書類確認後に、指定口座へ振込

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

事業委員会:理事長が理事会の承認を得て、有識者、専門家を選任し、委員を委嘱する

事業委員会の委員長は委員による互選

12名以内で構成し、任期は4年

審査選考の方法:書類審査

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

特にないが、必要に応じ職員が実地調査(視察)

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウントビリティ等

助成制度の要項や採択事業はHPに掲載

財団の広報誌に採択事業を掲載

助成プログラム名:芸術研究等助成

事業開始年:1988年

助成プログラムの目的

文化財の保存修復や芸術研究に係る研究者(研究機関)の国内における調査研究に対する助成
 同上にかかる共同研究・セミナー等のために外国の研究者・芸術家を短期に日本へ招聘するための経費
 助成
 同上にかかる企画展、演奏会、出版等のための経費助成他

対象となる活動

調査研究、共同研究、セミナー、企画展、演奏会、出版、国際会議参加他

対象者の要件

大学、研究機関等において文化財の保護並びに芸術研究に関する専門分野の諸研究を行うことを目的とした研究者
 外国の研究者、芸術家を招聘の場合、受入機関が十分な実績を有していること

助成金額の考え方、または上限金額

当該年度の予算の範囲内で助成
 上限額は特に定めていないが、各案件の助成額は事業委員会で決定

助成対象経費

調査研究費、会場借用料、旅費、印刷費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
36	19	960 (内定ベース)

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

募集開始:HPで公開及び芸術系大学、研究機関に周知

申請締切:毎年、前年度の1月10日～2月末日(各都道府県教委でとりまとめて申請)

採否通知:5月上旬

報告書提出:事業完了後速やかに

助成金交付:報告書提出を書類確認後に、指定口座へ振込

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

事業委員会:理事長が理事会の承認を得て、有識者、専門家を選任し、委員を委嘱する。事業委員会の委員長は委員による互選。12名以内で構成し、任期は4年

審査選考の方法:書類審査

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

特にないが、必要に応じ職員が実地調査(視察)

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や アカウンタビリティ等

助成制度の要項や採択事業はHPに掲載

財団の広報誌に採択事業を掲載

助成プログラム名:国際協力助成

事業開始年:1988年

助成プログラムの目的

文化財の保護修復や芸術研究に係る研究者(研究機関)の国外における調査研究に対する助成
文化材の保護修復に従事する外国の専門家を日本に招聘し、研究機関で研修
文化財の保護にかかわる研究者を海外の研究機関へ派遣し研修

対象となる活動

調査研究、研修

対象者の要件

大学、研究機関等において文化財の保護並びに芸術研究に関する専門分野の諸研究を行うことを目的とした研究者

外国からの研修員については、外国籍を有し35歳未満で文化財関係機関において3年以上の実務経験を有する者

研究者派遣については、日本国籍を有し、45歳未満で、文化財専門コースの大学院修士修了又は修士修了3年以上の実務経験を有する者

助成金額の考え方、または上限金額

当該年度の予算の範囲内で助成、各案件の助成額は事業委員会で決定

助成対象経費

調査研究費、旅費

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
17	8	950

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

募集開始:HPで公開及び芸術系大学、研究機関に周知

申請締切:毎年、前年度の1月10日～2月末日(各都道府県教委でとりまとめて申請)

採否通知:5月上旬

報告書提出:事業完了後速やかに

助成金交付:報告書提出を書類確認後に、指定口座へ振込

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

事業委員会:理事長が理事会の承認を得て、有識者、専門家を選任し、委員を委嘱する。事業委員会の委員長は委員による互選。12名以内で構成し、任期は4年

審査選考の方法:書類審査

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

特にないが、必要に応じ職員が実地調査(視察)

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や アカウントビリティ等

助成制度の要項や採択事業はHPに掲載

財団の広報誌に採択事業を掲載

助成プログラム名:東日本大震災被災文化財修復助成

事業開始年:2011年

助成プログラムの目的

東日本大震災により被災した文化財の修復、復旧等に対する助成(5年間実施予定)

対象となる活動

文化財の保存修復、復旧

国の登録文化財、都道府県市町村の指定文化財及びこれに準ずるもの(無形文化財については、これを継承するのに必要な道具類等)

対象者の要件

文化財の所有者又は管理者(被災都道府県教委でとりまとめて申請)

助成金額の考え方、または上限金額

当該年度の予算の範囲内で助成

上限額は特に定めていないが、各案件の助成額については事業委員会で決定

助成対象経費

文化財の修復等に係る費用

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
109	89	14,640 (内定ベース)

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

募集:各都道府県教委を通じて周知

申請:毎年前年度の12月10日-2月末日、都道府県教委でとりまとめて申請

採否通知:5月上旬

報告書:事業完了後速やかに

助成金交付:報告書確認後に指定口座に振込

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

事業委員会:理事長が理事会の承認を得て、有識者、専門家を選任し、委員を委嘱する。事業委員会の委員長は委員による互選。12名以内で構成し、任期は4年

審査選考の方法:書類審査

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

特にないが、必要に応じ職員が実地調査(視察)

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

特になし

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウントビリティ等

助成制度の要項や採択事業はHPに掲載

財団の広報誌に採択事業を掲載

公益財団法人平和堂財団

助成プログラム名:文化・芸術活動への助成

事業開始年 1-(1)①1991年、②1994年、③1998年 2-(2)1996年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
事務局長	1	0	1
事務	1	0	1

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業
なし

団体の設立年 1989年

団体の設置目的

教育・文化・体育の振興及び地球環境の保全に資するための諸般の助成ならびに寄贈などの事業を行い、もって地域社会の健全な発展に寄与すること

助成プログラムの目的

1-(1)新進芸術家活動等への助成 ①「芸術奨励賞」贈呈 ②芸術奨励賞受賞者「新進芸術家美術展」開催 ③芸術奨励賞受賞者『リサイタルの夕べ』開催
2-(2)文化・芸術活動等への助成

対象となる活動

1-(1)滋賀県内に拠点をおき、生涯にわたって国内外で優秀な芸術活動が期待される新進芸術家を支援するため
2-(2)滋賀県内の文化、芸術事業など

対象者の要件

1-(1)① 滋賀県在住または出身者 ②③奨励賞受賞者

助成金額の考え方、または上限金額

(1)①一人20万円 ②一件10万円まで ③月額15万円 2-(2)10~15万円

助成対象経費

2-(2)不問

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
269	150	3,246

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等

助成プログラム名:地域の伝統文化保存維持費用助成

事業開始年:1991年

事務局以下の職務（あるいは部課）、雇用形態、職員数（2013年3月1日現在）

職務または部課	常勤雇用	非常勤雇用	計
事務局長	1	0	1
主幹	1	0	1
主任	1	0	1

設立にあたり出資・出捐や、運営に対し何らかの補助(職員の派遣・場所の提供を含む)を行っている、外郭団体もしくは企業

明治安田生命保険相互会社

団体の設立年 1991年

団体の設置目的

音楽における人材育成並びに地域の伝統文化の保存維持、及び後継者育成に対する助成等を行い、もって国民生活の質的向上並びに我が国文化の発展に寄与すること

助成プログラムの目的

古くから各地に伝承されてきた民族固有の伝統的な文化を正しく後世に残すため、これらの継承活動、特に後継者育成に必要な諸活動への支援

対象となる活動

地域の民俗芸能・民俗技術の継承活動、特に後継者育成のための諸活動に努力している個人または団体の活動

対象者の要件

地域の民俗芸能(民俗行事・民俗音楽を含む)、地域の民俗技術(伝統的製作技術・衣食住に関わる生活技術・伝統工芸を含む)の継承活動を行っていること

助成金額の考え方、または上限金額

民俗芸能: 1件70万円

民俗技術: 1件40万円

助成対象経費

後継者育成と保存継承に必要な諸費用

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
194	54	2,307

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

募集開始:2011年10月17日 申込締切日2012年1月27日 選考委員会2月21日(書類及び写真審査)

採否通知:3月下旬 必要書類提出締切:4月27日 助成金交付:支払い希望日毎に送金

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

選考委員7名は理事会にて学識経験者の内から選任する。提出された書類並びに活動状況及び申込内容の状態がわかる写真を基に採否を決定し、助成候補先を選定している

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

提出された「助成金支給申請書」の内容を確認後、助成金を交付している。上記の記入に資するため、「助成金支給の案内」を決定通知書と共に送付している

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

助成金の使途が判る領収書(写)と助成対象となった写真に基づき妥当性を確認している

貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や

アカウンタビリティ等

出捐元に対しては理事会(年2回)終了後、書面にて報告している。各都道府県毎に出捐元の支社に助成先及び推薦先(県・市町村窓口)を招き、助成金目録贈呈式を実施している

助成プログラム名:音楽学生奨学金

事業開始年:1991年

助成プログラムの目的

わが国のクラシック音楽文化の向上のため、将来の専門家を目指して勉学中の国内音楽学生に対する奨学金を支給

対象となる活動

声楽、器楽、作曲、指揮のいずれかを専攻していること

対象者の要件

指定音楽大学(11校)に学部在籍中で、成績が優秀な3年次生以上の者
在籍大学の推薦を受けられる
声楽、器楽、指揮、作曲のいずれかを専攻とする

助成金額の考え方、または上限金額

年額30万円

助成期間は最長2年間

助成対象経費

音楽学生として必要な諸費用

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
11	11	600

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

募集開始日2012年1月18日 申込締切日4月27日 採否通知6月上旬 手続書類提出7月下旬

助成金交付10月下旬

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

選考委員7名は理事会が学識経験者の内から選任する

選考委員会において書類審査を行い、候補者を決定する

理事会の承認を得て、6月下旬に採否通知を行う

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

指定音楽大学の事務局を通じて必要書類の提出を求める

助成期間中は6ヶ月毎に研修レポート提出を義務づけている

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

研修レポートの提出(6ヶ月毎)

大学事務局より6ヶ月毎に在学証明書、並びに卒業時には成績証明書の提出を義務づけている

**貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
アカウントビリティ等**

出捐元に対しては理事会(年2回)終了後、書面にて報告している

助成プログラム名:海外音楽研修生費用助成

事業開始年:1991年

助成プログラムの目的

国際的音楽家を目指して研鑽中の若手音楽家の海外、特に欧米への留学費用を助成

対象となる活動

海外留学費用

対象者の要件

原則として音楽大学卒業(予定)者及び大学院在籍者・修了(予定)者
 専攻部門は声楽、器楽。なお声楽は1979年9月1日以降、器楽は1984年9月1日以降に生まれた方
 2012年から2013年12月末までの間に入学可能又は既に在籍済
 国や他財団等から助成を受けないこと

助成金額の考え方、または上限金額

年額200万円、かつ助成期間は原則2年間

助成対象経費

留学に関わる諸費用

2012年度における申請件数、採択件数、交付金額

申請件数 [件]	採択件数 [件]	交付金額 [万円]
77	4	1,600

助成プログラムの申請から交付、完了までの流れ

(募集開始、申請締切、採否通知、報告書提出、助成金交付などの例年の時期)

募集開始:2012年1月7日 申込締切日:4月20日 第一次審査会:5月5日(MDの試聴及び書類審査)

第二次審査会:5月27日(実技オーディション及び面接)

採否通知:6月上旬 目録贈呈式:7月17日(目録贈呈及び必要書類交付) 助成金交付(助成目的事由確定後)

審査・選考委員等の選定方法

(委員任命者、要件、人数、任期など)と審査・選考の方法(書類審査、音源・映像審査、面接など)

選考委員7名は理事会が学識経験者の内から選任する

一次審査(MDの視聴及び書類審査)、二次審査(実技オーディション及び面接)

採択された活動の実施に至るまでのモニタリングや活動現場の評価

助成決定後の7月中旬に助成対象者全員を招集し、選考委員及び財団役員出席による目録贈呈式を実施して、助成の趣旨等を徹底している

個別に助成目的事由が確定(海外留学先教育機関入学許可証または在学証明書の提出)まで事務局がフォローする

別途に研修計画書の提出が必要

採択された活動の事後評価やフォローアップなどの取り組み

助成期間中、6ヶ月毎に研修結果報告書の提出を義務づけている

毎年1月に発行する財団機関誌に活動状況に関する報告を投稿するよう依頼している

**貴団体の運営や助成事業に対する出資者や支援者など、ステークホルダーに対する報告や
 アカウンタビリティ等**

出捐元に対しては理事会(年2回)終了後、書面にて報告している

おわりにかえて

上田假奈代

飛びたつ朝に

これからはじまる大阪アーツカウンシルのために

いつだって 飛び立つ鳥は 一羽だ

そのあと 羽音がつづく

だいたい いつも 大阪の路上では

声のほうか はやく届く

大阪の地下には 川が流れた記憶がある

戦争のとき 悲しみも怒りも いのちも

川に捨てられたのだ

そして 埋め立てられた

声か 埋められた

ばたばたと駆けるこどもたちの足音

誰かに会いに走る足音

逃げる足音

行くあてもなくさまよう足音

どうしても向こうに行けなかった悔いの沈黙

行ったきり帰ってこなかった

一度きりの足音も

橋は 行き交う足音や雨や風の音を覚えていた

いまや 地名にしか 橋は残っていないが

地名に耳を澄ませば

遠くから 人々の足音と沈黙が聴こえてくる

かすかな存在の現れを

一羽の鳥が 羽根のなかにくるんで 聴いた

そして

いつだって 飛び立つ鳥は 一羽だ

そのあと 風のような 羽音がつづく

世界は どうだ

喜びも悲しみも怒りも いのちも

声も どんな色合いか

どんな風が吹いているか

誰かの声のような羽音で

飛び立つ鳥よ

大阪の空に ころろ羽ばたかせて

海を渡る鳥よ

大阪の空に タマシイのうたを

響き渡らせる鳥よ

大阪に 夢のように朝を連れて

一羽の鳥が 飛びたつ

OSAKA ARTS COUNCIL

「大阪アーツカウンシル設立に向けた事例調査・フォーラム開催等」事業報告書

発行日：2013年3月29日

著者

アサダワタル | 上田假奈代 | 大澤寅雄 | 太下義之 | 荻原康子 | 加藤種男 | 木ノ下智恵子 | 熊倉純子 | 中川幾郎 | 野田邦弘 | 樋口貞幸 | 弘本由香里 | 福本年雄 | 宮川康子 | 山口洋典 | 山田創平 | 湯浅真奈美 | 吉澤弥生 | 吉本光宏

編集

NPO 法人こえとことばとこころの部屋 [ココルーム] : 上田假奈代 | 小手川望
NPO 法人地域文化に関する情報とプロジェクト [recip] : 吉澤弥生 | 辻並麻由
NPO 法人アート NPO リンク : 樋口貞幸 | 大澤寅雄
應典院寺町倶楽部事務局 : 小林瑠音

協力

植田裕子 | 内山幸子 | 大瀧千輝 | 荻野亮一 | 郷原彩子 | 田中冬一郎 | 橋本みなみ | 前田瑠佳 | 茂木秀之 | 應典院 | 大阪府立江之子島文化芸術創造センター (enoco)

第3部の調査設計

NPO 法人地域文化に関する情報とプロジェクト | NPO 法人アート NPO リンク

デザイン 見増勇介

大阪府・大阪市「大阪アーツカウンシル設立に向けた事例調査・フォーラムの開催等」事業

主催

大阪府・大阪市

受託 (企画・制作・調査)

NPO 法人こえとことばとこころの部屋 | NPO 法人地域文化に関する情報とプロジェクト | NPO 法人アート NPO リンク

NPO 法人こえとことばとこころの部屋

557-0001 大阪市西成区山王 1-15-11 tel & fax 06 6636 1612 | info@cocoroom.org | http://www.cocoroom.org

NPO 法人地域文化に関する情報とプロジェクト

540-0026 大阪市中央区内本町 1-2-7 寿ビル 2FD 号 tel & fax 06 6941 4899 | info@recip.jp | http://www.recip.jp

NPO 法人アート NPO リンク

604-8222 京都市中京区観音堂町 468-3F tel & fax 075 231 8607 | anl@arts-npo.org | http://arts-npo.org

